

CHIBAちば

令和3年度
千葉県男女共同参画白書



男女共同参画

千葉県



男女共同参画

表紙【男女共同参画シンボルマーク】について

男女共同参画社会基本法制定10周年を迎える平成21年に、内閣府男女共同参画局が公募により決定したこのシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の急速な進展により、社会・経済情勢は大きく変化し、さらには、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症の拡大への対応といった新たな課題も生じるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

県では、こうした社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、令和3年3月に「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、「子育て・介護への支援」、「DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力への根絶と被害者への支援」、「防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進」などの取組を重点的に進めているところです。

さらに、今後もこうした取組を着実に推進し、男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画に関する様々な状況を統計データ等により分かりやすく「見える化」するとともに、行政が取り組む施策について広く県民に周知していくことが重要です。

そこで、本県の令和2年度における男女共同参画施策の推進状況と、令和2年度までの5年間を計画期間とした「第4次千葉県男女共同参画計画」を総括した評価結果を白書として取りまとめました。

本白書が、皆様にとって、本県における男女共同参画の状況や施策等に対する理解と関心を深めるとともに、家庭や地域、職場、学校など身近なところから取組を進めていただくための一助となれば幸いです。

令和4年1月

千葉県総合企画部長 鎌形 悦弘

第1部 本県における男女共同参画の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第2部 令和2年度に実施した本県の男女共同参画施策について、第4次計画の施策の方向に基づき、取りまとめています。

第3部 本県の男女共同参画センターの事業について掲載しています。

【はじめに】

第1部

【千葉県における男女共同参画の状況】

I	人口	1
II	意識	4
III	政策・方針決定過程における女性の参画	12
IV	労働	21
V	福祉	39
VI	人権	43
VII	健康	53
VIII	教育	60
IX	国際	62

【県内市町村における男女共同参画の状況】

(1)	推進体制	64
(2)	男女共同参画担当課	65
(3)	男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況	67
(4)	男女共同参画のための総合的な施設設置状況	69
(5)	審議会等における女性委員の登用状況	71
(6)	市町村職員における女性管理職の登用状況	73

第2部

【第4次千葉県男女共同参画計画の概要】	75
---------------------	----

【第4次千葉県男女共同参画計画に係る事業の実績】

第4次千葉県男女共同参画計画施策進行管理票	78
-----------------------	----

【第4次千葉県男女共同参画計画の総括評価】

第4次千葉県男女共同参画計画の総括評価について	97
第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について	99

【第4次千葉県男女共同参画計画における指標の達成状況】

	129
--	-----

【第4次千葉県男女共同参画計画関係事業 令和2年度予算額・決算額】

	131
--	-----

参考

【第5次千葉県男女共同参画計画の概要】	132
---------------------	-----

第3部

【千葉県男女共同参画センター事業一覧】	135
---------------------	-----

千葉県における 男女共同参画の状況

第1部

第1部 【千葉県における男女共同参画の状況】 目次詳細

図表No.	データ名	ページ
I 人口		
1	人口の推移（千葉県）	1
2	人口ピラミッド（千葉県）	2
3	年齢3区分別人口の推移（千葉県）	3
4	高齢化率の推移（千葉県・全国）	3
5	65歳以上人口の年齢階級別男女の割合（千葉県）	3
II 意識		
6	男女の平等意識（千葉県）	4
7	男女の平等意識（千葉県・全国）	5
8	男女の平等意識の推移（千葉県）	5
9	言葉の認知度（千葉県）	6
10	「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移（全国）	7
11	「男は仕事、女は家庭」の考え方（千葉県）	7
12	家事等の役割分担（千葉県）	8
13	家事関連時間（週全体平均）（千葉県・全国）	8
14	曜日別家事関連時間（千葉県）	8
15	子どもの教育における男女平等の意識（千葉県）	9
16	結婚についての考え方（千葉県）	10
17	非婚化について（千葉県）	11
III 政策・方針決定過程における女性の参画		
18	全国都道府県議会における女性議員割合の推移	12
19	千葉県議会における女性議員割合の推移	12
20	全国市議会における女性議員割合の推移	13
21	千葉県の市議会における女性議員割合の推移	13
22	全国町村議会における女性議員割合の推移	14
23	千葉県の町村議会における女性議員割合の推移	14
24	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移	15
25	政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由（千葉県）	16
26	職種別県職員数（千葉県）	17
27	千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移	17
28	市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移（千葉県・全国）	18
29	本務教員に占める女性教員の割合（千葉県・全国）	18
30	産業別男女別役員数の推移（千葉県）	19
31	一事業所当たりの女性管理職の割合（千葉県）	19
32	女性農業委員数の推移（千葉県）	20
33	農協・漁協における女性役員数とその推移（千葉県）	20
34	自治会長に占める女性の割合（千葉県・全国）	20

図表No.	データ名	ページ
IV 労働		
35	年齢階級別、男女別有業率及び就業希望率（千葉県）	21
36	年齢5歳階級別労働力率の推移（千葉県・女性）	21
37	男女別労働力率の推移（千葉県）	22
38	男女別雇用者数の推移及び雇用者総数に占める女性の割合（千葉県）	22
39	役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（千葉県）	23
40	共働き等世帯数の推移（全国）	23
41	女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）	24
42	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 女性）	25
43	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 男性）	25
44	従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県）	26
45	男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差（千葉県）	26
46	男女別雇用者の所定内給与額の推移と賃金の男女間格差の推移（千葉県）	27
47	調査対象事業所における育児休業の取得状況（千葉県）	27
48	男女別育児休業取得率（全国）	27
49	県職員における男性の育児休業取得率（千葉県）	28
50	男性の育児休業取得の義務化についての考え方（千葉県）	28
51	男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由（千葉県）	29
52	ワーク・ライフ・バランスの実現度（千葉県）	29
53	仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備（千葉県）	30
54	有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ（千葉県）	31
55	出生率低下の原因（千葉県）	32
56	家族経営協定締結数の推移（千葉県・全国）	33
57	男女別農業経営者数（千葉県・全国）	34
58	農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移（千葉県）	34
59	女性の起業に関する考え方（千葉県）	35
60	女性の活躍についての考え方（千葉県）	36
61	女性の活躍を推進した方がよい理由・推進しない方がよい理由（千葉県）	36
62	職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うこと（千葉県）	37
63	職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うこと（千葉県）	38

V 福祉		
64	保育所等の数と定員数の推移（千葉県）	39
65	保育所等の定員と入所児童と待機児童数（千葉県）	39
66	延長保育を実施している保育所等の数の推移（千葉県）	40
67	放課後児童クラブの設置状況（千葉県）	40
68	母子世帯数・父子世帯数の推移（千葉県・全国）	41
69	65歳以上の世帯員がいる一般世帯数・構成割合（千葉県・全国）	41
70	要支援・要介護認定者の状況（千葉県）	42

図表No.	データ名	ページ
VI 人 権		
71	機関別相談件数の推移（千葉県）	43
72	機関別相談形態別相談件数及び割合（千葉県）	43
73	専門相談件数（千葉県）	43
74	一時保護件数の推移（千葉県）	44
75	市町村におけるDV相談件数（千葉県）	44
76	千葉県警察におけるDV相談状況	45
77	千葉県警察における措置状況（複数計上）	45
78	保護命令の発令状況（全国順位）	45
79	千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移	46
80	強制性交等・強制わいせつの認知件数（千葉県）	46
81	売春防止法違反の送致状況（千葉県）	47
82	ストーカー事案の認知件数及び措置状況（千葉県）	47
83	千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移（千葉県・全国）	48
84	人権が侵害されていると感じること（千葉県）	49
85	DVの被害経験（千葉県）	50
86	DVの被害経験（千葉県・全国）	51
87	DV被害の相談有無（千葉県）	52
88	DV被害の相談有無（千葉県・全国）	52

VII 健 康		
89	合計特殊出生率の推移（千葉県・全国）	53
90	母の年齢階級別出生数の推移（千葉県）	53
91	乳児死亡率の推移（千葉県・全国）	54
92	新生児死亡率の推移（千葉県・全国）	54
93	周産期死亡率の推移（千葉県・全国）	55
94	年齢階級別人工妊娠中絶の状況（千葉県）	55
95	男女別主要死因の構成割合（千葉県）	56
96	各がんの早世死亡件数（65歳未満）の男女比較（千葉県）	57
97	各がんの早世係数の男女比較（千葉県）	57
98	男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況（千葉県）	58
99	男女別・年齢別自殺者数（千葉県）	58
100	自殺者数の推移（千葉県）	59

VIII 教 育		
101	高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移（千葉県）	60
102	大学における男女別専攻分野別に見た学生数の推移（全国）	61

IX 国 際		
103	ジェンダーギャップ指数（国際比較）	62
104	就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）	62
105	女性の年齢階級別労働力率（国際比較）	63
106	6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たり家事・育児時間の国際比較	63

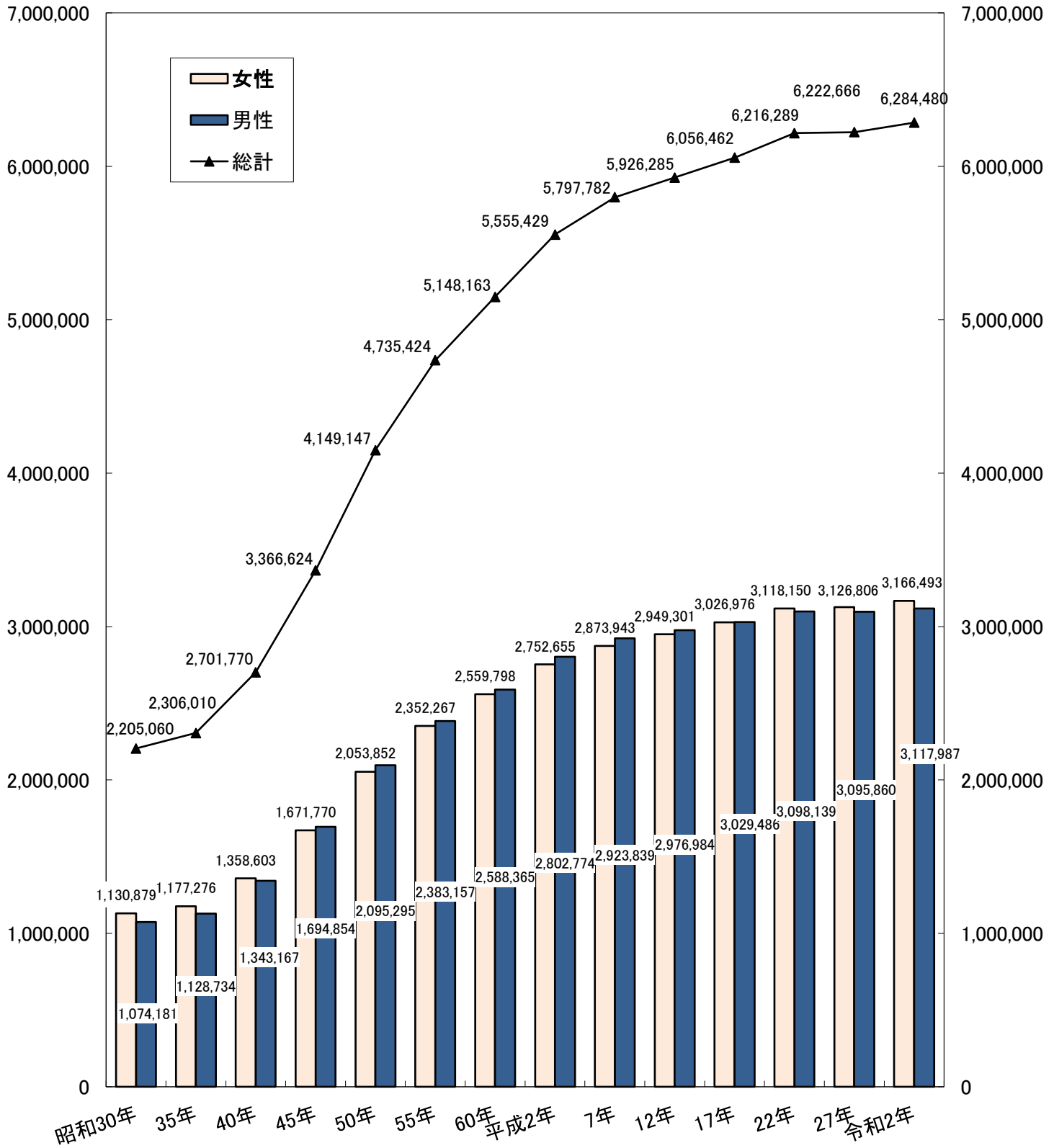
I 人口

1 千葉県における人口の推移

千葉県の人口は60年で約2.7倍に増加しました。しかし近年は、増加の幅が小さくなっています。

図表1 人口の推移(千葉県)

(人)

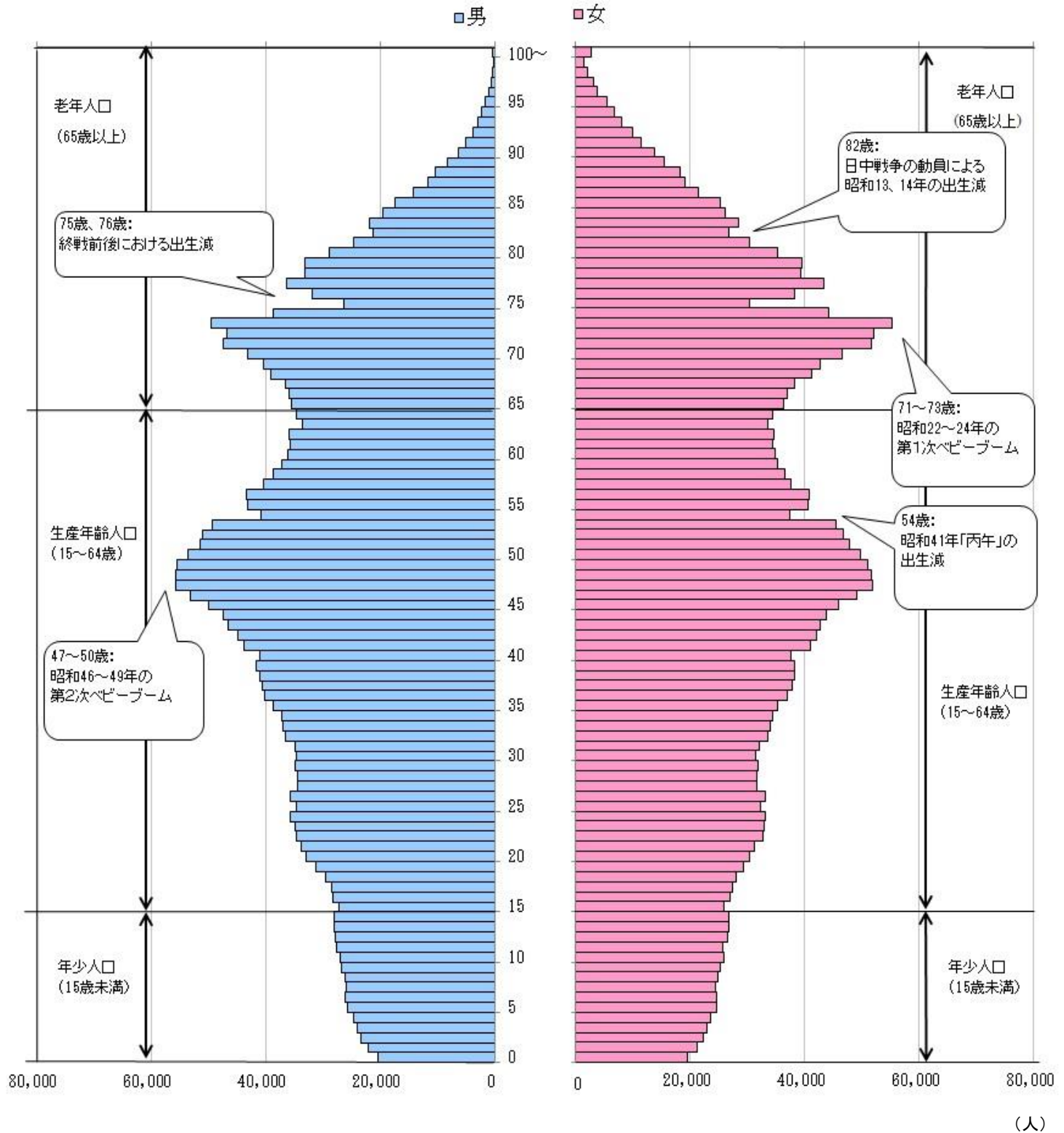


資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

2 人口の構成

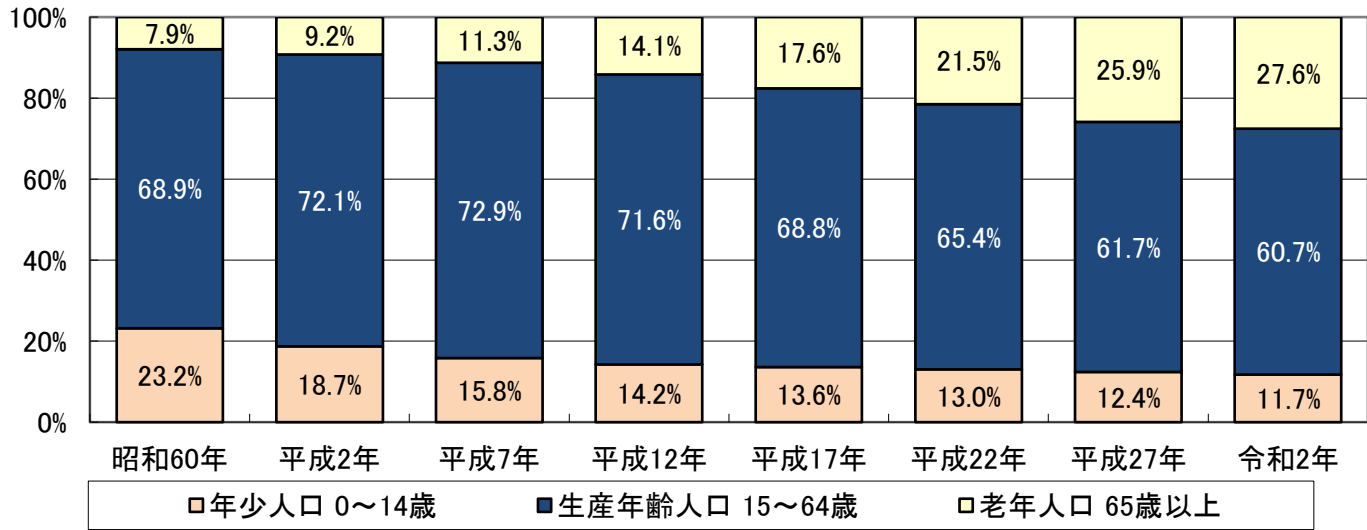
年少人口，生産年齢人口では男女の構成比の差は見られませんが，老年人口では年齢階級が上がるにつれ女性の比率が増えています。

図表2 人口ピラミッド(千葉県)



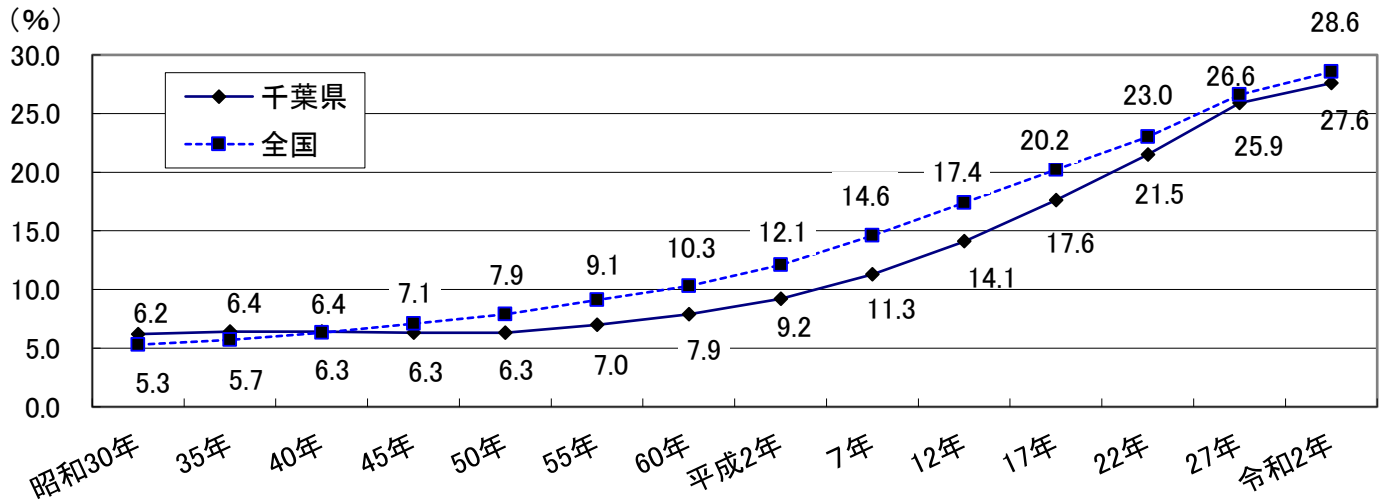
資料出典：千葉県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」(令和3年4月1日現在)

図表3 年齢3区分別人口の推移(千葉県)



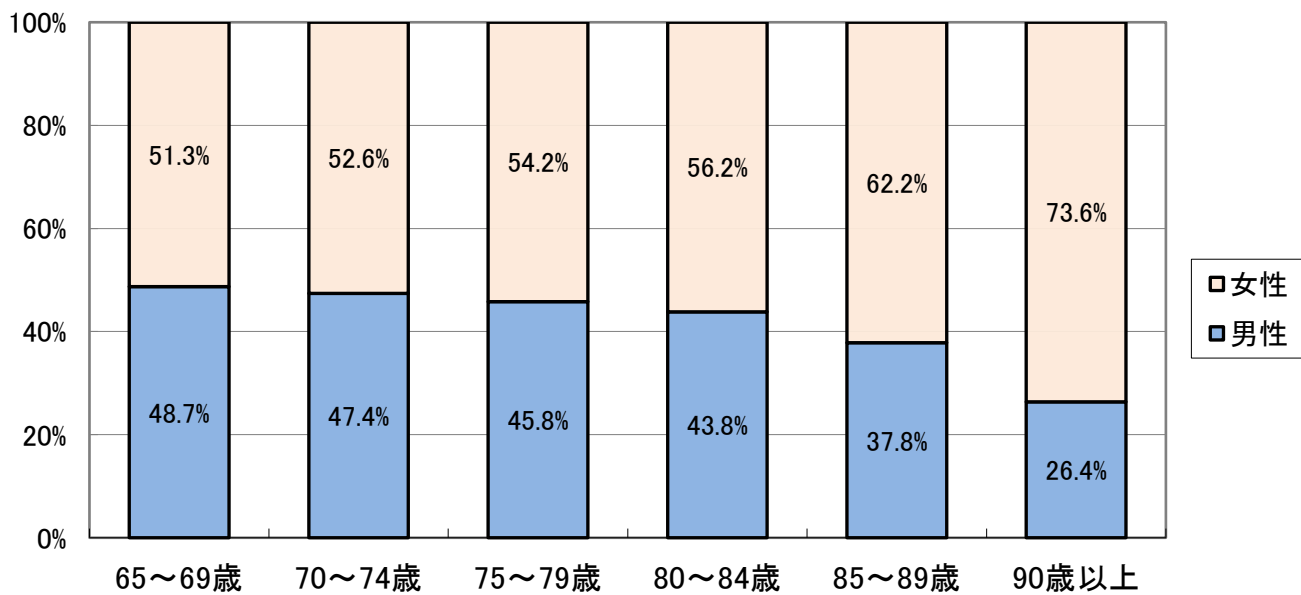
資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)
 ※割合については、分母から年齢「不詳」の数を除いて算出している。

図表4 高齢化率*の推移(千葉県・全国)



資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在) ※ 年齢不詳を除く
 * 総人口に占める65歳以上人口の割合

図表5 65歳以上人口の年齢階級別男女の割合(千葉県)



資料出典:総務省「国勢調査」(令和2年10月1日現在)

II 意識

1 男女共同参画全般について

(1) 男女の平等意識

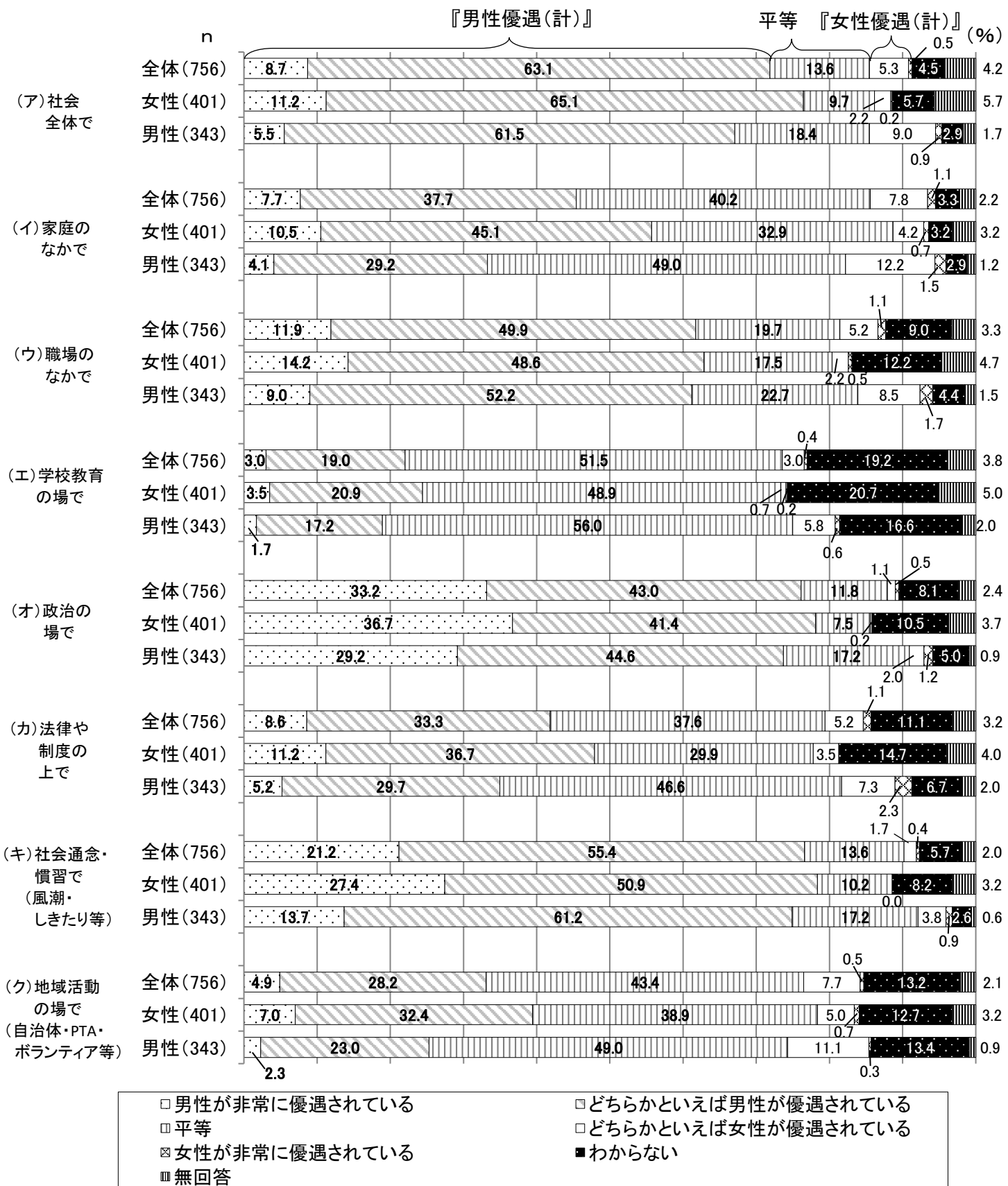
令和元年11月に実施した「男女共同参画の実現に向けての県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）」において、男女平等意識について聞いたところ、どの分野においても、『男性優遇（計）』が『女性優遇（計）』を上回っています。

各分野別に見ると、『男性優遇（計）』は，“（キ）社会通念・慣習で（風潮・しきたり等）”が76.6%と最も高く、次いで“（オ）政治の場で”が76.2%，“（ア）社会全体で”が71.8%の順となっています。

また、「平等」と思う分野は，“（エ）学校教育の場で”が51.5%と最も高く、次いで“（ク）地域活動の場で（自治会・PTA・ボランティア等）”が43.4%，“（イ）家庭のなかで”が40.2%の順に高く，“（オ）政治の場で”が11.8%と最も低いです。

さらに、『女性優遇（計）』は、どの分野でも10.0%未満となっています。

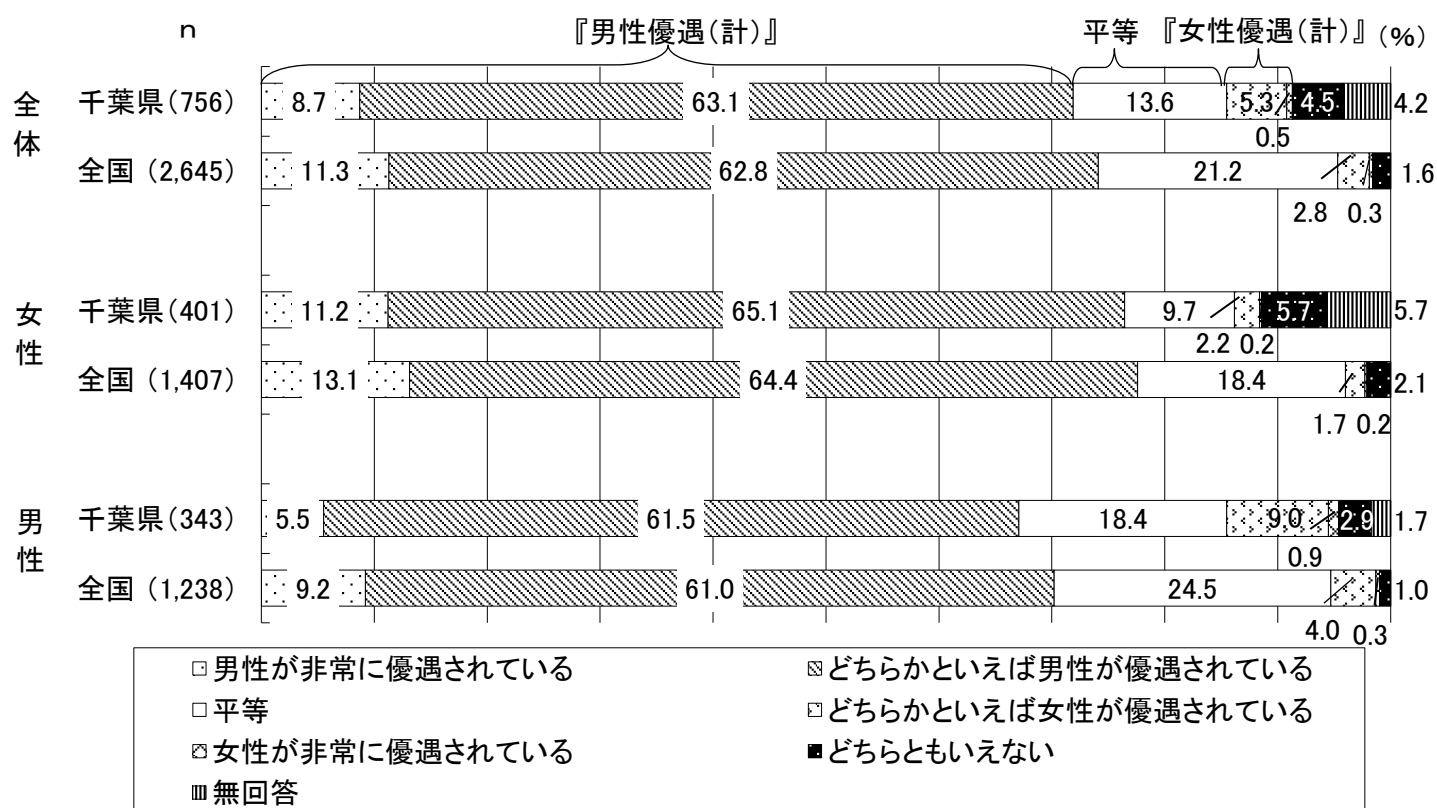
図表6 男女の平等意識(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査と全国調査の社会全体における男女平等意識を比較すると、大きな差異は見られません。また、全体の「平等」は、千葉県が全国よりも7.6ポイント低いです。

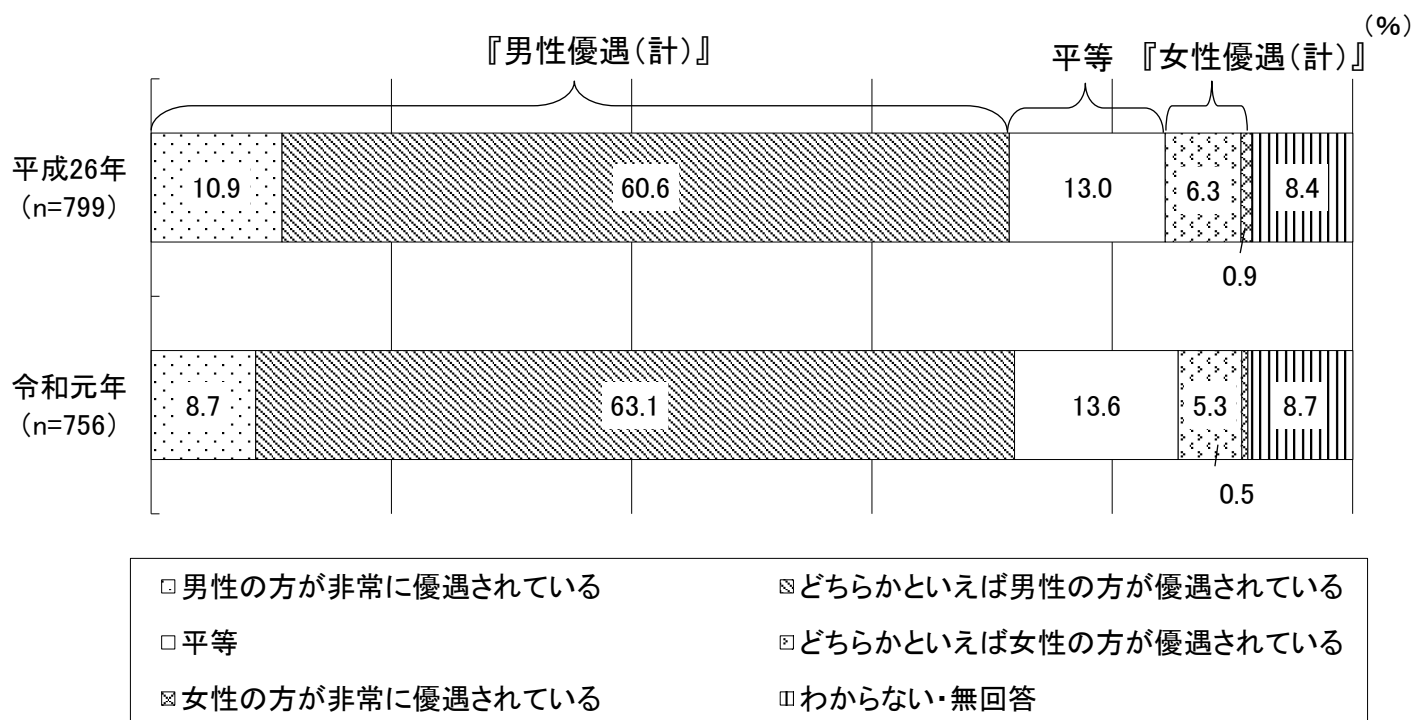
図表7 男女の平等意識(千葉県・全国)



資料出典: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)
 千葉県男女共同参画課
 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

社会全体における男女平等意識を前回調査(平成26年)と比較すると、大きな差異はみられません。

図表8 男女の平等意識の推移(千葉県)

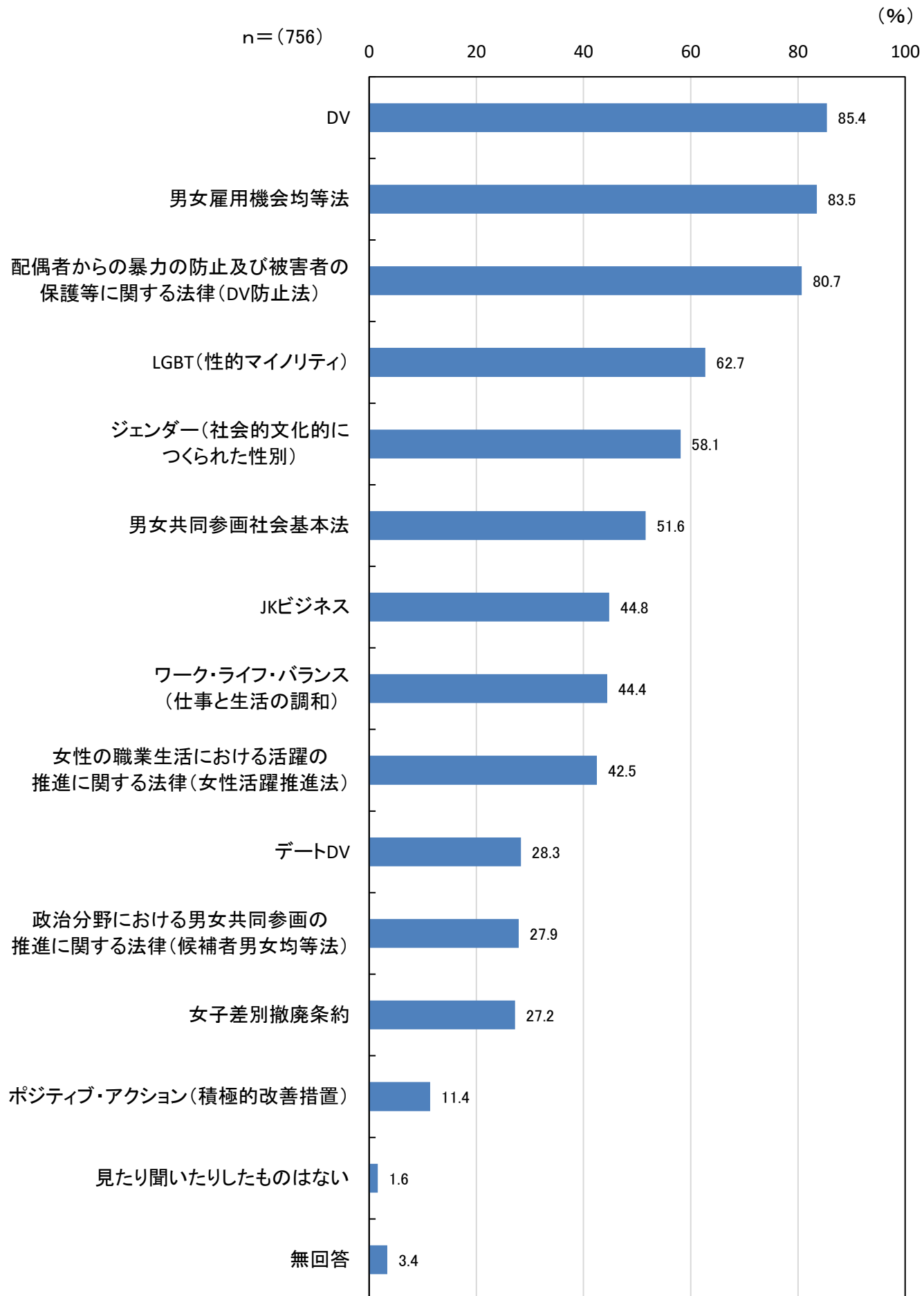


資料出典: 千葉県男女共同参画課
 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(平成26年10月)

(2)言葉の認知度

県民意識調査において、言葉の認知度について聞いたところ、「DV」が85.4%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が83.5%、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が80.7%となっています。

図表9 言葉の認知度(千葉県)

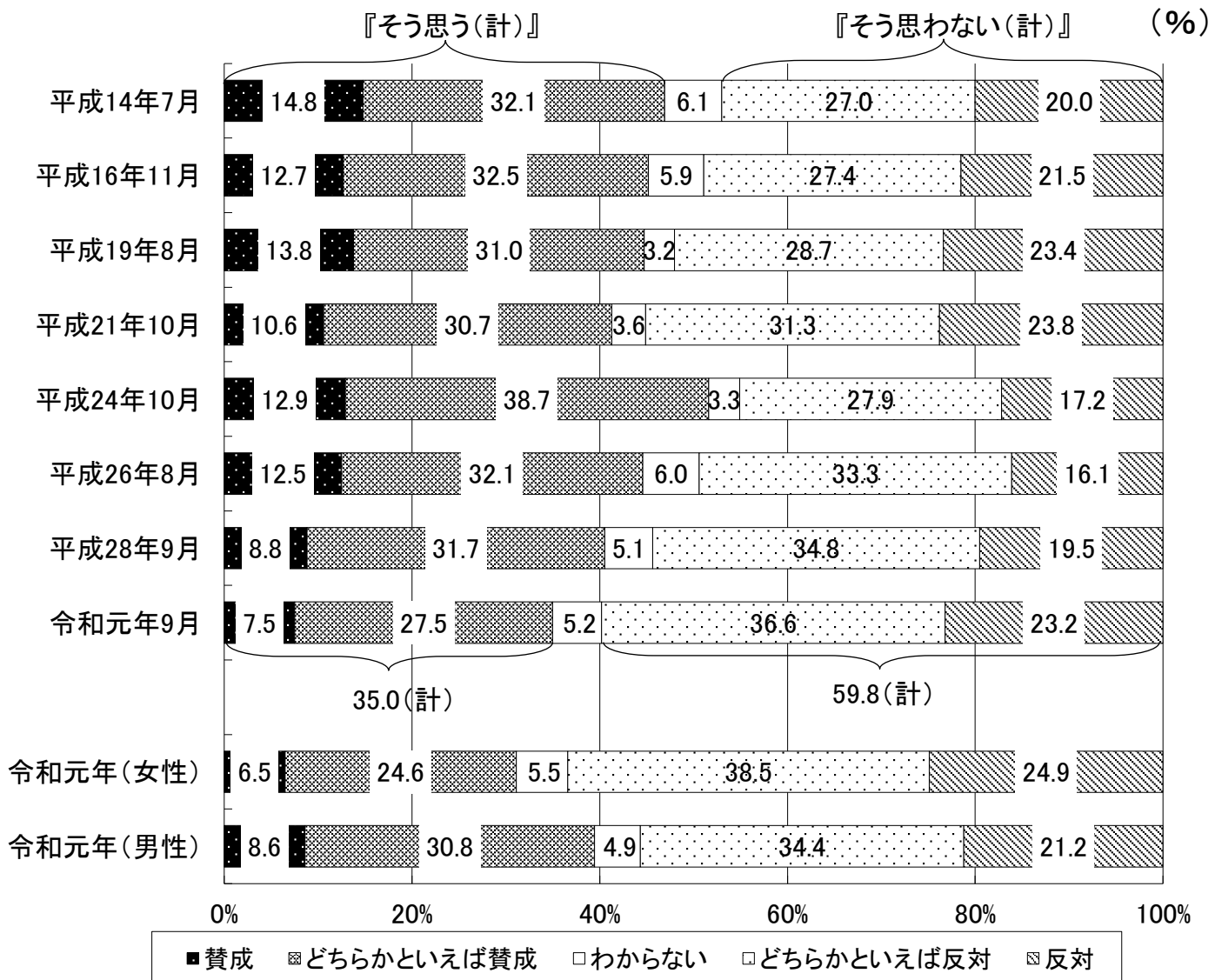


資料出典：千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

2 男女の役割分担

令和元年度の内閣府調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、『そう思わない(計)』が『そう思う(計)』を上回っています。

図表10 「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移(全国)

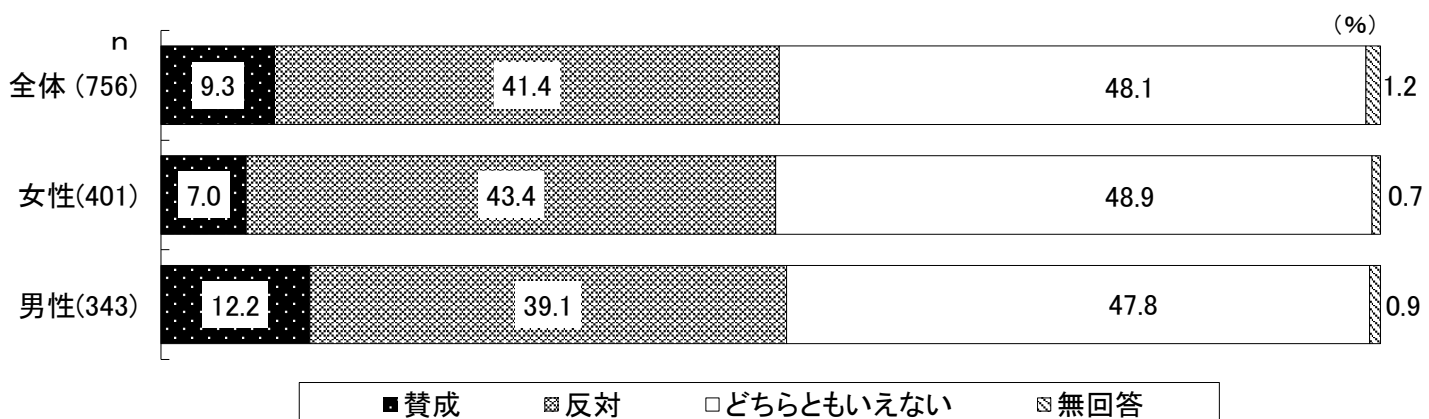


資料出典: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)
 ※平成26年8月のみ内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」

県民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について聞いたところ、「賛成」が9.3%、「反対」が41.4%と、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。

性別で見ると、「賛成」は男性が女性よりも5.2ポイント高くなっています。

図表11 「男は仕事、女は家庭」の考え方(千葉県)



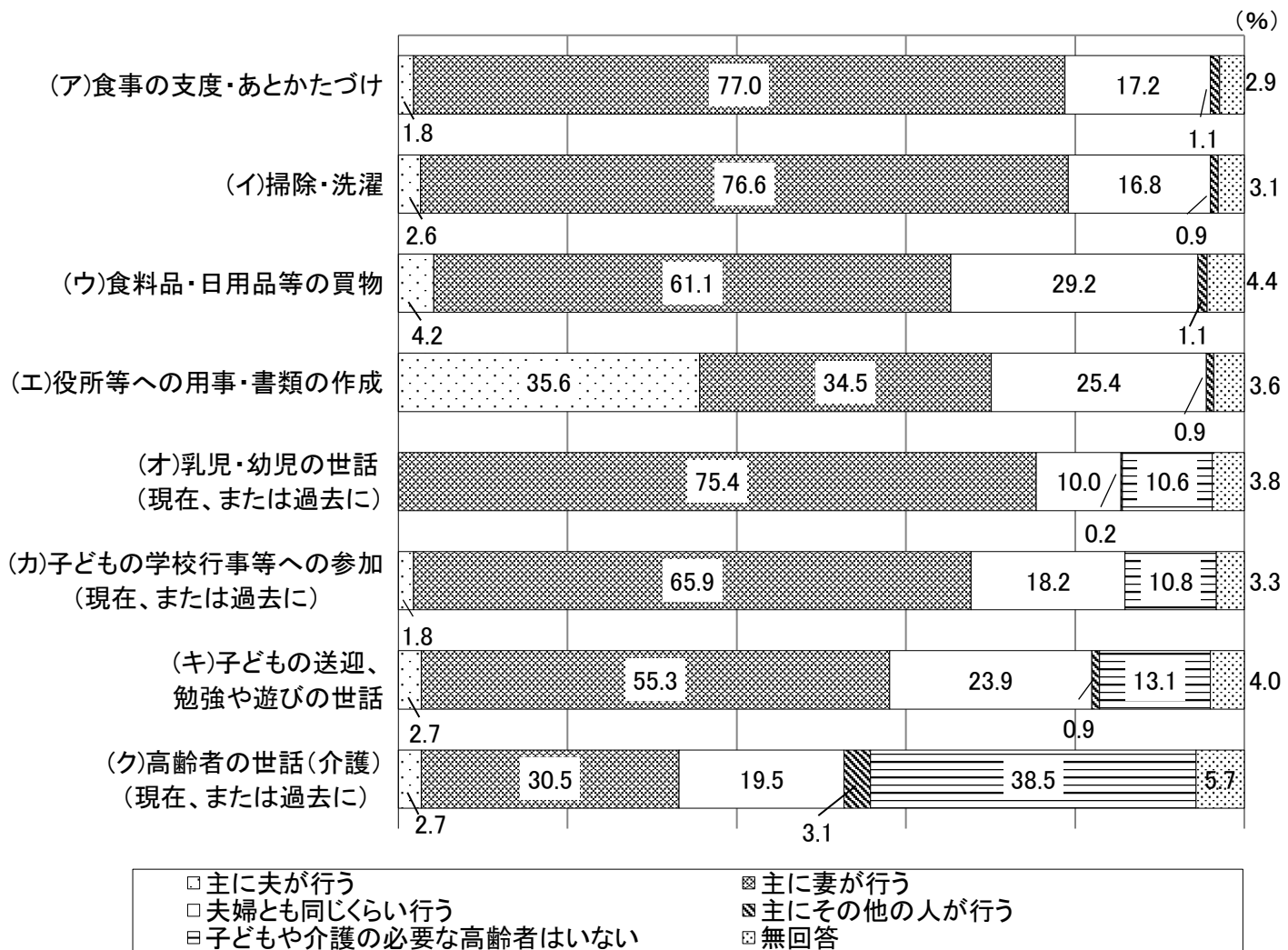
資料出典: 千葉県男女共同参画課
 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、家事等の役割分担の現実について聞いたところ、「主に夫が行う」は、「(エ) 役所等への用事・書類の作成」が35.6%で最も高くなっています。

「主に妻が行う」は、「(ア) 食事の支度・あとかたづけ」が77.0%で最も高く、次いで「(イ) 掃除・洗濯」が76.6%、「(オ) 乳児・幼児の世話（現在、または過去に）」が75.4%となっています。

「夫婦とも同じくらい行う」は、「(ウ) 食料品・日用品等の買物」が29.2%で最も高く、次いで「(エ) 役所等への用事・書類の作成」が25.4%、「(キ) 子どもの送迎、勉強や遊びの世話」が23.9%となっています。

図表12 家事等の役割分担(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

図表13 家事関連時間*(週全体平均)(千葉県・全国)

(単位: 時間, 分)

	千葉県		全国	
	女性	男性	女性	男性
家事	2:34	0:20	2:24	0:19
介護・看護	0:04	0:02	0:06	0:02
育児	0:25	0:05	0:24	0:06
買い物	0:36	0:19	0:34	0:17
合計	3:39	0:46	3:28	0:44

図表14 曜日別家事関連時間*(千葉県)

(単位: 時間, 分)

	女性	男性
平日	3:34	0:35
土曜日	3:52	1:07
日曜日	3:51	1:16

資料出典: 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

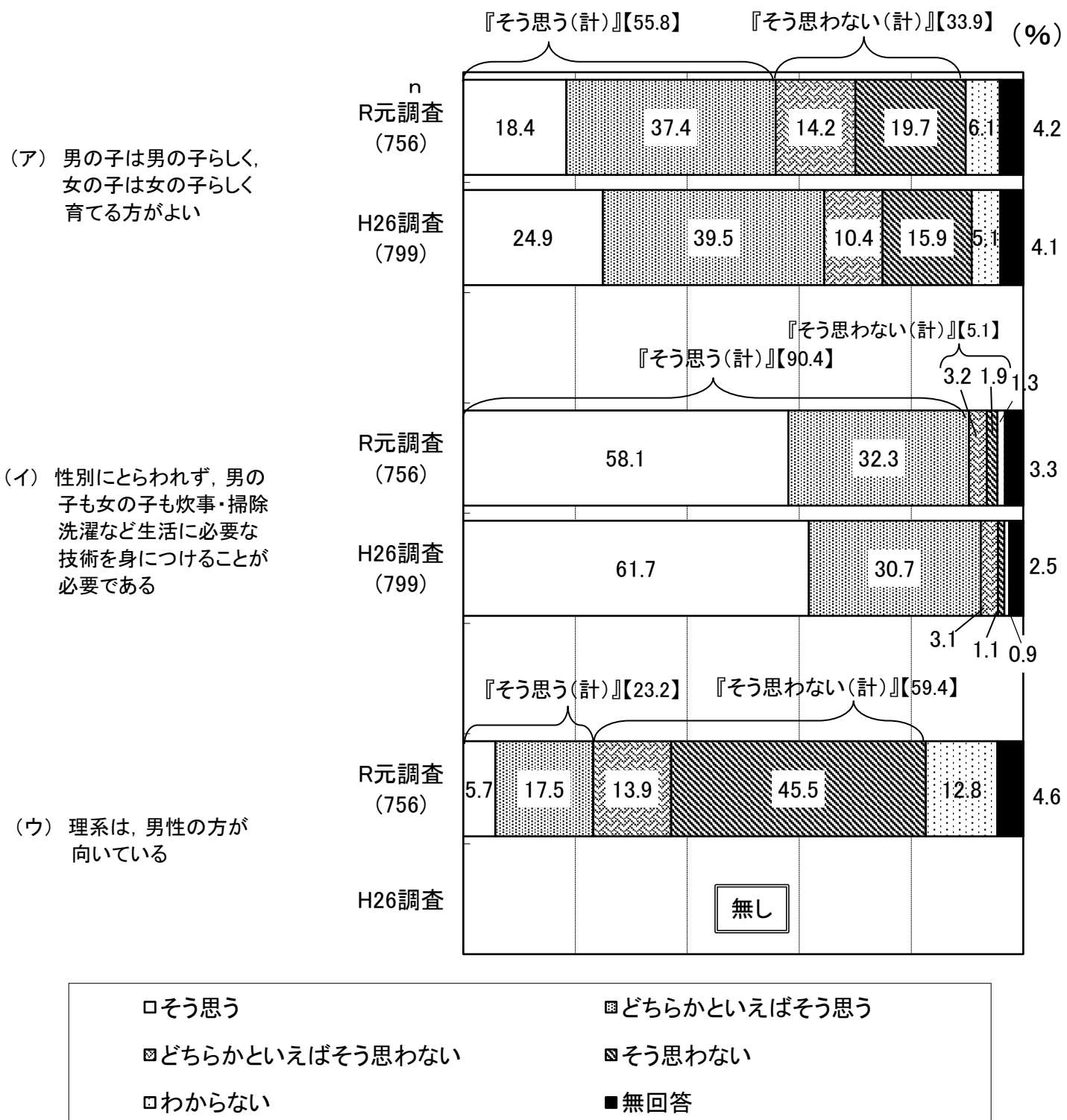
* ここでいう「家事関連時間」とは、10歳以上の人で「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」を行っている時間を指す。

3 子どもの教育における男女平等の意識

県民意識調査において、子どもの教育における男女平等の意識について聞いたところ、『そう思う(計)』は、“(ア) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい”が55.8%，“(イ) 性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である”が90.4%，“(ウ) 理系は、男性の方が向いている”が23.2%となっています。

『そう思わない(計)』は、“(ア) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい”が33.9%，“(イ) 性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である”が5.1%，“(ウ) 理系は、男性の方が向いている”が59.4%となっています。

図表15 子どもの教育における男女平等の意識(千葉県)



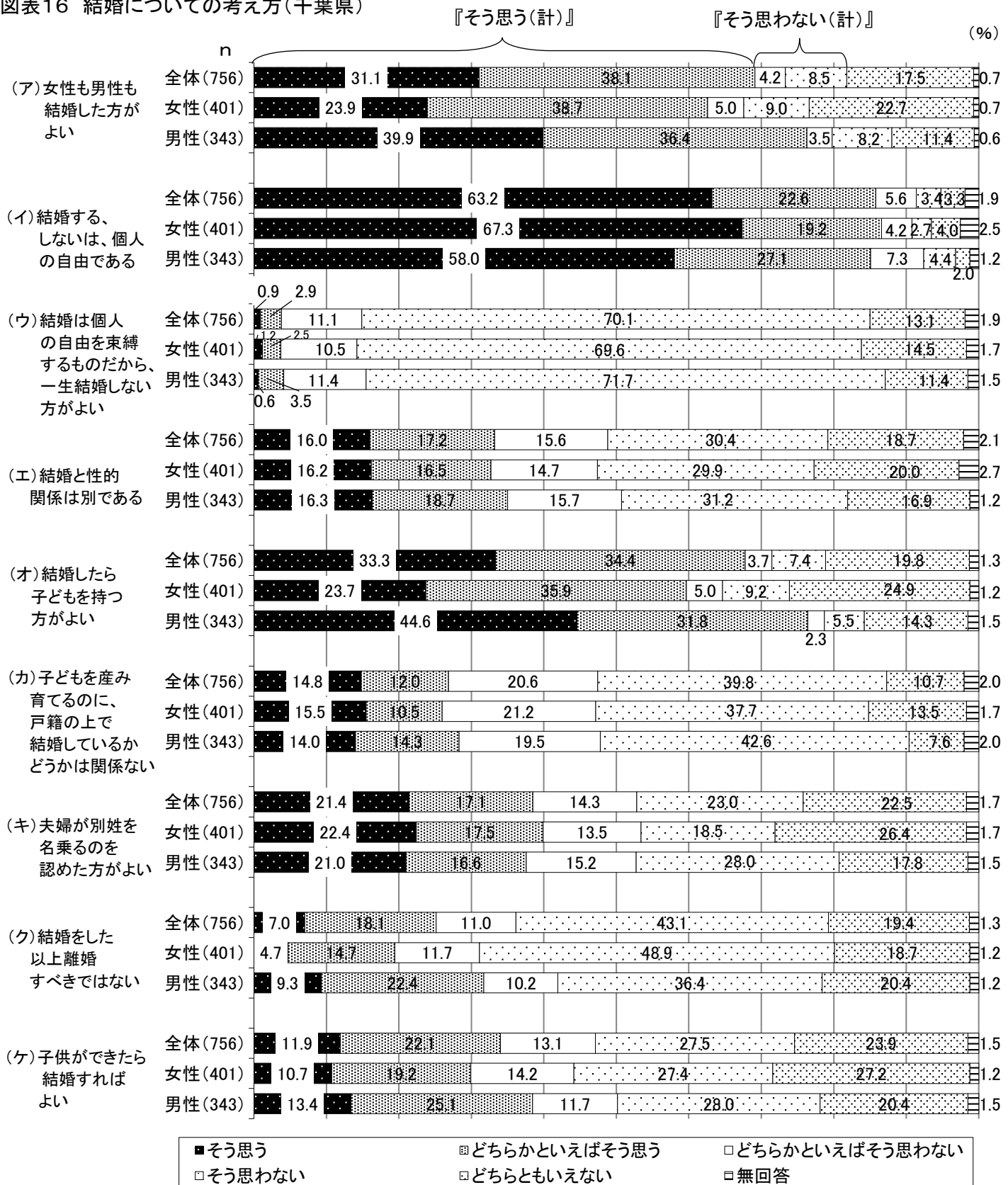
資料出典: 千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

4 結婚についての考え方

県民意識調査において、結婚についての考えを聞いたところ、『そう思う(計)』は、“(イ)結婚する、しないは、個人の自由である”が85.8%で最も高く、次いで“(ア)女性も男性も結婚した方がよい”が69.2%、“(オ)結婚したら子どもを持つ方がよい”が67.7%となっています。一方、『そう思わない(計)』は、“(ウ)結婚は個人の自由を束縛するものだから、一生結婚しない方がよい”が81.2%で最も高く、次いで“(カ)子どもを産み育てるのに、戸籍の上で結婚しているかどうかは関係ない”が60.4%、“(ク)結婚をした以上、離婚すべきではない”が54.1%となっています。

性別でみると、『そう思う(計)』は“(オ)結婚したら子どもを持つ方がよい”で男性が女性よりも16.8ポイント高くなっています。“(ア)女性も男性も結婚した方がよい”も男性が13.7ポイント、“(ク)結婚をした以上離婚すべきではない”も男性が12.3ポイント高くなっています。一方、『そう思わない(計)』は“(ク)結婚をした以上離婚すべきではない”で女性が男性よりも14.0ポイント高く、“(オ)結婚したら子どもを持つ方がよい”も女性が6.4ポイント高くなっています。

図表16 結婚についての考え方(千葉県)

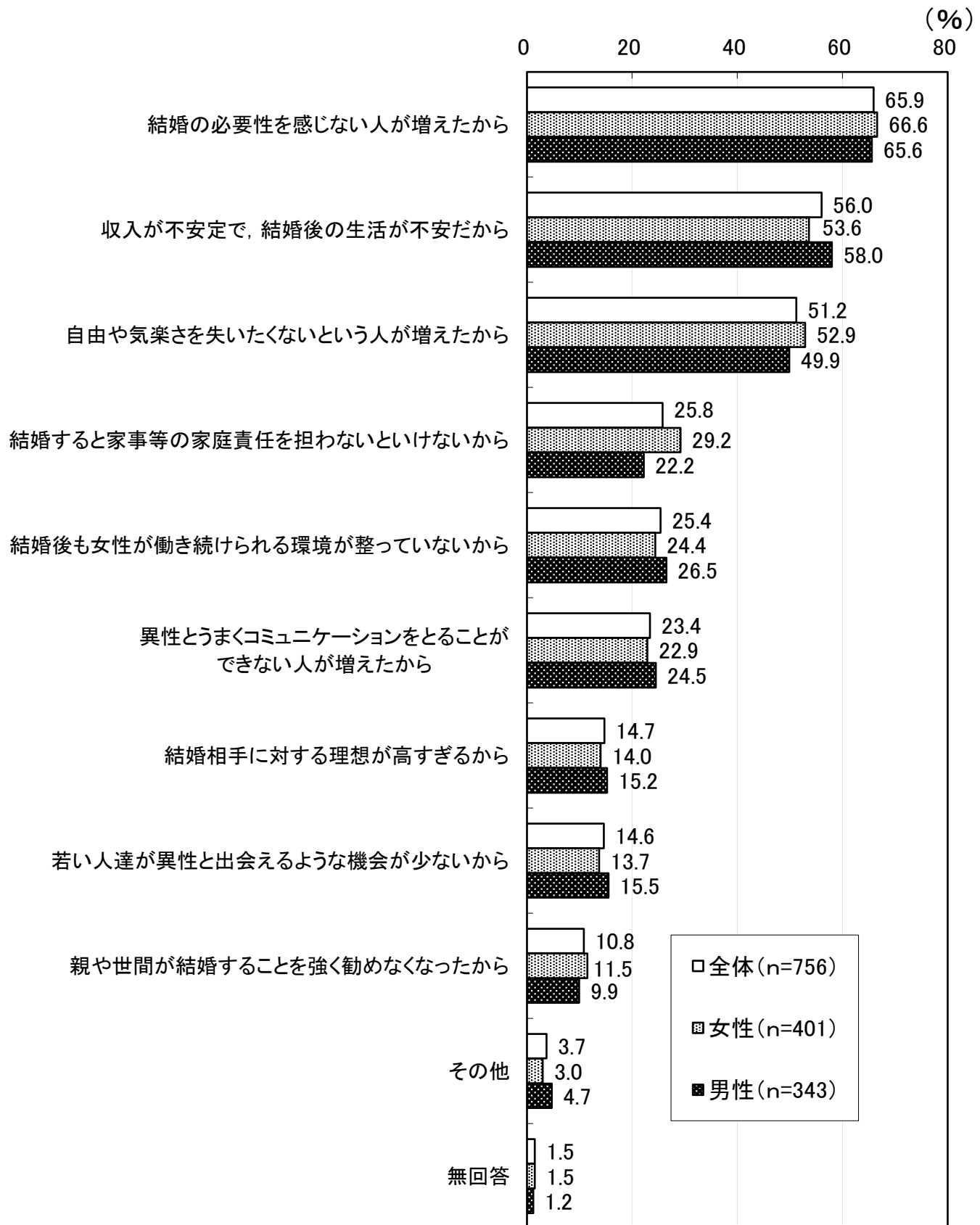


資料出典:千葉県男女共同参画課 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、非婚化する理由を聞いたところ、「結婚の必要性を感じない人が増えたから」が65.9%で最も高く、次いで「収入が不安定で、結婚後の生活が不安だから」が56.0%、「自由や気楽さを失いたくないという人が増えたから」が51.2%となっています。

性別で見ると、「結婚すると家事・育児・介護（以下、「家事等」という。）の家庭責任を担わないといけないから」は女性が男性よりも7.0ポイント高くなっています。一方、「収入が不安定で、結婚後の生活が不安だから」は男性が女性よりも4.4ポイント高くなっています。

図表17 非婚化について(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

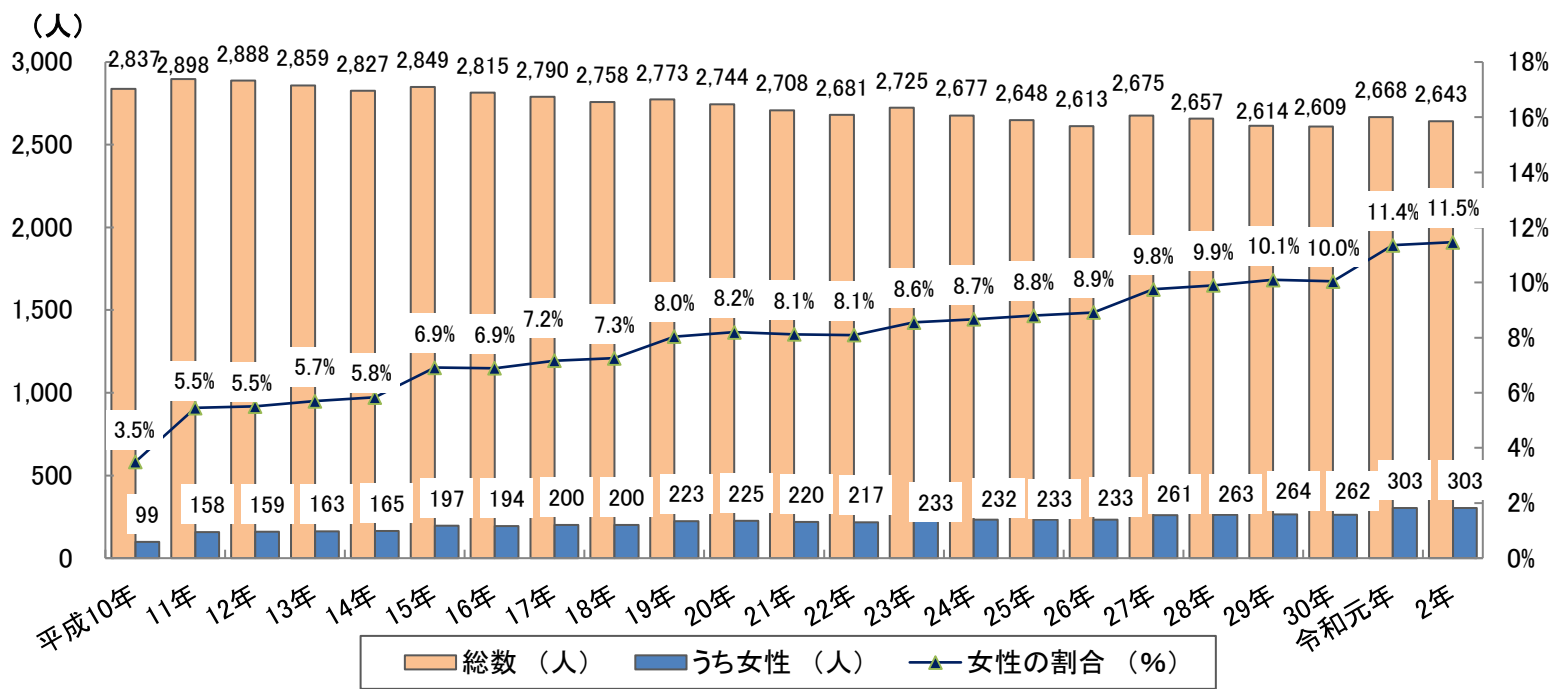
III 政策・方針決定過程における女性の参画

1 議会に占める女性の割合

(1) 都道府県議会の女性議員(全国・千葉県)

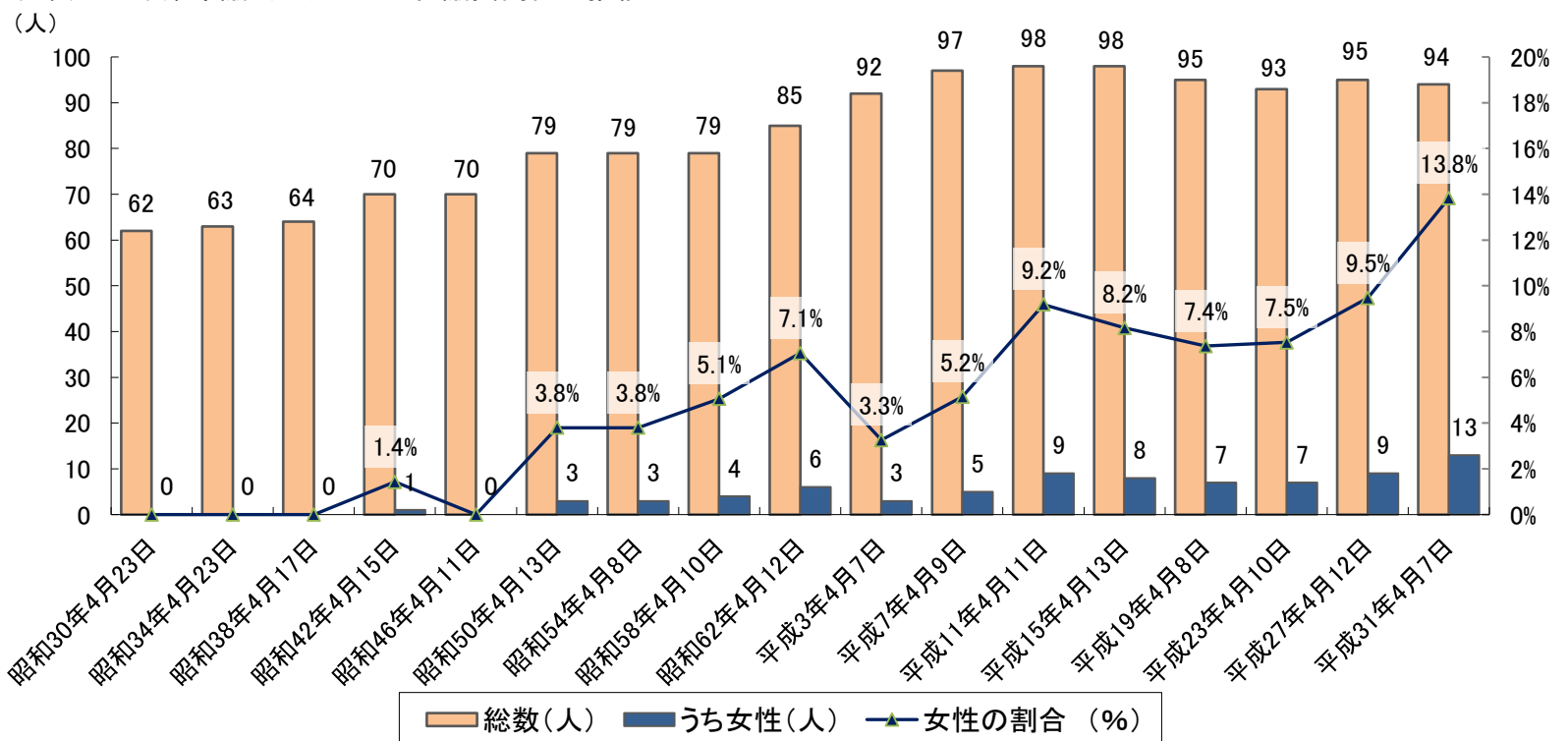
都道府県議会の女性議員比率は、約1割と依然低い水準にあります。
千葉県は、前回より4.3ポイント増加し13.8%となり、全国平均を2.3ポイント上回っています。

図表18 全国都道府県議会における女性議員割合の推移



資料出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年12月末現在)

図表19 千葉県議会における女性議員割合の推移

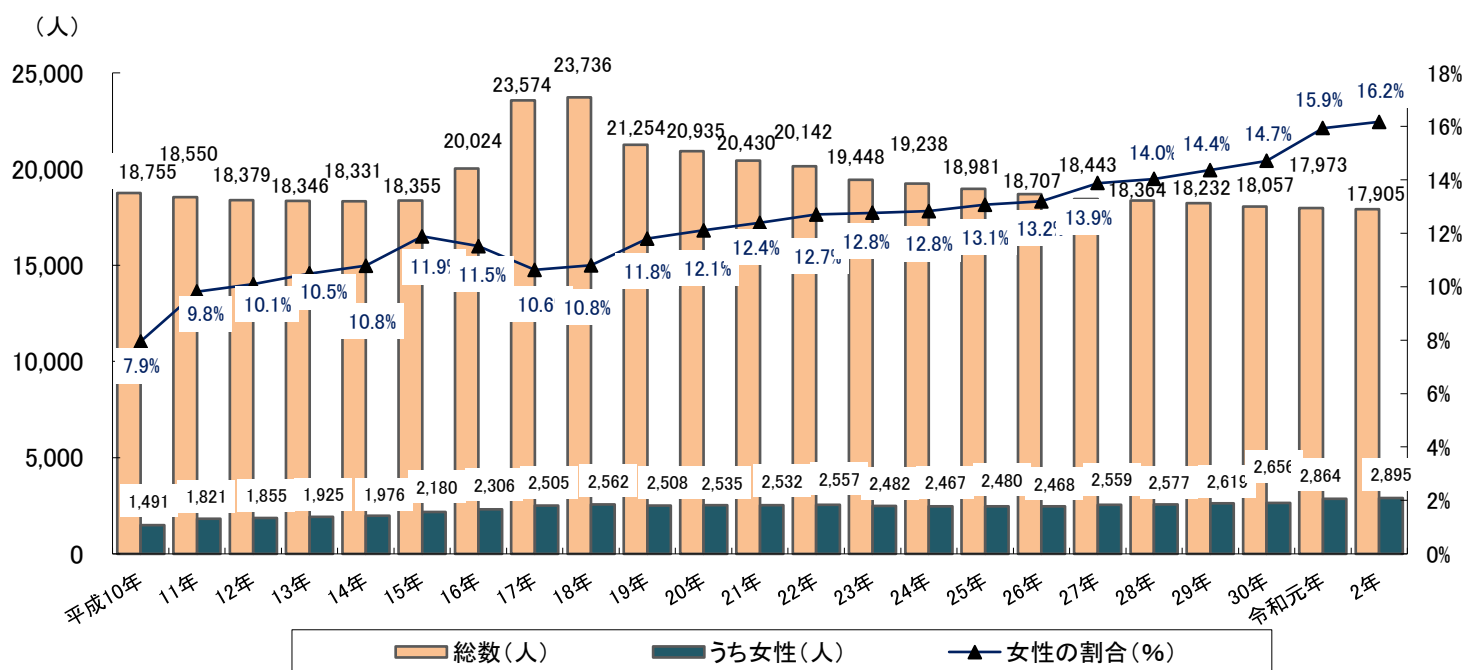


資料出典：千葉県選挙管理委員会

(2)市議会の女性議員(全国・千葉県)

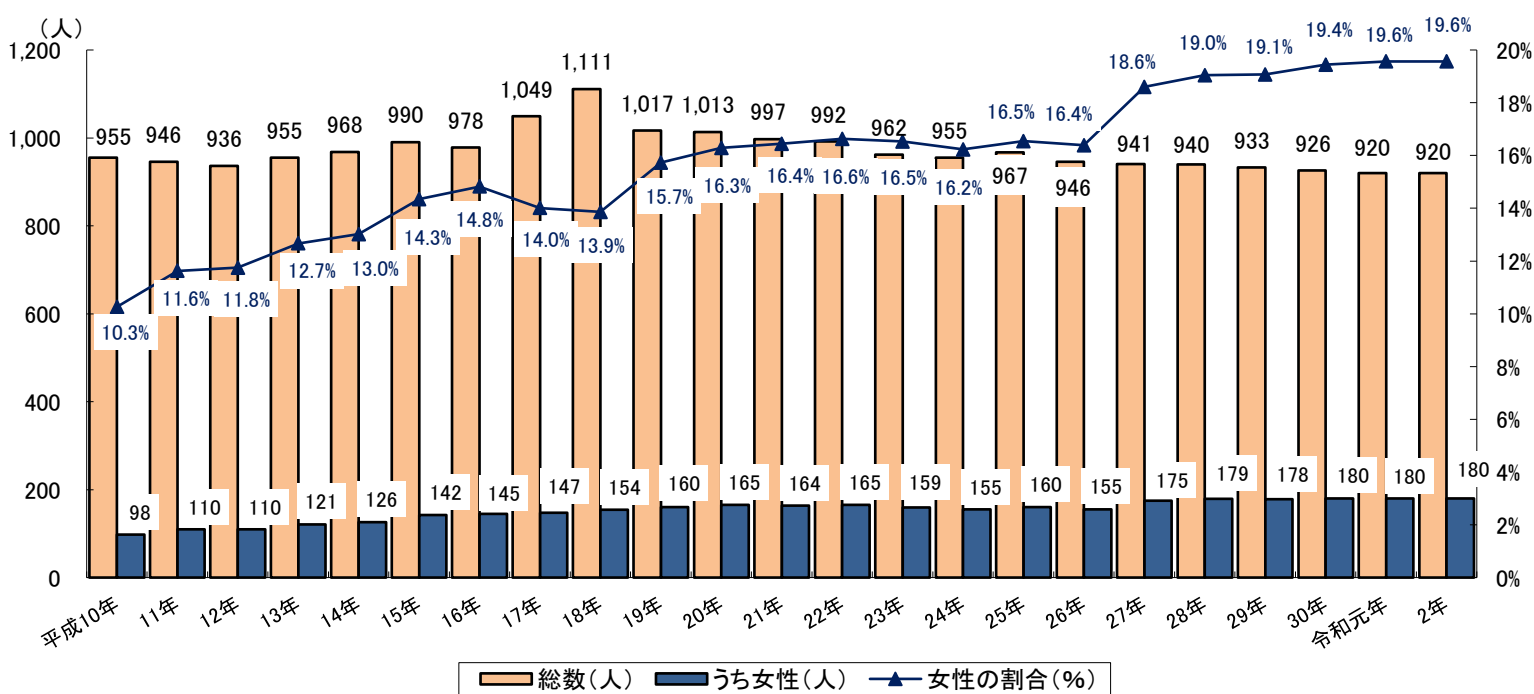
全国の市議会における女性議員比率は、年々向上してきていますが、依然2割を下回り低い水準にあります。
千葉県においては、前年同様に19.6%であり、全国平均を3.4ポイント上回っています。

図表20 全国市議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年12月末現在)

図表21 千葉県の市議会における女性議員割合の推移



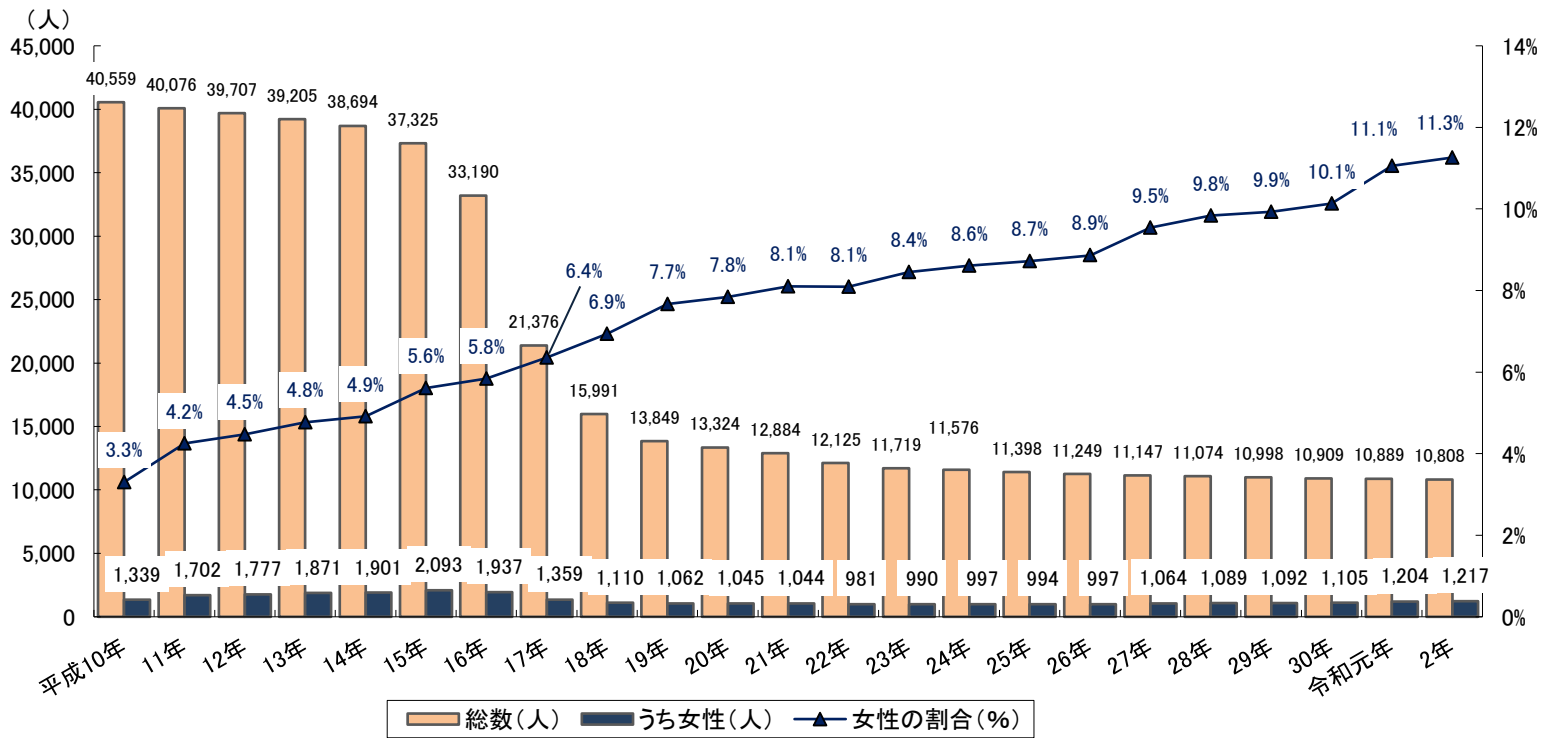
資料出典:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

(3) 町村議会の女性議員(全国・千葉県)

全国の町村議会における女性議員比率は、年々向上してきていますが、約1割となっており、市議会と比べて低い水準にあります。

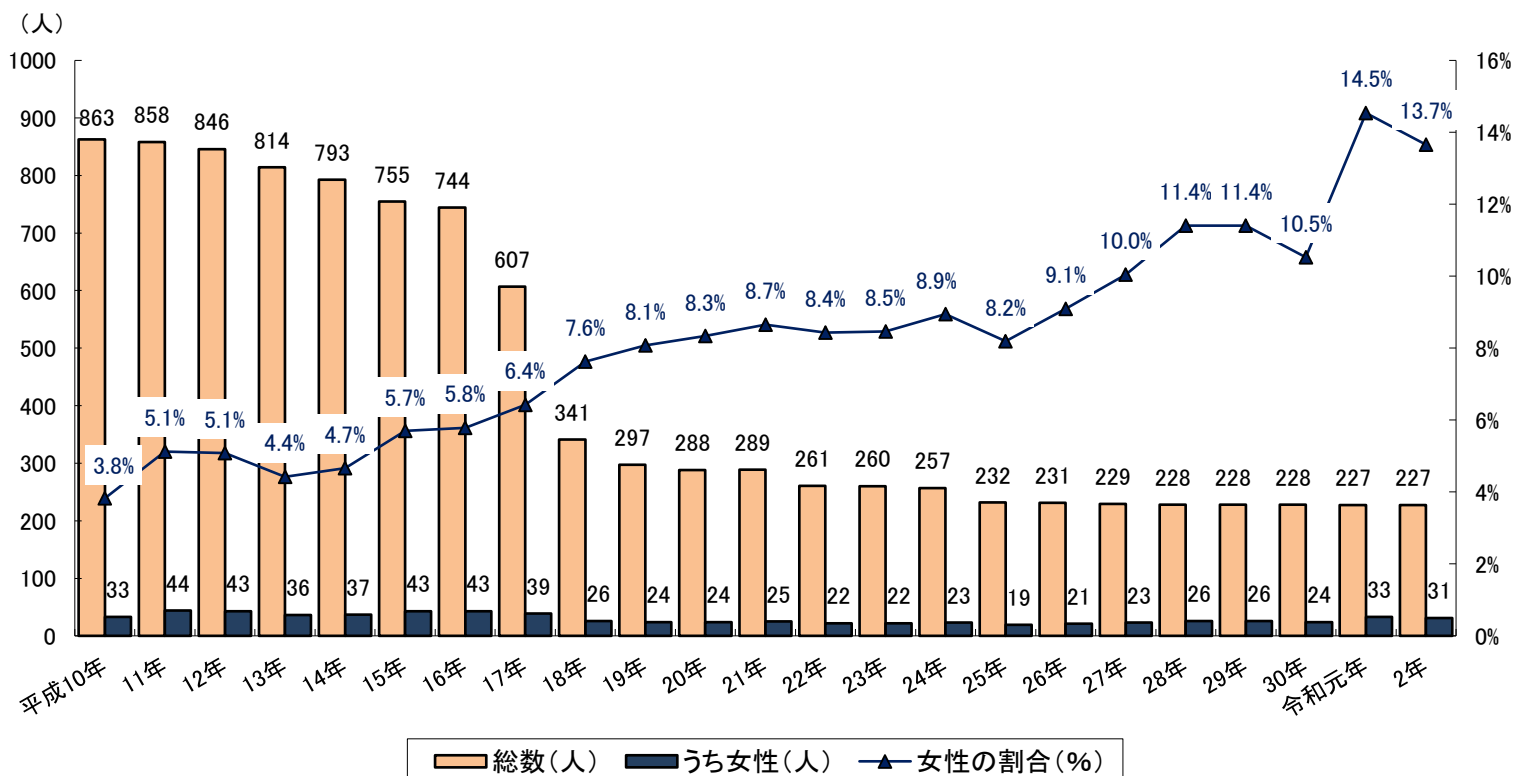
千葉県においては、前年より0.8ポイント減少し13.7%となりましたが、全国平均を2.4ポイント上回っています。

図表22 全国町村議会における女性議員割合の推移



資料出典: 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年12月末現在)

図表23 千葉県の町村議会における女性議員割合の推移



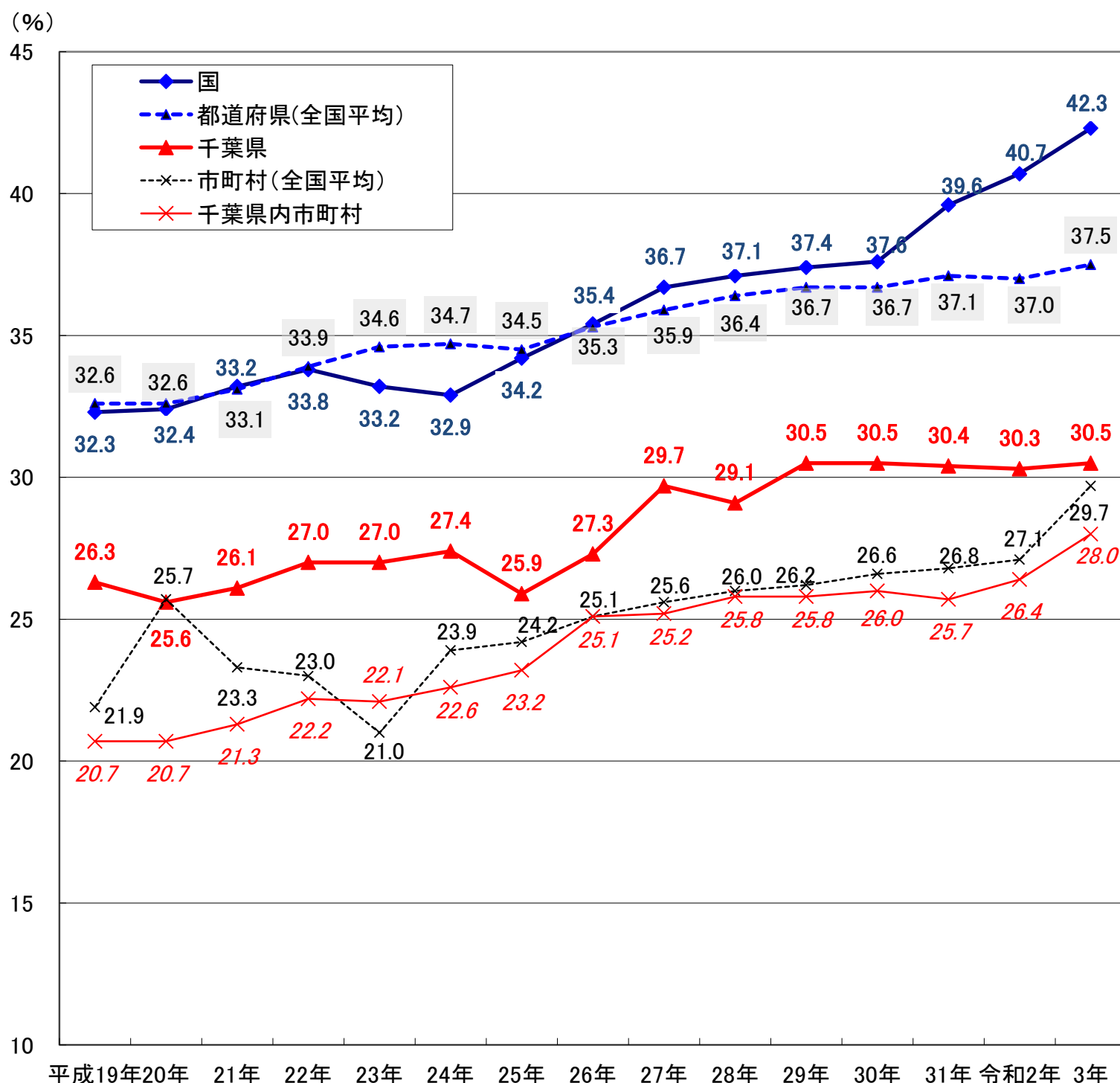
資料出典: 千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

2 審議会等に占める女性の割合

千葉県では、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、県の審議会等への女性委員割合の目標を40%として取り組んでいます。平成29年以降は、ほぼ横ばいの状況で推移しており、全国平均と比べて低い状況です。

令和3年4月1日現在の県の審議会等への女性委員の登用率は、30.5%（令和2年は30.3%）であり、また、市町村の女性委員の登用率は、28.0%（令和2年は26.4%）となっています。

図表24 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移



資料出典：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※国は各年9月30日現在、千葉県及び千葉県内市町村については、各年4月1日現在

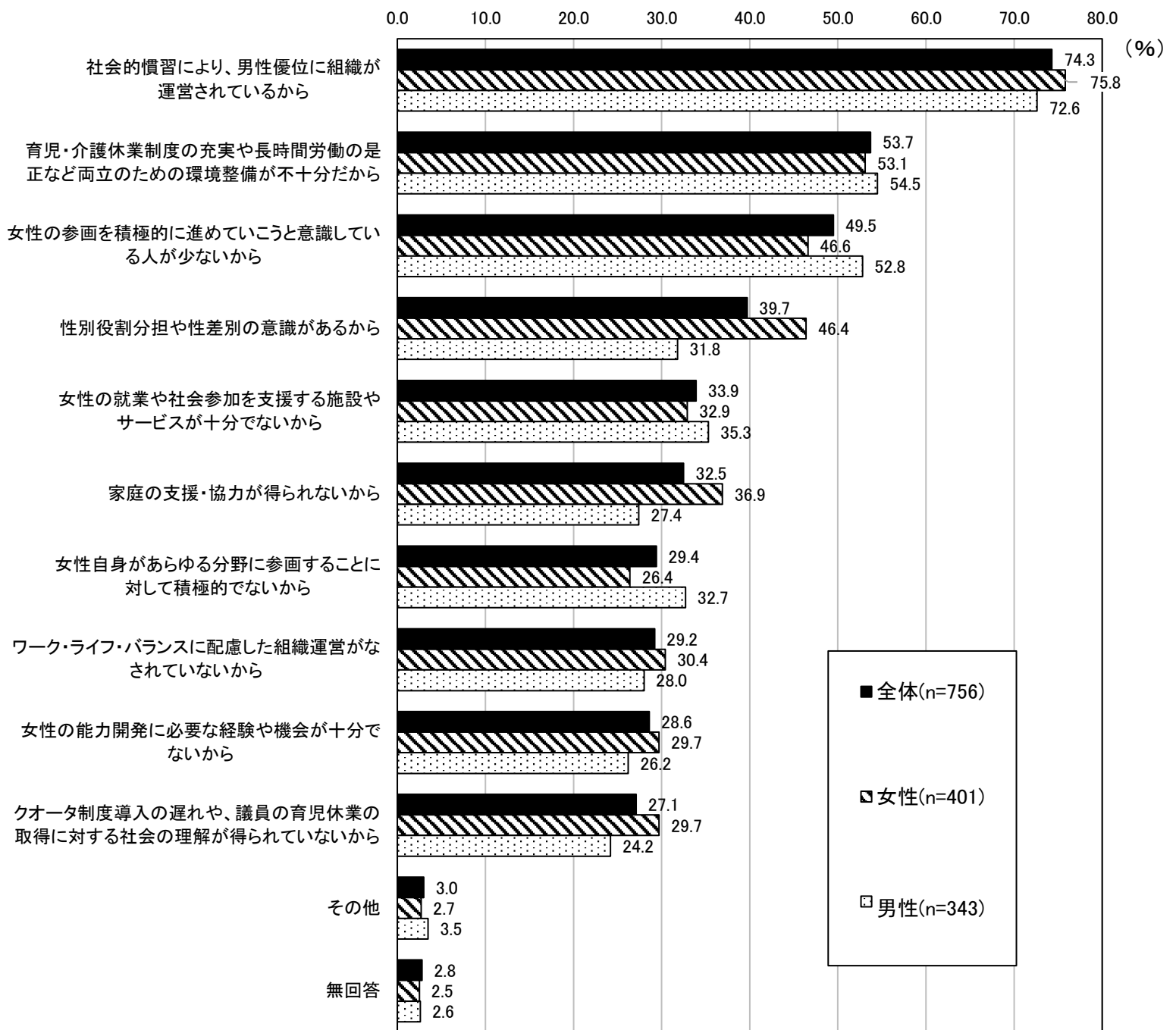
※都道府県は、目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合

市町村は、法律、政令及び条例により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

県民意識調査において、政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由を聞いたところ、「社会的慣習により、男性優位に組織が運営されているから」が74.3%で最も高く、次いで「育児・介護休業制度の充実や長時間労働の是正など両立のための環境整備が不十分だから」が53.7%、「女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから」が49.5%となっています。

性別でみると、「性別役割分担や性差別の意識があるから」は女性が男性よりも14.6ポイント高く、「家庭の支援・協力が得られないから」も女性が9.5ポイント、「クオータ制度導入の遅れや、議員の育児休業の取得に対する社会の理解が得られていないから」も女性が5.5ポイント高くなっています。一方、「女性自身があらゆる分野に参画することに対して積極的でないから」は男性が女性よりも6.3ポイント高く、「女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから」も男性が6.2ポイント高くなっています。

図表25 政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

3 管理職等への女性の登用

(1) 県職員における女性管理職の状況

(ア) 千葉県の女性職員の職種別比率

令和3年4月1日現在の県職員数のうち女性職員は約4割です。
職種別にみると女性の割合が大きいものは、医療職、福祉職、教育職です。

図表26 職種別県職員数(千葉県)

(単位:人,%)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総数	63,617	63,240	64,025	64,225	63,998	59,554	59,664	59,293	59,058	58,921
女性	26,226	26,141	26,787	25,956	27,006	24,537	24,650	24,832	24,916	25,164
比率	41.2	41.3	41.8	40.4	42.2	41.2	41.3	41.9	42.2	42.7
行政職	11,199	11,031	10,969	11,060	11,027	10,839	11,135	11,296	11,399	11,659
女性	3,871	3,867	3,863	3,916	3,915	3,809	3,947	4,019	4,063	4,198
比率	34.6	35.1	35.2	35.4	35.5	35.1	35.4	35.6	35.6	36.0
公安職	11,576	11,607	11,692	11,703	11,664	11,764	11,763	11,335	11,181	10,960
女性	855	909	962	0	1,056	1,098	1,094	1,196	1,230	1,289
比率	7.4	7.8	8.2	0.0	9.1	9.3	9.3	10.6	11.0	11.8
教育職	37,289	37,122	37,872	38,013	37,883	33,612	33,396	33,261	33,044	32,772
女性	19,154	19,072	19,642	19,783	19,803	17,476	17,435	17,409	17,382	17,356
比率	51.4	51.4	51.9	52.0	52.3	52.0	52.2	52.3	52.6	53.0
研究職	429	423	416	415	418	421	419	404	393	393
女性	88	89	98	101	104	109	106	113	114	112
比率	20.5	21.0	23.6	24.3	24.9	25.9	0.0	28.0	29.0	28.5
医療職	2,907	2,845	2,859	2,817	2,795	2,706	2,723	2,756	2,791	2,860
女性	2,154	2,102	2,120	2,052	2,032	1,940	1,960	1,987	2,018	2,087
比率	74.1	73.9	74.2	72.8	72.7	71.7	72.0	72.1	72.3	73.0
海事職	75	71	70	69	69	66	65	68	63	61
女性	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
比率	2.7	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6
福祉職	142	141	147	148	142	146	163	173	187	216
女性	102	101	101	103	95	104	107	107	108	121
比率	71.8	71.6	68.7	69.6	66.9	71.2	65.6	61.8	57.8	56.0

資料出典:千葉県人事委員会(各年4月1日現在)

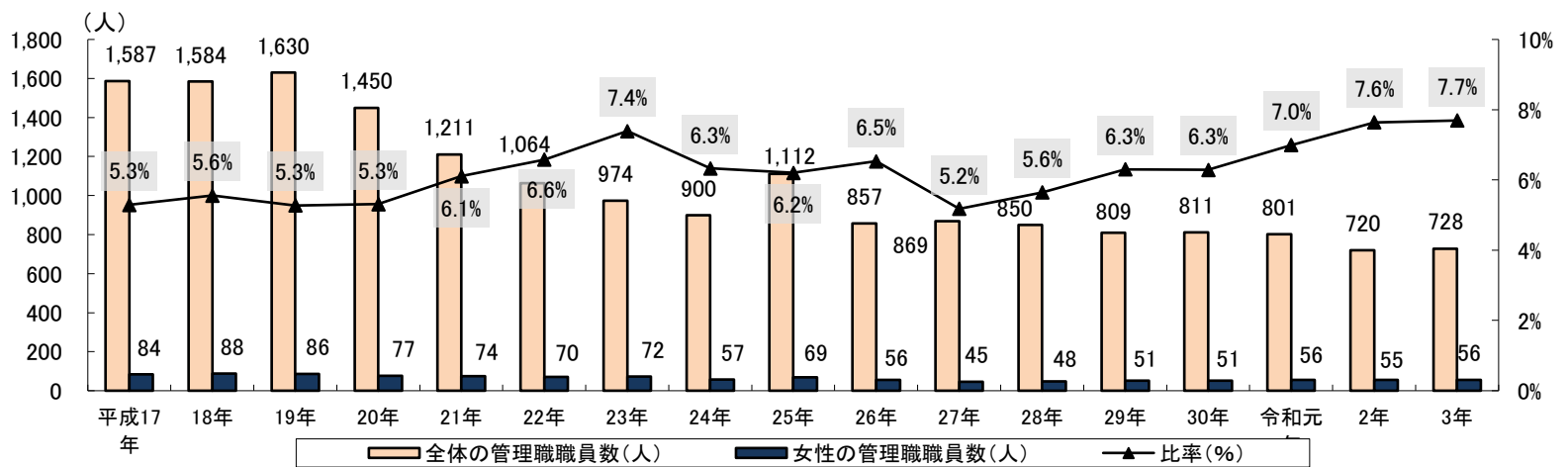
※県職員数

(公営企業職員並びに市町村立学校職員給与負担法[昭和23年法律第135号]第1条及び第2条に規定する職員を含む)

(イ)女性職員の管理職への登用

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率については、令和2年度より0.1ポイント増加し、7.7%となっています。

図表27 千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

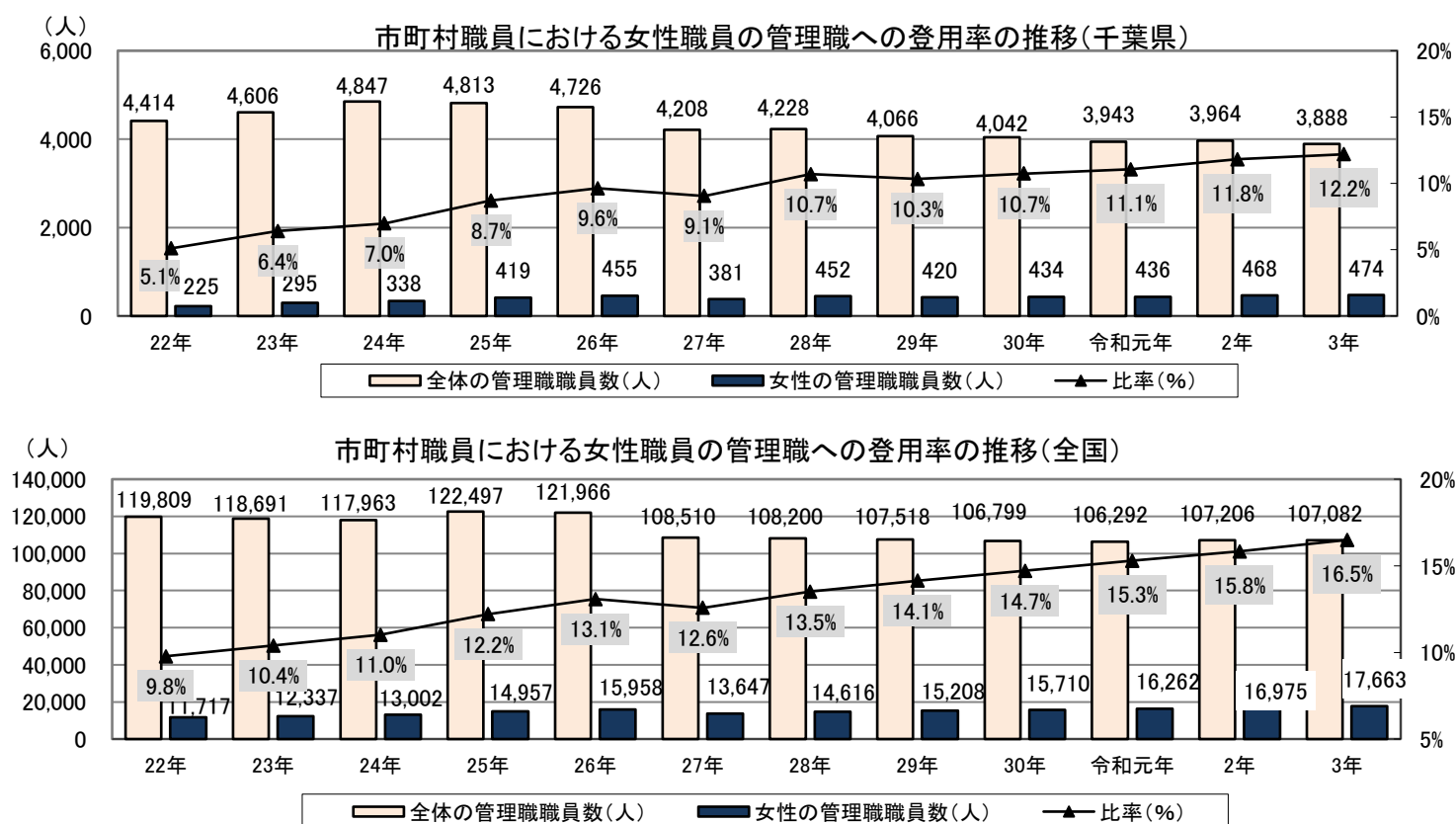
※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

※令和元年度の数値は、下記内閣府の資料と異なっているが、本白書の数値が最終結果となる。

(2) 市町村職員における女性管理職の状況

市町村職員における女性職員の管理職への登用率については増加傾向にあり、千葉県は令和3年4月1日現在12.2%となっています。

図表28 市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移(千葉県・全国)

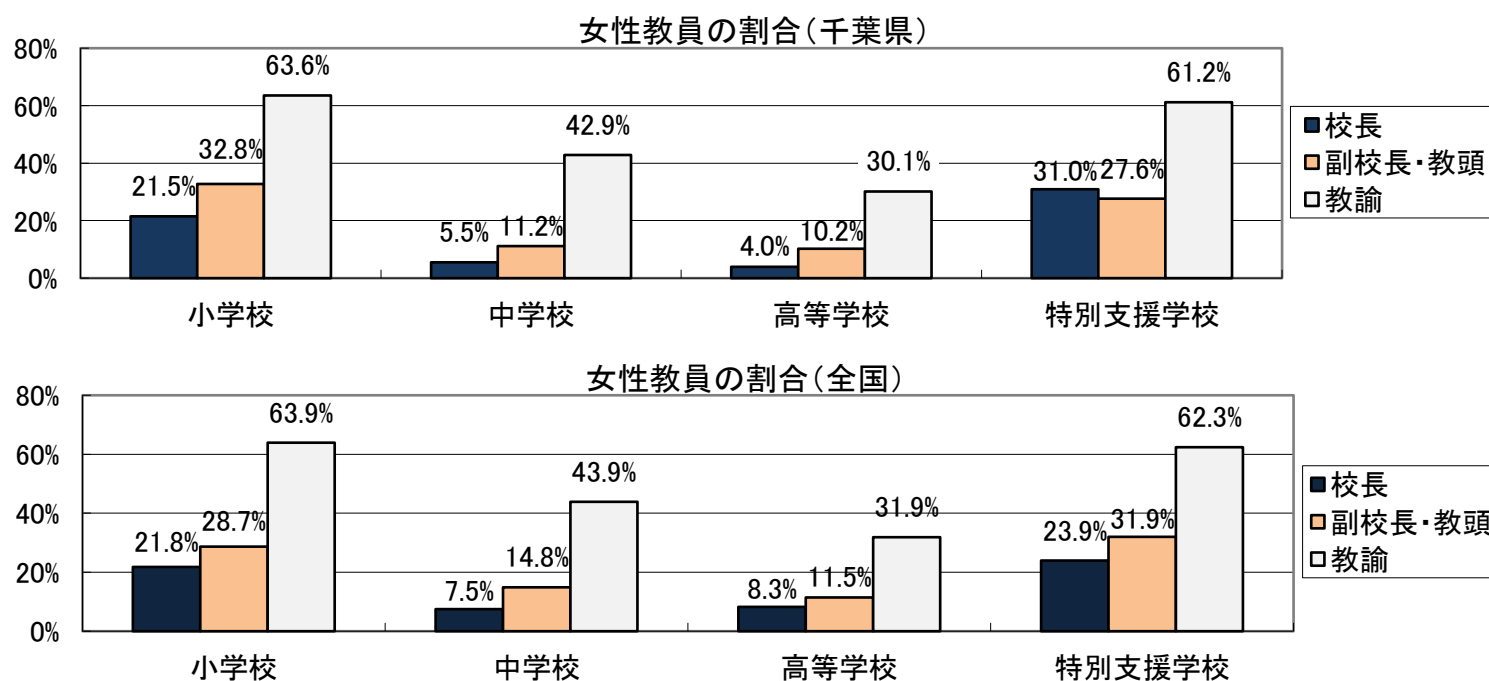


資料出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)
 ※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

(3) 学校職員における女性管理職の状況

本県における令和2年度の公立学校の女性の管理職(校長・副校長・教頭)割合を全国と比較すると、小学校の副校長・教頭及び特別支援学校の校長を除いて低い状況です。

図表29 本務教員に占める女性教員の割合(千葉県・全国)



資料出典：文部科学省「学校基本調査」(令和2年)

(4) 企業団体等における女性管理職の状況

(ア) 女性役員、役職者の状況

平成27年の「国勢調査」(総務省)によると、千葉県における女性の役員割合は、平成22年に比べて増加し、21.3%となっています。しかし、分野によって差が見られます。

図表30 産業別男女別役員数の推移 (千葉県)

(単位:人, %)

区分	平成22年				平成27年			
	女性	男性	合計	女性割合	女性	男性	合計	女性割合
総数	29,200	117,404	146,604	19.9%	28,478	105,098	133,576	21.3%
農業・林業	298	1,017	1,315	22.7%	383	1,187	1,570	24.4%
漁業	22	76	98	22.4%	16	74	90	17.8%
鉱業・採石業・砂利採取業	16	93	109	14.7%	16	99	115	13.9%
建設業	4,975	23,631	28,606	17.4%	5,008	22,400	27,408	18.3%
製造業	2,939	16,136	19,075	15.4%	2,740	14,438	17,178	16.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	164	174	5.7%	22	170	192	11.5%
情報通信業	731	6,380	7,111	10.3%	752	0	6,685	11.2%
運輸業・郵便業	905	5,310	6,215	14.6%	880	4,610	5,490	16.0%
卸売業・小売業	7,416	26,103	33,519	22.1%	6,309	20,658	26,967	23.4%
金融業・保険業	413	2,603	3,016	13.7%	379	2,346	2,725	13.9%
不動産業・物品賃貸業	3,021	7,235	10,256	29.5%	3,376	7,024	10,400	32.5%
学術研究、専門・技術サービス業	1,521	8,464	9,985	15.2%	1,539	7,506	9,045	17.0%
宿泊業・飲食サービス業	1,317	3,094	4,411	29.9%	1,184	2,671	3,855	30.7%
生活関連サービス業・娯楽業	1,245	2,865	4,110	30.3%	1,215	2,540	3,755	32.4%
教育・学習支援業	549	1,391	1,940	28.3%	547	1,280	1,827	29.9%
医療・福祉	1,627	2,759	4,386	37.1%	2,038	3,236	5,274	38.6%
複合サービス事業	7	163	170	4.1%	3	169	172	1.7%
その他サービス業	1,758	8,603	10,361	17.0%	1,727	7,767	9,494	18.2%
公務	-	-	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	430	1,317	1,747	24.6%	344	990	1,334	25.8%

資料出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

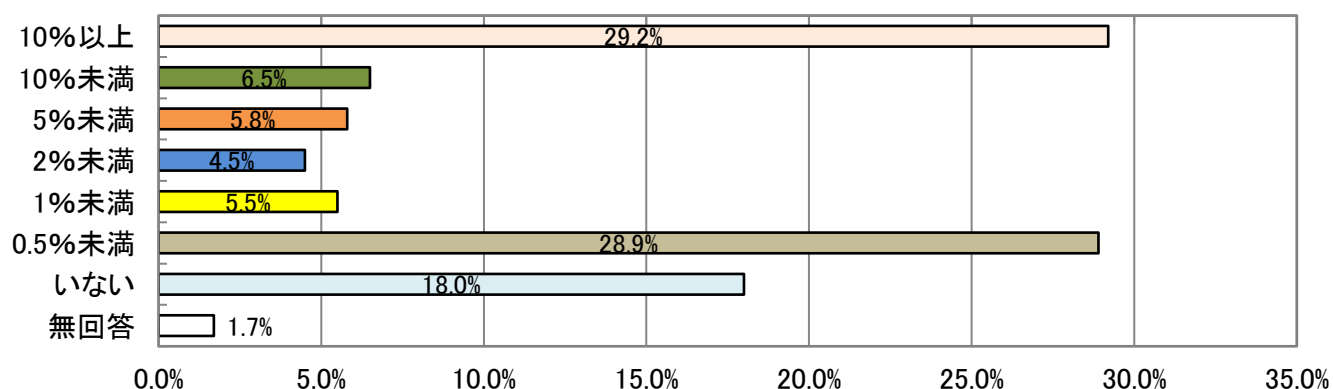
※表中の「-」は該当数字がないものを示す。

※ここでいう「役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などを指す。

※「公務」とは、他に分類されないもの。

(イ) 事業所当たりの女性管理職の割合

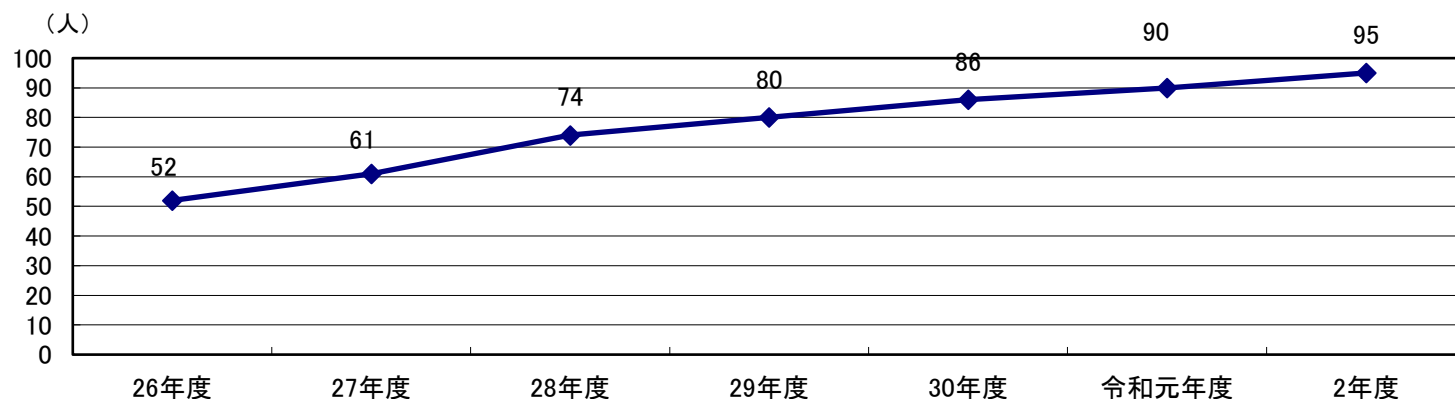
図表31 一事業所当たりの女性管理職の割合(千葉県)



資料出典：千葉県雇用労働課：「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(令和2年2月)

(5) 農業委員における女性委員の状況

図表32 女性農業委員数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県農地・農村振興課「農業委員会実態調査」(各年10月1日時点)

図表33 農協・漁協における女性役員数とその推移(千葉県)

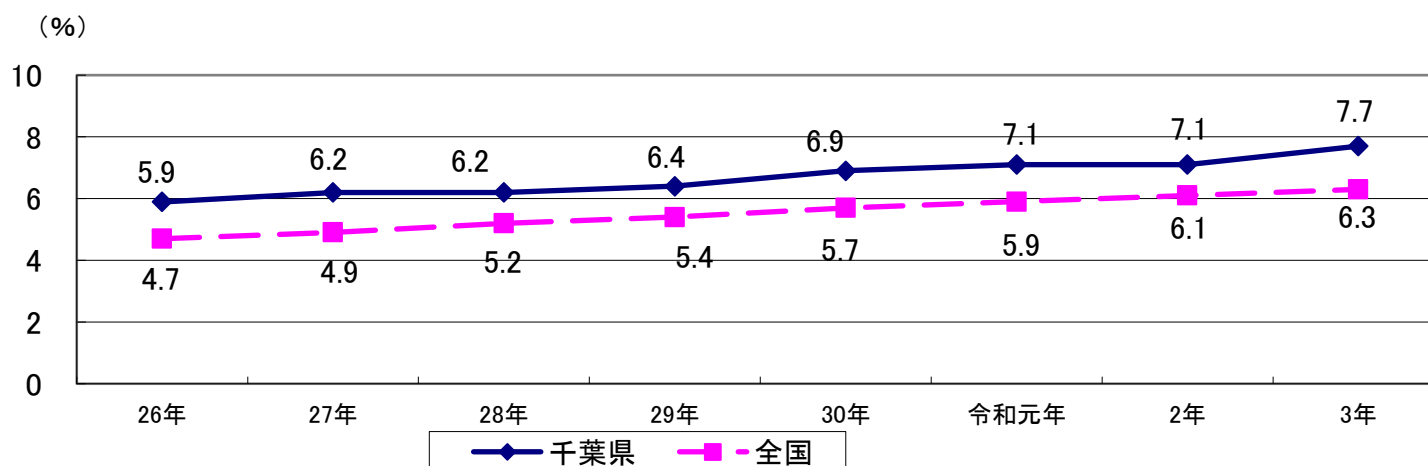
(単位:人, %)

事業年度	農協役員数			漁協役員数		
	総数	うち女性役員数	女性割合	総数	うち女性役員数	女性割合
平成17年度	685	6	0.9%	424	2	0.5%
平成18年度	677	6	0.9%	417	2	0.5%
平成19年度	668	10	1.5%	415	2	0.5%
平成20年度	635	10	1.6%	406	2	0.5%
平成21年度	602	10	1.7%	394	1	0.3%
平成22年度	574	10	1.7%	330	1	0.3%
平成23年度	573	10	1.7%	325	1	0.3%
平成24年度	573	20	3.5%	323	1	0.3%
平成25年度	581	25	4.3%	325	1	0.3%
平成26年度	587	34	5.8%	313	1	0.3%
平成27年度	589	37	6.3%	314	1	0.3%
平成28年度	590	39	6.6%	300	1	0.3%
平成29年度	563	38	6.7%	294	1	0.3%
平成30年度	566	43	7.6%	278	1	0.4%
令和元年度	537	45	8.4%	277	1	0.4%
令和2年度	539	46	8.5%	271	1	0.4%

資料出典:千葉県団体指導課(令和3年4月)

(6) 自治会における女性会長の状況

図表34 自治会長に占める女性の割合(千葉県・全国)



資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

IV 労働

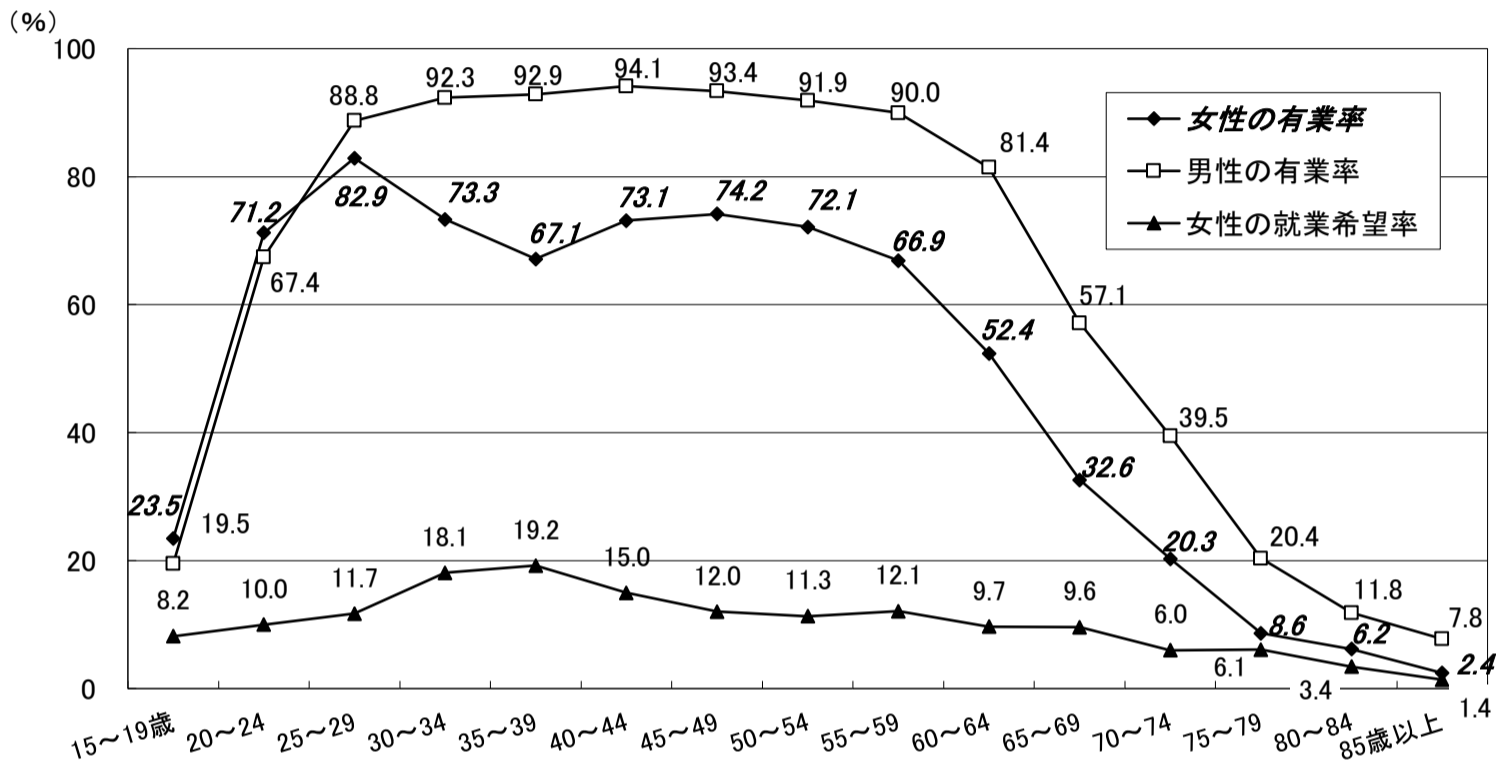
1 労働力率

(1) 男女別有業率・労働力率の推移

女性は30代で有業率が下がり、いわゆる「M字カーブ*」を描いています。一方、女性の就業希望率は30歳代から40歳代前半で高くなっています。

男性は20歳代後半から50歳代までほぼ変わりません。

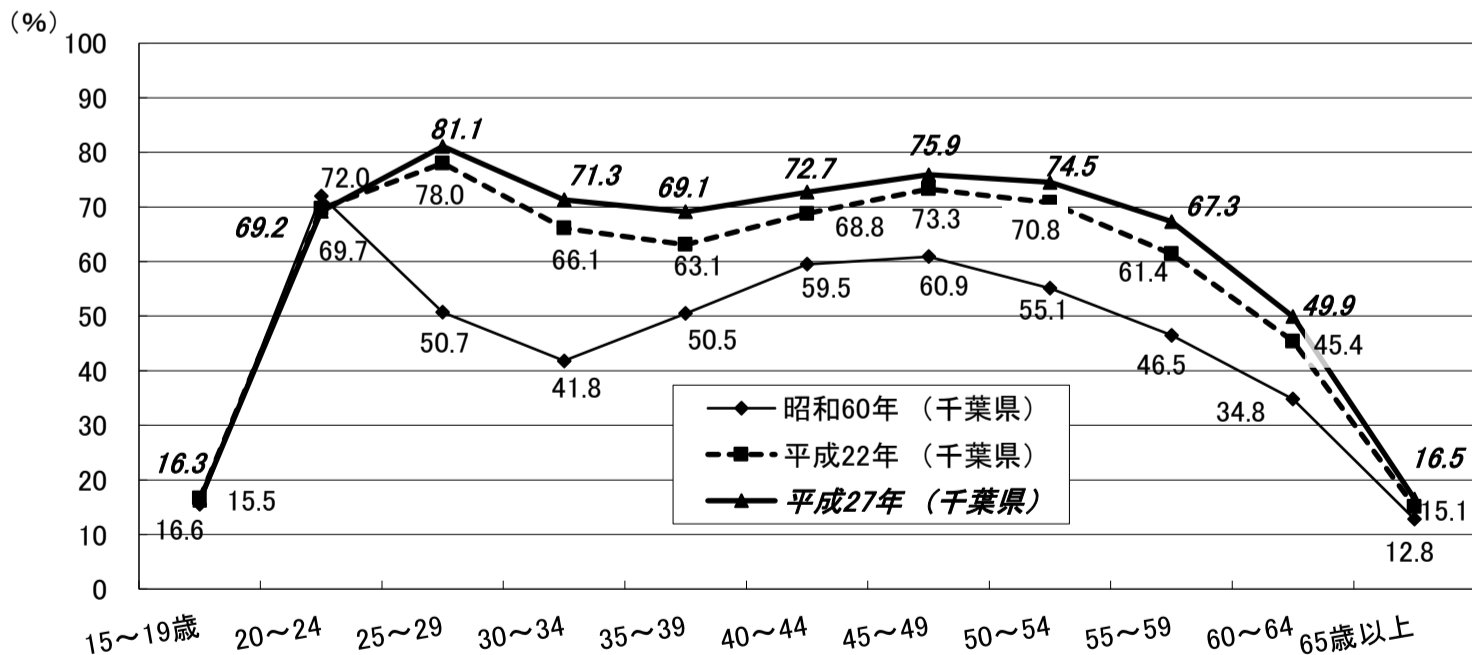
図表35 年齢階級別、男女別有業率及び就業希望率(千葉県)



資料出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

図表36 年齢5歳階級別労働力率*の推移(千葉県・女性)

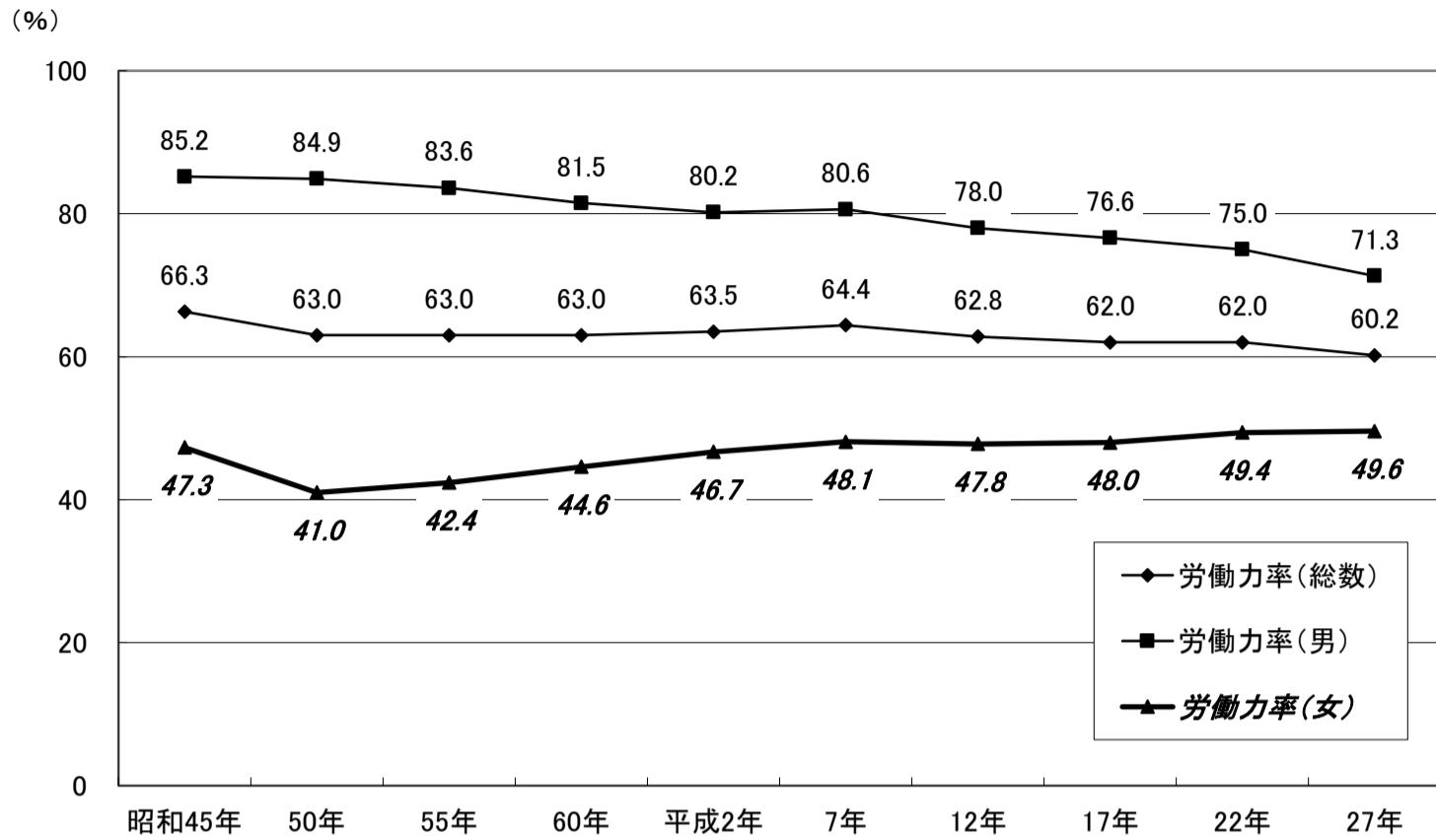


資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※15歳以上人口に占める労働力人口の割合(分母から労働力状態「不詳」の数を除いて算出している。)

※労働力人口: 満15歳以上の人口のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者(休業者も含む。)と完全失業者(仕事についておらず、仕事があればすぐつことができ、仕事を探す活動をしていた者)の合計

図表37 男女別労働力率の推移(千葉県)

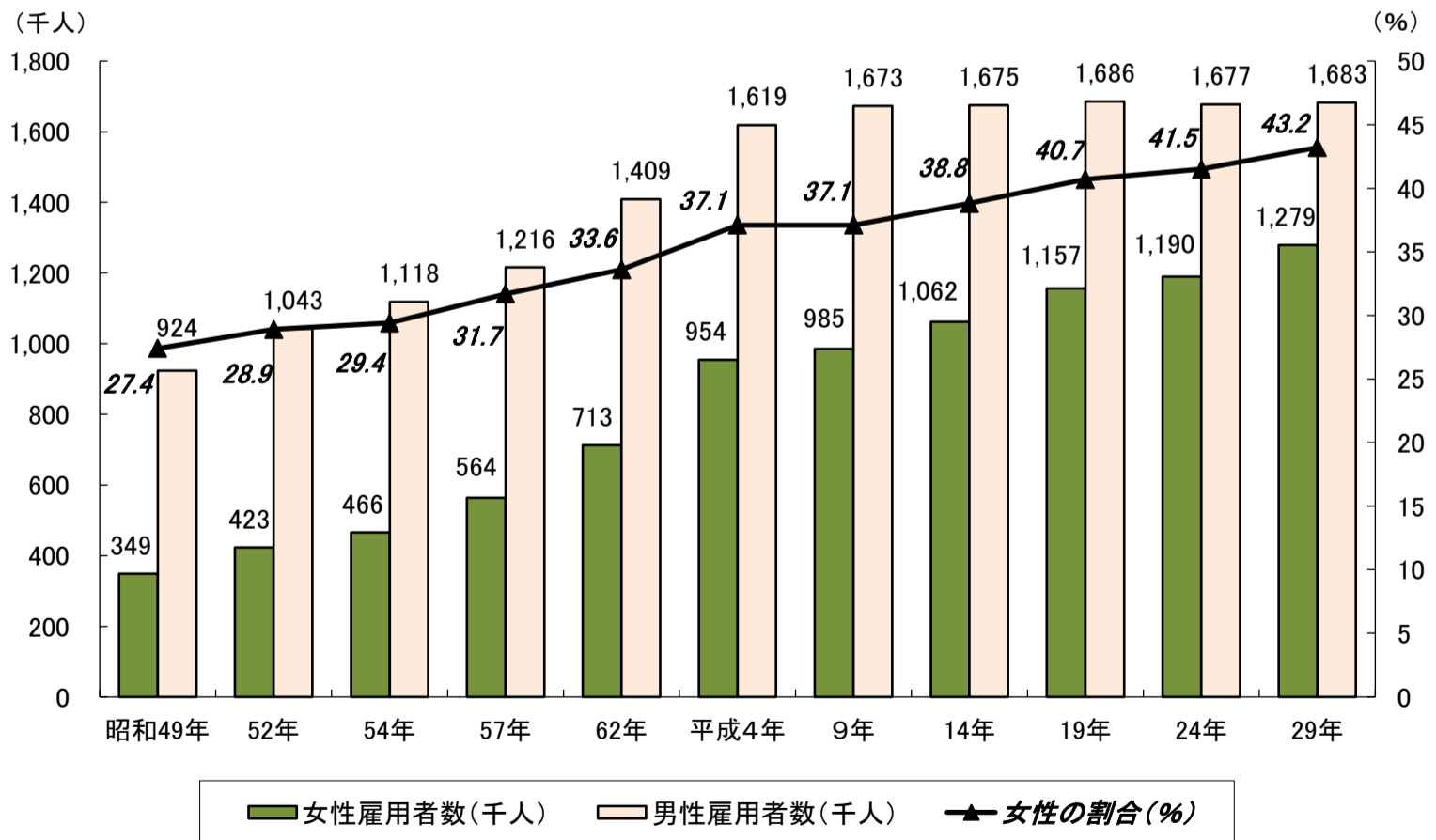


資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用者数の推移

女性の雇用者数は、年々増加しています。
また、雇用者総数に占める女性の割合も、年々増加しています。

図表38 男女別雇用者数の推移及び雇用者総数に占める女性の割合(千葉県)

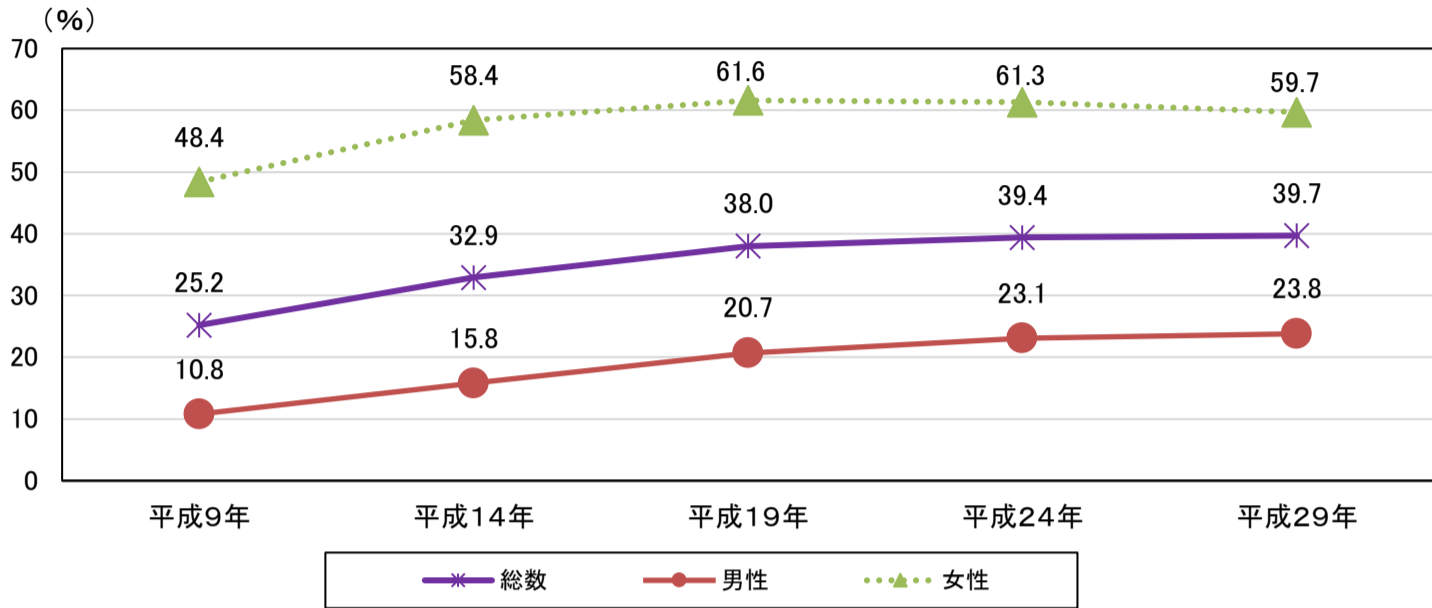


資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(3) 非正規の職員・従業員の割合の推移

図表39 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移(千葉県)

パートやアルバイトなどの非正規の職員・従業員の割合をみると、総数・男性はともに増加傾向にあります。女性は平成19年をピークに緩やかに下降しており、平成24年と比べて1.6ポイント減少しています。

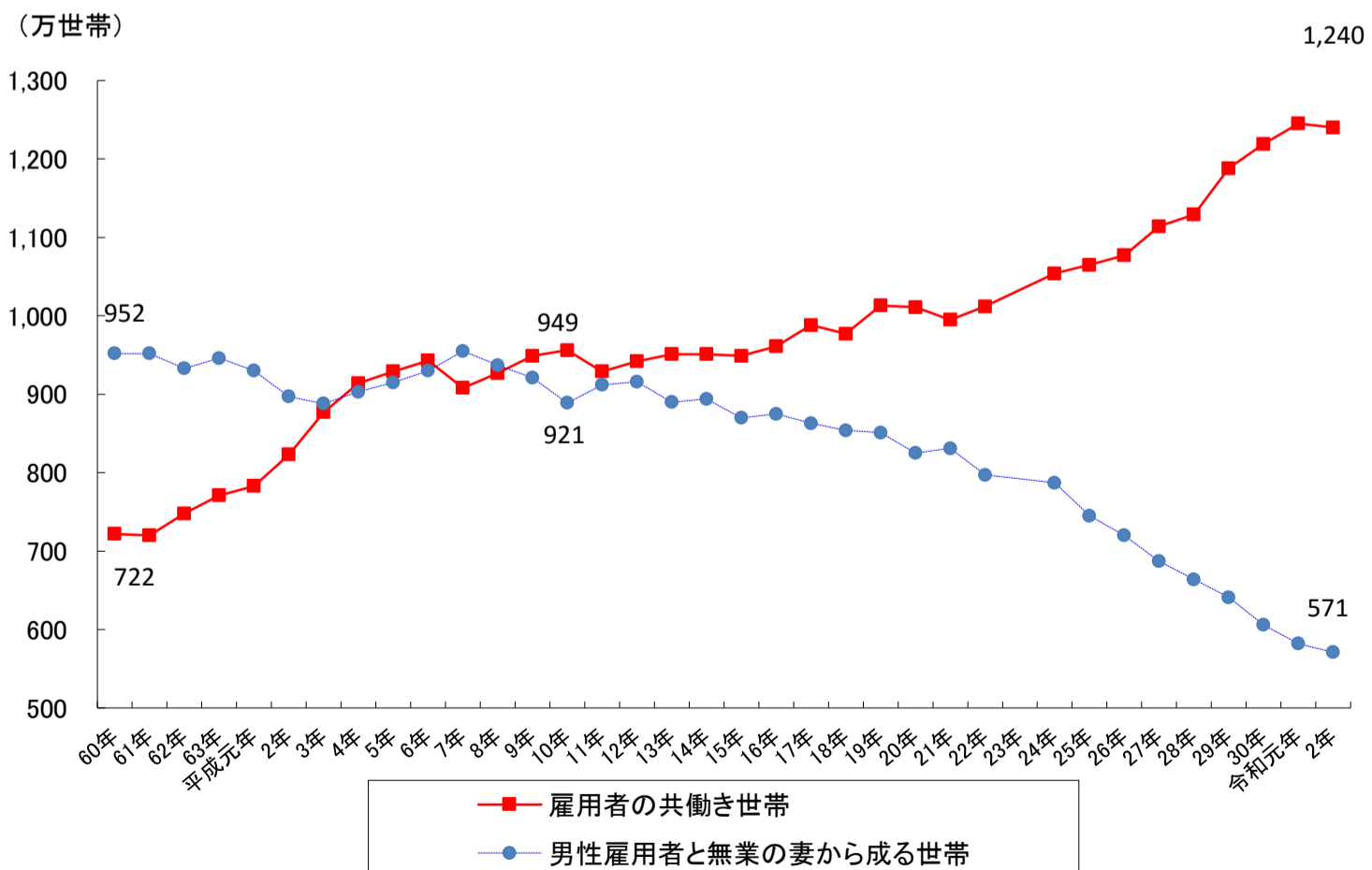


資料出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(4) 共働き世帯数

平成9年以降、共働き世帯数は夫のみ就業世帯数を上回り、その後も徐々に増加しています。

図表40 共働き等世帯数の推移(全国)



資料出典:総務省「労働力調査」(各年平均)

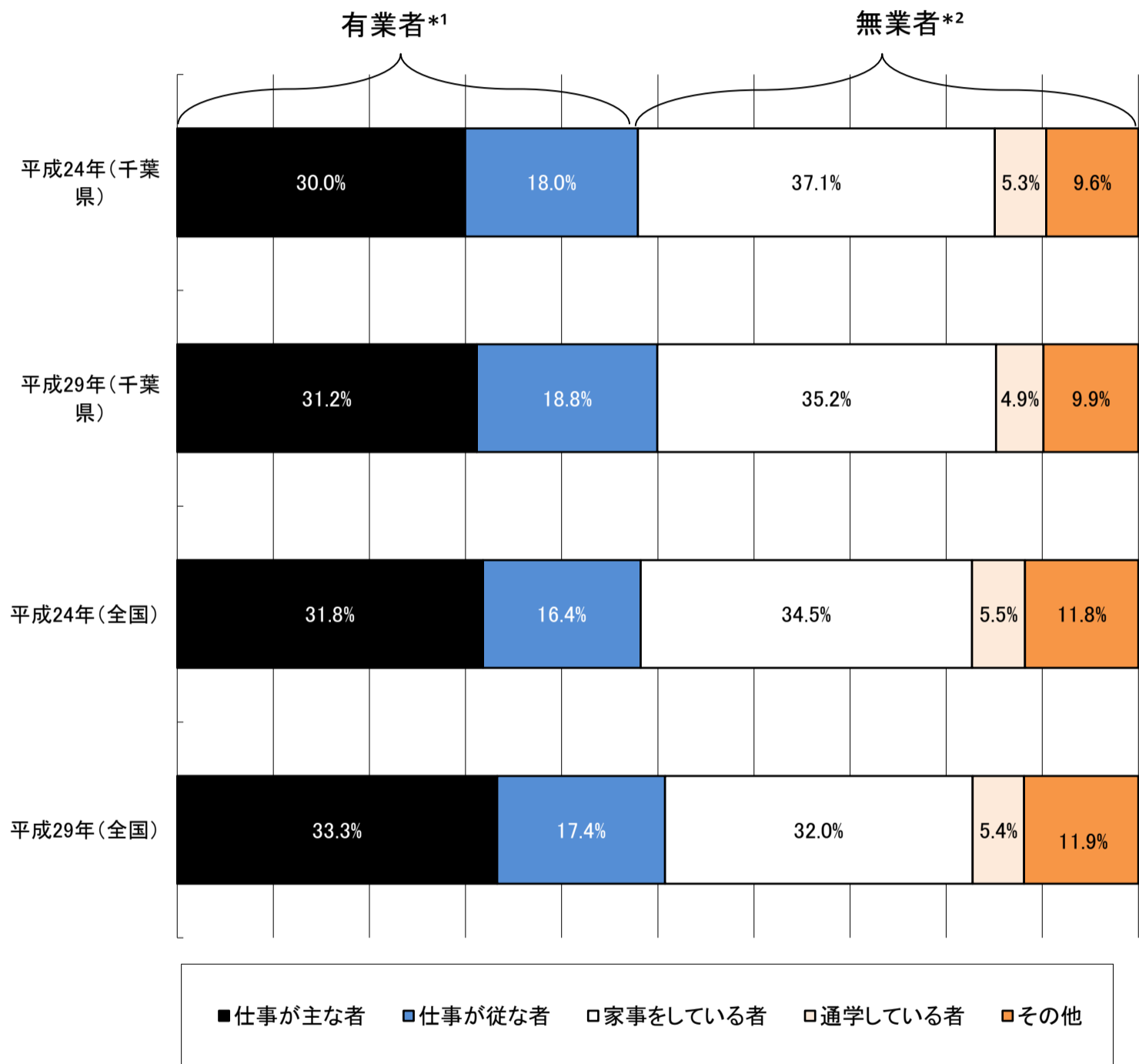
2 労働者の状況

(1) 女性の有業率、無業率

女性の有業率（15歳以上人口に占める有業者の割合）は、平成24年と比べて千葉県、全国ともに上昇しています。

また、平成24年は無業率が有業率を若干上回っていましたが、平成29年は全国で有業率が無業率を上回り、千葉県は有業率と無業率が同率となっています。

図表41 女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）



*1 有業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、普段の状態として仕事をしていれば有業者としている。

*2 無業者: 普段収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、普段全く仕事をしていない者及び時々臨時的にしか仕事をしていない者。

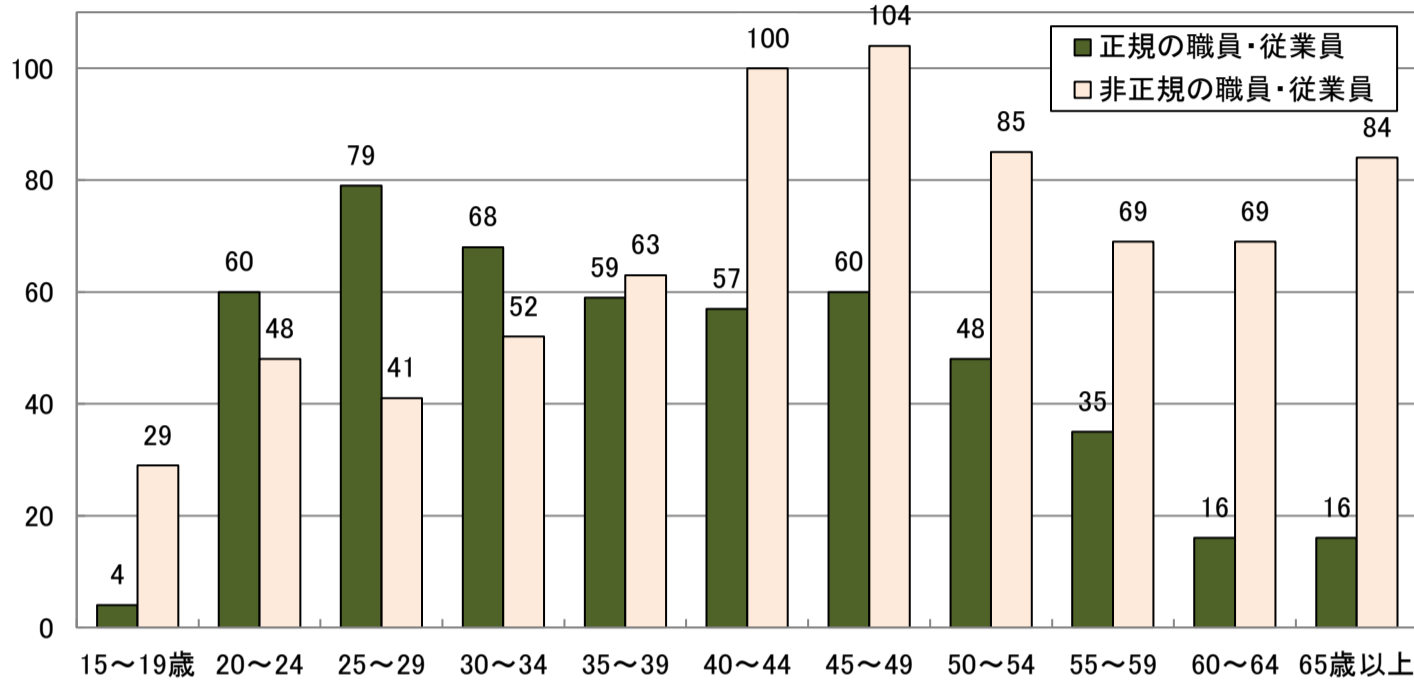
資料出典: 総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用形態別女性雇用者数

女性の雇用形態としては、30歳代の前半までは正規の職員・従業員が多くなっていますが、30歳代後半からは非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員を上回っています。

図表42 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 女性)

(千人)



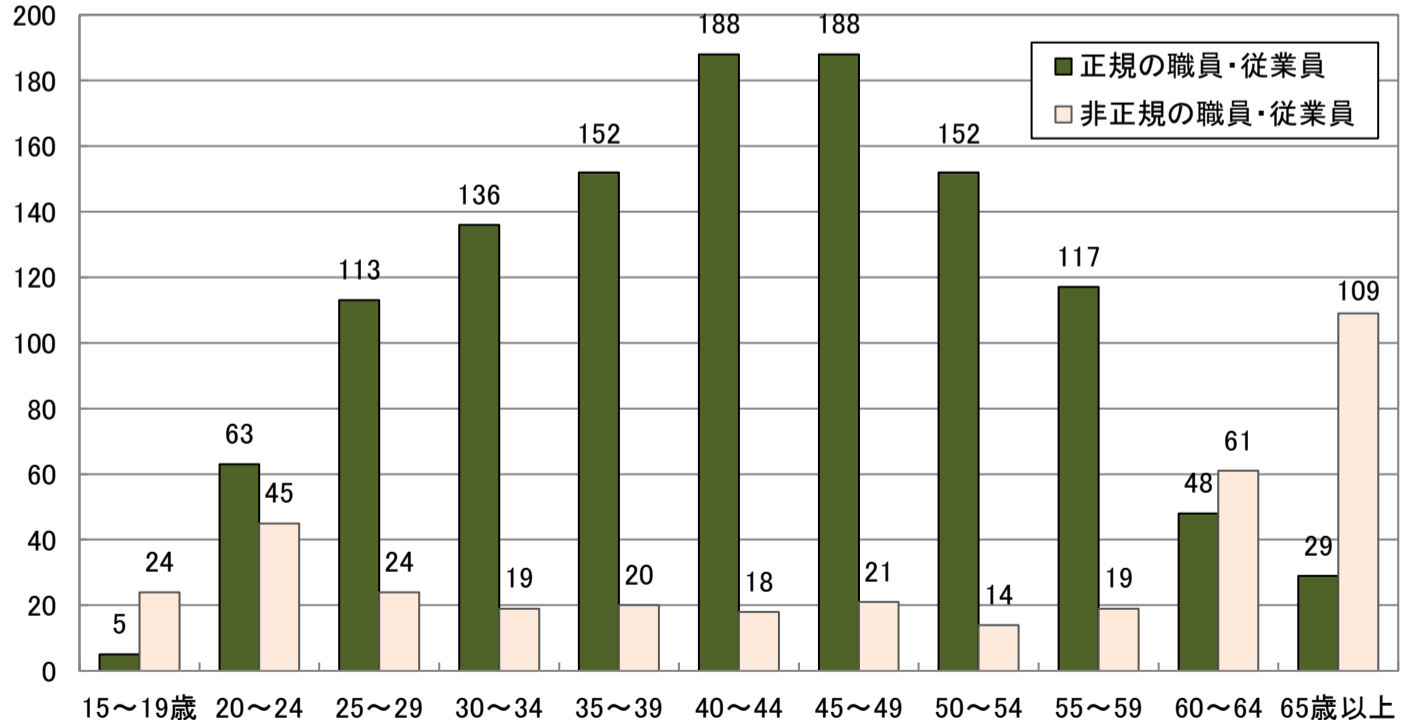
資料出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

(3)雇用形態別男性雇用者数

男性については、50歳代までは正規の職員・従業員が圧倒的に多く、女性との雇用形態の違いが明らかです。

図表43 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 男性)

(千人)



資料出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

(4) 女性の従業上の地位

「国勢調査」によると、千葉県内の女性の就業者の就業上の地位は男性に比べて自営業主、役員が少なく、家族従業者、家庭内職者が多くなっています。

図表44 従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県） (単位:人, %)

	平成22年					平成27年				
	女性	割合	男性	割合	計	女性	割合	男性	割合	計
自営業主	46,686	4.1	165,695	10.1	212,381	47,895	4.1	157,557	9.9	205,452
役員	29,200	2.6	117,404	7.1	146,604	28,478	2.4	105,098	6.6	133,576
家族従業者	68,232	6.0	19,691	1.2	87,923	57,927	4.9	17,152	1.1	75,079
雇用者	997,067	87.1	1,342,831	81.6	2,339,898	1,042,976	88.4	1,312,265	82.4	2,355,241
家庭内職者	3,433	0.3	401	0.0	3,834	2,521	0.2	374	0.0	2,895
就業者計*	1,144,618	100.0	1,646,022	100.0	2,790,640	1,179,797	100	1,592,446	100.0	2,772,243

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

*従業上の地位「不詳」を除く。

3 労働条件

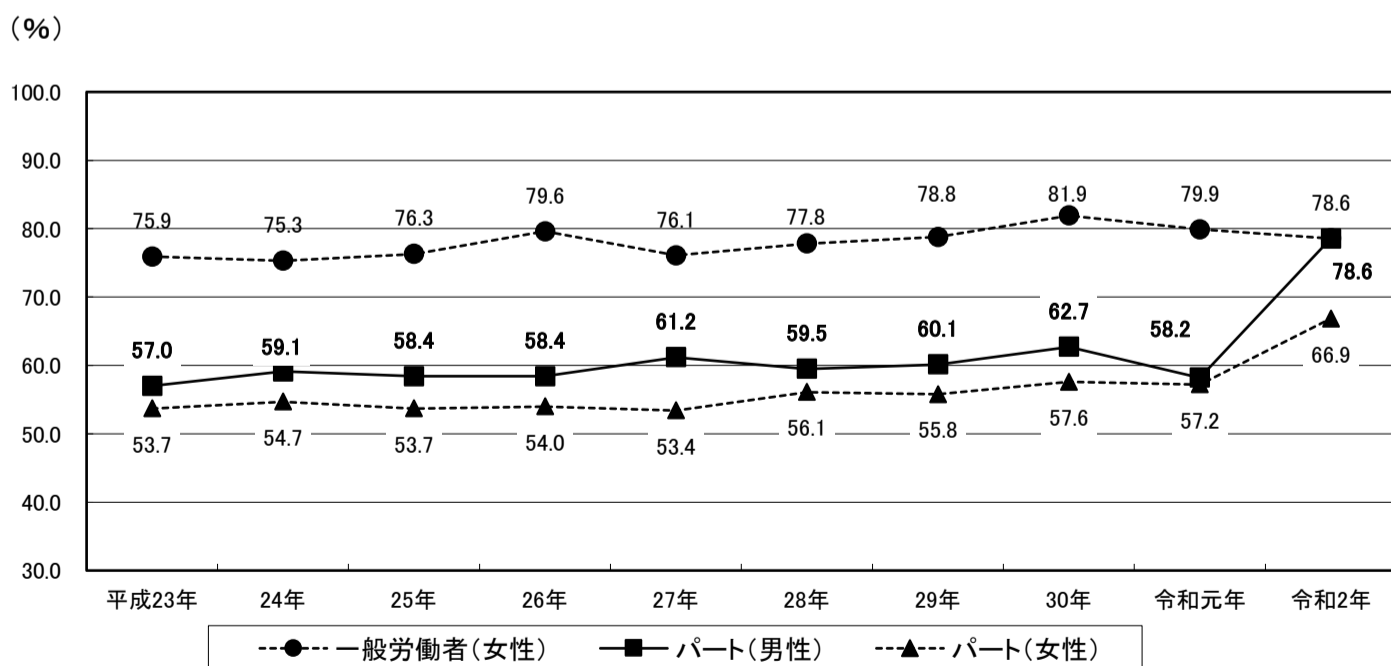
(1)賃金

パートタイム（短時間）労働者を除く女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額は、男性一般労働者の78.6%となっており、依然低い状況です。

また、パートタイム（短時間）労働者間においても男性と比べて、女性の方が低くなっています。

注) 令和元年調査までは、医師、教員等の一部の職種に該当する短時間労働者で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える者を除外して集計していましたが、令和2年調査からは、短時間労働者の全体像を把握するという観点から、職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象としています。

図表45 男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差(千葉県)



資料出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※給与の指数は、男性一般労働者の1時間当たり平均所定額を100として、各区分の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

図表46 男女別雇用者の所定内給与額の推移と賃金の男女間格差の推移(千葉県)

	女性		男性		賃金の男女間格差*
	平均年齢	所定内給与額(千円)	平均年齢	所定内給与額(千円)	
平成11年	37.2	229.5	40.2	339.7	67.6
平成13年	37.6	243.6	40.7	345.0	70.6
平成15年	39.1	241.2	41.4	343.3	70.3
平成17年	39.4	239.2	41.9	353.9	67.6
平成19年	39.0	232.2	41.4	340.9	68.1
平成21年	41.0	229.4	41.6	323.9	70.8
平成23年	39.9	241.5	42.1	324.3	74.5
平成25年	40.4	240.7	42.3	323.2	74.5
平成26年	41.1	248.9	43.0	322.3	77.2
平成27年	41.6	247.3	42.8	333.1	74.2
平成28年	41.3	245.2	43.6	322.9	75.9
平成29年	40.7	260.4	43.2	338.7	76.9
平成30年	41.0	257.4	43.8	327.9	78.5
令和元年	42.1	254.9	43.9	331.3	76.9
令和2年	41.9	250.7	43.4	331.0	75.7

資料出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 ※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。

(2) 育児休業制度の状況

県の調査によると、事業所における育児休業取得状況は、女性は平成24年以降90%を超える取得率が続いています。男性は年々増加しているものの、まだ少ない状況です。

図表47 調査対象事業所における育児休業の取得状況(千葉県)

		育児休業取得率	本人または配偶者が 出産した従業員数	そのうち育児休業を 取得した従業員数
女性	平成20年3月	99.5%	624人	621人
	平成22年3月	88.2%	677人	597人
	平成24年3月	93.9%	1,239人	1,164人
	平成26年1月	92.0%	1,623人	1,493人
	平成28年1月	90.0%	1,328人	1,195人
	平成30年1月	98.0%	1,690人	1,657人
	令和2年2月	95.3%	1,711人	1,631人
男性	平成20年3月	1.7%	1,021人	17人
	平成22年3月	2.2%	1,155人	25人
	平成24年3月	3.8%	2,240人	85人
	平成26年1月	3.8%	2,555人	98人
	平成28年1月	5.2%	1,768人	92人
	平成30年1月	8.2%	1,730人	141人
	令和2年2月	12.0%	1,796人	215人

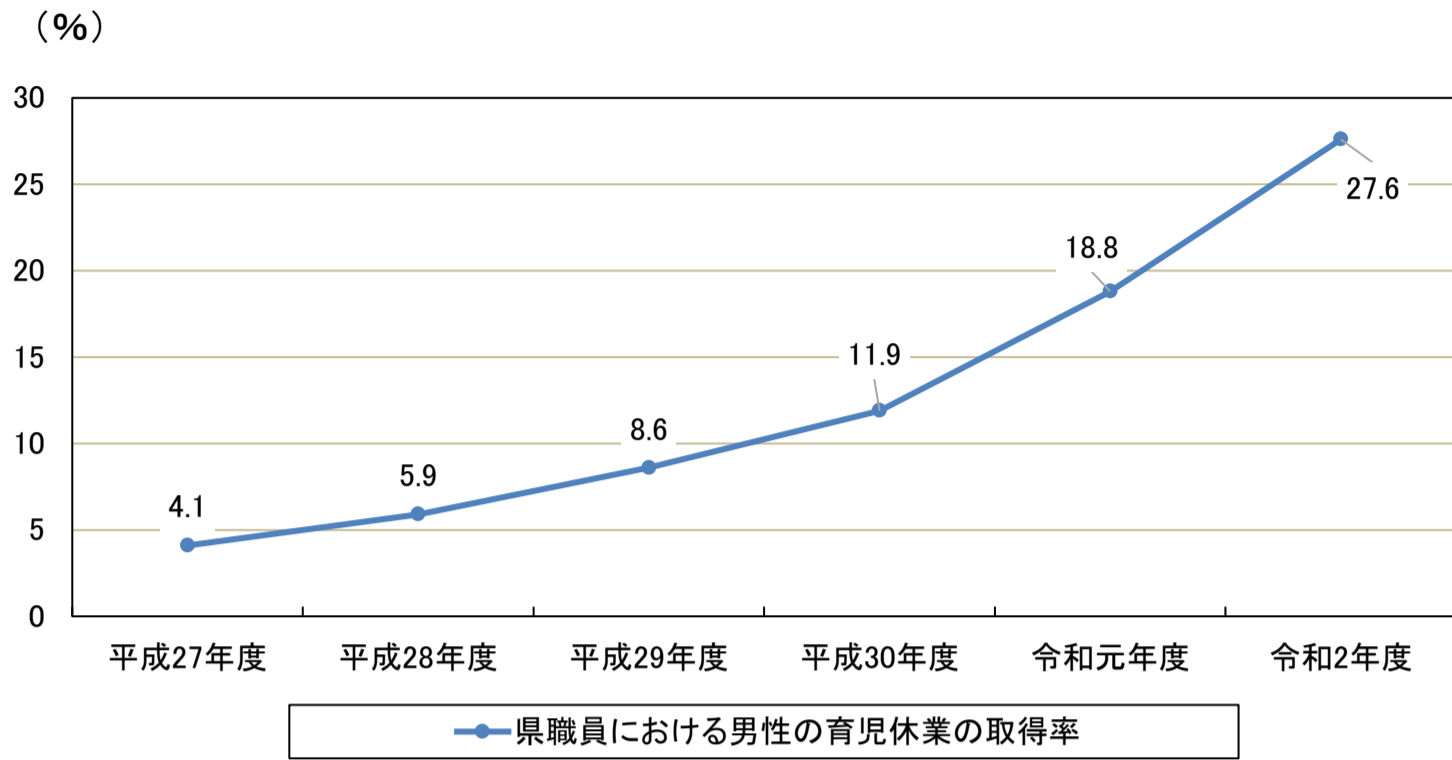
資料出典:千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(中間)」(平成20年3月)
 千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(最終)」(平成22年3月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成24年3月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成28年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成30年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(令和2年2月)

図表48 男女別育児休業取得率(全国)

	本人又は配偶者が 出産した従業員の 育児休業取得率	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
女性	出産した者に占める割合	86.6%	81.5%	81.8%	83.2%	82.2%	83.0%	81.6%
男性	配偶者が出産した者に占める割合	2.30%	2.65%	3.16%	5.14%	6.16%	7.48%	12.65%

資料出典:厚生労働省「雇用均等基本調査」

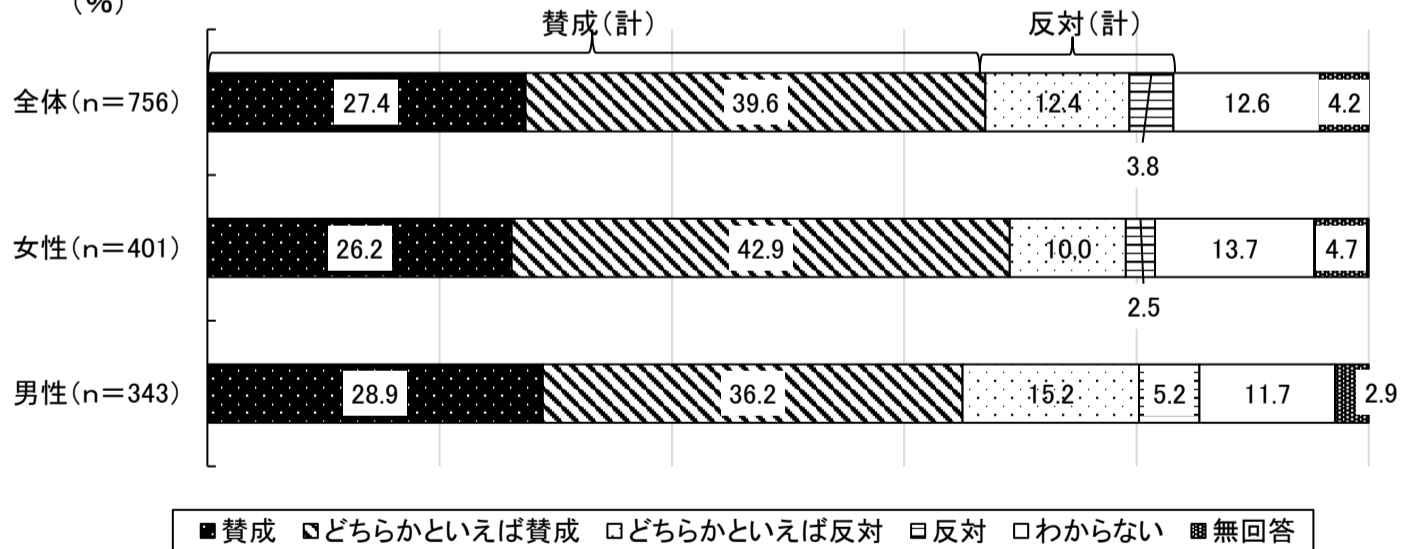
図表49 県職員における男性の育児休業の取得率(千葉県)



資料出典:「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく
特定事業行動計画の実施状況の公表及び同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報公表」

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化についての考えを聞いたところ、『賛成(計)』が67.0%、『反対(計)』が16.2%となっており、『賛成(計)』が『反対(計)』を大きく上回っています。
性別で見ると、『反対(計)』は男性が女性よりも7.9ポイント高くなっています。

図表50 男性の育児休業取得の義務化についての考え(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由を聞いたところ、賛成する理由は、「女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから」が77.3%で最も高く、次いで「子育ては夫婦で行うものだと思うから」が75.5%、「義務化すると取りやすい雰囲気ができるから」が68.2%となっています。

男性の育児休業取得の義務化に反対する理由は、「義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき」が81.3%で最も高く、次いで「同僚への負担が増えるから」が43.1%、「収入が減少するから」が34.1%となっています。

図表51 男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由(千葉県)

n=506(複数回答可)

順位	賛成する理由	件数	(%)
1	女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから	391	77.3
2	子育ては夫婦で行うものだと思うから	382	75.5
3	義務化すると、取りやすい雰囲気ができるから	345	68.2

n=123(複数回答可)

順位	反対する理由	件数	(%)
1	義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき	100	81.3
2	同僚への負担が増えるから	53	43.1
3	収入が減少するから	42	34.1

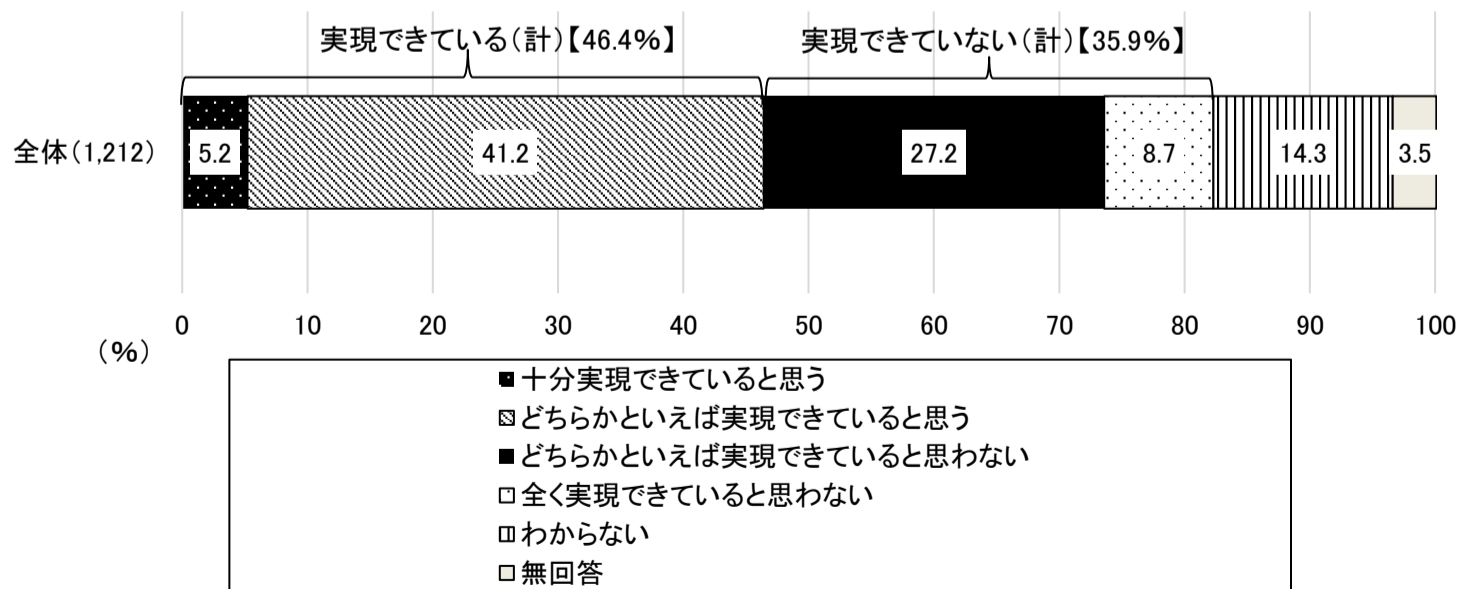
資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

4 ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現度

図表52 ワーク・ライフ・バランスの実現度(千葉県)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現度を調査したところ、「十分実現できていると思う」(5.2%)と「どちらかといえば実現できていると思う」(41.2%)を合わせた『実現できている(計)』が、46.4%となっています。一方、「どちらかといえば実現できていると思わない」(27.2%)と「全く実現できていると思わない」(8.7%)を合わせた『実現できていない(計)』が35.9%でした。



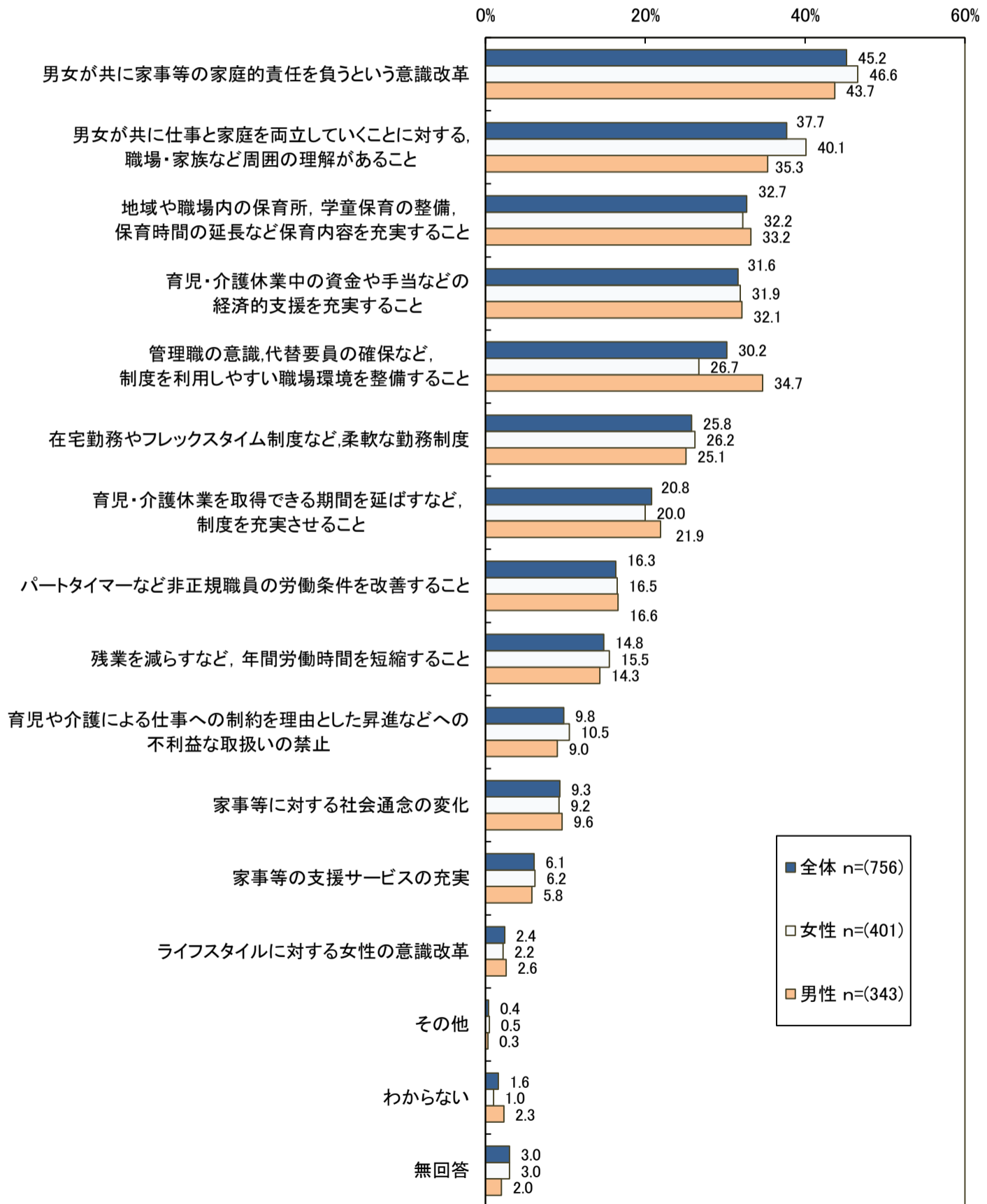
資料出典:千葉県「第57回県政に関する世論調査」(平成30年)

(2)仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備

県民意識調査において、仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備を聞いたところ、「男女が共に家事等の家庭的責任を負うという意識改革」が45.2%で最も高く、次いで「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」が37.7%、「地域や職場内の保育所、学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が32.7%となっています。

性別でみると、「管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること」は男性が女性よりも8.0ポイント高くなっています。一方、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」は女性が男性よりも4.8ポイント高くなっています。

図表53 仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備(千葉県)

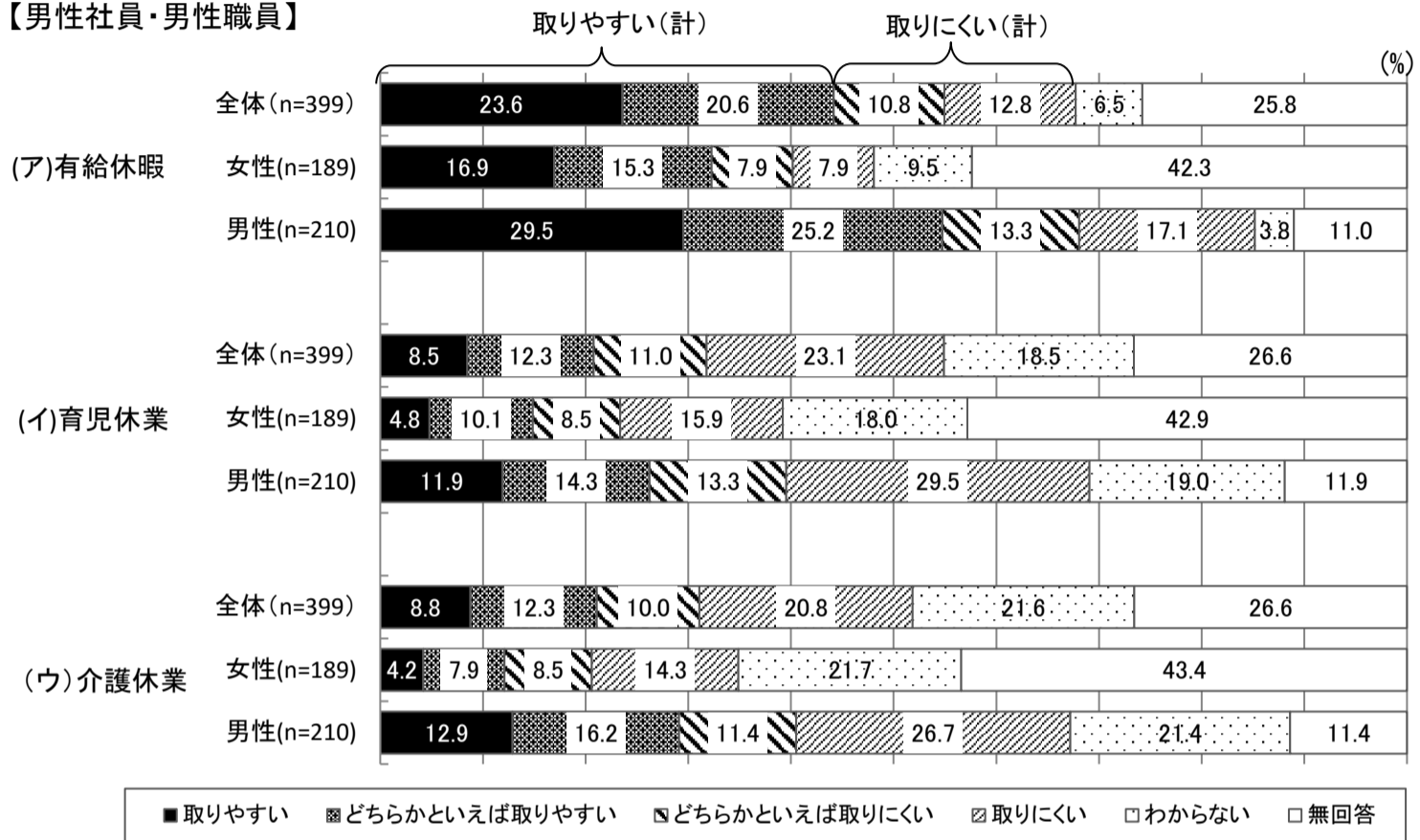


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

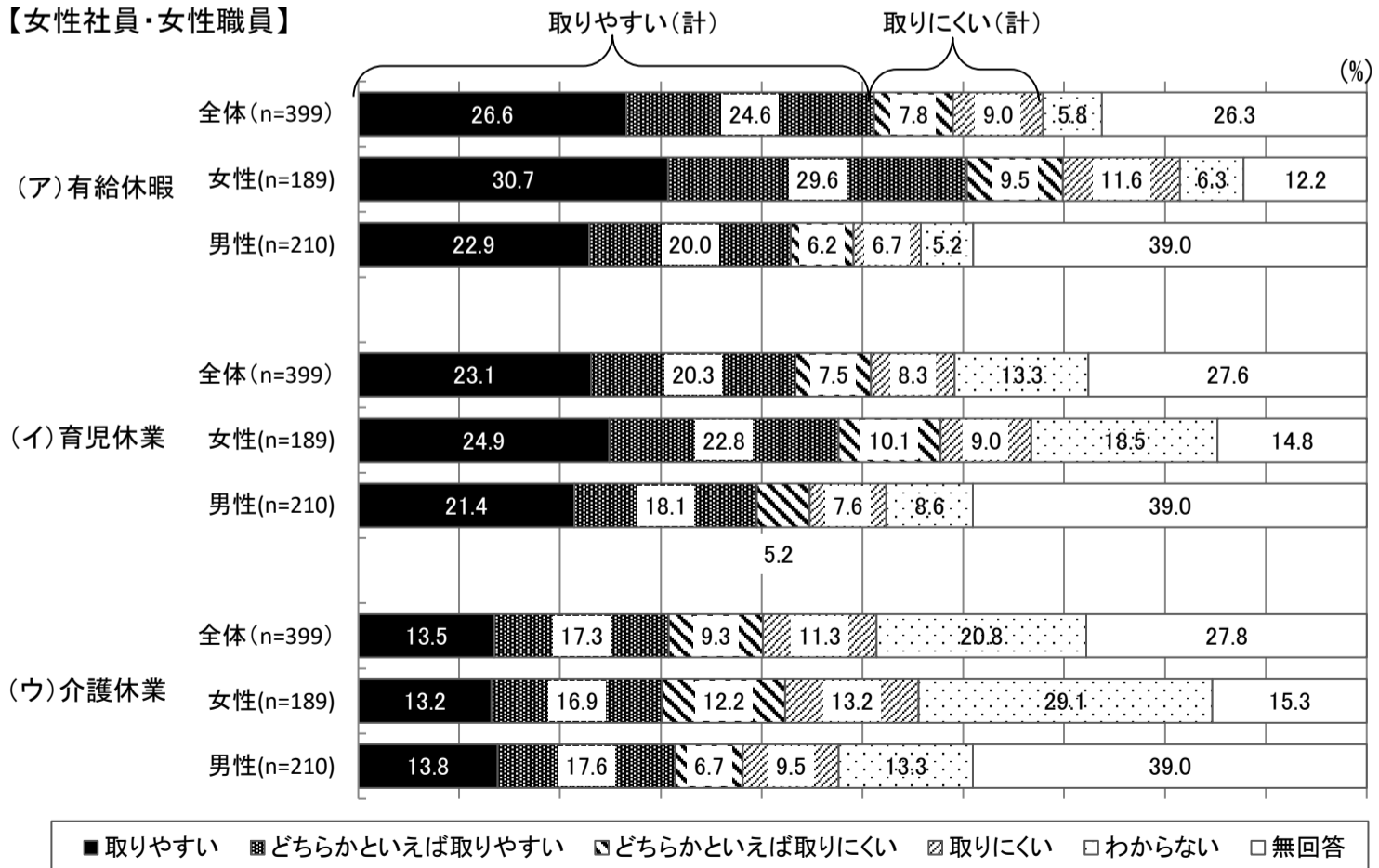
県民意識調査において、有給休暇、育児・介護休業の取りやすさを聞いたところ、『取りやすい(計)』は、どの休暇・休業も女性社員・女性職員が男性社員・男性職員よりも高くなっており、全体では、女性社員・女性職員は、“(ア)有給休暇”が51.2%，“(イ)育児休業”が43.4%，“(ウ)介護休業”が30.8%、男性社員・男性職員は、“(ア)有給休暇”が44.2%，“(イ)育児休業”が20.8%，“(ウ)介護休業”が21.1%となっています。『取りにくい(計)』は、男性社員・男性職員の、“(イ)育児休業”が34.1%，“(ウ)介護休業”が30.8%となっています。

図表54 有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)

【男性社員・男性職員】



【女性社員・女性職員】



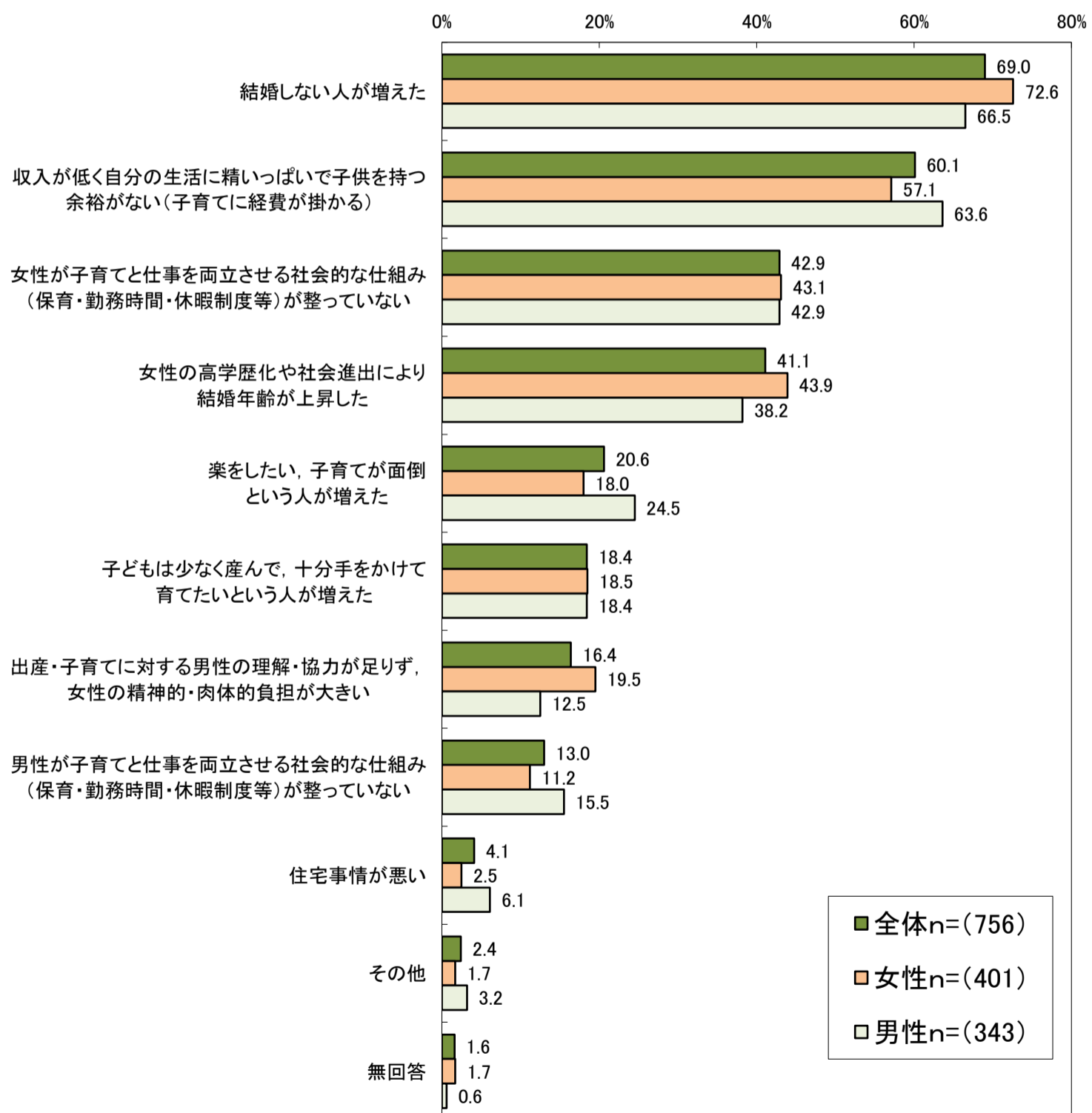
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

(3) ワーク・ライフ・バランスと少子高齢化

県民意識調査において、出生率が低下している原因を聞いたところ、「結婚しない人が増えた」が69.0%で最も高く、次いで「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない(子育てに経費が掛かる)」が60.1%、「女性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(保育・勤務時間・休暇制度等)が整っていない」が42.9%となっています。

性別でみると、「出産・子育てに対する男性の理解・協力が足りず、女性の精神的・肉体的負担が大きい」は女性が男性よりも7.0ポイント高く、「結婚しない人が増えた」も女性が6.1ポイント、「女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した」も女性が5.7ポイント高くなっています。一方、「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない(子育てに経費が掛かる)」、「樂をしたい、子育てが面倒という人が増えた」は男性が女性よりも6.5ポイント高く、「男性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(保育・勤務時間・休暇制度等が整っていない)」も男性が4.3ポイント高くなっています。

図表55 出生率低下の原因(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

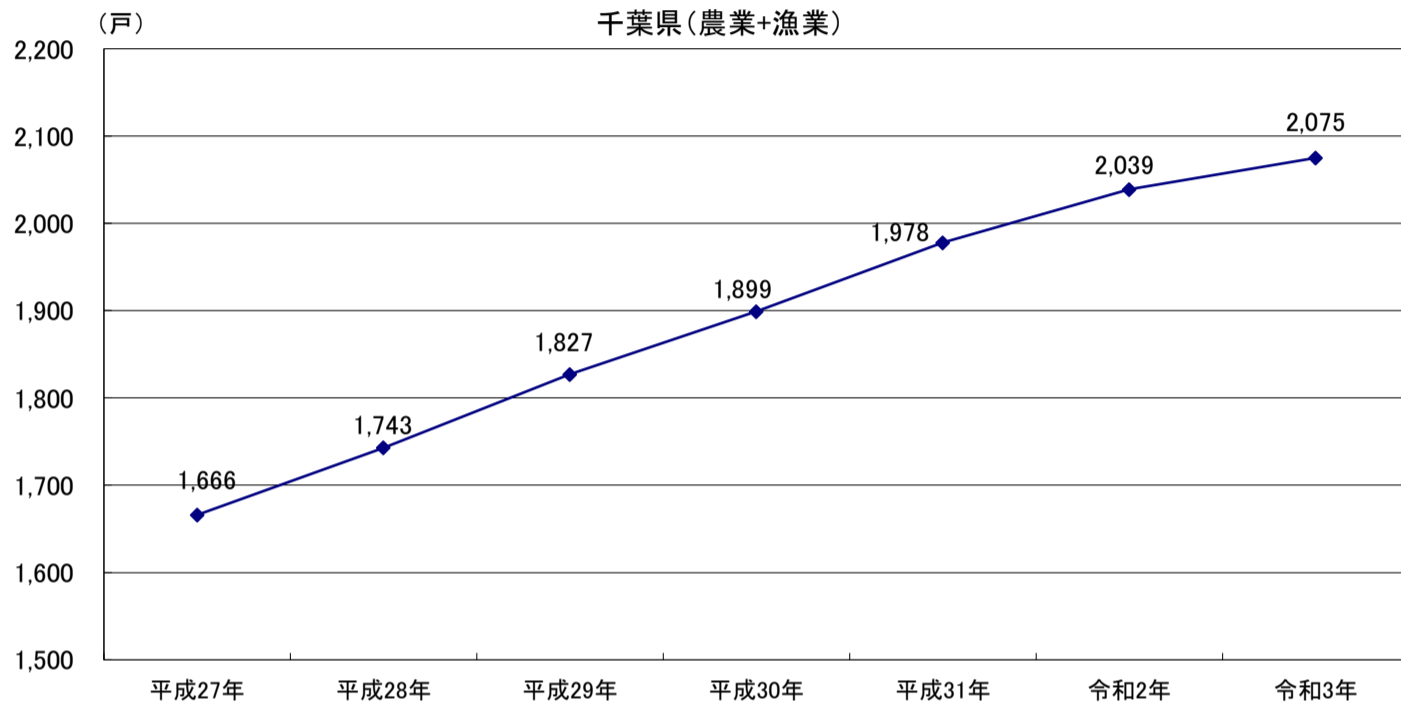
5 自営業者, 家族従業者, 起業家等に対する支援

(1) 家族経営協定締結数の推移

千葉県の家族経営協定*締結数は, 年々増加しています。

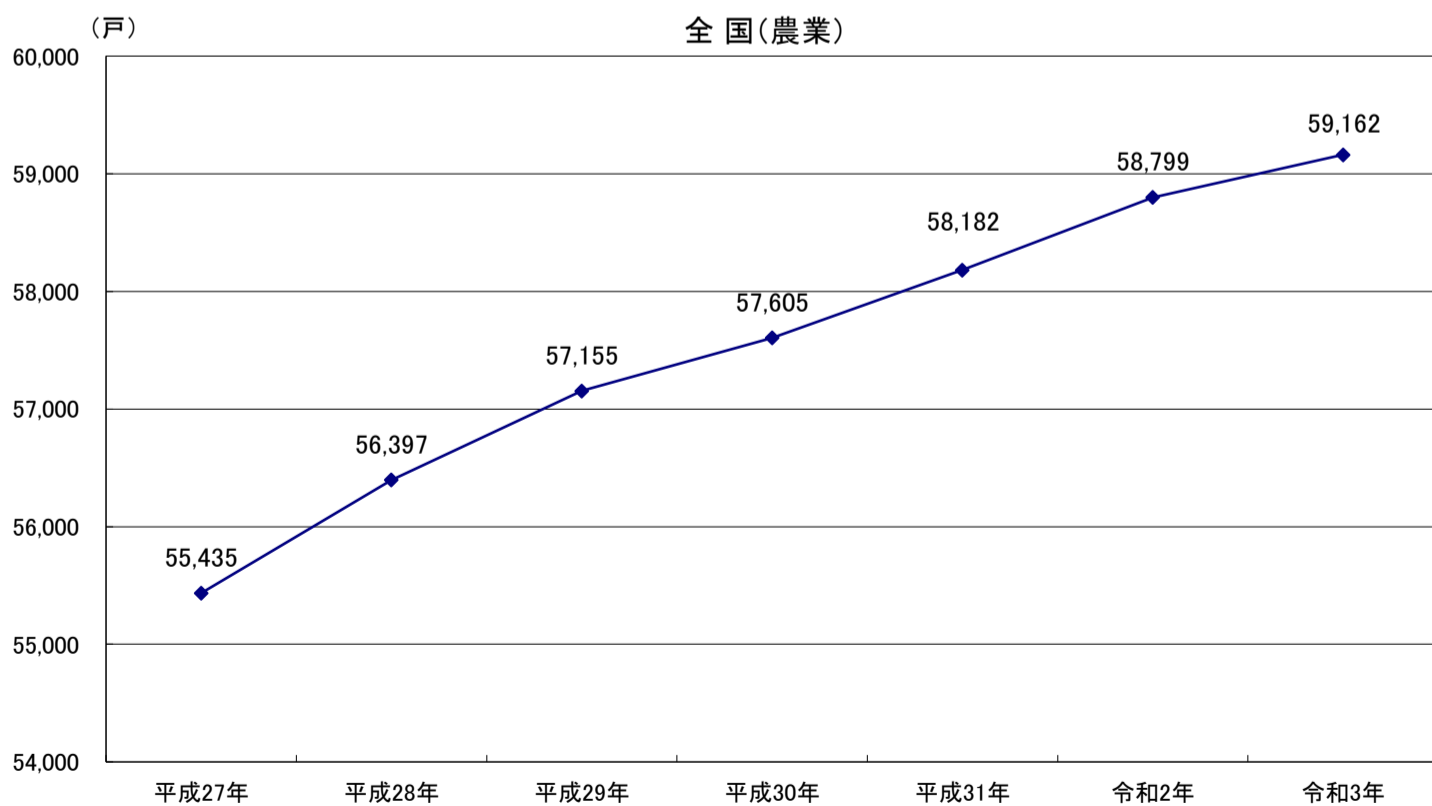
*家族で取り組む農業・漁業経営において, 家族の話合いに基づき経営方針や役割分担, 就業条件, 就業環境(労働時間, 報酬等)などについて取り決めたもの

図表56 家族経営協定締結数の推移(千葉県・全国)



※令和3年の千葉県の家族経営協定締結数の内訳: 農業2,074、漁業1

資料出典: 千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)



資料出典: 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(各年3月31日現在)

(2) 経営者数及び女性起業数

「2020年農林業センサス」によると、千葉県の農業経営者に占める女性の割合は5.7%（全国5.8%）となっています。

また、担い手支援課の調査によると、地域産物を利用した加工品づくりや直売所での販売、農家レストラン経営などの農林漁業関連起業活動で、女性が主たる経営を担っている経営体数は、高齢化等により横ばい傾向にあります。その一方で、6次産業化の推進により、経営の多角化を目指す動きがあります。

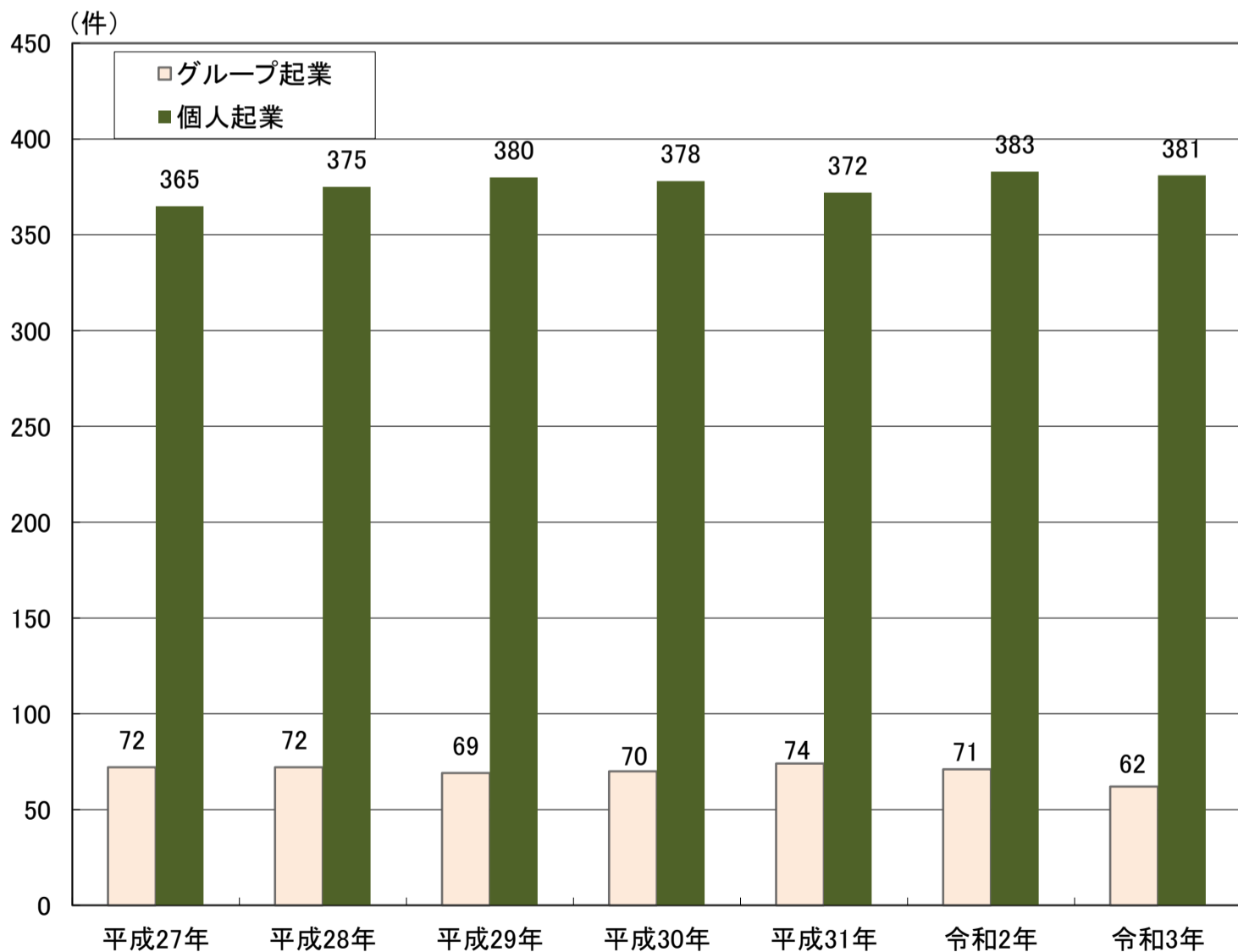
図表57 男女別農業経営者数(千葉県・全国)

(単位:人)

	総数	女性	男性	女性割合(%)
千葉県	35,420	2,036	33,384	5.7
全国	1,075,705	62,610	1,013,095	5.8

資料出典:農林水産省「2020年農林業センサス」(令和2年2月1日現在)

図表58 農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移(千葉県)



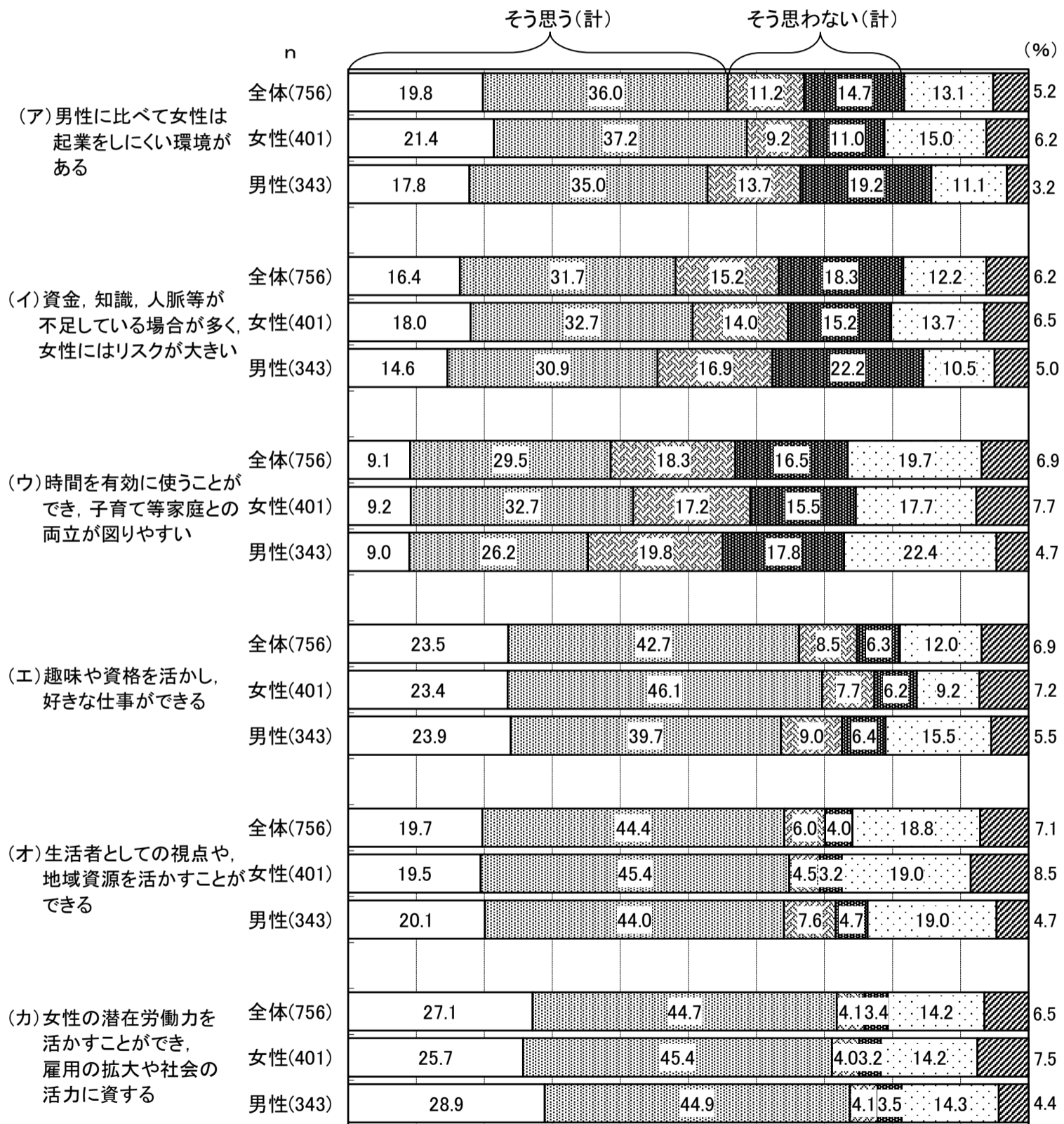
資料出典:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)

6 女性の起業に関する考え方

県民意識調査において、女性の起業に関する考え方を聞いたところ、『そう思う(計)』が”(カ)女性の潜在労働力を活かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する”が71.8%で最も高く、次いで”(エ)趣味や資格を活かし、好きな仕事ができる”が66.2%、”(オ)生活者としての視点や、地域資源を活かすことができる”が64.1%となっています。

一方、『そう思わない(計)』は、”(ウ)時間を有効に使うことができ、子育て等家庭との両立が図りやすい”で、34.8%となっています。

図表59 女性の起業に関する考え方(千葉県)



□そう思う □どちらかといえばそう思う □どちらかといえばそう思わない □そう思わない □わからない □無回答

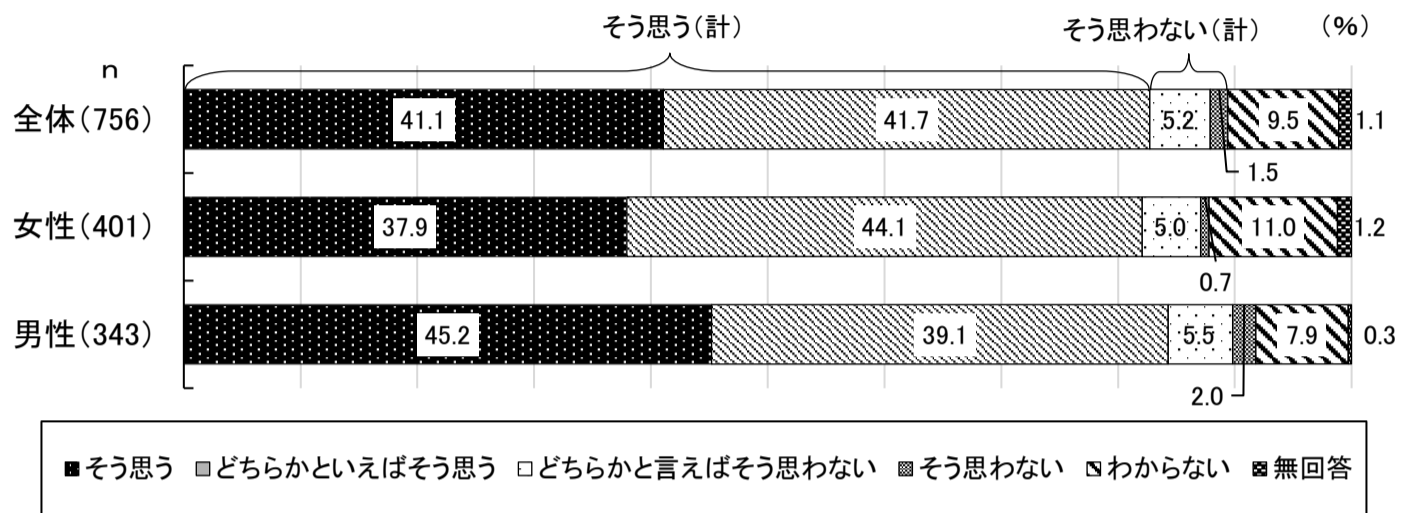
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

7 女性の活躍についての考え

県民意識調査において、女性の活躍を推進をした方がよいと思うか聞いたところ、「そう思う（計）」が82.8%、「そう思わない（計）」が6.7%と、「そう思う（計）」が「そう思わない（計）」を大きく上回っています。

性別でみると、「そう思う（計）」、「そう思わない（計）」で大きな差異は見られませんが、「そう思う（計）」は、男性が女性よりも2.3ポイント高くなっています。

図表60 女性の活躍についての考え方(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査によると、女性の活躍を推進した方がよい理由は、「女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される」が最も高くなっています。

推進しない方がよい理由は、「昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである」が最も高くなっています。

図表61 女性の活躍を推進した方がよい理由・推進しない方がよい理由(千葉県)[上位3項目]

順位	女性の活躍を推進した方がよい理由	件数	(%)
1	女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される	498	79.6
2	男女問わず活躍できるようになる	408	65.2
3	人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる	328	52.4

n=50(複数回答可)

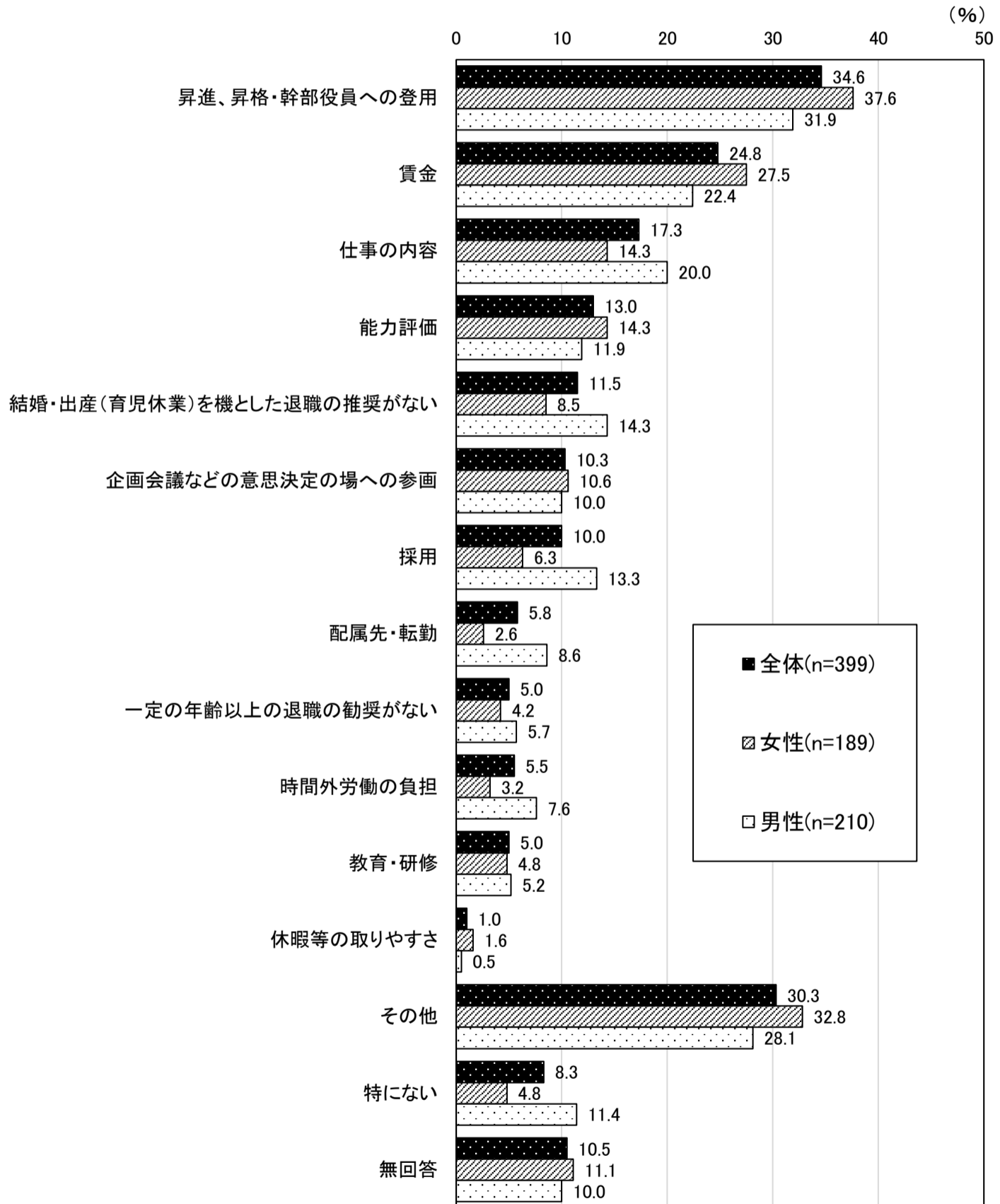
順位	女性の活躍を推進しない方がよい理由	件数	(%)
1	昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである	31	62.0
2	家事も立派な仕事であり、必ずしも外で働く必要はない	21	42.0
3	今より仕事が優先され、家庭生活に支障を来すことが多くなる	17	34.0

資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「昇進、昇格・幹部役員への登用」が34.6%で最も高く、次いで「賃金」が24.8%、「仕事の内容」が17.3%となっています。

性別で見ると、「採用」は男性が女性よりも7.0ポイント高く、「配属先・転勤」も男性が6.0ポイント、「結婚・出産（育児休業）を機とした退職の勧奨がない」も男性が5.8ポイント、「仕事の内容」も男性が5.7ポイント高くなっています。一方、「昇進、昇格・幹部役員への登用」は女性が男性よりも5.7ポイント高く、「賃金」も女性が5.1ポイント高くなっています。

図表62 職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うこと(千葉県)

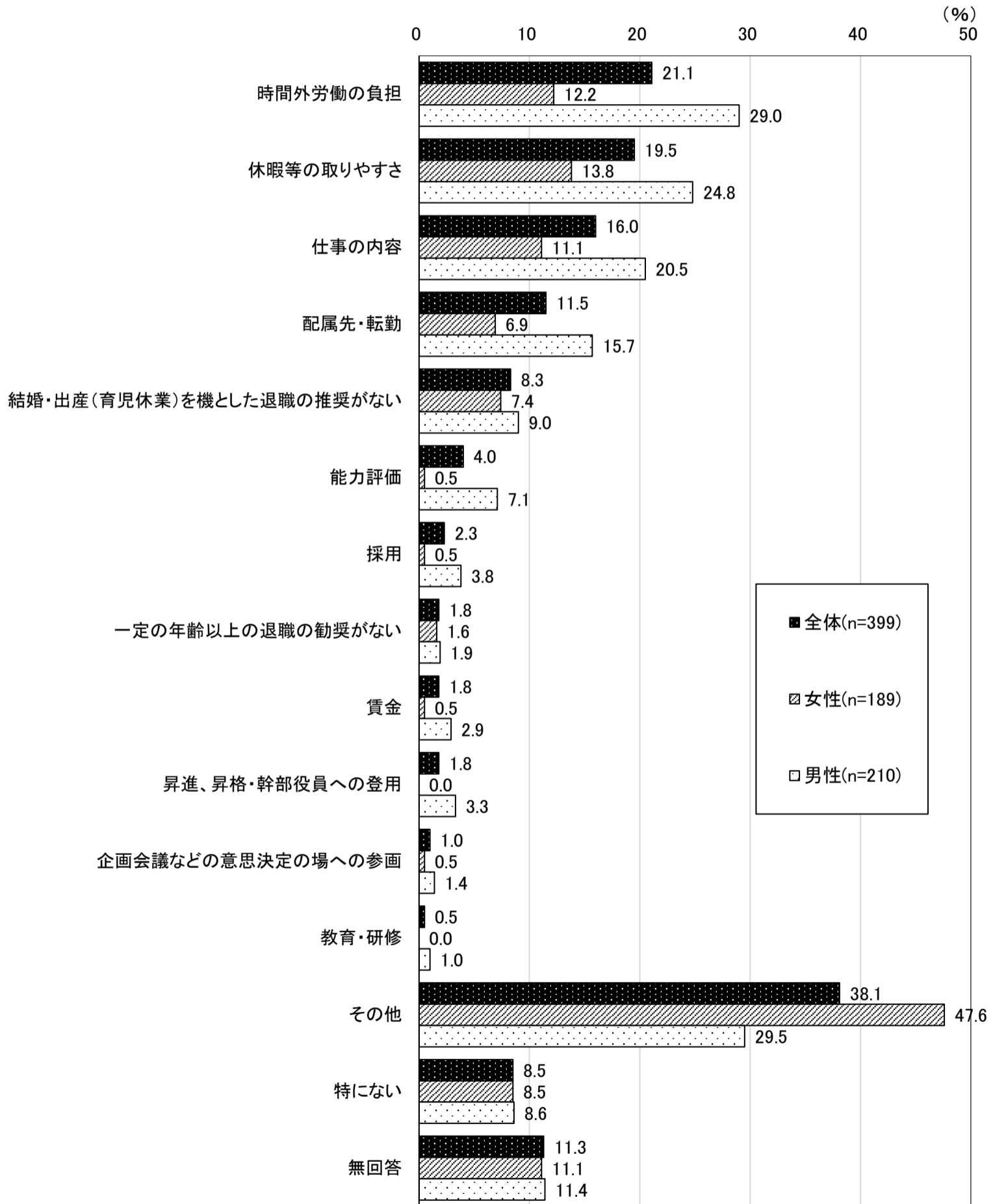


資料出典：千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「時間外労働の負担」が21.1%で最も高く、次いで「休暇等の取りやすさ」が19.5%、「仕事の内容」が16.0%となっています。

性別でみると、「時間外労働の負担」は男性が女性よりも16.8ポイント高く、「休暇等の取りやすさ」も男性が11.0ポイント、「仕事の内容」も男性が9.4ポイント高くなっています。

図表63 職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うこと(千葉県)



資料出典:千葉県男女共同参画課
「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

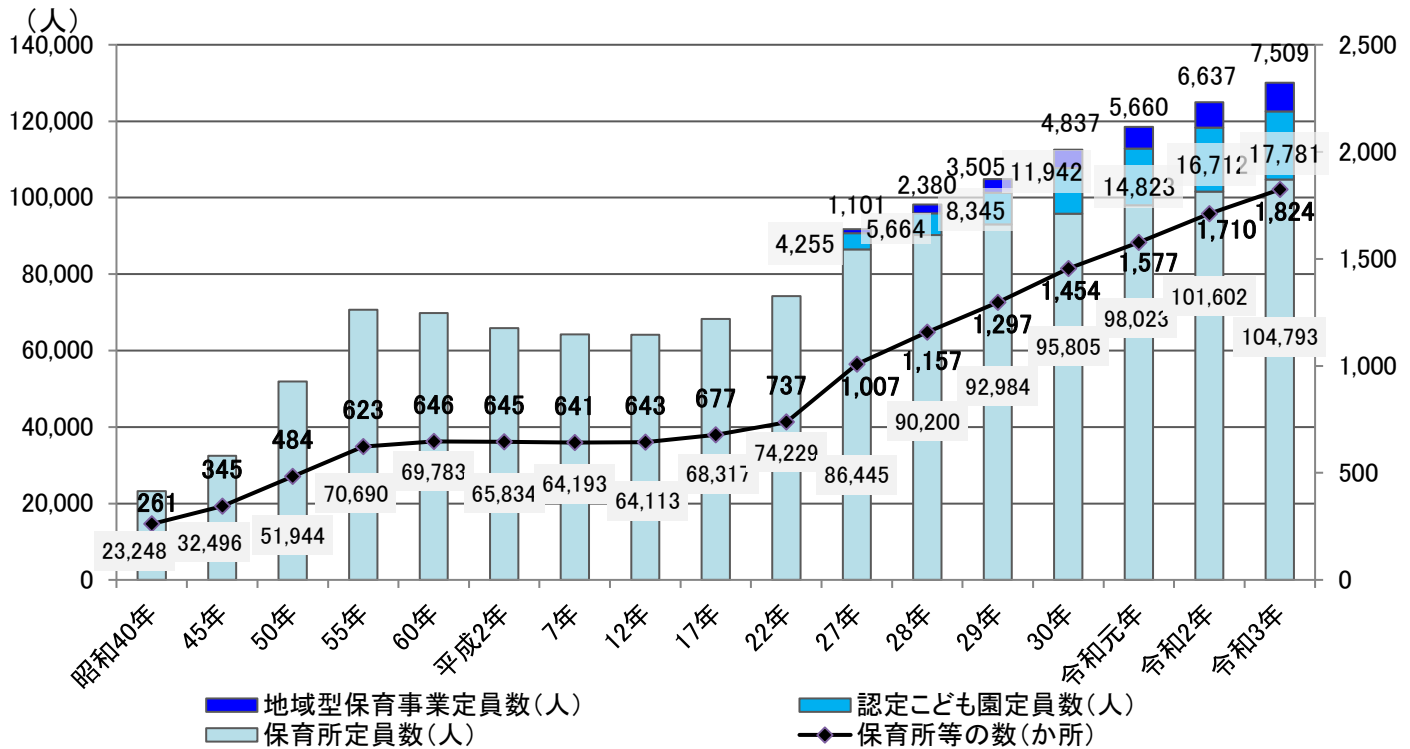
V 福祉

1 社会全体での子育て, 介護支援の促進

(1) 保育所等の数と定員数

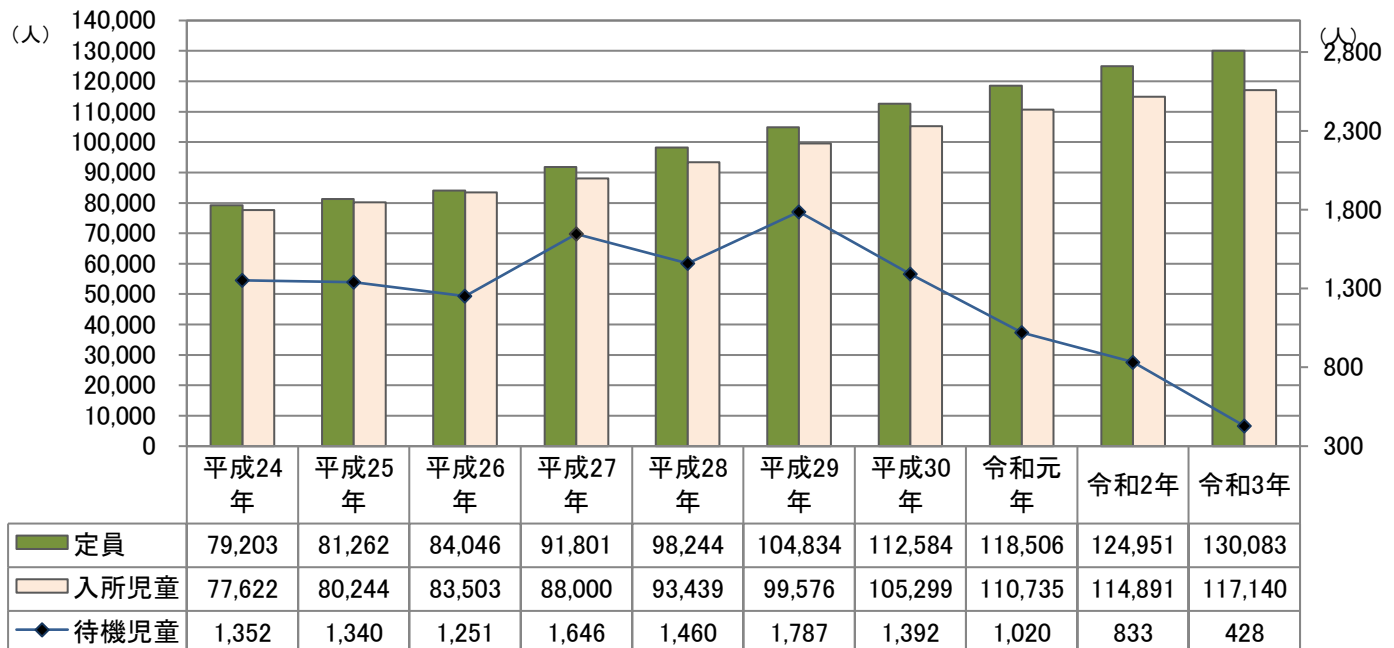
保育所等の数, 定員数とも近年大幅に増加する一方, 入所を希望する児童数も増加しています。待機児童数については, 428人(令和3年4月1日現在)と、年々減少していますが, 都市部を中心に依然として保育需要は高く、引き続き施設整備が必要です。

図表64 保育所等の数と定員数の推移(千葉県)



資料出典: 千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」(各年4月1日) ※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)「保育所等利用待機児童数調査」(各年4月1日) ※H27から認定こども園(2・3号)及び地域型保育事業

図表65 保育所等の定員と入所児童と待機児童数(千葉県)



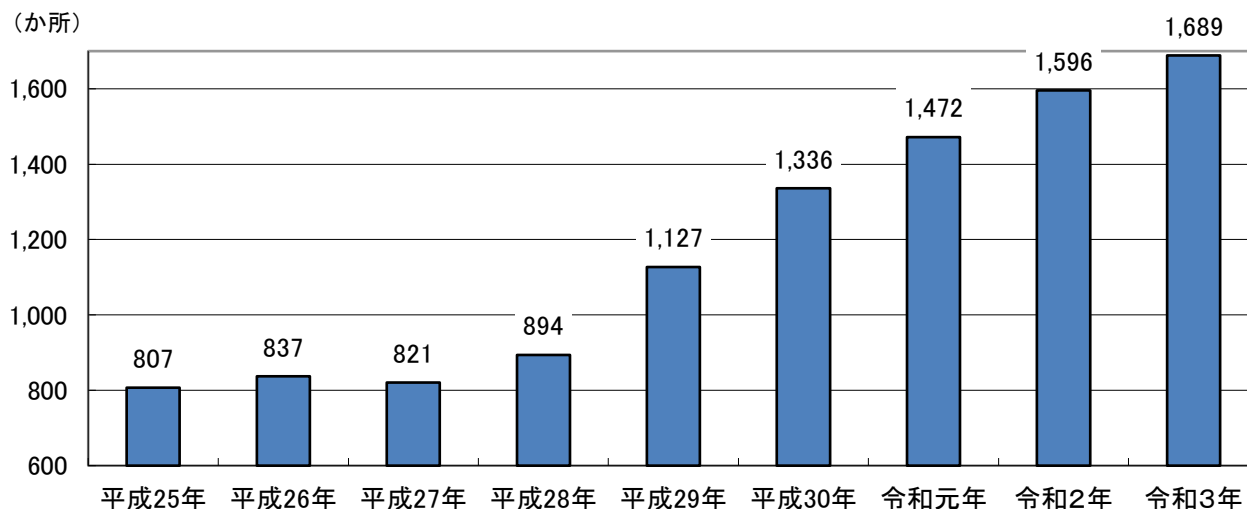
資料出典: 千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」(各年4月1日) 「保育所入所待機児童数調査(H26まで)」 「保育所等利用待機児童数調査(H27から)」(各年4月1日) ※H27から認定こども園(2・3号)及び地域型保育事業を含む

(2) 延長保育の状況

延長保育*を実施している保育所等の数は増加傾向にあります。

*保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保育所等で設定する利用時間を超えて児童を預かること。

図表66 延長保育を実施している保育所等の数の推移(千葉県)



※平成27年度から幼保連携型認定こども園を含む

※平成29年度から認定こども園及び地域型保育事業を含む

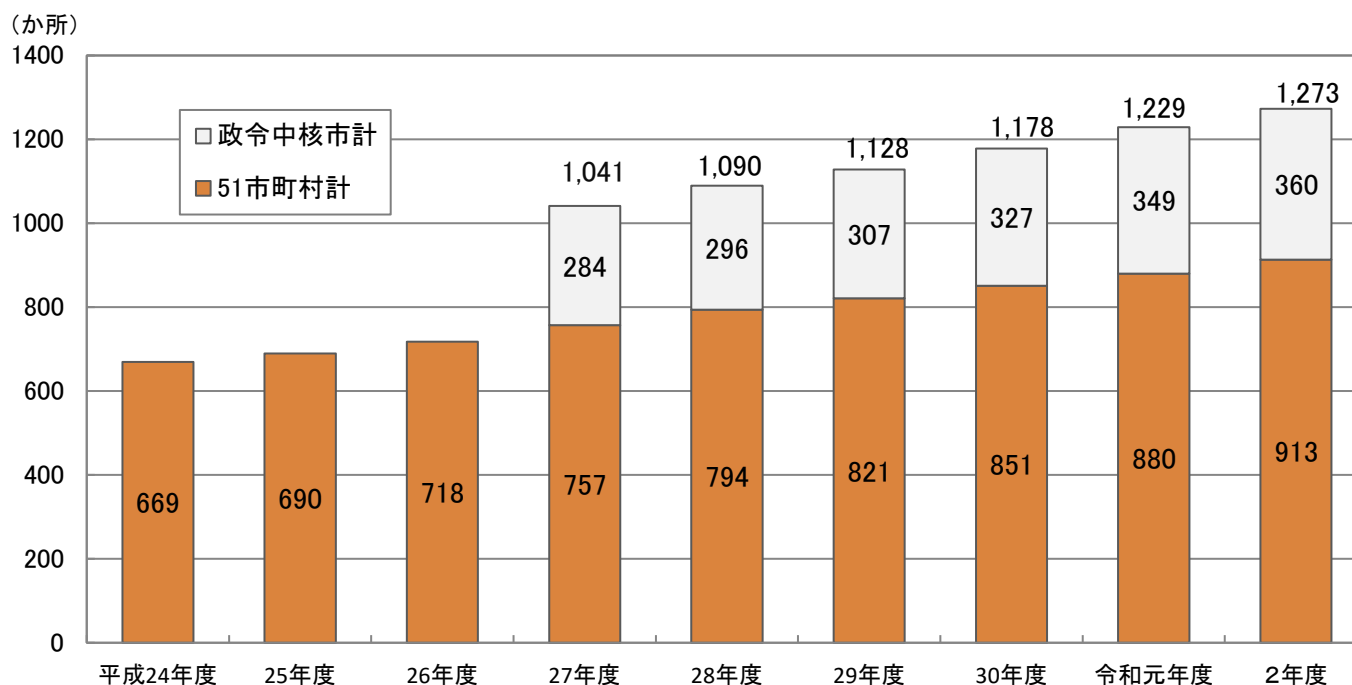
資料出典:千葉県子育て支援課「市町村保育状況調査」(各年4月1日)

(3) 放課後児童クラブの状況

千葉県の放課後児童クラブ*の総数は、年々増加しています。

*市町村を実施主体とし、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童等について、遊び及び生活の場を与える組織で、学校の空き教室や児童館、保育所、団地の集会所など身近な既存の施設を活用し、放課後児童支援員等を中心に運営されている。

図表67 放課後児童クラブの設置状況(千葉県)



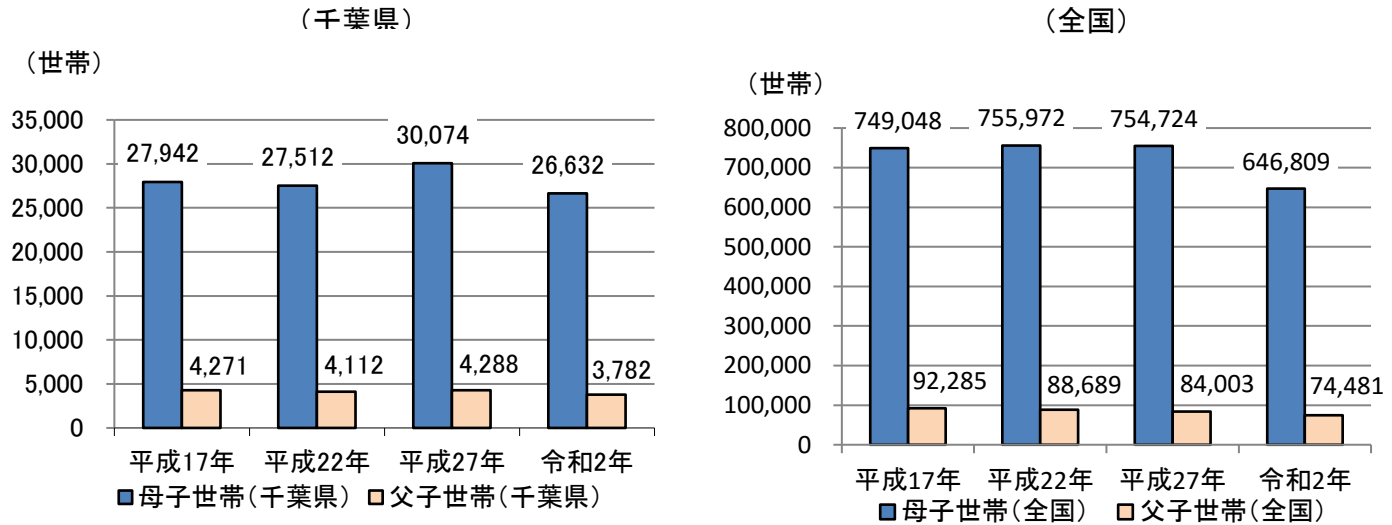
※平成27年度から千葉市、船橋市、柏市を含む。

資料出典:千葉県子育て支援課、厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」(各年5月1日)

2 ひとり親家庭等の状況

国勢調査によると、千葉県、全国ともに母子世帯、父子世帯は、減少傾向にあります。

図表68 母子世帯数・父子世帯数の推移(千葉県・全国)



資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 高齢者への生活の支援

(1) 家族形態別に見た高齢者のいる一般世帯割合

国勢調査によると、令和2年の千葉県の65歳以上の世帯員がいる一般世帯は、約1,090千世帯で、平成17年と比較すると約1.5倍となり、総数の約39.4%を占めています。また、令和2年の65歳以上の世帯員がいる一般世帯のうち、単独世帯は約299千世帯、夫婦のみの世帯は約351千世帯でした。

図表69 65歳以上の世帯員がいる一般世帯数・構成割合(千葉県・全国)

年次	総数	65歳以上の世帯員がいる一般世帯	千葉県 (千世帯未満切捨て)							
			単独世帯		核家族世帯				三世帯世帯	その他
			女性	男性	夫婦のみの世帯		その他			
世帯数 (単位:千世帯)										
平成17年	2,304	716	136	91	45	385	208	177	145	48
平成22年	2,512	875	191	125	65	500	270	230	129	54
平成27年	2,604	1,028	258	161	96	605	327	278	109	54
令和2年	2,767	1,090	299	187	112	650	351	299	87	54
構成割合 (単位:%)										
平成17年	100.0	31.1	5.9	4.0	2.0	16.7	9.1	7.7	6.3	2.1
平成22年	100.0	34.9	7.6	5.0	2.6	19.9	10.8	9.2	5.1	2.2
平成27年	100.0	39.5	9.9	6.2	3.7	23.3	12.6	10.7	4.2	2.1
令和2年	100.0	39.4	10.8	6.8	4.0	23.5	12.7	10.8	3.1	2.0

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

全国

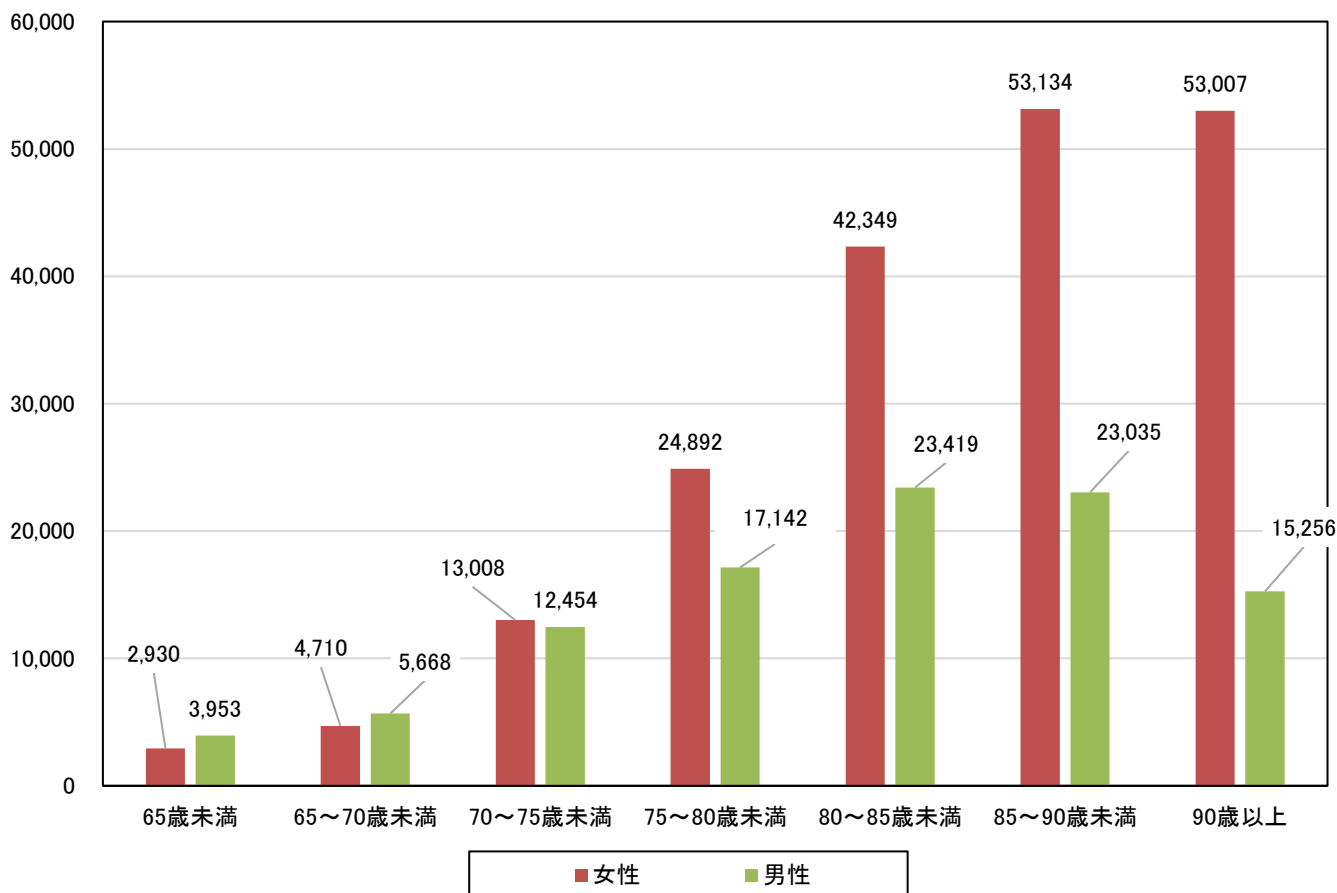
年次	総数	65歳以上の世帯員がいる一般世帯	全国							
			単独世帯		核家族世帯				三世帯世帯	その他
			女性	男性	夫婦のみの世帯		その他			
世帯数 (単位:千世帯)										
平成17年	49,062	17,204	3,864	2,813	1,051	8,414	4,779	3,635	3,647	1,277
平成22年	51,842	19,337	4,790	3,405	1,385	10,011	5,525	4,486	3,174	1,360
平成27年	53,331	21,713	5,927	4,003	1,924	11,740	6,420	5,320	2,701	1,344
令和2年	55,704	22,655	6,716	4,408	2,308	12,528	6,848	5,680	2,132	1,279
構成割合 (単位:%)										
平成17年	100.0	35.1	7.9	5.7	2.1	17.2	9.7	7.4	7.4	2.6
平成22年	100.0	37.3	9.2	6.6	2.7	19.3	10.7	8.7	6.1	2.6
平成27年	100.0	40.7	11.1	7.5	3.6	22.0	12.0	10.0	5.1	2.5
令和2年	100.0	40.7	12.1	7.9	4.1	22.5	12.3	10.2	3.8	2.3

資料出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

(2) 年齢階級別の要支援・要介護認定者数

令和3年3月末の県内の要支援・要介護認定者は、以下のとおりです。75歳以上になると、男性に比べて女性の増加が目立ち、また男性は80歳代前半をピークに減少に転じるのに対し、女性では80歳代後半まで増え続け、90歳代になると減少していきます。

図表70 要支援・要介護認定者の状況(千葉県)



資料出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」(令和3年3月末現在)

VI 人権

1. DVについて

(1)千葉県における相談、一時保護の状況

○相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は1万6千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の約3割となっています。

図表71 機関別相談件数の推移(千葉県) (件)

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
27年度	11,345	2,400	7,306 (509)	1,117 (27)	2,276	1,827	20,927	5,344	25.5%
28年度	10,091	2,441	8,016 (789)	1,197 (45)	2,162	1,687	20,269	5,325	26.3%
29年度	7,876	2,149	7,253 (632)	1,196 (39)	2,048	1,403	17,177	4,748	27.6%
30年度	7,680	2,433	7,688 (735)	1,257 (40)	2,075	1,337	17,443	5,027	28.8%
令和元年度	7,421	2,630	7,514 (671)	1,410 (40)	2,093	1,346	17,028	5,386	31.6%
令和2年度	7,720	2,535	6,748 (646)	1,145 (58)	1,998	1,297	16,466	4,977	30.2%

資料出典:千葉県児童家庭課

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

図表72 機関別相談形態別相談件数及び割合(千葉県) (件)

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)※	件数	7,669	2,489	51	46	7,720	2,535
	割合	99.3%	98.2%	0.7%	1.8%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,082	755	666	390	6,748	1,145
	割合	90.1%	65.9%	9.9%	34.1%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,610	949	388	348	1,998	1,297
	割合	80.6%	73.2%	19.4%	26.8%	100%	100%
合計	件数	15,361	4,193	1,105	784	16,466	4,977
	割合	93.3%	84.2%	6.7%	15.8%	100%	100%

資料出典:千葉県児童家庭課

※相談件数については、男性女性を含む。

※女性サポートセンターの相談については、専門相談を含み、女性のみ。

※男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む。

図表73 専門相談件数(千葉県) (単位:件)

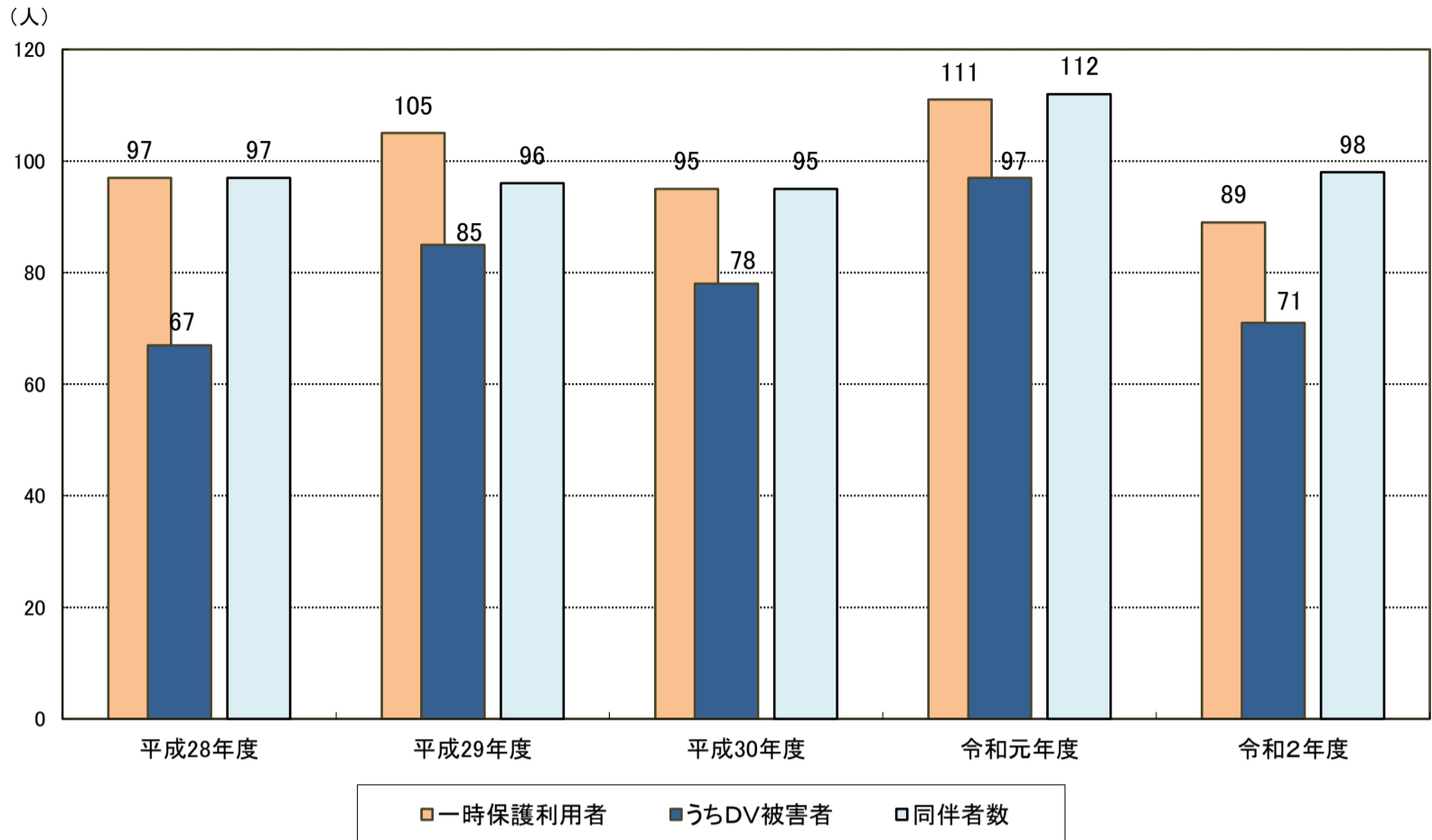
年度	法律相談	うちDV	心とからだの健康相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの相談	うちDV
平成27年度	111	102	0	0	513	185	34	14
平成28年度	75	64	23	18	501	235	26	9
平成29年度	80	72	0	0	377	180	26	15
平成30年度	80	71	0	0	447	260	28	12
令和元年度	73	33	0	0	439	266	31	27
令和2年度	79	72	0	0	429	198	25	14

資料出典:千葉県児童家庭課

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施

図表74 一時保護件数の推移(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課

(2)市町村におけるDV相談状況

令和2年4月現在, 54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。市町村におけるDV相談の総数は、令和元年度から9千件を超えています。

図表75 市町村におけるDV相談件数(千葉県)

(単位:件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
27年度	9,375	4,939	4,436	7,872	1,154	71	69	209
		52.3%	47.3%	84.0%	12.3%	0.8%	0.7%	2.2%
28年度	9,297	4,420	4,877	8,147	844	66	78	162
		47.5%	52.5%	87.6%	9.1%	0.7%	0.8%	1.7%
29年度	8,832	4,365	4,467	7,648	822	96	68	198
		49.4%	50.6%	86.6%	9.3%	1.1%	0.8%	2.2%
30年度	8,853	4,256	4,597	7,754	809	64	70	156
		48.1%	51.9%	87.6%	9.1%	0.7%	0.8%	1.8%
令和元年度	9,140	4,502	4,638	7,888	924	89	67	172
		49.3%	50.7%	86.3%	10.1%	1.0%	0.7%	1.9%
令和2年度	9,993	5,506	4,487	8,588	1,042	92	58	213
		55.1%	44.9%	85.9%	10.4%	0.9%	0.6%	2.1%

資料出典:千葉県児童家庭課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における令和2年のDV事案の相談件数は3,684件で、前年と比べ減少しています。そのうち加害者と婚姻関係（元婚姻関係を含む。）にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。また、防犯指導や加害者への指導警告の措置件数は減少しています。

図表76 千葉県警察におけるDV相談状況 (単位:件)

年度	総数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
		婚姻	内縁	その他	女性	男性	その他
平成25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%
令和元年	3,725	婚姻	2,880	77.3%	女性	2,803	75.2%
		内縁	845	22.7%	男性	922	24.8%
令和2年	3,684	婚姻	2,801	76.0%	女性	2,733	74.2%
		内縁	883	24.0%	男性	951	25.8%

資料出典:千葉県警察本部

※26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

図表77 千葉県警察における措置状況(複数計上) (単位:件)

年度	事件化	防犯指導	加害者への指導警告	他機関引継	保護命令制度教示	援助	その他	計
平成25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
平成26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
平成27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
平成28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365
平成29年	253	3,133	2,033	328	466	223	812	7,248
平成30年	213	3,258	2,260	305	432	191	479	7,138
令和元年	231	3,720	2,665	372	271	231	201	7,691
令和2年	173	3,670	2,576	401	257	243	257	7,577

資料出典:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～令和3年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は1,274件で、全国で4番目となっています。

図表78 保護命令の発令状況(全国順位) (単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	4,422
2	神戸	2,053
3	東京	1,858
4	千葉	1,274
5	仙台	1,246

資料出典:最高裁判所事務総局民事局(千葉県児童家庭課)

※DV防止法施行から令和3年3月までの累計

2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

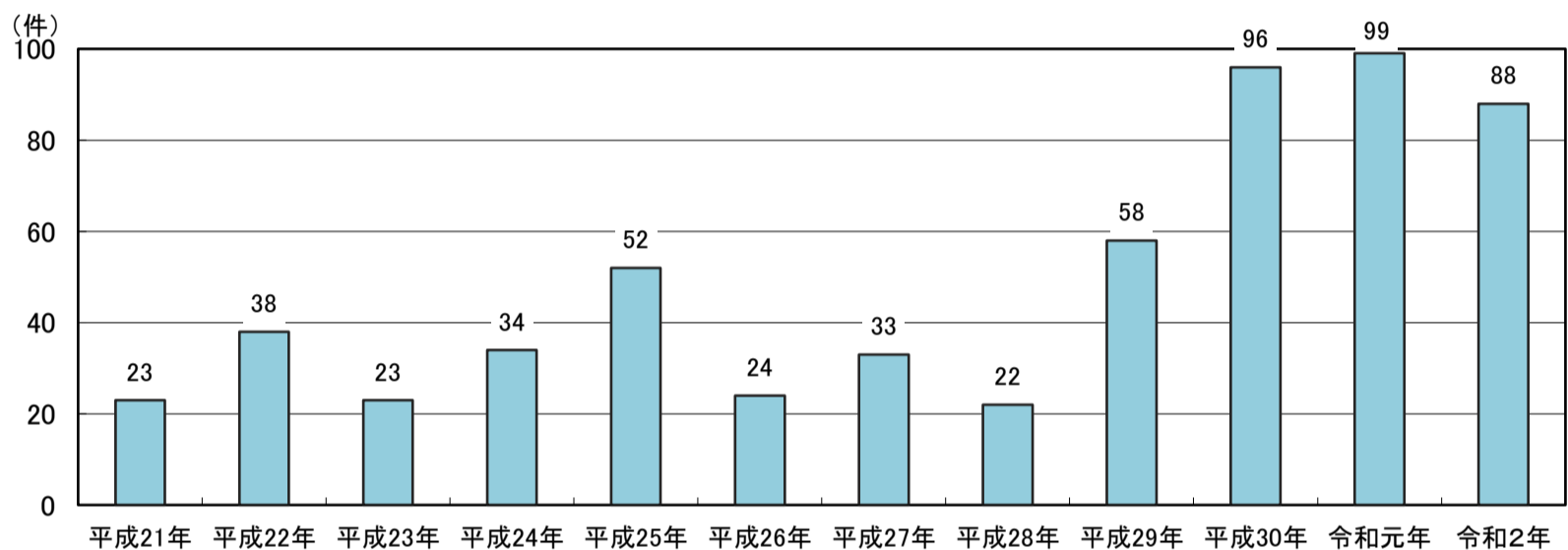
(1)相談件数

千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害110番」を運用していたところ、平成29年8月3日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入したものです。#8103にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があるから相談してみてください」という思いを込め、性犯罪110番を設けて性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表79 千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移

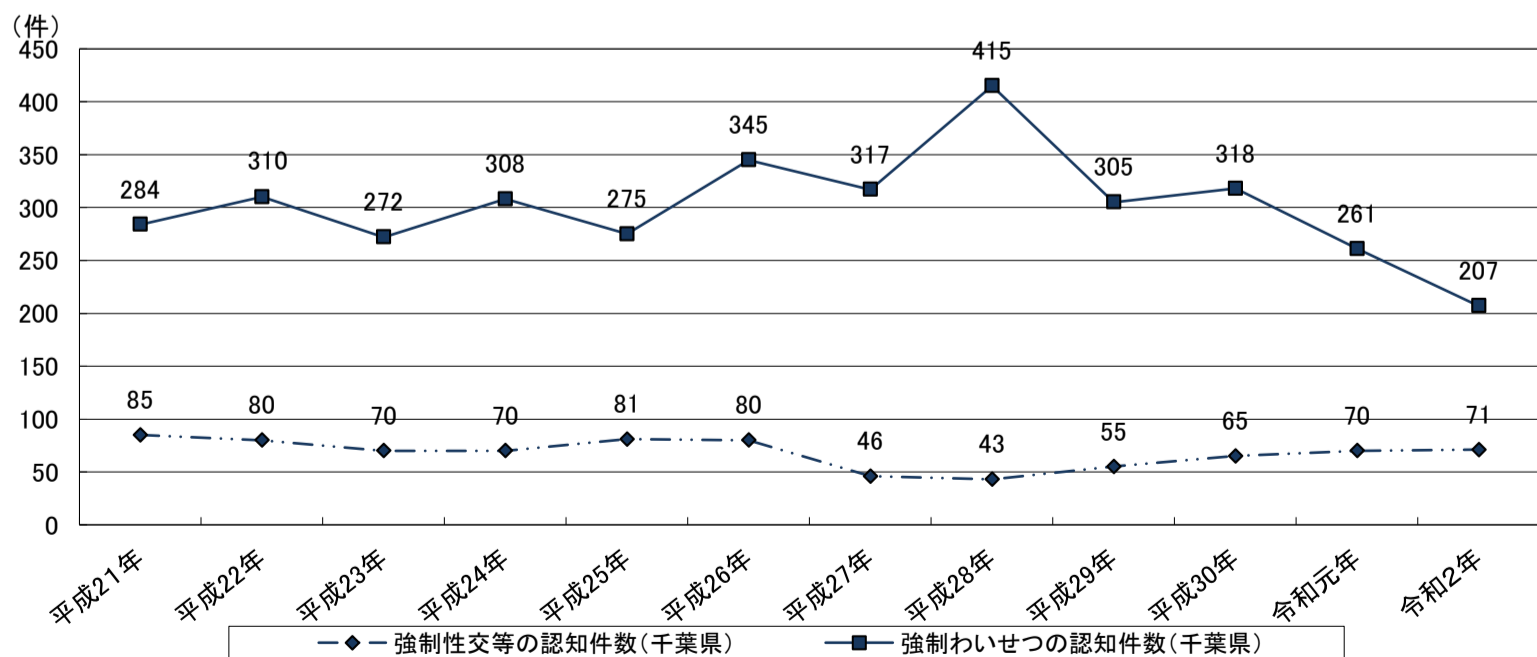


資料出典:千葉県警察本部

(2)性犯罪の認知件数

千葉県における令和2年の強制性交等の認知件数は71件で、強制わいせつの認知件数は207件であり、前年と比べ、強制性交等の認知件数は増加しているが、強制わいせつの認知件数は減少しています。

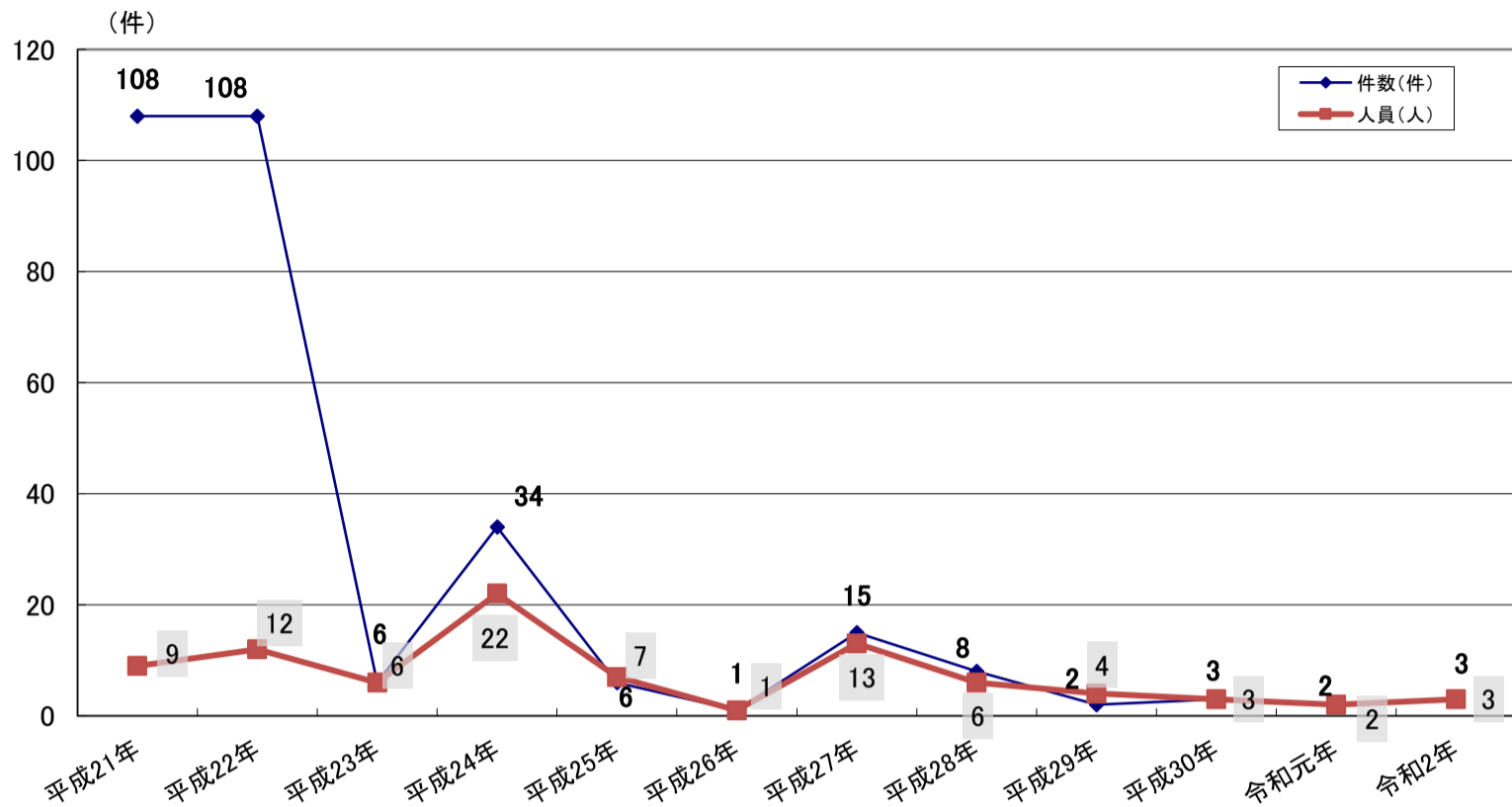
図表80 強制性交等・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

※刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

図表81 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県における令和2年のストーカー事案の認知件数は487件であり、前年と比べて増加しています。また、ストーカー規制法による警告等の行政措置の件数及びストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数についても増加しています。

図表82 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

(単位:件)

年次	認知件数	検 挙			ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成25年	550	110	31	79	115	677
平成26年	600	80	24	56	157	916
平成27年	529	87	29	58	140	847
平成28年	651	113	27	86	122	1,031
平成29年	731	84	20	64	86	1,142
平成30年	532	95	25	70	51	819
令和元年	437	74	16	58	44	707
令和2年	487	85	31	54	57	777

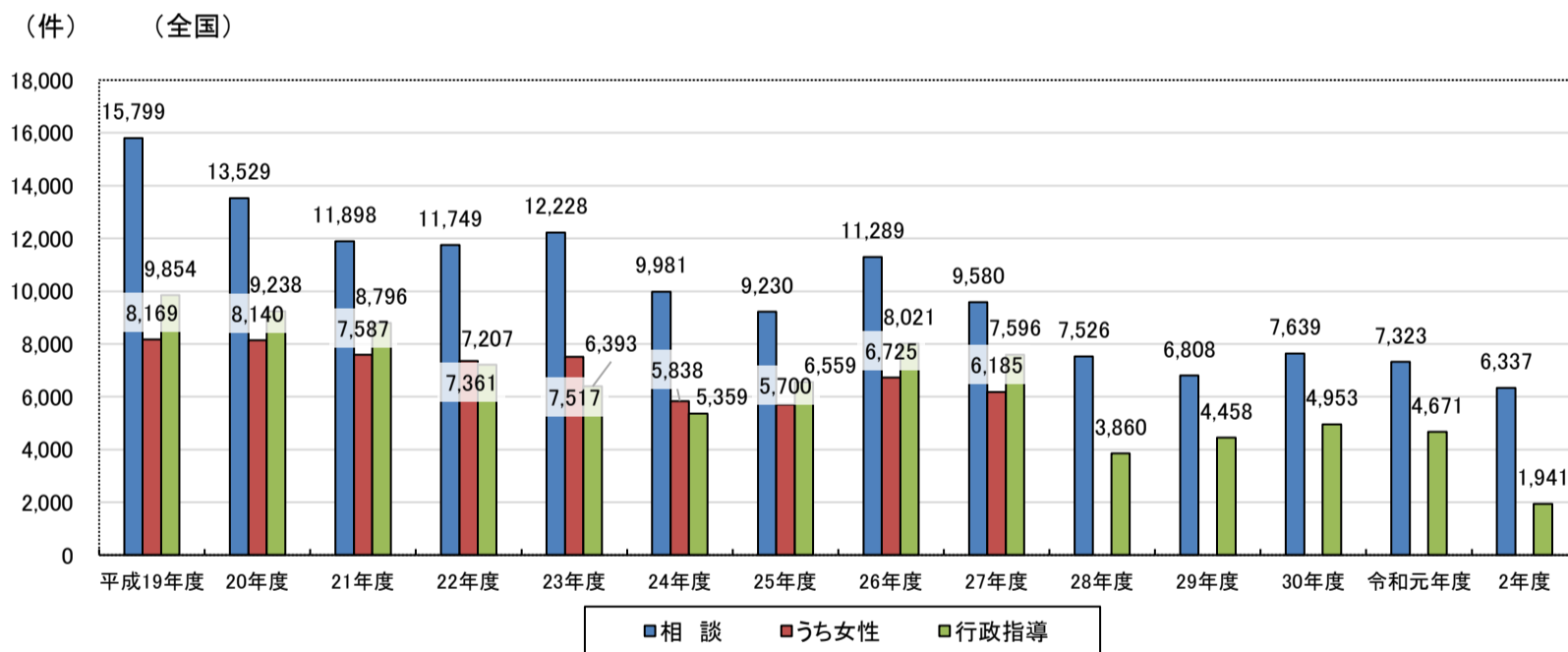
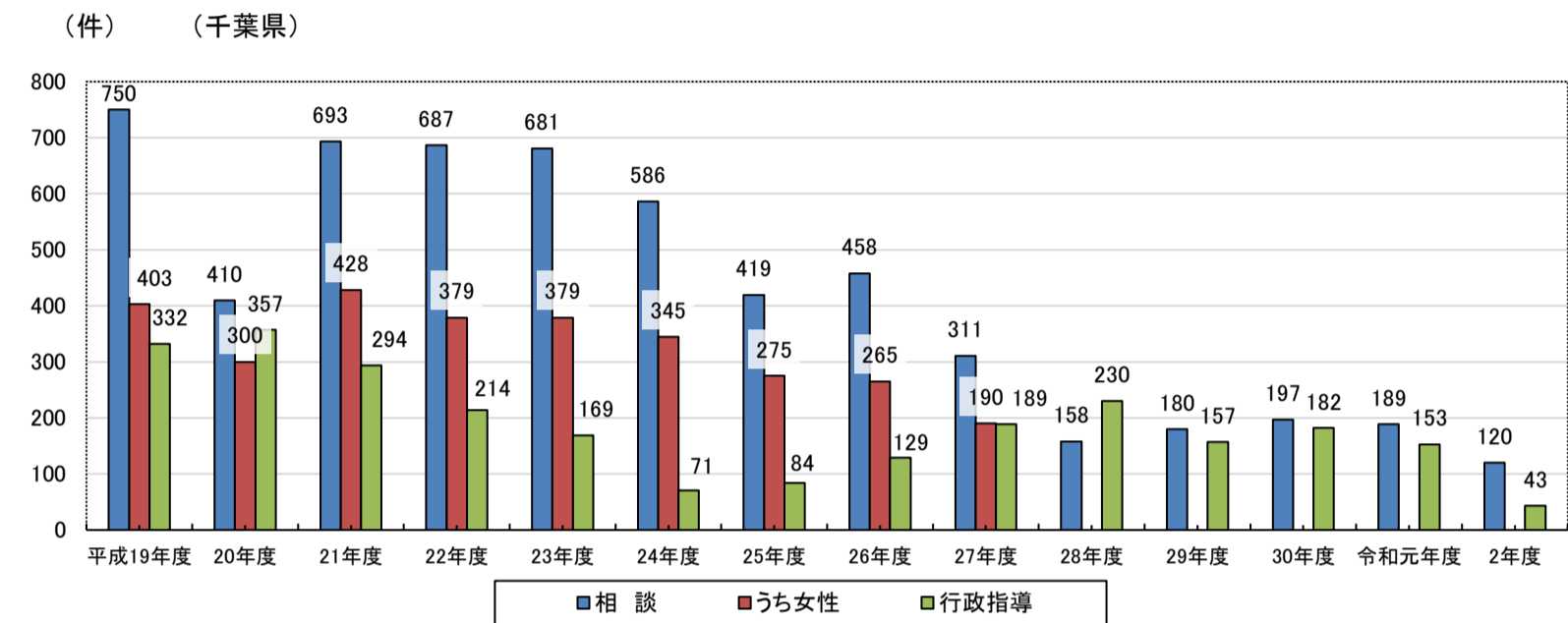
資料出典:千葉県警察本部

※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表83 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)



セクシュアル・ハラスメント相談・指導件数

項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国
相談件数	180	6,808	197	7,639	189	7,323	120	6,337
行政指導件数	157	4,458	182	4,953	153	4,671	43	1,941

資料出典: 千葉労働局 雇用環境・均等室

※セクシュアルハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。

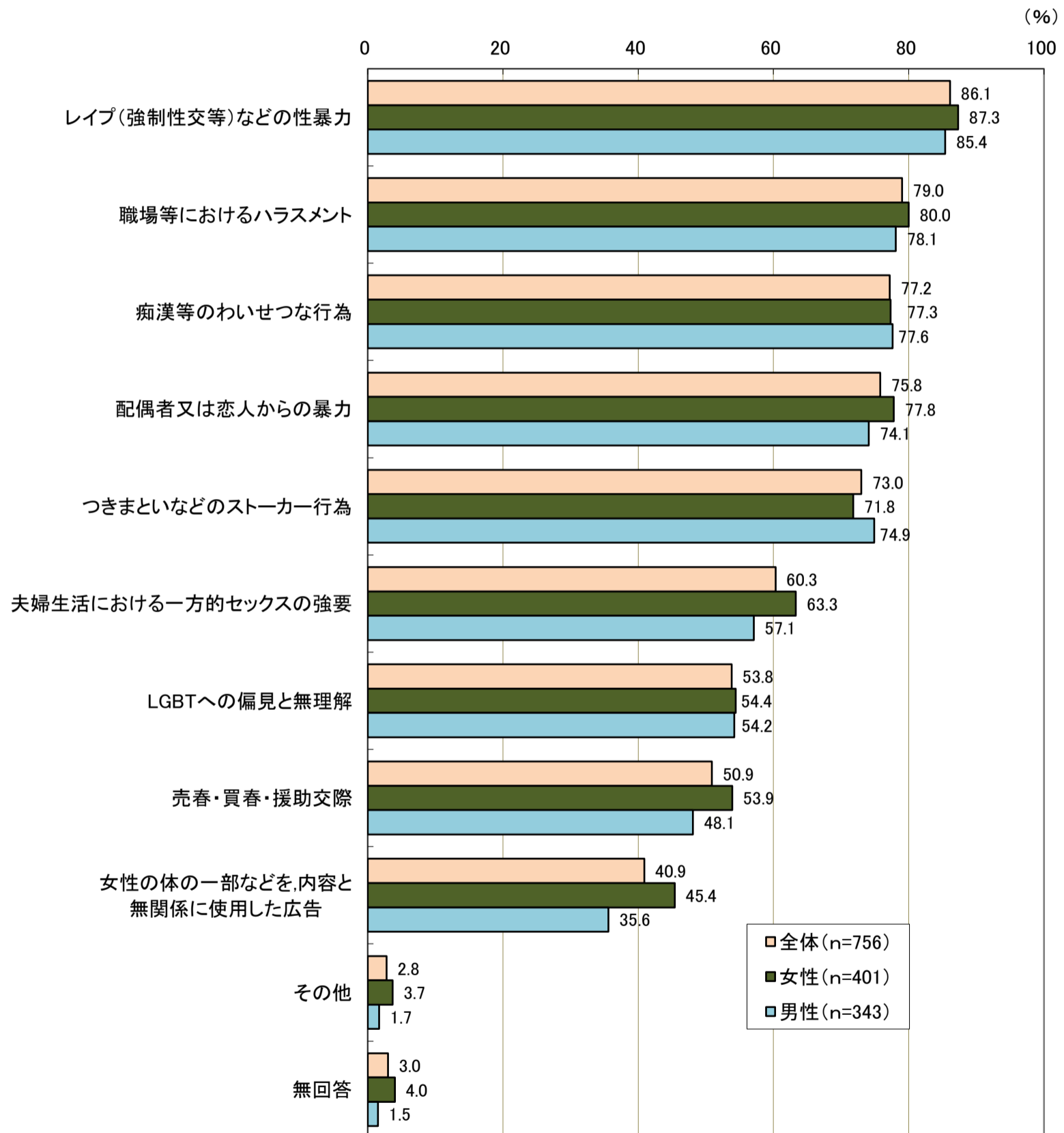
※相談者の男女別の件数は把握していない。

5 人権が侵害されていると感じること

県民意識調査において、人権が侵害されていると感じることについて聞いたところ、「レイプ（強制的性交等）などの性暴力」が86.1%で最も高く、次いで「職場等におけるハラスメント」が79.0%、「痴漢等のわいせつな行為」が77.2%となっています。

性別でみると、「女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告」は女性が男性よりも9.8ポイント高く、「売春・買春・援助交際」も女性が5.8ポイント高くなっています。一方、「つきまといなどのストーカー行為」は男性が女性よりも3.1ポイント高くなっています。

図表84 人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

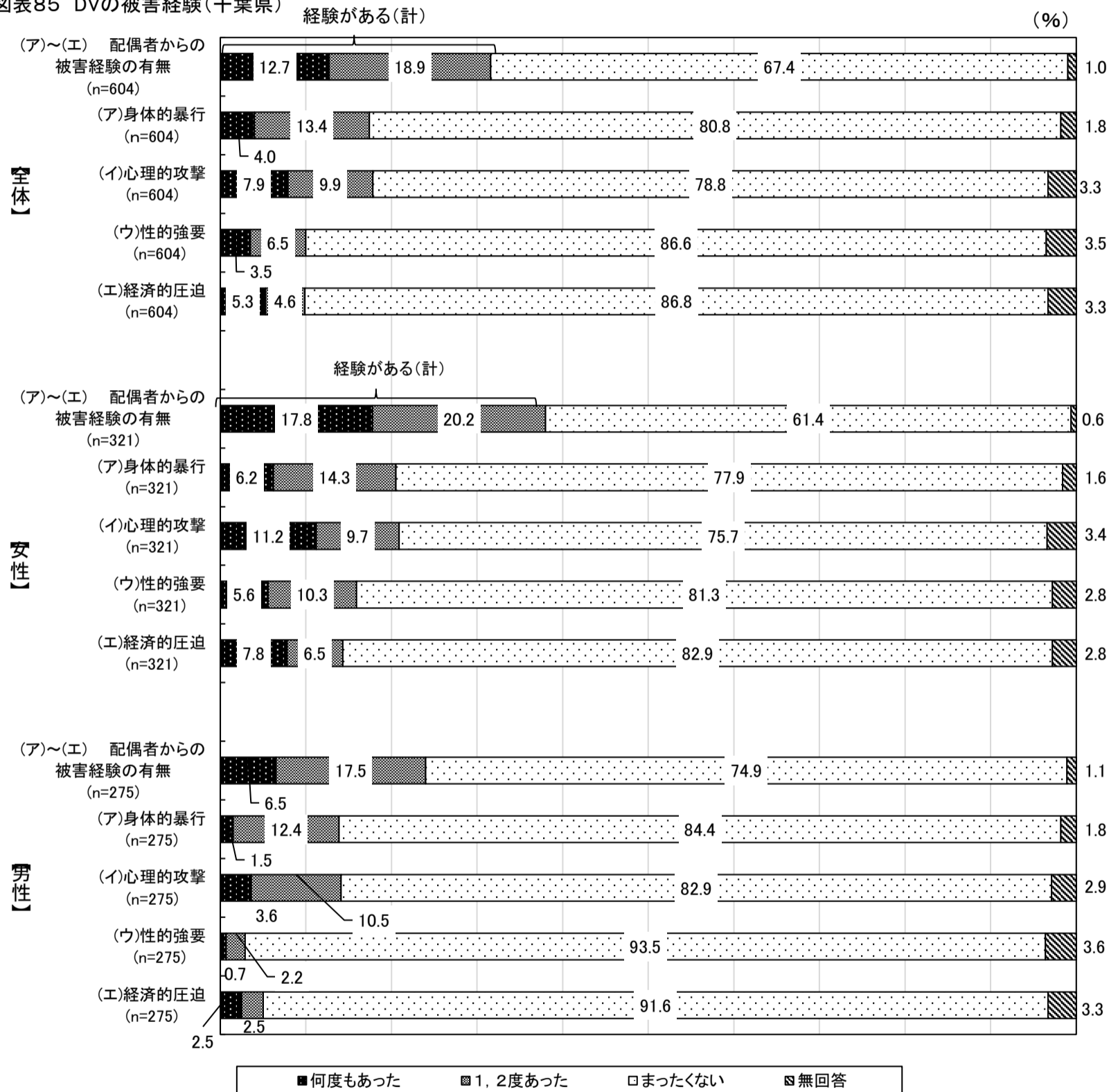
6. DVの被害について

(1)DVの被害経験

県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、全体` (ア) ~ (エ) 配偶者からの被害経験の有無` は、『経験がある(計)』が31.6%、「まったくない」が67.4%となっています。

性別でみると、` (ア) ~ (エ) 配偶者からの被害経験の有無`、各行為全てで『経験がある(計)』は女性が男性よりも高くなっており、` (ア) ~ (エ) 配偶者からの被害経験の有無`を比較すると、女性が14.0ポイント高くなっています。

図表85 DVの被害経験(千葉県)



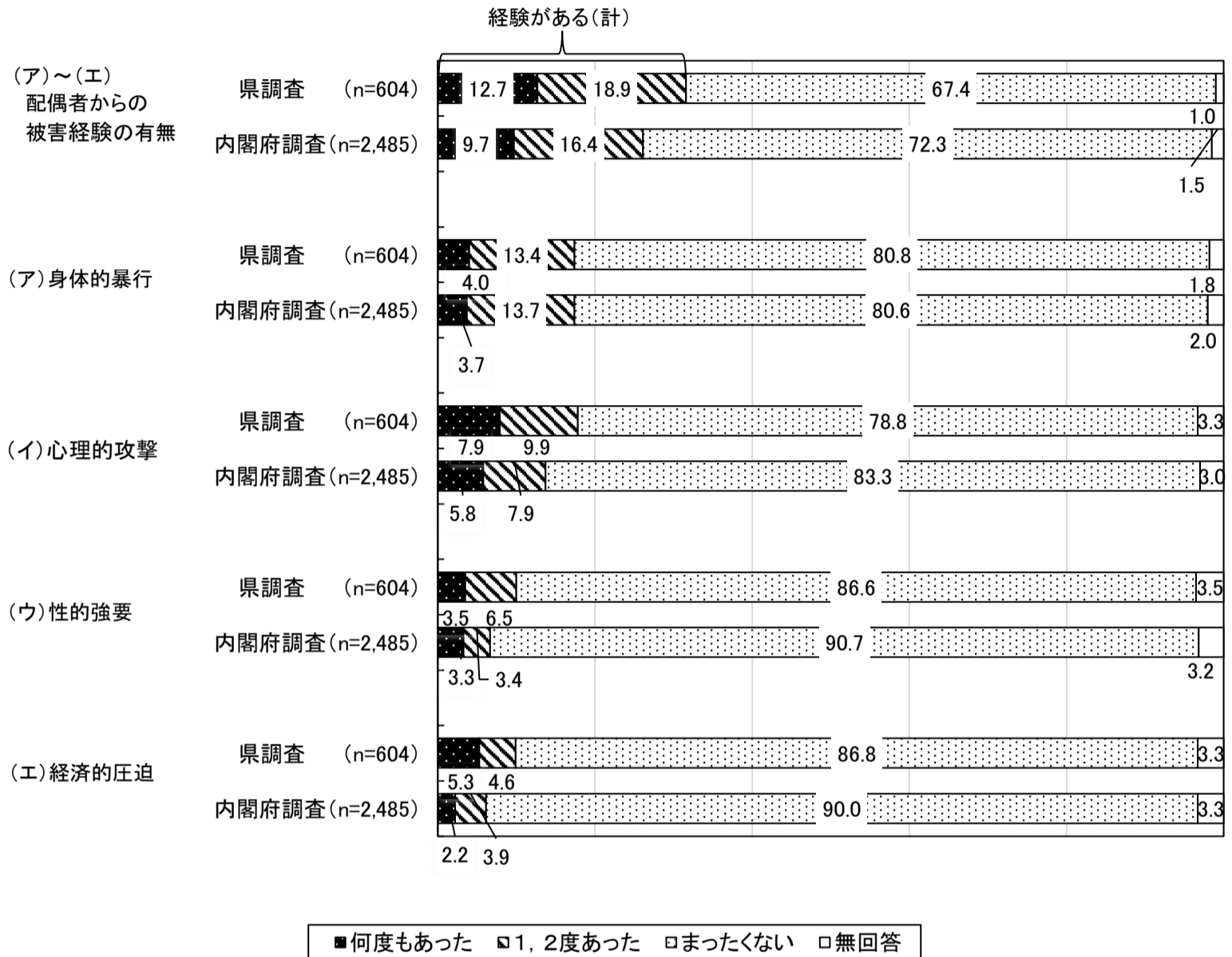
(ア)身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど
 (イ)心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
 (ウ)性的強要：いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
 (エ)経済的圧迫：生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

内閣府調査と比較すると、『経験がある(計)』は“(ア)～(エ) 配偶者からの経験被害の有無”で県調査が内閣府調査よりも5.5ポイント高くなっています。各行為をみると，“(イ) 心理的攻撃”は県調査が内閣府調査よりも4.1ポイント，“(ウ) 性的強要”も県調査が3.3ポイント，“(エ) 経済的圧迫”も県調査が3.8ポイント高くなっています。

図表86 DVの被害経験(千葉県・全国)

(%)

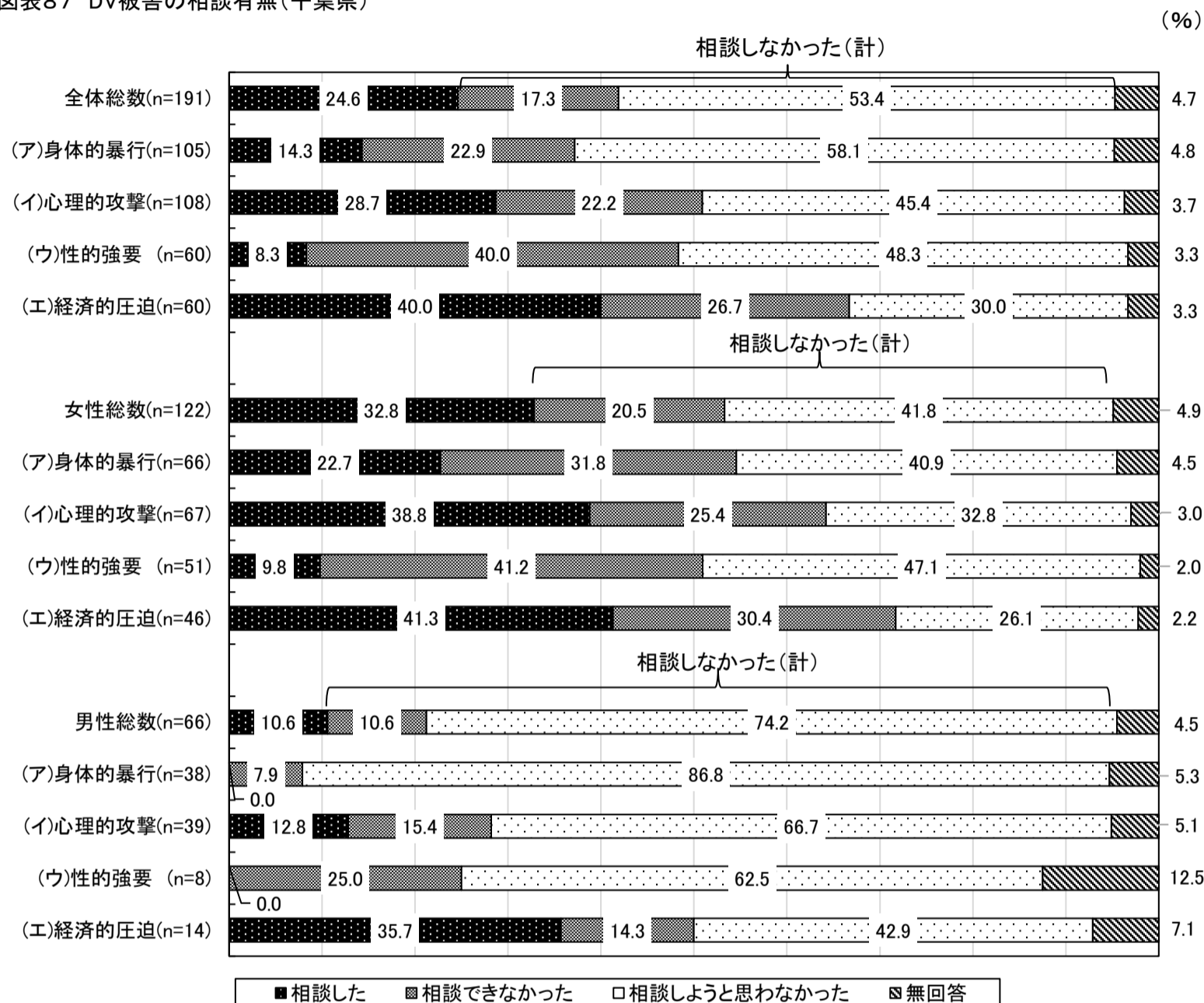


資料出典: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
 ※内閣府調査: 平成29年度男女間における暴力に関する調査

県民意識調査において、DV被害の相談有無について聞いたところ、全体総数は、「相談した」が24.6%、「相談できなかった」が17.3%、「相談しようと思わなかった」が53.4%となっています。

性別で見ると、総数で「相談した」は女性が男性よりも22.2ポイント高くなっています。一方、「相談しなかった(計)」は総数、各行為全てで男性が女性よりも高くなっており、総数を比較すると、男性が22.5ポイント高く、「(ア)身体的暴行」では男性が22.0ポイント高くなっています。

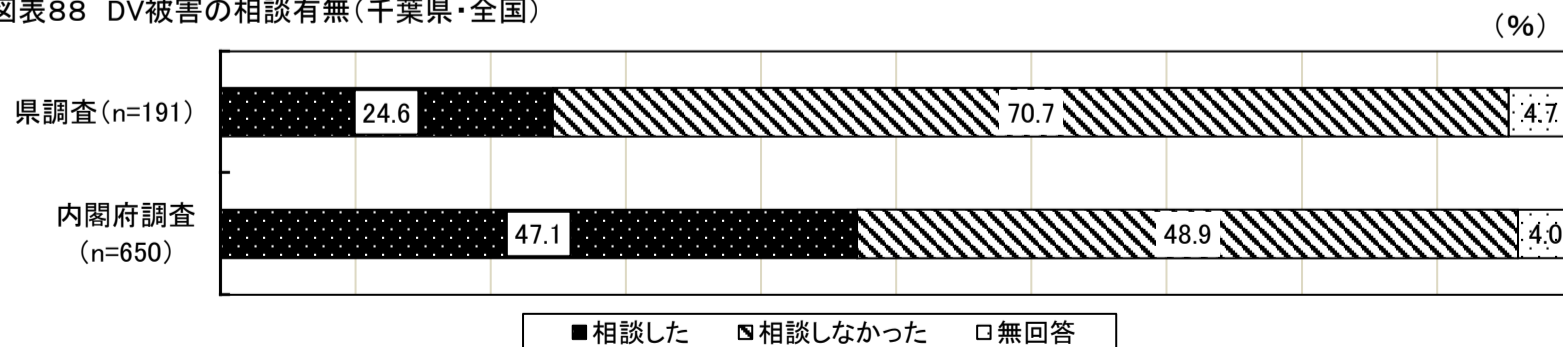
図表87 DV被害の相談有無(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
 ※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査

DVの相談有無について、内閣府調査と比較すると、全体総数では「相談しなかった」は県調査が内閣府調査よりも21.8ポイント高くなっています。

図表88 DV被害の相談有無(千葉県・全国)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)
 ※内閣府調査：平成29年度男女間における暴力に関する調査

※県調査は、「相談しなかった」、「相談できなかった」、「相談しようと思わなかった」の合計

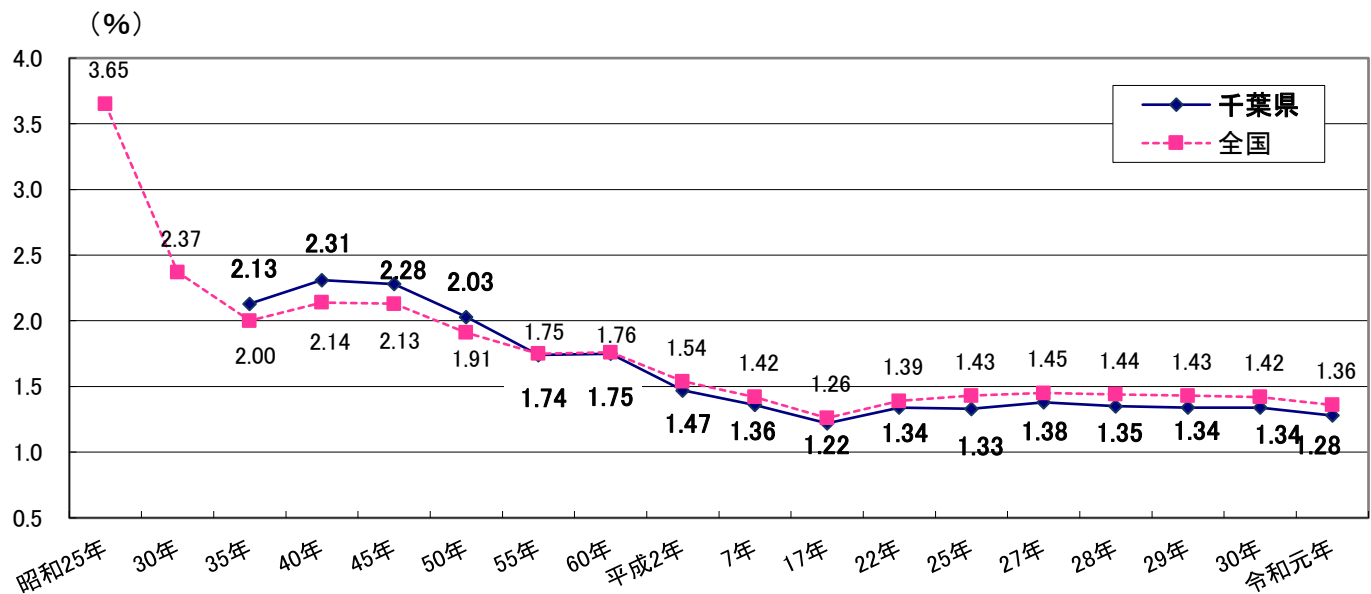
VII 健康

1 出産等に関する状況

(1) 合計特殊出生率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県における合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は、平成22年以降はほぼ横ばいで推移していますが、令和元年は1.28と、前年より減少しました。

図表89 合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)

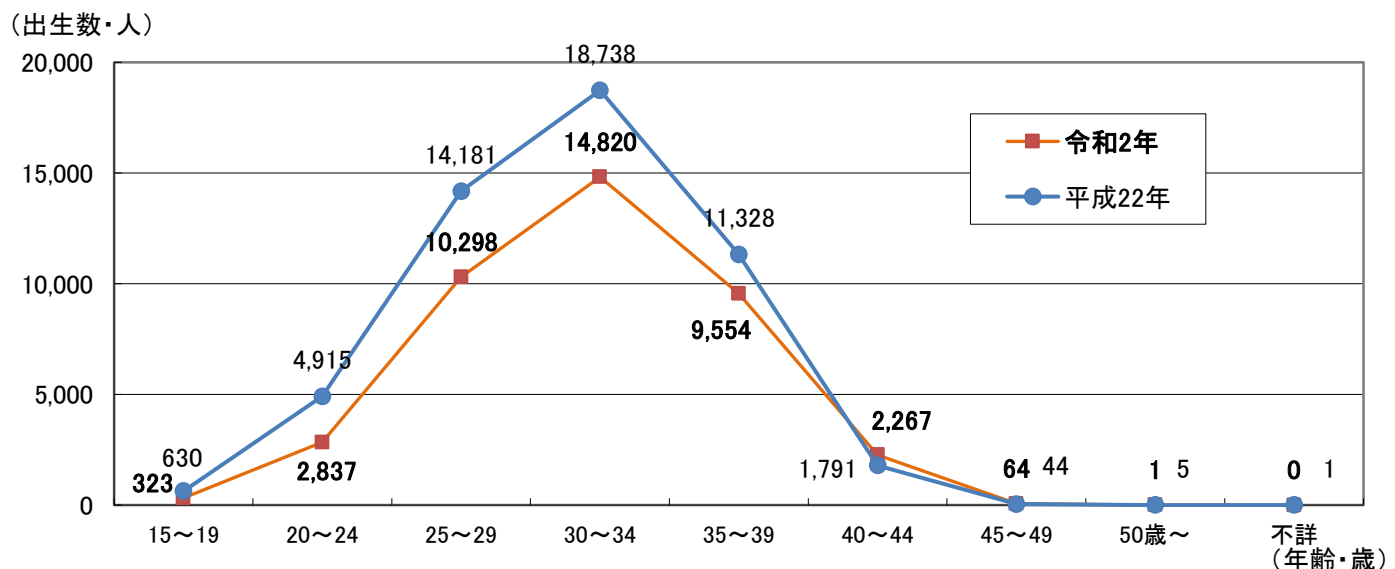


資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(2) 母の年齢階級別出生数の推移

母親の出産年齢と出生数について10年前と比較したところ、平成22年、令和2年とも30歳から34歳の階級が最も多くなっております。令和2年は15歳～39歳の各階級で減少している一方、40歳から49歳の各階級で増加しております。

図表90 母の年齢階級別出生数の推移(千葉県)

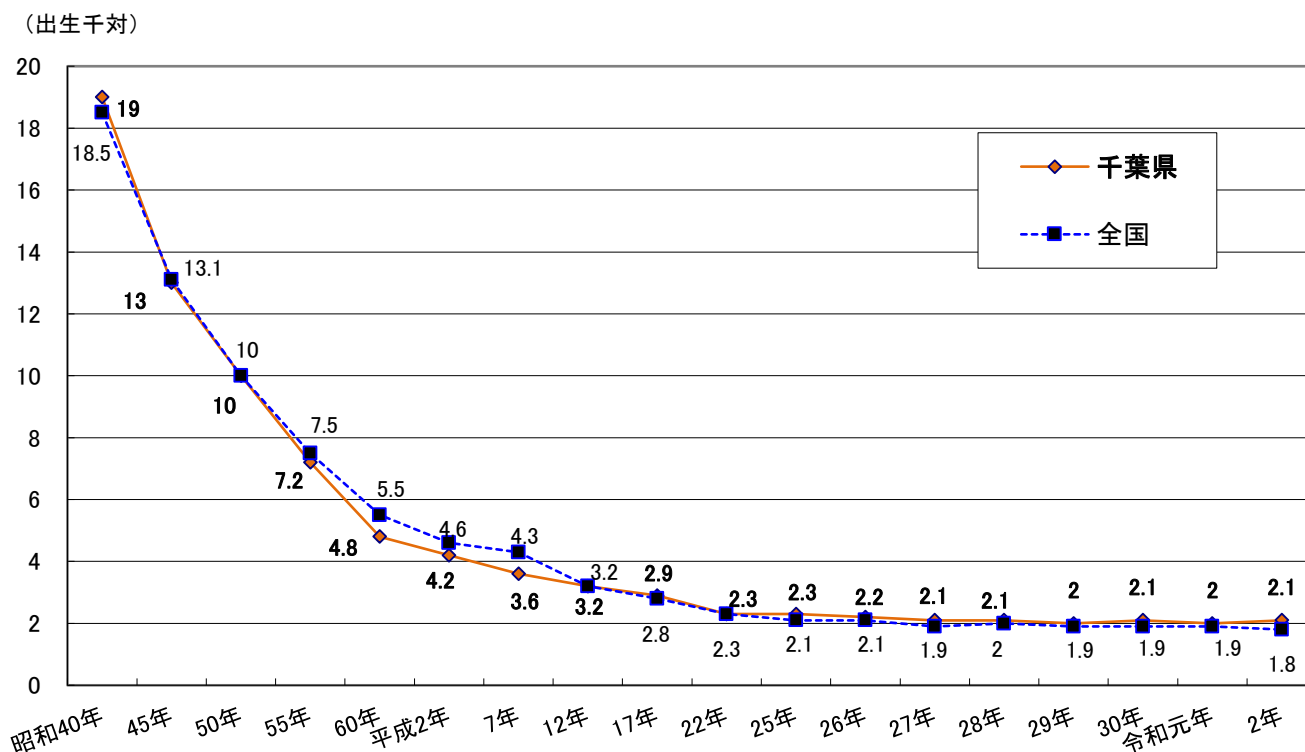


資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(3) 乳児・新生児死亡率の推移

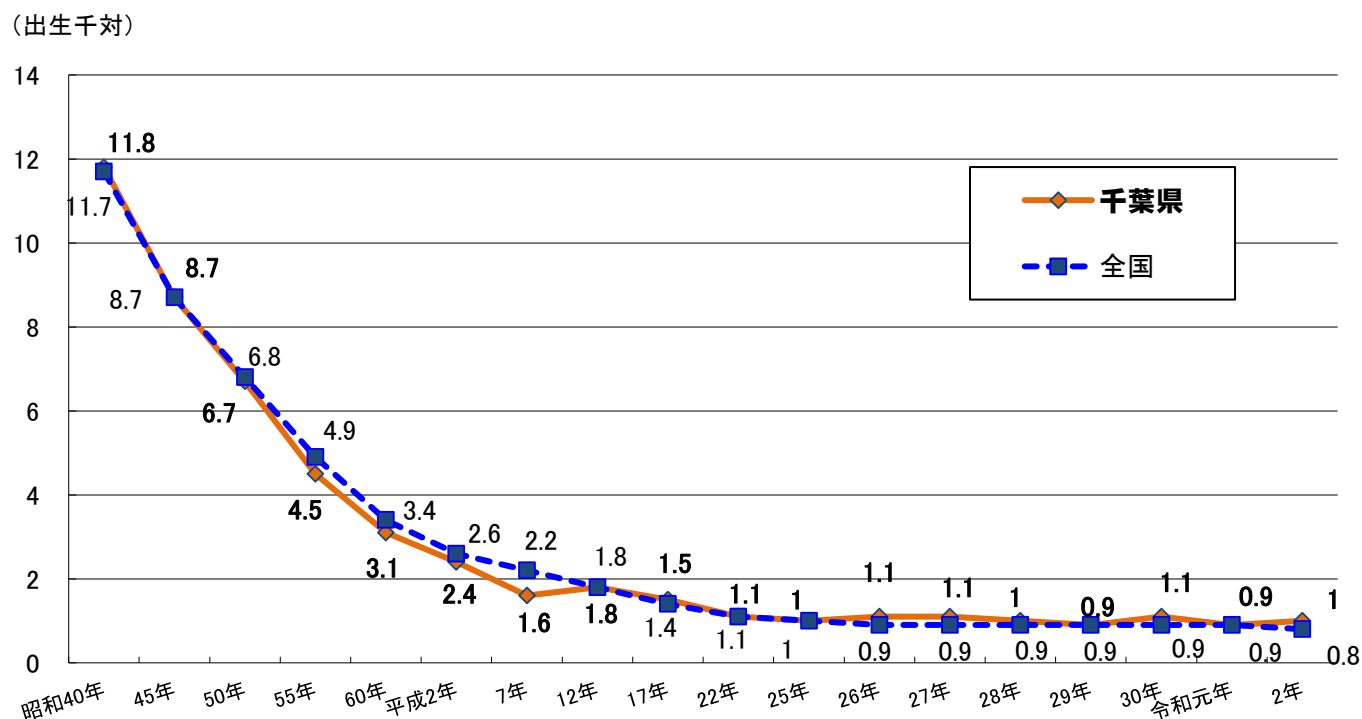
「人口動態統計」によると、昭和50年頃までの千葉県の乳児死亡率と新生児死亡率はともに急速に低下し、近年では、乳児死亡率は2.0～2.3、新生児死亡率は0.9～1.1と横ばいで推移しています。

図表91 乳児死亡率* の推移(千葉県・全国)



* 乳児死亡: 生後1年未満の死亡
資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

図表92 新生児死亡率* の推移(千葉県・全国)

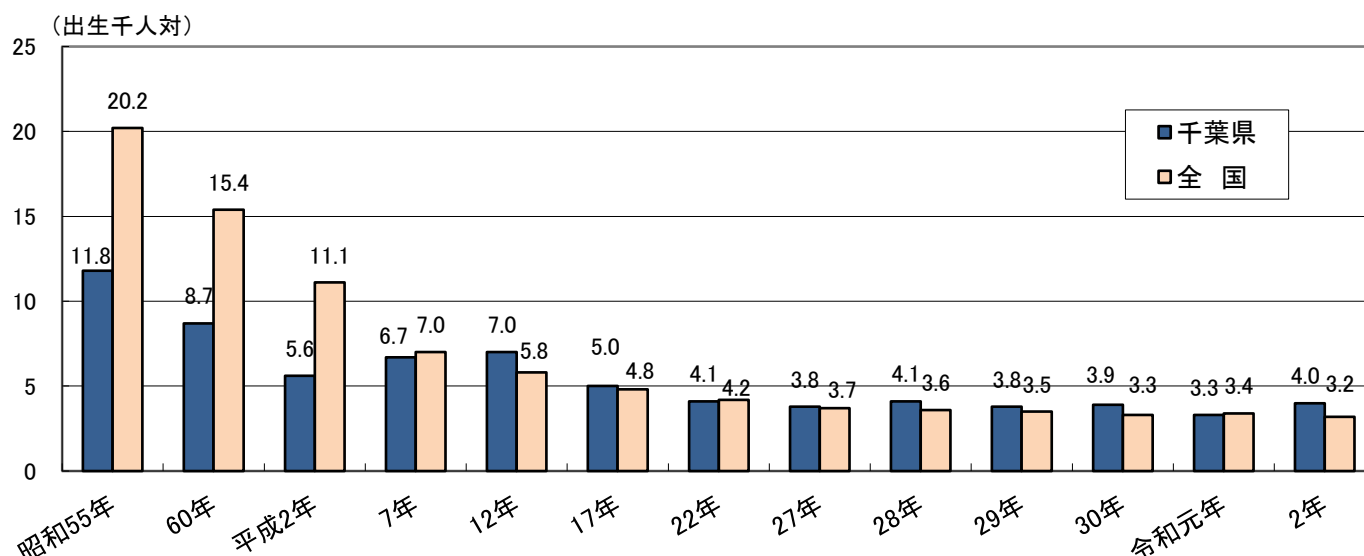


* 新生児死亡: 生後4週間未満の死亡
資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(4) 周産期死亡率の推移

令和2年の「人口動態統計」によると、千葉県の周産期死亡率は4.0であり、ここ数年はほぼ横ばいです。

図表93 周産期死亡率*の推移(千葉県・全国)



資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

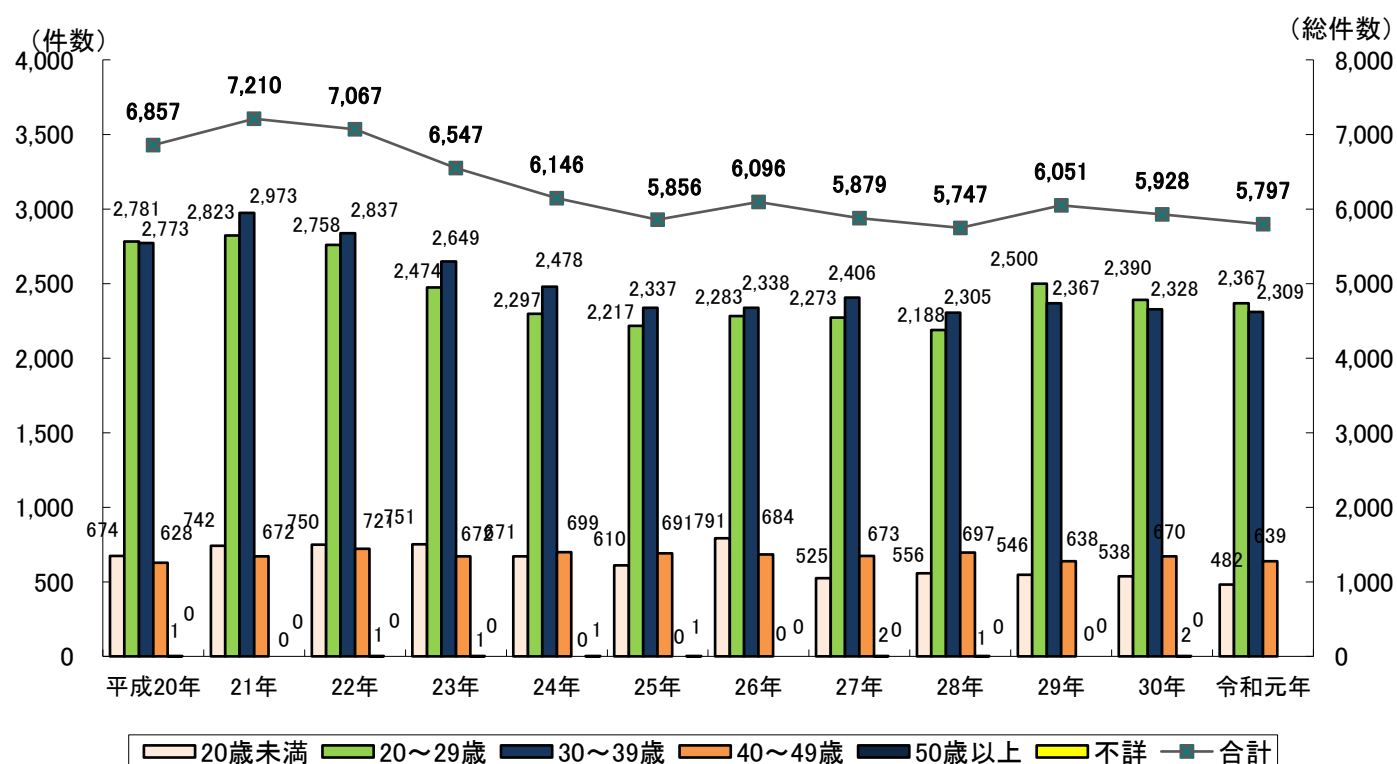
* 周産期死亡率:【年間周産期死亡数】÷【年間出産数(出生数+妊娠22週以降の死産数)】×1,000

出産1000に対する周産期死亡(妊娠22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの)の割合で、国又は地方の産科医療の水準を表す指標の一つとされている。

(5) 人工妊娠中絶の状況

「衛生行政報告例」により、千葉県における年齢階級別人工妊娠中絶の状況をみると、平成21年から減少し、平成25年からはほぼ横ばいで推移しています。

図表94 年齢階級別人工妊娠中絶の状況(千葉県)



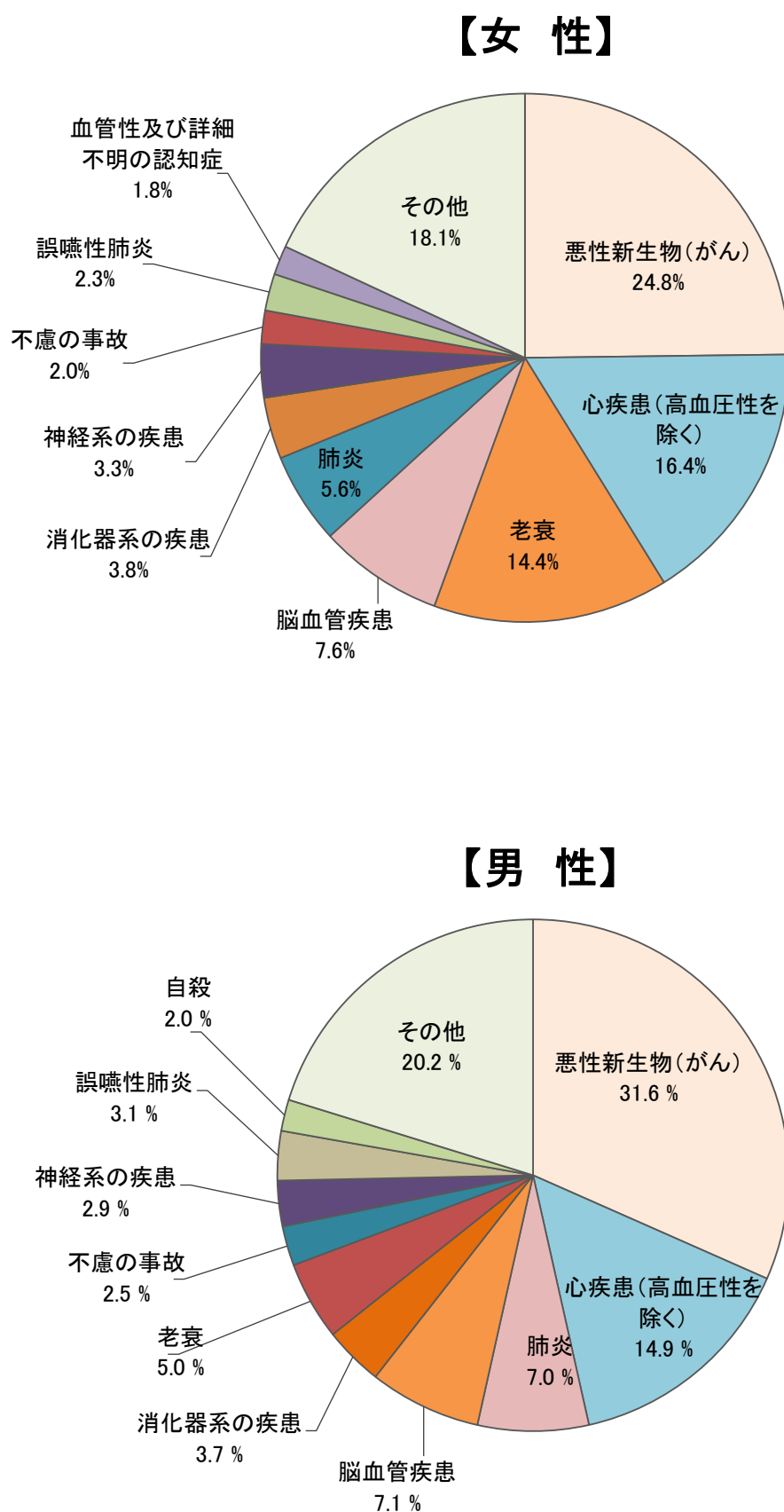
資料出典:厚生労働省「衛生行政報告例」

2 こころとからだの健康

(1) 主な死因の構成割合

令和2年の男女別の死因をみると、男女ともに「悪性新生物（がん）」「心疾患」による死亡が多くなっており、特に男性で5割弱を占めています。

図表95 男女別主要死因の構成割合(千葉県)



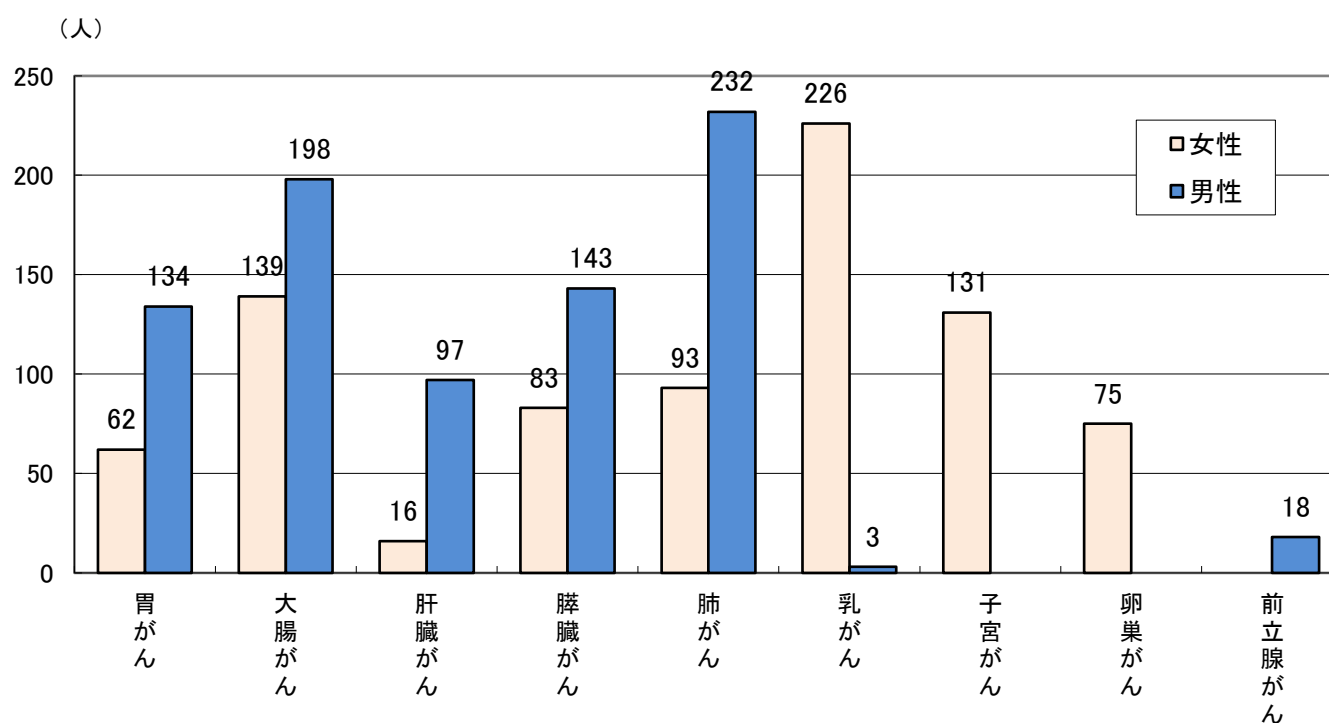
資料出典：厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

(2) 各がんの早世死亡数等

がんについて、令和2年の早世死亡の件数（65歳未満の死亡数）と早世係数（あるがんの全死亡に占める早世の比率）を男女で比較すると、女性は、乳がんが件数において最も多く、子宮がん、卵巣がんとともに女性特有のがんの早世係数が他のがんと比較して、高くなっています。

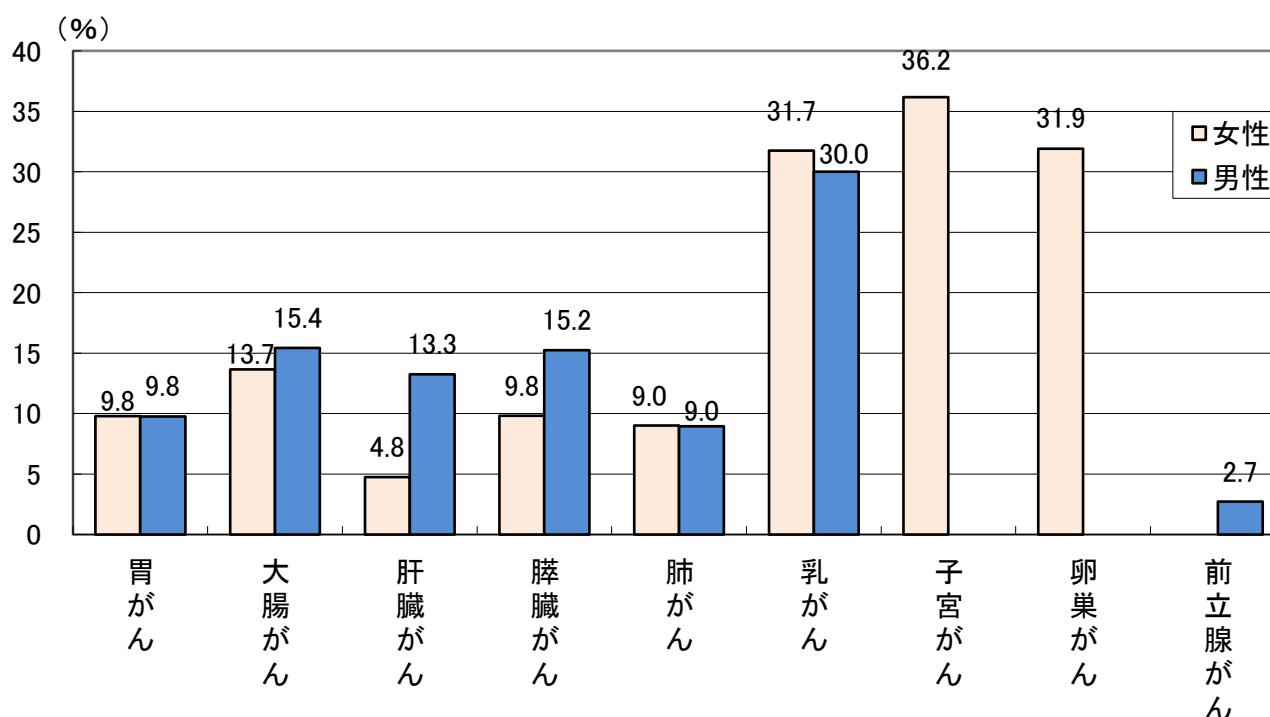
一方、男性では、大腸がん、肝臓がん、膵臓がんが件数及び早世係数のいずれにおいても女性を上回っており、胃がん、肺がんについては早世死亡の件数が多いものの、早世係数に男女差は見られません。

図表96 各がんの早世死亡件数(65歳未満)の男女比較(千葉県)



資料出典:厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)」(令和3年9月10日)

図表97 各がんの早世係数の男女比較(千葉県)

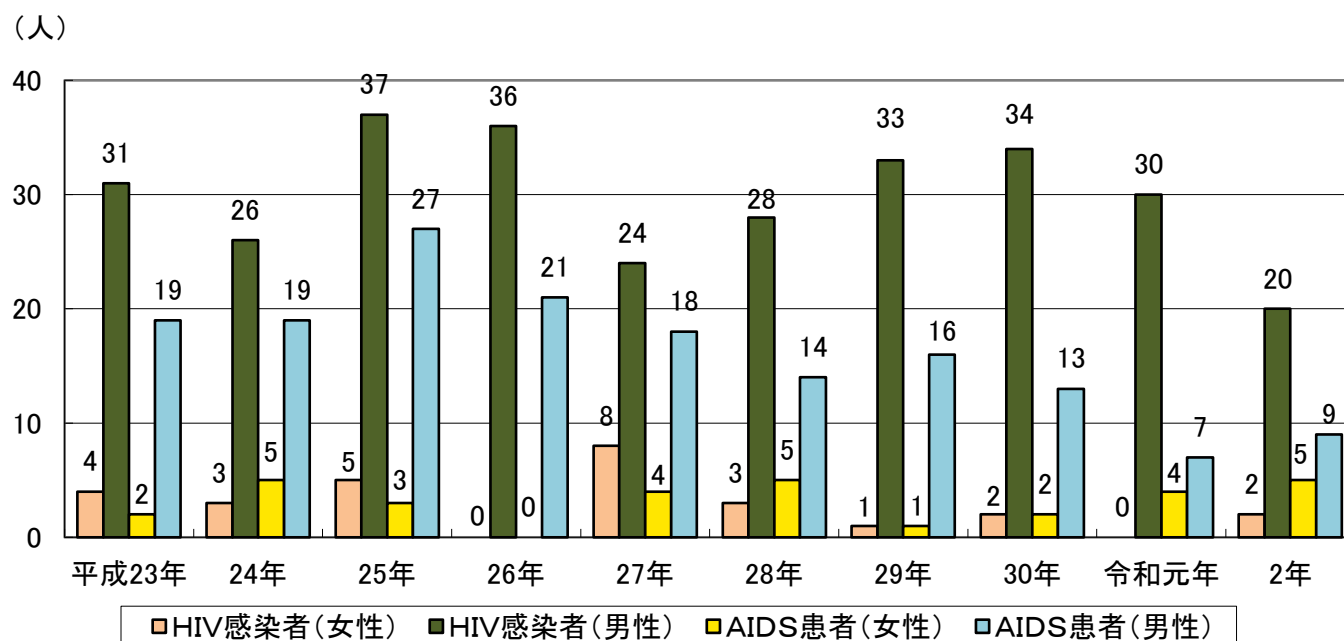


資料出典:厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)」(令和3年9月10日)

(3) HIV感染者・AIDS患者の数

H I V感染者・A I D S患者の新規届出の80%以上を男性が占めています。

図表98 男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況(千葉県)

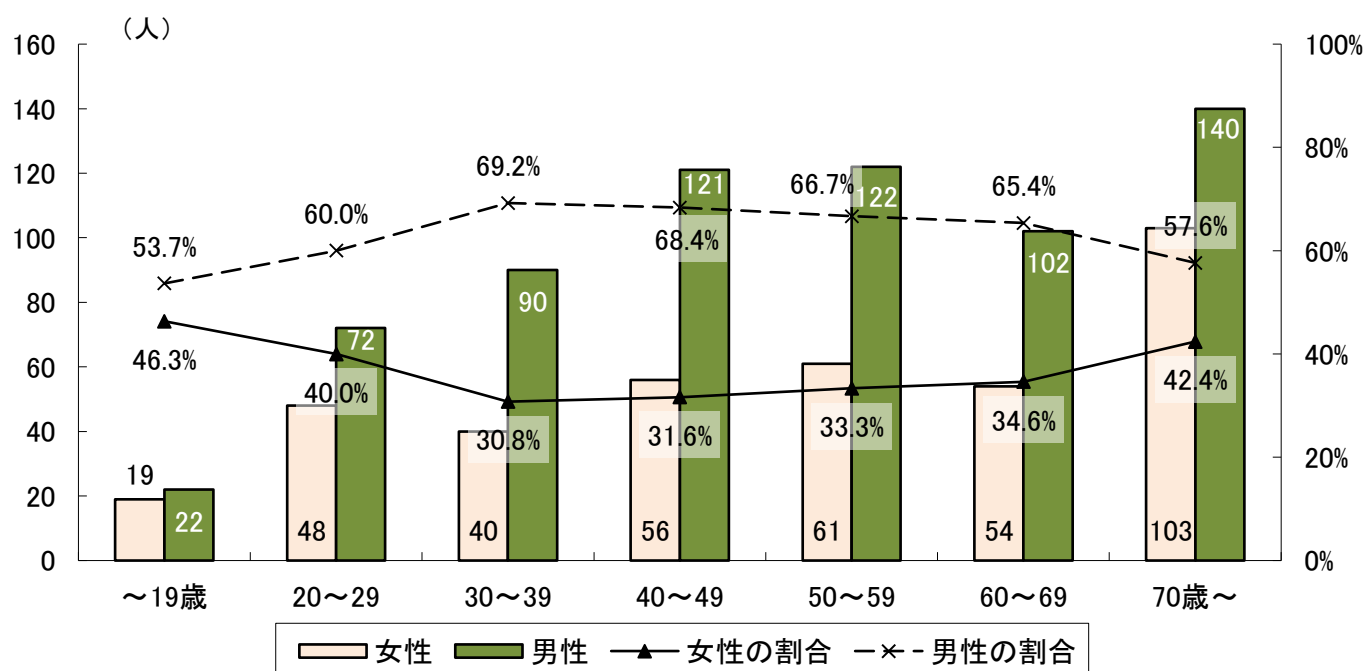


資料出典:千葉県疾病対策課

(4) 自殺者の年齢階級別推移

自殺者総数に占める男女別・年齢階級別の割合を見ると、全ての年代で男性の割合が高くなっています。また、女性は、19歳以下が46.3%と最も高く、次いで、70歳以上、20歳代の順となっています。

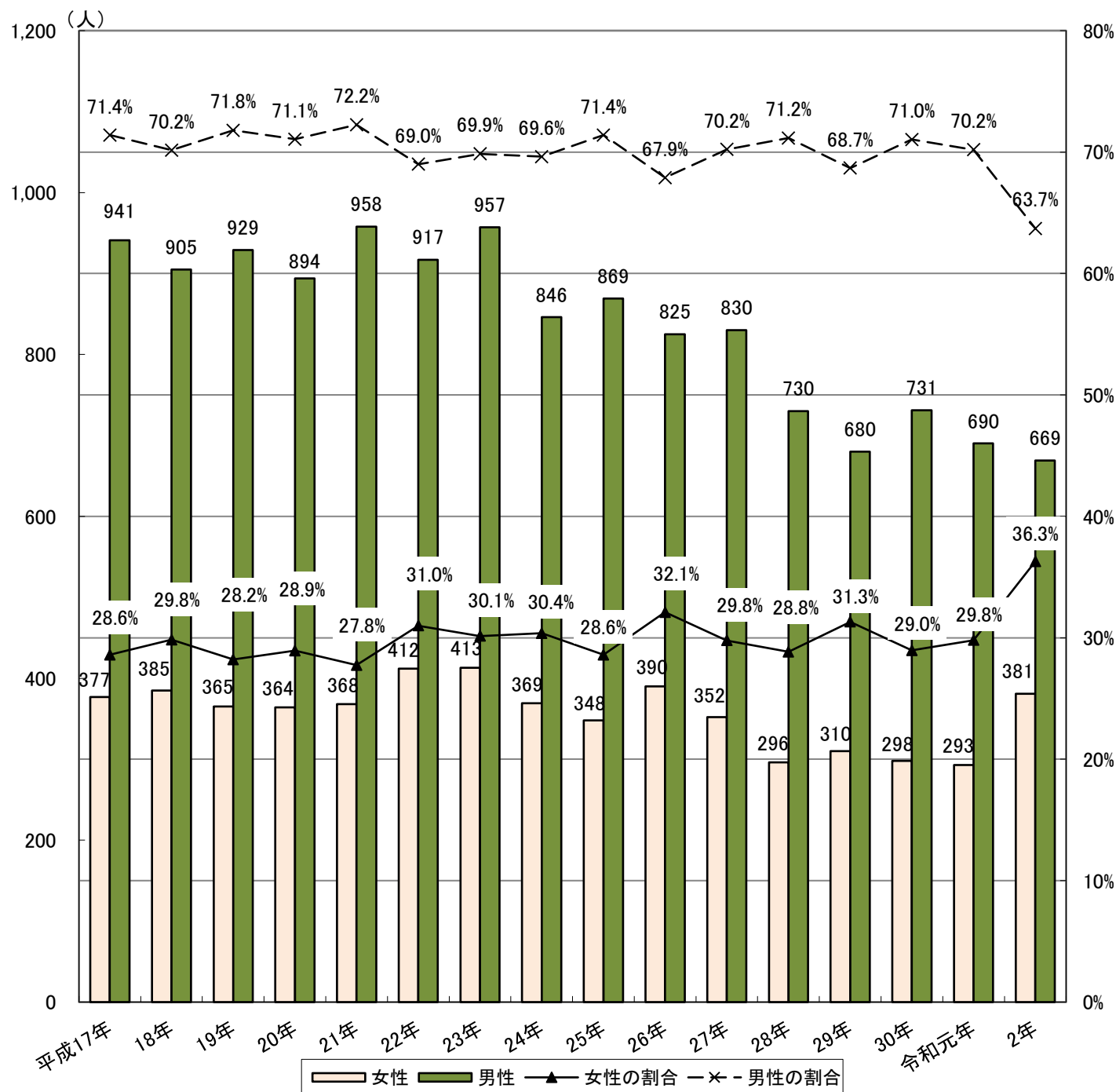
図表99 男女別・年齢別自殺者数(千葉県)



資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

自殺者総数に占める男女別の割合について推移を見ると、男性は、令和元年度70.2%から令和2年63.7%と、6.5ポイント減少する一方で、女性は、令和元年の29.8%から令和2年の36.3%と、6.5ポイント増加しています。

図表100 自殺者数の推移(千葉県)



資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和2年)

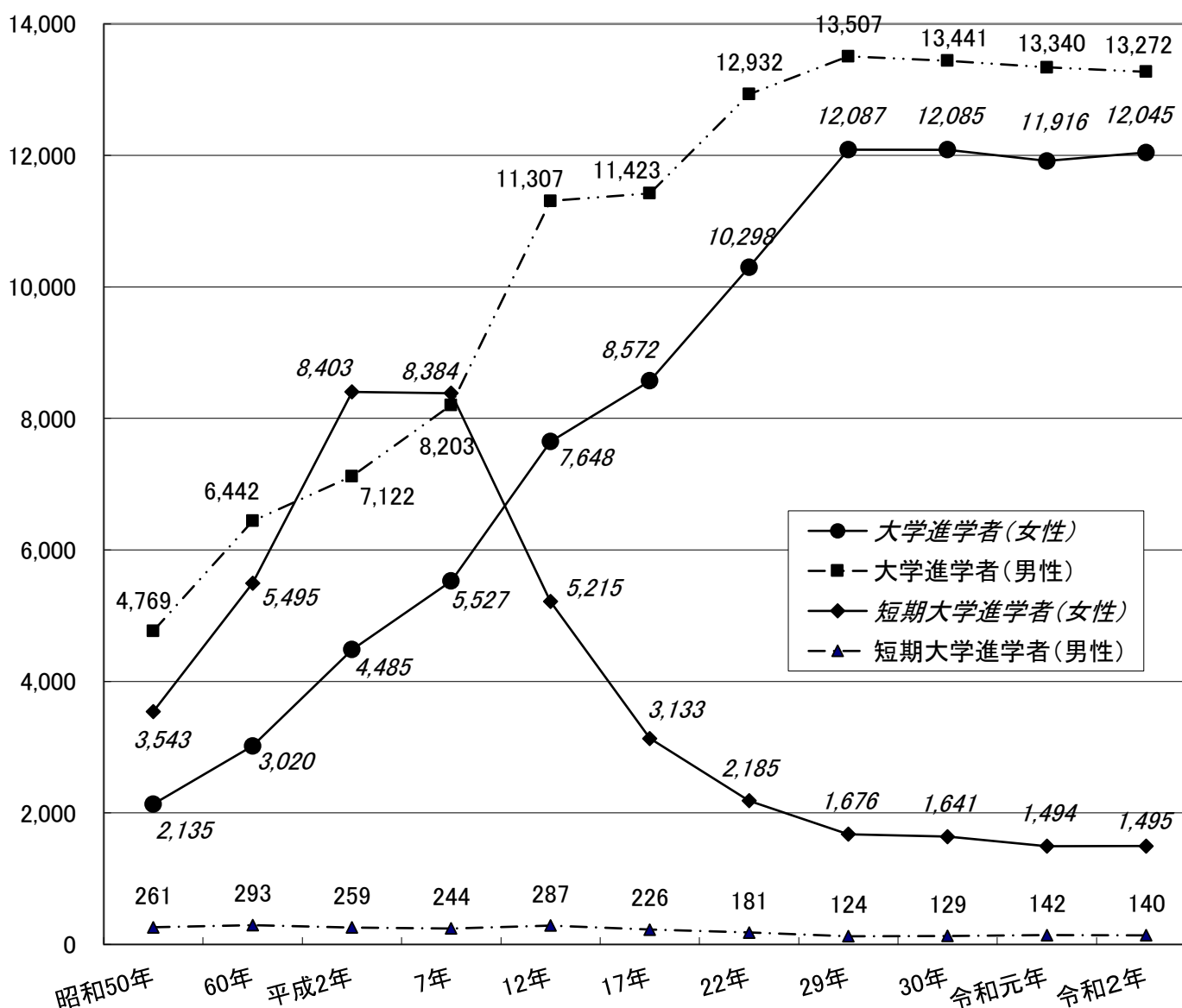
VIII 教育

1 大学等への進学状況

近年、大学への進学者数は上昇していましたが、この4年間は横ばいの状態が続いています。

図表101 高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移(千葉県)

(人)

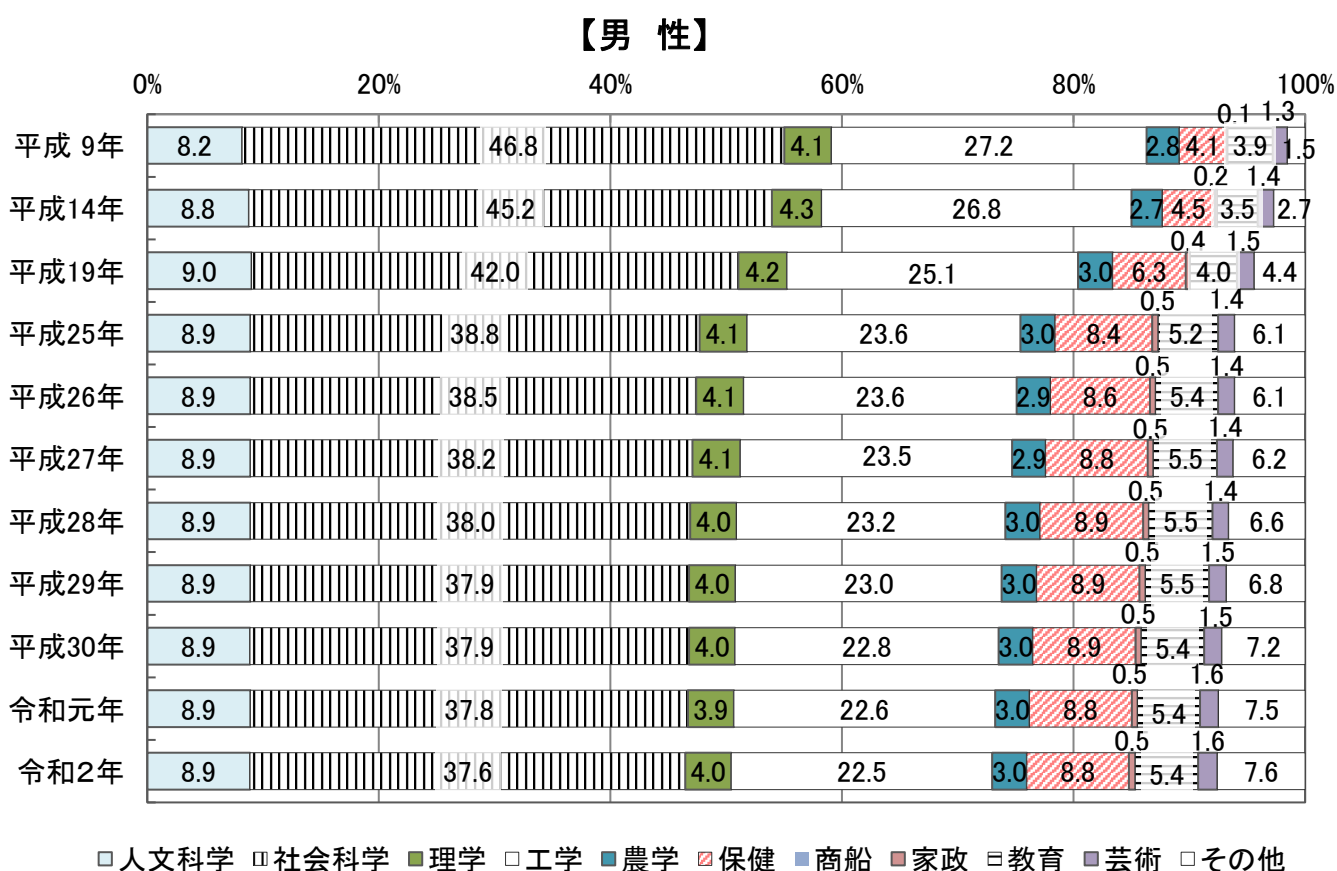
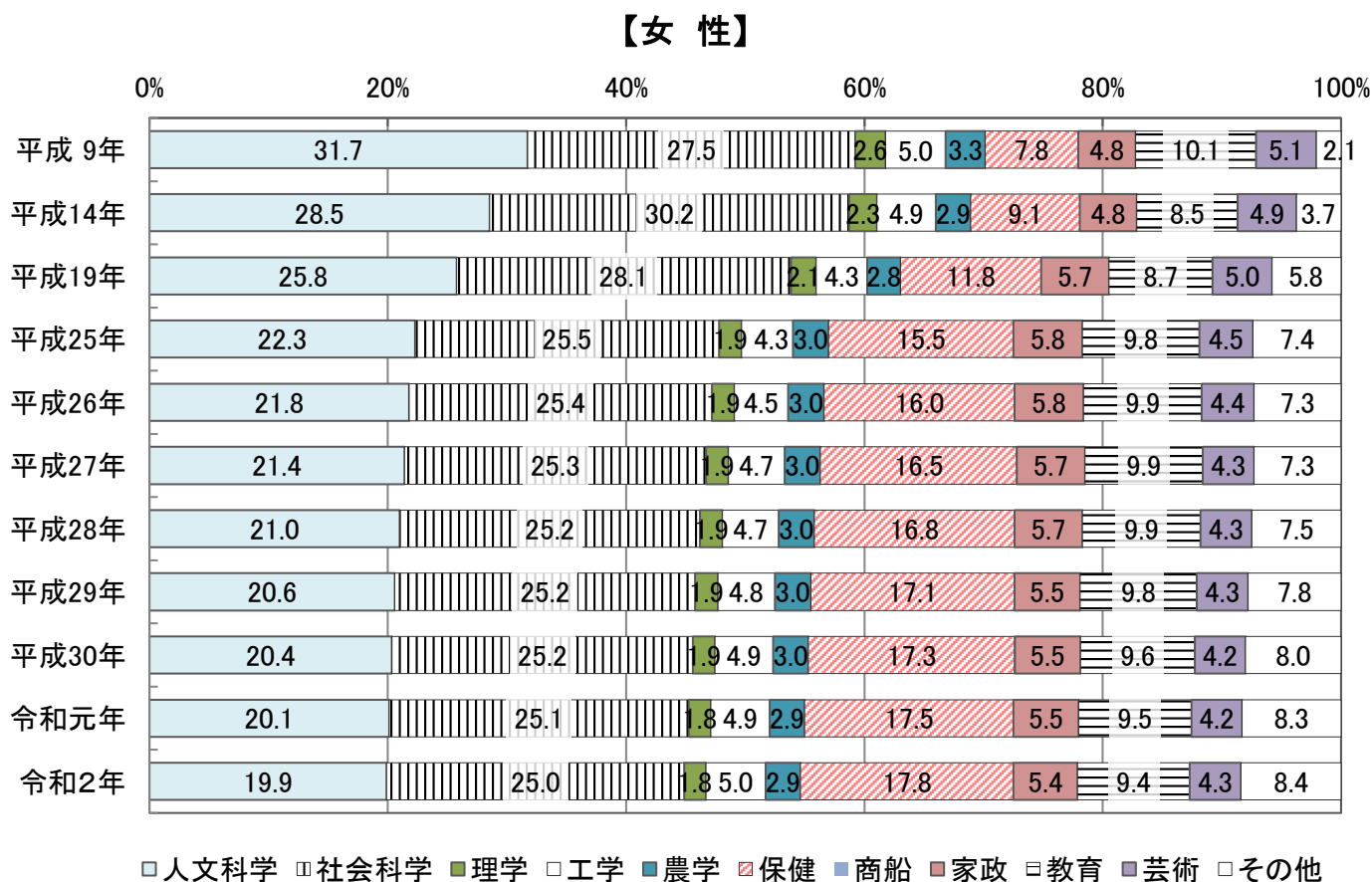


資料出典:千葉県統計課「学校基本調査」(各年3月)

2 専攻分野の状況

大学の専攻分野別にみた学生数の推移をみると、女性は、保健分野が増加しています。男性は、平成9年以降、保健分野が増加し、社会科学分野が緩やかに減少しています。

図表102 大学における男女別専攻分野別に見た学生数の推移(全国)



資料出典: 文部科学省「学校基本調査(高等教育機関)」(各年3月)を基に算出

Ⅹ 国際

1 政策・方針決定過程への女性の参画

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を測る指数 GGI（ジェンダーギャップ指数*）では、2021年日本は156か国中120位であり、特に経済及び政治の分野において、遅れが目立っています。

図表103 ジェンダーギャップ指数(国際比較)

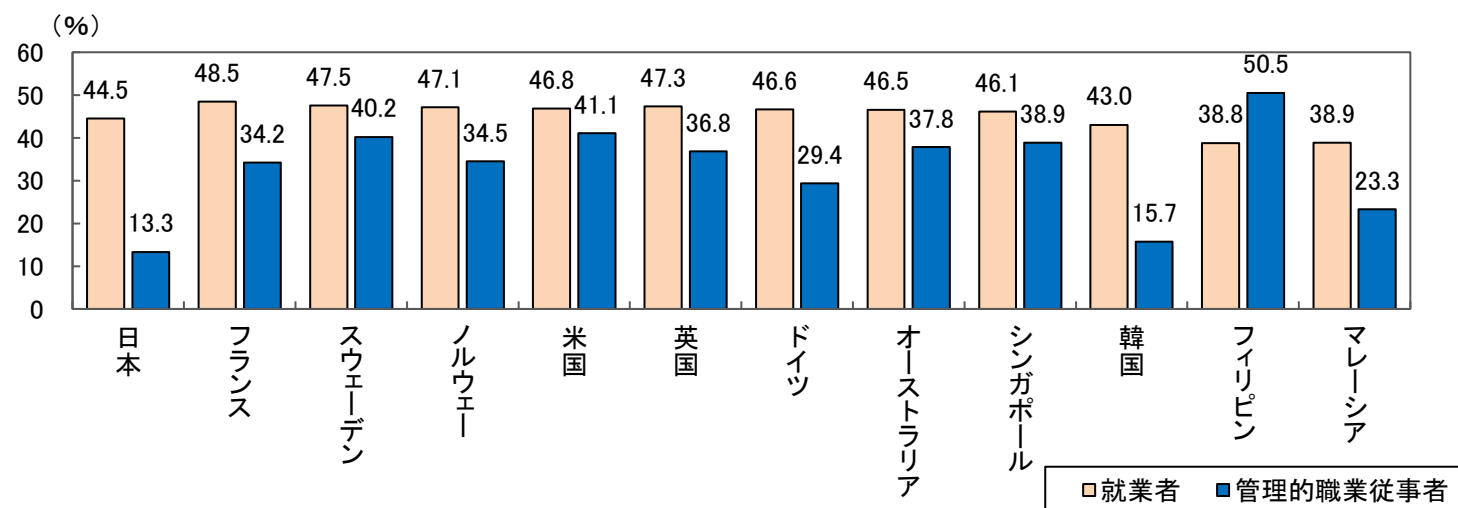
2021年の順位	国名	総合スコア	経済	教育	健康	政治	2020年の順位
1	アイスランド	0.892	0.846	0.999	0.964	0.760	1
2	フィンランド	0.861	0.806	1.000	0.970	0.669	3
3	ノルウェー	0.849	0.792	1.000	0.964	0.640	2
4	ニュージーランド	0.840	0.763	1.000	0.966	0.630	6
5	スウェーデン	0.823	0.810	0.996	0.962	0.522	4
6	ナミビア	0.809	0.794	1.000	0.980	0.463	12
7	ルワンダ	0.805	0.726	0.957	0.974	0.563	9
8	リトアニア	0.804	0.808	0.998	0.980	0.429	33
9	アイルランド	0.800	0.733	0.998	0.964	0.504	7
10	スイス	0.798	0.743	0.992	0.964	0.494	18
11	ドイツ	0.796	0.706	0.997	0.972	0.509	10
16	フランス	0.784	0.710	1.000	0.970	0.457	15
23	英国	0.775	0.716	0.999	0.966	0.419	21
24	カナダ	0.772	0.741	1.000	0.968	0.381	19
30	米国	0.763	0.754	1.000	0.970	0.329	53
63	イタリア	0.721	0.609	0.997	0.965	0.313	76
102	韓国	0.687	0.586	0.973	0.976	0.214	108
107	中国	0.682	0.701	0.973	0.935	0.118	106
120	日本	0.656	0.604	0.983	0.973	0.061	121

資料出典：世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2021」

* 経済分野, 教育分野, 健康分野及び政治分野のデータから作成され, 0が完全不平等, 1が完全平等を意味する。

就業の分野では、就業者の女性割合は他国と比べほぼ同じ水準ですが、管理的職業従事者の女性割合は、他国が約2～5割であるのに対し、日本は約1割程度に留まっています。

図表104 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)



資料出典：内閣府「男女共同参画白書」(令和3年6月)

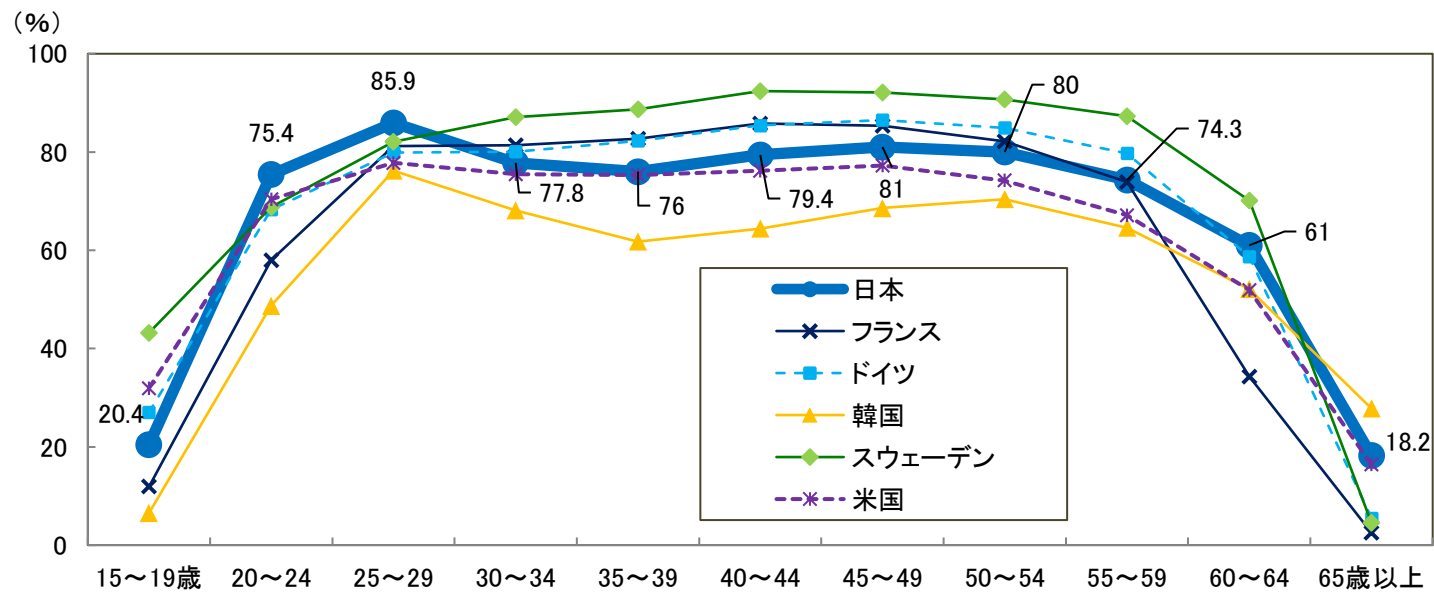
- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(令和2年), その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。
 2. 日本, 米国, 韓国は令和2(2020)年, オーストラリアは平成30(2018)年. その他の国は令和元(2019)年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

2 就業の分野における男女共同参画

女性の労働力率（15歳人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。

また、国際比較でみると、欧米諸国のM字カーブは解消している一方、韓国は日本より下方に深いM字カーブを持っています。

図表105 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



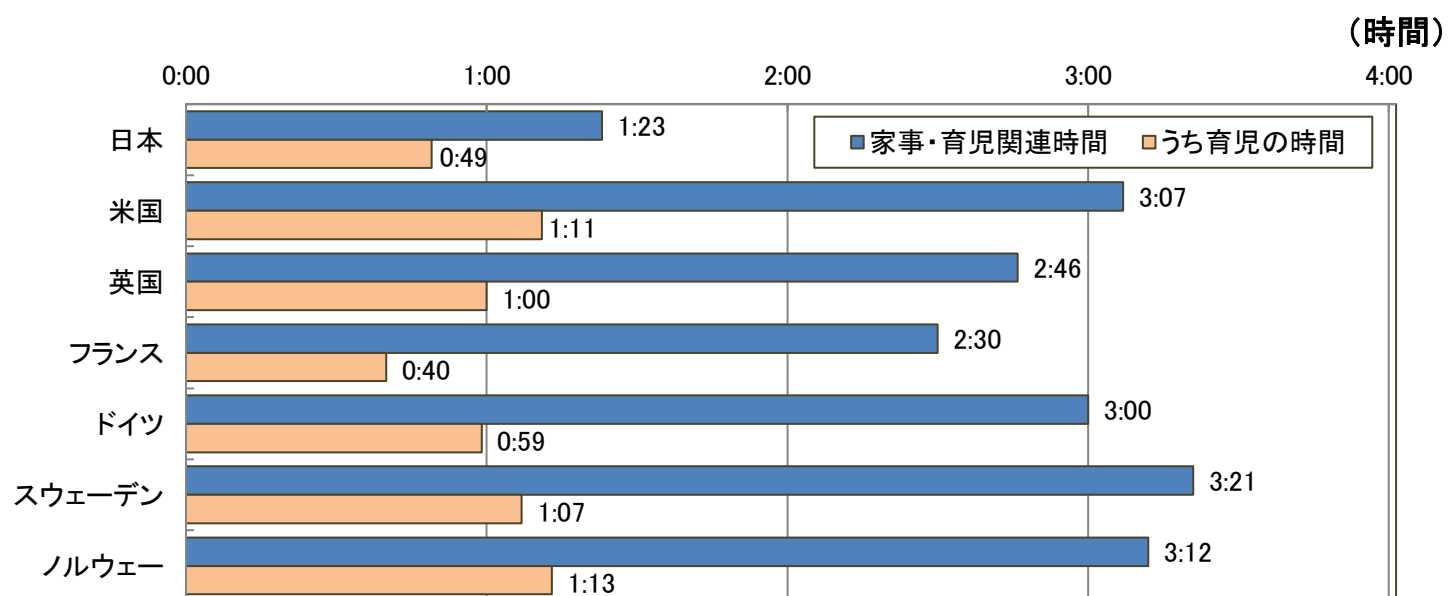
資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和3年6月)

- (備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和2年), その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。いずれの国も令和元(2019)年の値。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者＋完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
 3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

3 家庭における男女共同参画

育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は、1時間22分となっています。これを国際比較で見ると、日本以外の国では2時間30分を超えていますので、日本はかなり低い水準であることが分かります。

図表106 6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たり家事・育児時間の国際比較



資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和2年6月)

- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)より作成。
 2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の

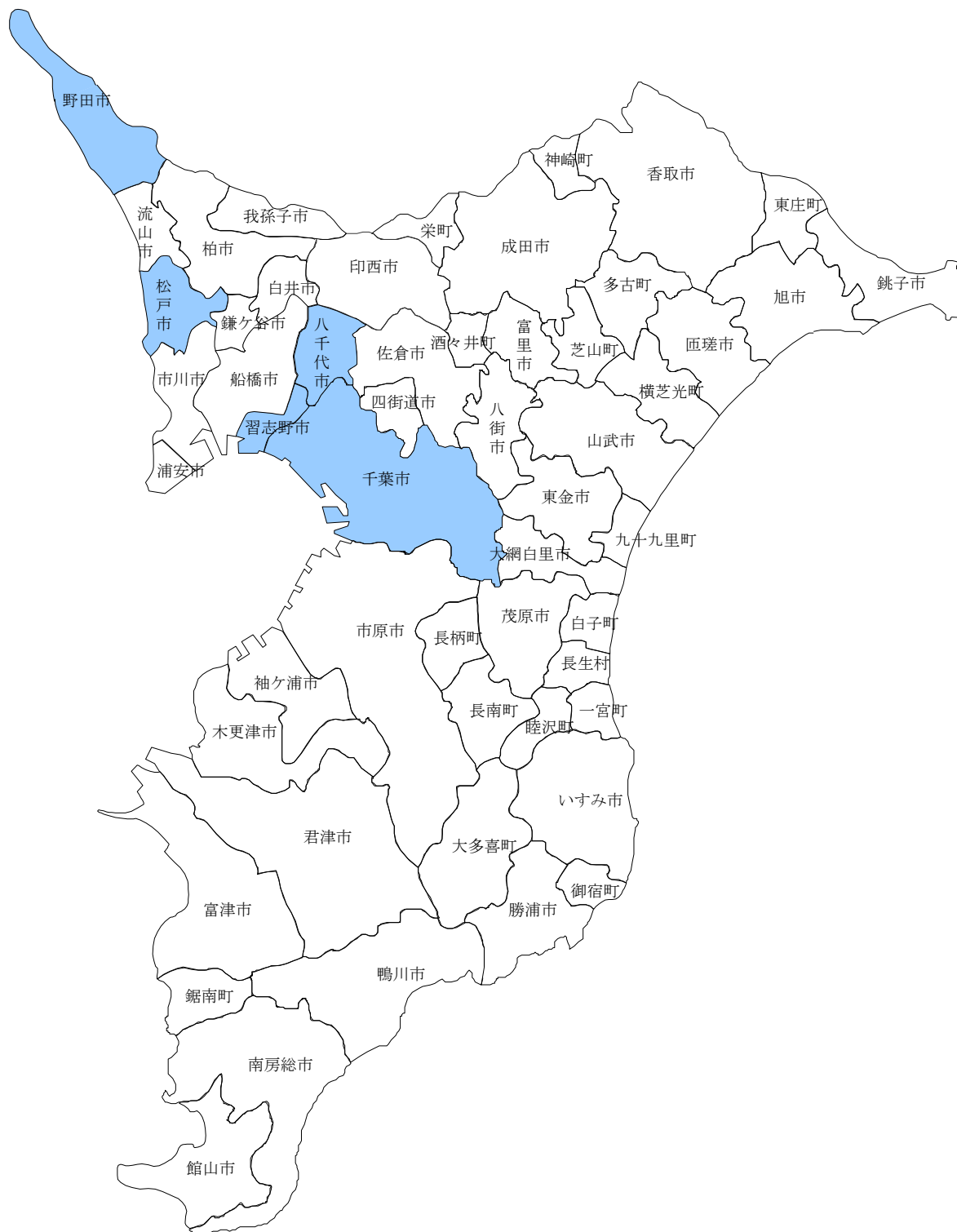
県内市町村における 男女共同参画の状況

県内市町村における男女共同参画の状況

(1) 推進体制

令和3年4月1日現在

- ① 男女共同参画・女性等を名称に冠した男女共同参画業務担当課設置 5市
- ② 上記以外で男女共同参画の担当部署が組織上位置付けられている 49市町村



(2) 男女共同参画担当課

令和3年4月1日現在

市町村名	担当課名	住所	TEL
千葉市	市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課	〒260-8722 中央区千葉港1-1	043-245-5060
銚子市	企画財政課 企画室 企画政策班	〒288-8601 若宮町1-1	0479-24-8904
市川市	総務部 多様性社会推進課	〒272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700
船橋市	市民生活部 市民協働課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2107
館山市	危機管理部 市民協働課	〒294-8601 北条1145-1	0470-22-3142直
木更津市	企画部 地方創生推進課	〒292-8501 富士見1-2-1 スパークルシティ木更津8階	0438-23-8049
松戸市	総務部 男女共同参画課	〒271-0091 本町14-10	047-364-8783
野田市	児童家庭部 人権・男女共同参画推進課	〒278-8550 鶴奉7-1	04-7123-1342
茂原市	企画財政部 企画政策課 男女共同・国際化係	〒297-8511 茂原市道表1番地	0475-20-1651
成田市	市民生活部 市民協働課 男女共同参画係	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-20-1507
佐倉市	市民部自治人権推進課 人権・男女平等参画推進班	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-1948直
東金市	企画政策部 企画課 企画係	〒283-8511 東岩崎1-1	0475-50-1122
旭市	市民生活課市民生活支援班	〒289-2595 旭市二の2132	0479-62-5396
習志野市	協働経済部 男女共同参画センター	〒275-0016 津田沼5-12-12 サンロード津田沼5階	047-453-9307
柏市	地域づくり推進部 協働推進課 協働・国際・男女共同参画担当	〒277-0005 柏市柏1-7-1-301 Day Oneタワー3階パレット柏内	04-7167-1127
勝浦市	企画課	〒299-5292 新官1343-1	0470-73-6654
市原市	スポーツ国際交流部 人権・国際課	〒290-8501 国分寺台中央1-1-1	0436-23-9826
流山市	総合政策部 企画政策課 男女共同参画室	〒270-0192 平和台1-1-1	04-7150-6064
八千代市	企画部企画経営課 男女共同参画センター	〒276-0033 八千代台南1-11-6	047-485-7088
我孫子市	総務部 秘書広報課 男女共同参画室	〒270-1192 我孫子1858番地	04-7185-1752
鴨川市	経営企画部 経営企画課 秘書広報係	〒296-8601 横渚1450	04-7093-7827
鎌ヶ谷市	市民生活部 市民活動推進課 市民活動支援係	〒273-0195 新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1277直
君津市	市民環境部 市民活動支援課 市民活動支援係	〒299-1192 久保2-13-1	0439-56-1565
富津市	総務部 企画課 企画係	〒293-8506 下飯野2443	0439-80-1223
浦安市	企画部 多様性社会推進課	〒279-0004 猫実1-1-2 ※郵送あて名には 文化会館2階 をつける	047-712-6803
四街道市	経営企画部 政策推進課	〒284-8555 鹿渡無番地	043-421-6161
袖ヶ浦市	企画政策部 市民協働推進課	〒299-0292 坂戸市場1-1	0438-62-3102

県内市町村における男女共同参画の状況

市町村名	担当課名	住所	TEL
八街市	総務部 企画政策課 企画政策班	〒289-1192 八街ほ35-29	043-443-1114
印西市	市民部 市民活動推進課 男女共同参画係	〒270-1396 大森2364-2	0476-33-4431
白井市	市民環境経済部 市民活動支援課 市民活動支援係	〒270-1492 復1123	047-401-4078
富里市	企画財政部 企画課 企画班	〒286-0292 七栄652-1	0476-93-1118
南房総市	市民生活部 市民課	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	0470-33-1005
匝瑳市	企画課 企画調整班	〒289-2198 八日市場ハ793-2	0479-73-0081
香取市	経営企画部 市民協働課	〒287-8501 佐原口2127	0478-54-1138
山武市	総合政策部 企画政策課 企画係	〒289-1392 殿台296	0475-80-1131
いすみ市	企画政策課 企画政策班	〒298-8501 いすみ市大原7400-1	0470-62-1382
大網白里市	地域づくり課 市民協働推進班	〒299-3292 大網115-2	0475-70-0342
酒々井町	住民協働課 活動推進班	〒285-8510 中央台4-11	043-496-1171 (内)362
栄町	環境協働課 協働推進室	〒270-1592 安食台1-2	0476-33-7710直
神崎町	まちづくり課	〒289-0292 神崎本宿163	0478-72-2114
多古町	企画空港政策課企画政策係	〒289-2292 多古584	0479-76-5409
東庄町	総務課 庶務係	〒289-0692 笹川い4713-131	0478-86-6082
九十九里町	企画財政課企画係	〒283-0195 片貝4099	0475-70-3121
芝山町	企画空港政策課 企画調整係	〒289-1692 小池992	0479-77-3926
横芝光町	企画空港課 企画政策班	〒289-1793 宮川11902	0479-84-1279
一宮町	企画課 企画係	〒299-4396 一宮2457	0475-42-2113
睦沢町	総務課 庶務秘書班	〒299-4492 下之郷1650-1	0475-44-2500
長生村	総務課 庶務係	〒299-4394 本郷1-77	0475-32-2111
白子町	総務課 企画政策係	〒299-4292 関5074-2	0475-33-2110
長柄町	総務課 庶務秘書係	〒297-0298 桜谷712	0475-35-2111
長南町	企画政策課 広報統計係	〒297-0192 長南2110	0475-46-2113
大多喜町	企画課企画政策係	〒298-0292 大多喜93	0470-82-2112
御宿町	企画財政課 企画係	〒299-5192 須賀1522	0470-68-2512
鋸南町	総務企画課 企画財政室	〒299-2192 下佐久間3458	0470-55-4801

(3) 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況

1 市町村における男女共同参画計画策定状況

男女計画策定市町村 44市町(策定率81.5%)
 女性活躍推進計画策定市町村 43市町(策定率79.6%)
 令和3年4月1日現在

	市町村名	計画名	計画期間	女性活躍推進計画の有無
1	千葉市	ちば男女共同参画基本計画 第4次ハーモニープラン	平成28年度～令和4年度	○
2	銚子市	第3次銚子市男女共同参画計画	平成30年度～令和4年度	○
3	市川市	市川市男女共同参画基本計画(改定版)	平成20年度～令和7年度	○
4	船橋市	第3次船橋市男女共同参画計画「プラン」	平成29年度～令和3年度	○
5	館山市	第4期館山市男女共同参画推進プラン	平成30年度～令和9年度	○
6	木更津市	木更津市男女共同参画計画(第4次)ほきさらづ 共に輝くハートフルプラン～	平成29年度～令和3年度	○
7	松戸市	松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画	平成30年度～令和4年度	○
8	野田市	第4次野田市男女共同参画計画	令和2年度～令和6年度	○
9	茂原市	男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	令和3年度～令和7年度	○
10	成田市	第4次成田市男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
11	佐倉市	佐倉市男女平等参画基本計画(第4期)	令和2年度～令和13年度	○
12	東金市	第3次東金市男女共同参画プラン	令和3年度～令和7年度	○
13	旭市	第2次旭市男女共同参画計画	平成31年度～令和5年度	○
14	習志野市	習志野市第3次男女共同参画基本計画	令和2年度～令和7年度	○
15	柏市	第三次柏市男女共同参画推進計画	平成28年度～令和8年度	○
16	勝浦市	第2次勝浦市男女共同参画計画	平成30年度～令和9年度	○
17	市原市	いちほら男女共同参画社会づくりプラン	平成29年度～令和8年度	○
18	流山市	流山市第4次男女共同参画プラン	令和2年度～令和6年度	○
19	八千代市	第2次やちよ男女共同参画プラン	令和3年度～令和6年度	○
20	我孫子市	我孫子市第3次男女共同参画プラン	平成31年度～令和10年度	○
21	鴨川市	第2次鴨川市男女共同参画計画	平成28年度～令和3年度	○
22	鎌ヶ谷市	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画(かがやきプラン)	令和3年度～令和8年度	○
23	君津市	第4次君津市男女共同参画計画	平成30年度～令和4年度	○
24	浦安市	改訂第2次うらやす男女共同参画プラン	平成29年度～令和3年度	○
25	四街道市	第3次四街道市男女共同参画推進計画	平成26年度～令和3年度	
26	袖ヶ浦市	第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画はっぴープラン	平成31年度～令和5年度	○
27	八街市	第2次八街市男女共同参画計画	平成28年度～令和3年度	○
28	印西市	第3次印西市男女共同参画プラン	平成31年度～令和5年度	○
29	白井市	白井市男女平等推進行動計画	平成28年度～令和7年度	○
30	富里市	富里市男女共同参画計画(第2次)改訂版	平成30年度～令和4年度	○
31	南房総市	第3次南房総市男女共同参画推進計画	平成31年度～令和5年度	○
32	匝瑳市	第2次匝瑳市男女共同参画計画	平成29年度～令和3年度	○
33	香取市	第2次香取市男女共同参画計画	令和2年度～令和8年度	○
34	山武市	第3次山武市男女共同参画計画	平成31年度～令和5年度	○
35	いすみ市	第2次いすみ男女共同参画プラン	平成29年度～令和3年度	○
36	大網白里市	第2次大網白里市男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
37	酒々井町	酒々井町男女共同参画計画	平成30年度～令和3年度	○
38	多古町	第2次多古町男女共同参画推進プラン	令和3年度～令和7年度	○
39	東庄町	第2次東庄町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
40	横芝光町	第2次横芝光町男女共同参画計画	平成31年度～令和5年度	○
41	大多喜町	第2次大多喜町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
42	長南町	長南町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
43	睦沢町	睦沢町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
44	長生村	長生村男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○

2 市町村における男女共同参画条例制定状況

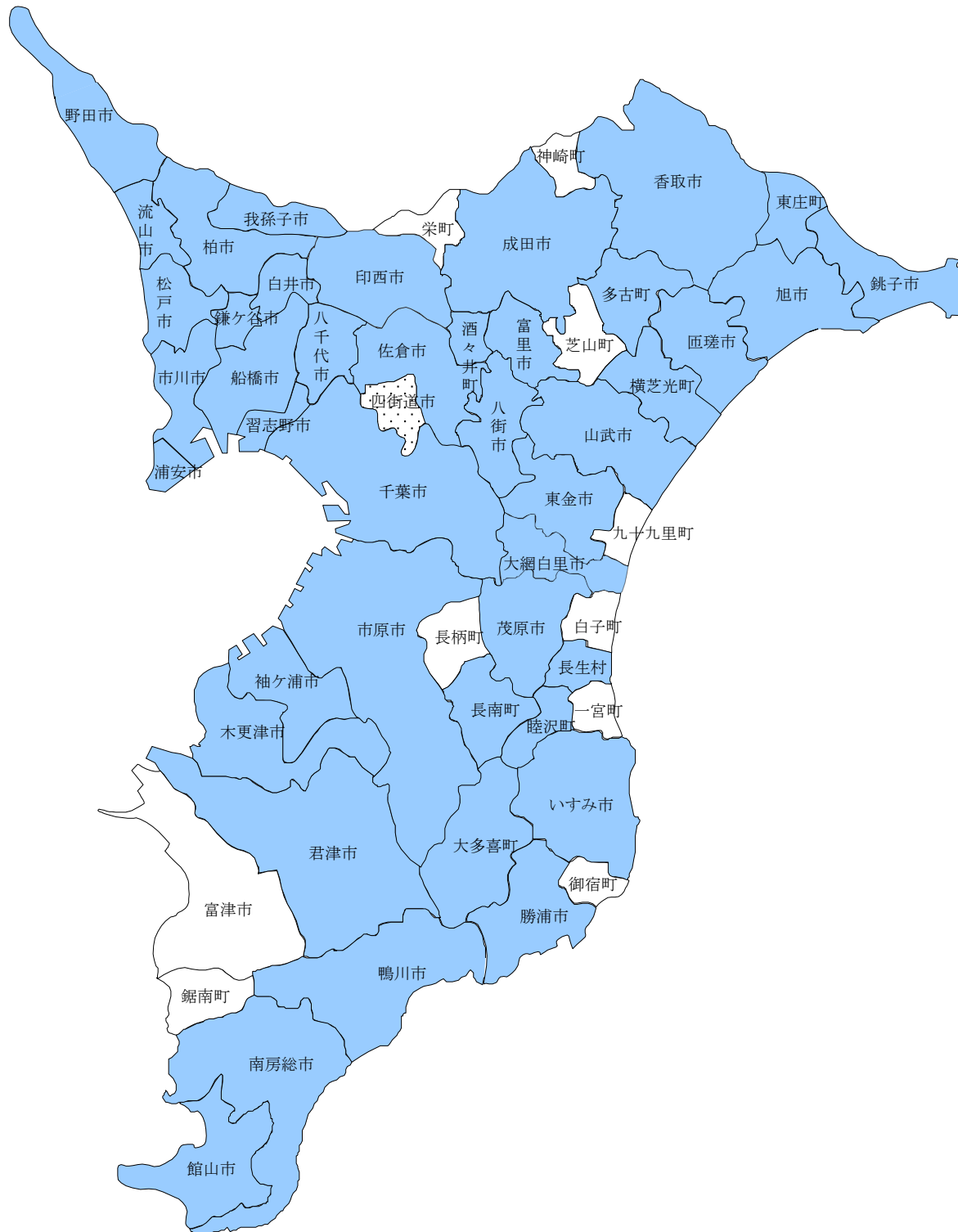
条例制定市町村 7市(制定率13.0%)
 令和3年4月1日現在

	市町村名	条例名称	施行日
1	千葉市	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	平成15年4月1日
2	市川市	市川市男女共同参画社会基本条例	平成19年4月1日
3	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進条例	平成15年4月1日
4	習志野市	習志野市男女共同参画推進条例	平成16年7月1日
5	市原市	市原市男女共同参画社会づくり条例	平成17年4月1日
6	我孫子市	我孫子市男女共同参画条例	平成18年7月1日
7	富津市	富津市男女共同参画のまちづくり条例	平成21年4月1日

男女共同参画に係る計画策定状況

令和3年4月1日現在

- ① 男女共同参画計画策定市町村 44市町村
- ② ①のうち女性活躍推進計画未策定市町村 1市
- ③ 男女共同参画計画未策定市町村 10市町



(4) 男女共同参画のための総合的な施設設置状況

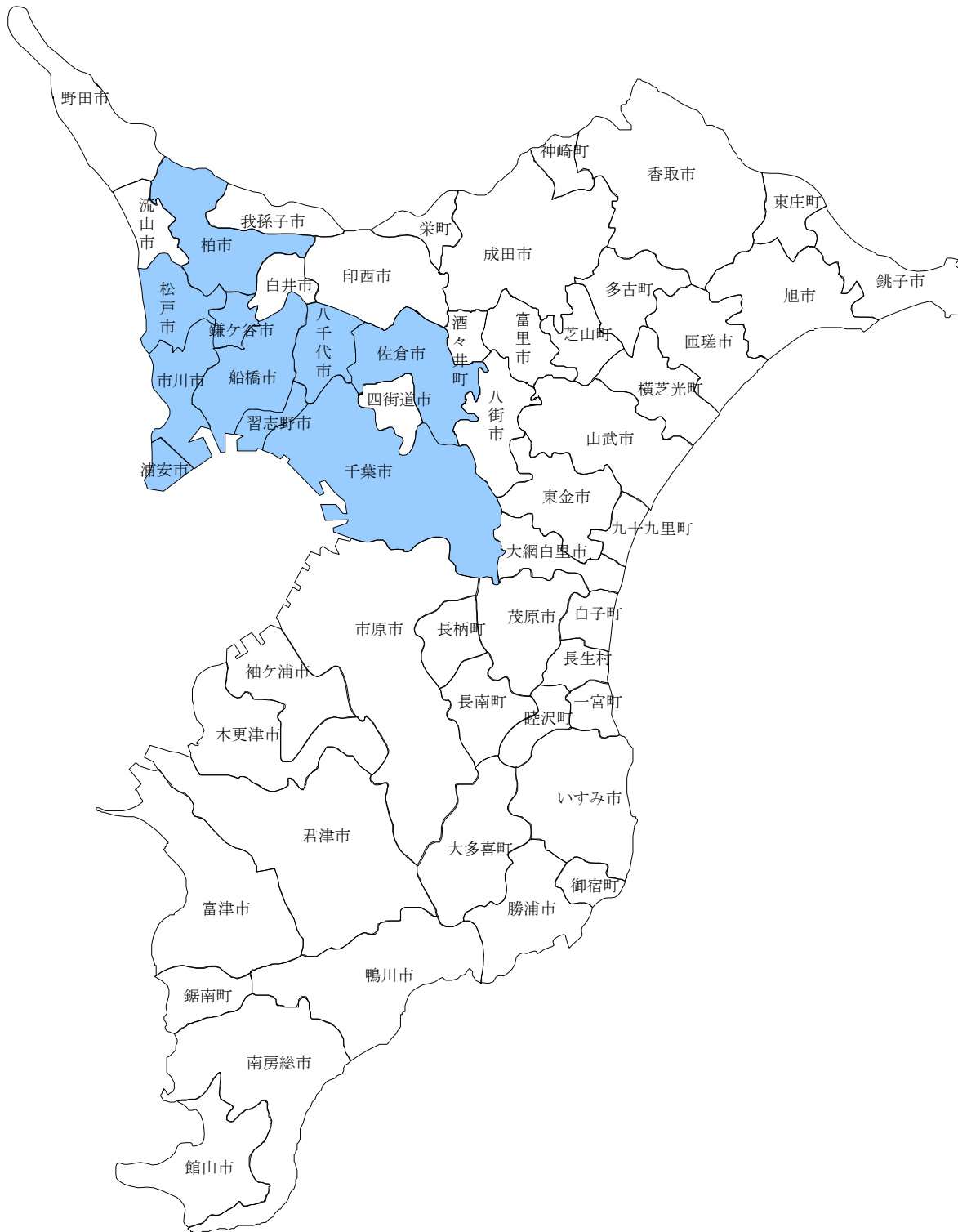
令和3年4月1日現在

市町村名	名称 (愛称・通称)	所在地等		
		郵便番号 住所	電話番号 FAX番号	ホームページ
千葉市	千葉市男女共同参画センター	260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ内	043-209-8771 043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/
市川市	市川市男女共同参画センター (ウィズ)	272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700 047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html
船橋市	船橋市男女共同参画センター	273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-0757 047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html
松戸市	松戸市男女共同参画センター (ゆうまつど)	271-0091 松戸市本町14-10	047-364-8783 047-364-7888	http://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/you_matsudo/
佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター(ミウズ)	285-0837 佐倉市王子台1-23 レイクピアウスイ3階	043-460-2580 043-460-2582	http://www.mews.shiteikanri-sakura.jp/
習志野市	習志野市男女共同参画センター (ステップならしの)	275-0016 習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307 047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/
柏市	柏市男女共同参画センター	277-0005 柏市柏1-7-1-301 DayOneタワー3階 パレット柏内	04-7167-1127 04-7165-7323	http://www.city.kashiwa.lg.jp/sankakueye/
八千代市	八千代市男女共同参画センター	276-0033 八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター4階	047-485-7088 047-485-7398	https://www.city.yachiyo.chiba.jp/102502/index.html
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	273-0101 鎌ヶ谷市富岡1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷3階	047-401-0891 047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-daniokyoudo/danio_center/index.html
浦安市	浦安市多様性社会推進課(ルピナス)	279-0004 浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階	047-712-6803 047-353-1145	https://www.city.uravasu.lg.jp/todokede/danio/index.html

男女共同参画のための総合的な施設設置状況

令和3年4月1日現在

■ 施設設置市町村 10市



(5) 審議会等における女性委員の登用状況

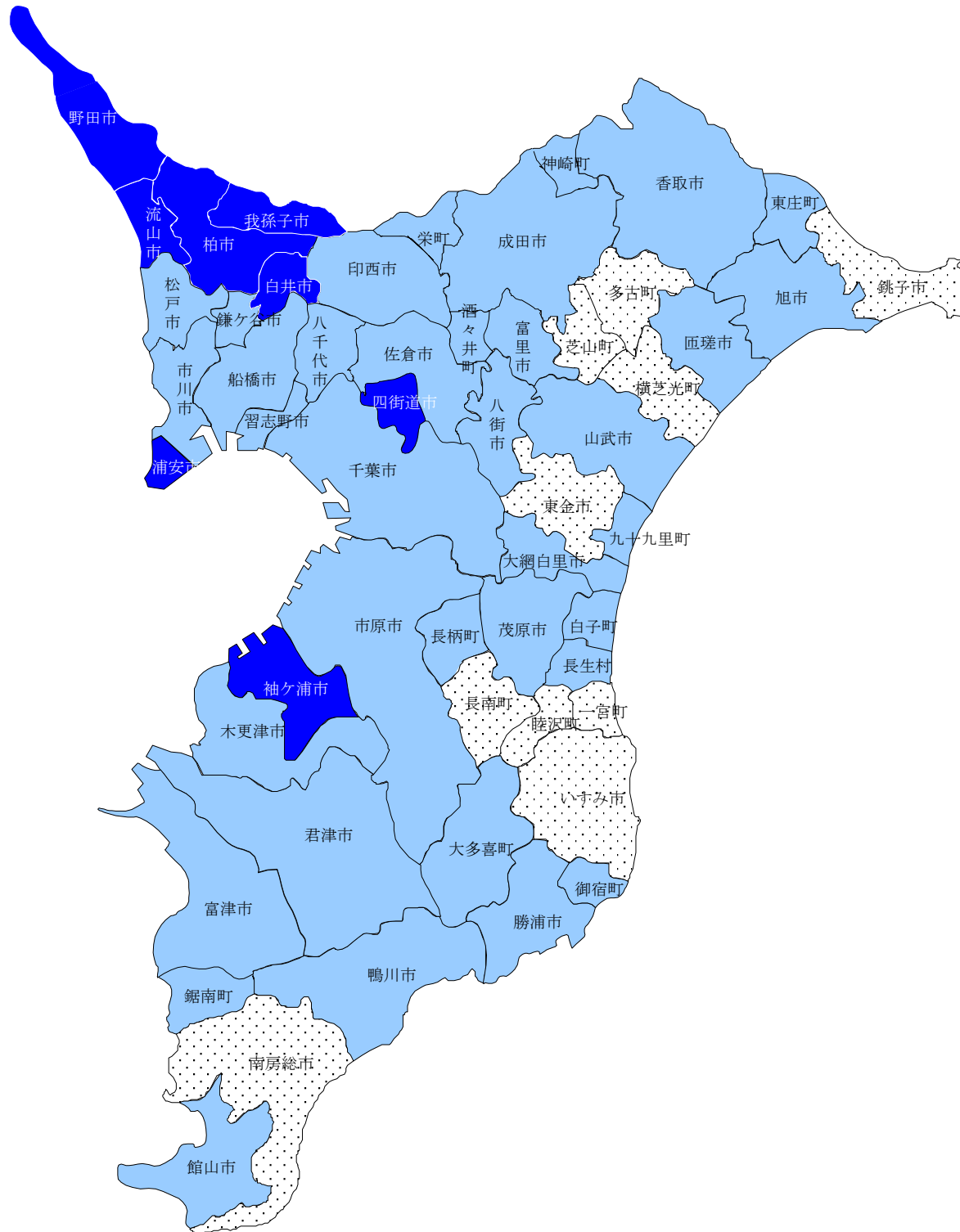
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

市町村名	審議会等 数	うち 女性委員 を含む数	総委員数		女性比率 (%)
			総委員数	うち 女性委員 等数	
千葉市	102	96	1,549	455	29.4
銚子市	27	18	345	62	18.0
市川市	52	49	778	230	29.6
船橋市	41	34	786	231	29.4
館山市	34	33	453	127	28.0
木更津市	20	20	333	79	23.7
松戸市	63	59	828	234	28.3
野田市	45	43	686	272	39.7
茂原市	47	34	560	117	20.9
成田市	42	35	537	131	24.4
佐倉市	39	35	530	155	29.2
東金市	24	19	285	52	18.2
旭市	26	25	306	74	24.2
習志野市	44	41	598	179	29.9
柏市	56	53	876	299	34.1
勝浦市	17	15	159	36	22.6
市原市	68	57	876	219	25.0
流山市	32	30	484	181	37.4
八千代市	24	21	375	112	29.9
我孫子市	61	58	668	220	32.9
鴨川市	31	23	249	59	23.7
鎌ヶ谷市	26	20	321	87	27.1
君津市	37	25	474	105	22.2
富津市	25	19	305	68	22.3
浦安市	29	27	334	102	30.5
四街道市	32	26	349	116	33.2
袖ヶ浦市	29	27	413	132	32.0
八街市	32	20	326	66	20.2
印西市	37	34	429	115	26.8
白井市	47	43	564	191	33.9
富里市	39	34	430	123	28.6
南房総市	29	14	364	46	12.6
匝瑳市	31	22	394	83	21.1
香取市	52	22	406	93	22.9
山武市	30	28	381	98	25.7
いすみ市	21	13	219	37	16.9
大網白里市	20	16	230	65	28.3
酒々井町	16	14	196	49	25.0
栄町	27	22	255	69	27.1
神崎町	11	7	92	27	29.3
多古町	21	16	245	42	17.1
東庄町	23	20	243	67	27.6
九十九里町	10	9	134	31	23.1
芝山町	22	14	217	35	16.1
横芝光町	19	16	260	47	18.1
一宮町	11	9	157	29	18.5
睦沢町	12	10	171	31	18.1
長生村	22	16	266	60	22.6
白子町	7	4	55	13	23.6
長柄町	11	9	110	26	23.6
長南町	21	19	240	43	17.9
大多喜町	20	16	159	40	25.2
御宿町	14	10	146	31	21.2
鋸南町	8	7	71	16	22.5
	1,686	1,406	21,217	5,707	26.9

資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
 ※出典資料公表後に一部市町村の数値について修正があったため、出典資料と異なる場合があります。
 ※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

審議会等における女性委員の登用状況

- ① 女性比率30%以上 8市町
- ② 女性比率20%~30%未満 36市町村
- ③ 女性比率10%~20%未満 10市町



※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

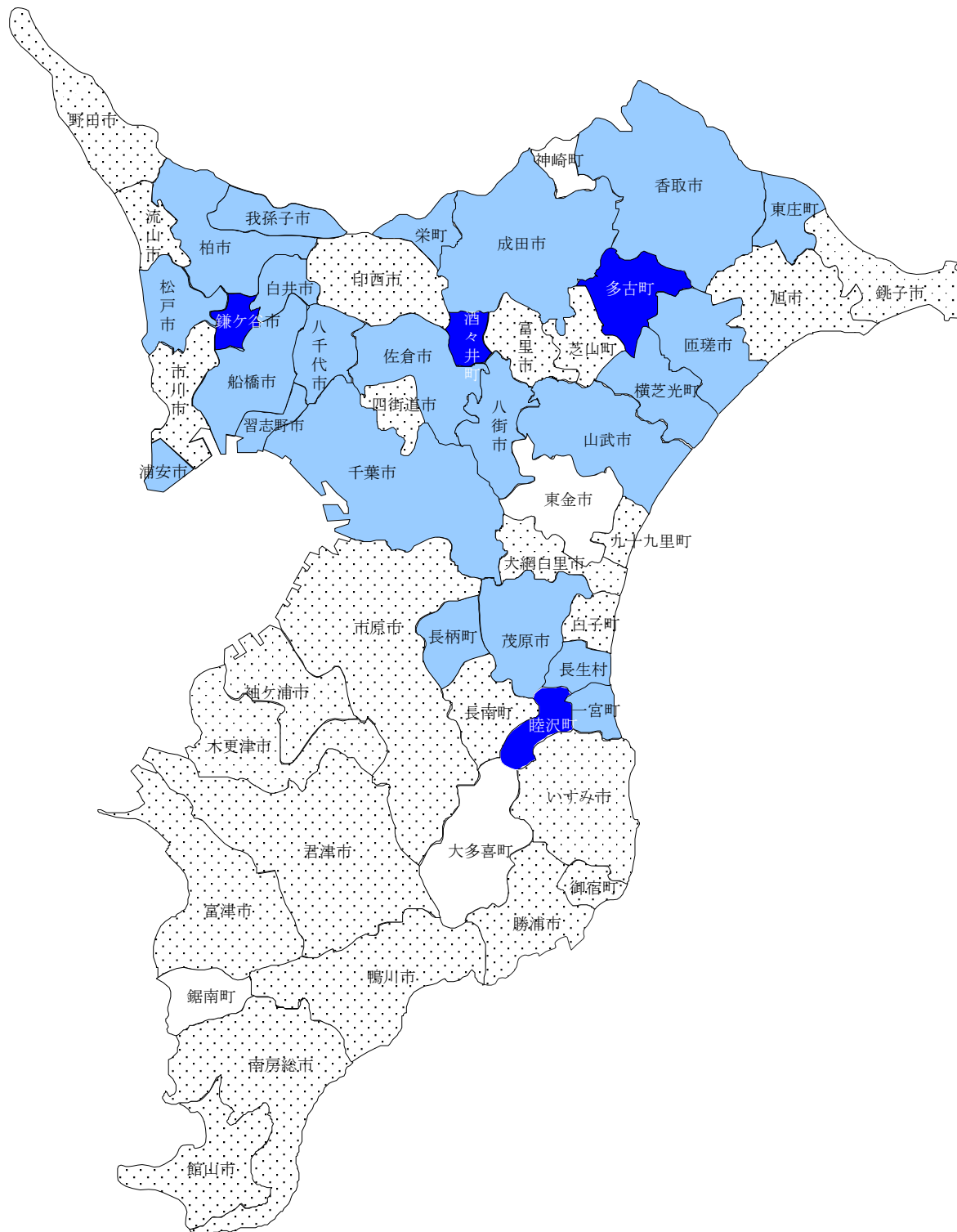
(6) 市町村職員における女性管理職の登用状況

市町村名	管理職の在職状況					
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率(%)	うち一般行政職		
				管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
千葉市	454	55	12.1	339	37	10.9
銚子市	27	1	3.7	21	1	4.8
市川市	186	18	9.7	168	17	10.1
船橋市	180	19	10.6	126	17	13.5
館山市	34	3	8.8	33	2	6.1
木更津市	117	9	7.7	92	8	8.7
松戸市	334	58	17.4	166	23	13.9
野田市	93	7	7.5	81	7	8.6
茂原市	61	7	11.5	61	7	11.5
成田市	92	14	15.2	66	10	15.2
佐倉市	87	15	17.2	77	15	19.5
東金市	47	0	0.0	40	0	0.0
旭市	29	1	3.4	23	1	4.3
習志野市	203	37	18.2	129	25	19.4
柏市	245	38	15.5	119	22	18.5
勝浦市	17	1	5.9	15	1	6.7
市原市	160	13	8.1	132	11	8.3
流山市	79	7	8.9	65	4	6.2
八千代市	120	20	16.7	66	4	6.1
我孫子市	94	15	16.0	78	14	17.9
鴨川市	34	1	2.9	29	1	3.4
鎌ヶ谷市	90	22	24.4	64	12	18.8
君津市	92	8	8.7	75	8	10.7
富津市	54	4	7.4	38	3	7.9
浦安市	121	16	13.2	107	16	15.0
四街道市	72	1	1.4	56	1	1.8
袖ヶ浦市	63	5	7.9	53	5	9.4
八街市	43	6	14.0	38	5	13.2
印西市	59	5	8.5	54	5	9.3
白井市	42	5	11.9	39	5	12.8
富里市	42	2	4.8	27	1	3.7
南房総市	39	3	7.7	36	2	5.6
匝瑳市	30	5	16.7	24	3	12.5
香取市	44	5	11.4	38	4	10.5
山武市	49	6	12.2	46	5	10.9
いすみ市	21	1	4.8	20	1	5.0
大網白里市	46	3	6.5	24	1	4.2
酒々井町	30	8	26.7	24	6	25.0
栄町	28	4	14.3	22	3	13.6
神崎町	8	0	0.0	8	0	0.0
多古町	38	10	26.3	16	2	12.5
東庄町	10	1	10.0	9	1	11.1
九十九里町	13	1	7.7	13	1	7.7
芝山町	15	1	6.7	15	1	6.7
横芝光町	25	3	12.0	19	1	5.3
一宮町	17	2	11.8	16	2	12.5
睦沢町	10	2	20.0	10	2	20.0
長生村	14	2	14.3	14	2	14.3
白子町	19	1	5.3	17	1	5.9
長柄町	10	1	10.0	10	1	10.0
長南町	17	1	5.9	15	1	6.7
大多喜町	14	0	0.0	12	0	0.0
御宿町	12	1	8.3	10	1	10.0
鋸南町	8	0	0.0	7	0	0.0
	3,888	474	12.2	2,902	329	11.3

資料出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
 ※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

市町村職員における女性管理職の登用状況

- ① 女性比率20%以上 4市町
- ② 女性比率10%~20%未満 22市町村
- ③ 女性比率1%~10%未満 24市町
- ④ 女性管理職なし 4市町



※調査時点は原則として令和3年4月1日現在ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

第4次 千葉県男女共同参画 計画の概要

第2部

1 計画策定の趣旨

第3次千葉県男女共同参画計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少していく中で、地域社会の活性化を図るためには、男女がともに活躍できる環境づくりがますます重要となるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした中、男女がともに働きやすく、子育てなどがしやすい環境づくりに向けて、子育て・介護への支援やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進等に、より重点的に取り組む必要があります。また、深刻化するDV・児童虐待等の根絶と被害者への支援や、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策など、昨今の社会状況を踏まえた取組を一層進めていく必要があります。

本県では、こうした社会環境の変化や課題に対応するため、第4次千葉県男女共同参画計画を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。（該当部分：第2章及び第3章の基本的な課題1～3・7・8、第4章）

(2) 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」や県の関連諸計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

- 基本計画：令和7年度までの10年間
- 事業計画：平成28年度から令和2年度までの5年間

誰もが光り輝く元気な千葉県を目指して

元気で活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

男女がともに認め合い、支え合うパートナーとして、いきいきと活躍できる男女共同参画社会は、誰もが大切にされる社会、そして活力ある社会です。

県では、そうした社会の実現に向け、県民の皆様、団体や企業の方々、市町村などと力を合わせ、取り組んでいきます。

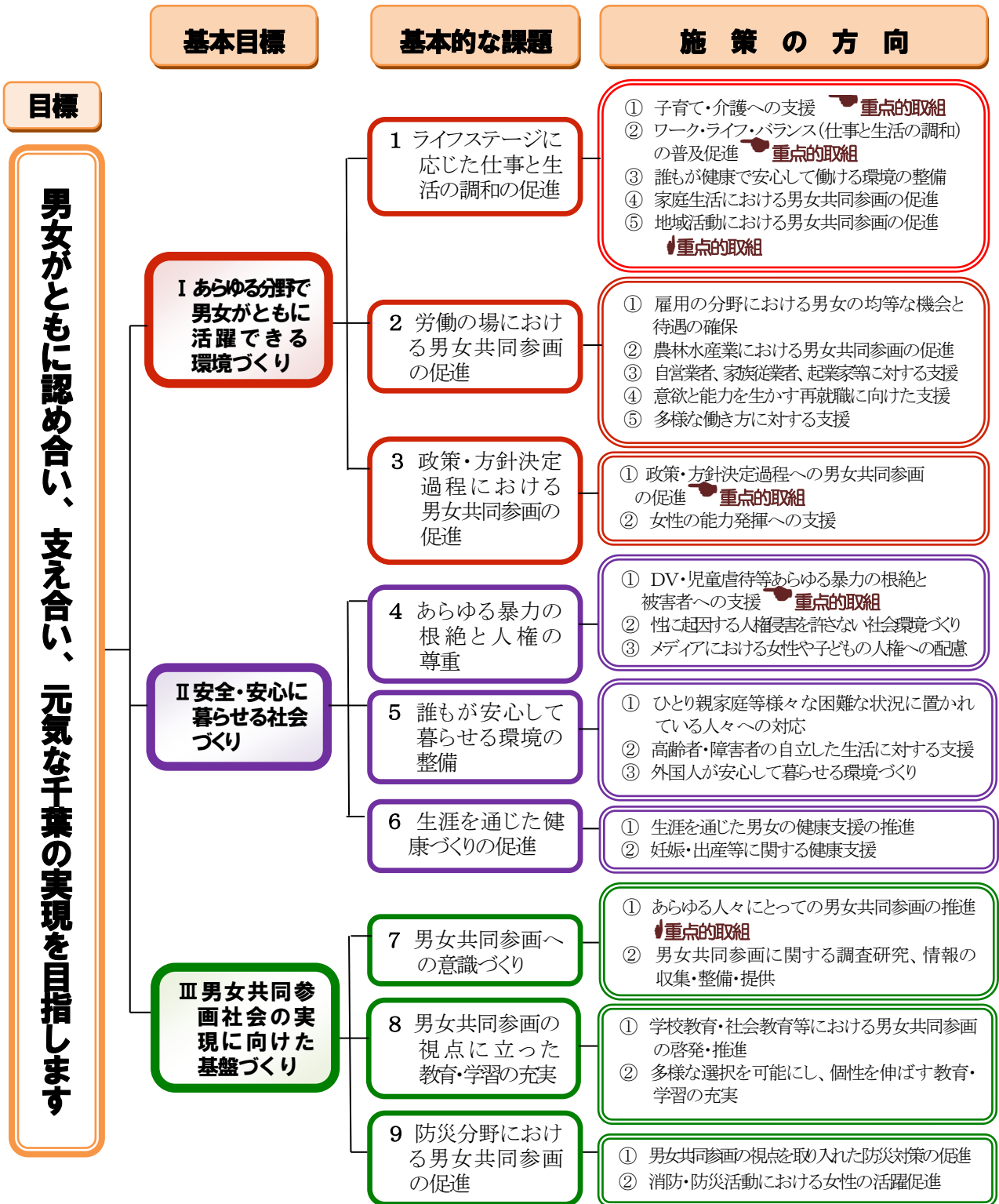
みんなで「誰もが光り輝く元気な千葉県」をつくっていきましょう。

計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）



重点的取組

(1) 子育て・介護への支援

家庭において子育て・介護を行う家族の支え合いを補い、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、支援を行う体制の整備に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

仕事と生活の両立がしやすい環境づくりに向けた意識啓発等に取り組みます。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域の活性化を図ります。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等における女性委員の積極的登用など、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

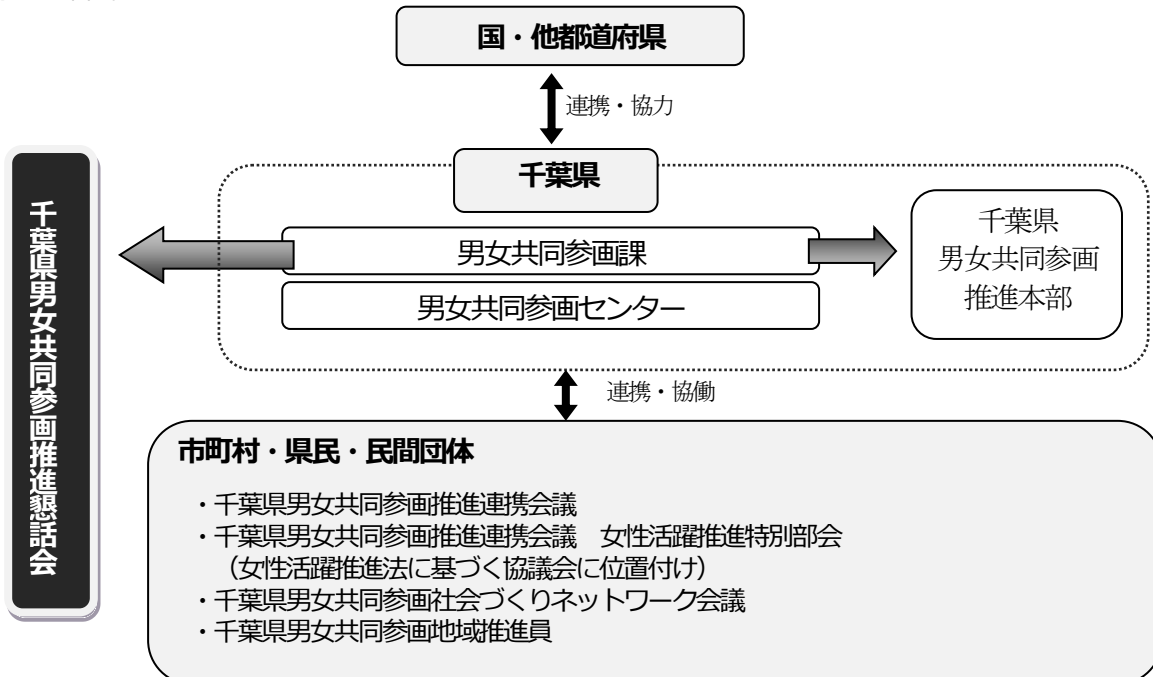
(5) DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

DVや児童虐待等、あらゆる暴力の根絶を図るための広報啓発に努めるとともに、被害者支援に関わる関係機関の連携を強化し、支援の充実を図ります。

(6) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画が、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって必要だということを理解してもらうため、積極的に広報啓発活動を推進します。

推進体制



第4次

千葉県男女共同参画計画に 係る事業の実績

第4次千葉県男女共同参画計画 施策進行管理票

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
【基本目標 I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり】 基本的な課題1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進 施策の方向① 子育て・介護への支援						
1	○	保育所施設整備の助成 【子育て支援課】	16市63か所に対し助成予定	・17市57か所に対し助成した。	1,410,000	623,626
2	○	認定こども園施設整備の助成 【子育て支援課】	12市21か所に対し助成予定	・12市町村16か所に対し助成した。	2,063,000	991,519
3	○	放課後児童クラブへの助成 【子育て支援課】	54市町村1,549か所に対し助成予定	・54市町村1,556か所に対し補助した。	2,286,000	2,482,649
4	○	病児保育事業への助成 【子育て支援課】	37市町225か所に対し助成予定	・37市町村252か所に対し補助した。	466,000	465,945
5	○	幼稚園・小学校の教員、保育士等による研究協議等の実施 【(教)学習指導課】	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、1月末に幼稚園教育課程研究協議会を実施する予定である。幼児教育の諸課題について協議したり、講義を聞いたりする予定となっている。	・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、集合型での協議会は実施しなかった。第1回は中止とし、第2回幼稚園教育課程研究協議会では、オンデマンドによる動画配信と資料提供を実施した。内容は、「幼児期における運動習慣の基礎づくり」となっており、体育課と連携して千葉大学の准教授に講師を依頼して実施した。	0	0
6	○	幼稚園における預かり保育の推進 【学事課】	幼稚園の教育時間の前後や休業期間中(土日祝日・長期休業)に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する学校法人立等幼稚園に対し人件費を補助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進を図る。	・通常日預かり保育に対する人件費の補助 【238園/259,613千円】 ・長期休業日預かり保育に対する補助 【202園/47,405千円】 ・土日祝日預かり保育に対する補助 【75園/17,731千円】 合計239園に対し324,749千円を交付した。	385,000	324,749
7	○	放課後等デイサービス事業の充実 【障害福祉事業課】	新規事業所の指定を行う。事業所に対して、必要に応じて管理・運営の適性化のため指導を行い、提供されるサービスの充実を目指す。	・新規事業所は増加しており、事業所に対して、必要に応じて管理・運営に対し、指導を行い、サービス内容の自己評価や保護者による評価などを事業所において公表し、サービスの充実を図った。	0	0
8	○	障害児短期入所の充実 【障害福祉事業課】	強度行動障害者(児)や重症心身障害者(児)を受け入れた短期入所事業所に対し報酬の加算を行う。	・強度行動障害者(児)や重症心身障害者(児)を受け入れた短期入所事業所に対し報酬の加算を行った。	3,000	1,751
9	○	「ちばMy Style Diary」事業 【子育て支援課】	結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援として、県や市町村からの支援情報の提供や、健康・育児に関する相談受付などを行うスマートフォン用アプリを配信する。	○アプリダウンロード者数 24,496人(令和3年3月19日時点)	17,684	17,416
10	○	子どもの医療費助成の実施 【児童家庭課】	子どもの保健施策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 【助成対象】 入院 中学校3年生まで 通院 小学校3年生まで 【自己負担】 入院1日、通院1回につき300円 【所得制限】 児童手当に準拠 【支給方法】 現物給付	給付実績 ・延べ件数 4,982,564件 ・延べ日数 6,614,733件 (県基準)入院:中学校3年生まで、通院:小学校3年生まで ・所得制限 児童手当に準拠	6,700,000	4,320,608
11	○	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及 【高齢者福祉課】	介護を必要とする高齢者の在宅生活を支えるため、日中と夜間を通じて介護と看護の両方のサービスを受けることができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスの普及を図る。 ・「市町村が実施する施設整備事業」又は「民間事業者が実施する施設整備事業」に対し市町村が補助する事業」に対して市町村に交付する。 ・開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制整備等を支援するため、施設開設の6か月前の準備に必要な人件費等の経費について、市町村が自ら運営する施設のために充当又は民間事業者に補助する事業に対して市町村に交付する。	・民間事業者が新たに施設を開設した3市3施設に対する市の開設準備経費補助に対して交付金を交付した。(41,797千円)	400,285	41,797
12	○	特別養護老人ホーム等の施設整備 【高齢者福祉課】	社会福祉法人及び市町村が整備する定員30名以上の広域型特別養護老人ホーム等に対して補助を行う。	・社会福祉法人が整備する特別養護老人ホーム8市10施設760床の整備に対して補助を行った。(3,199,500千円) ・R3年度に完成する特別養護老人ホーム8市8施設600床の整備に対して概算払を行った。(270,000千円)	3,847,500	3,469,500
13	○	福祉・介護人材の確保と定着促進 【健康福祉指導課】	介護人材の確保・定着を図るため、新規就業の促進、介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護人材のすそ野の拡大に向けた研修、千葉県留学生受入プログラムによる外国人介護人材の就業促進、千葉県外国人介護人材支援センターの運営など、総合的な取組を実施する。	・介護人材の確保・定着を図るため、新規就業の促進、介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護人材のすそ野の拡大に向けた研修、千葉県留学生受入プログラムによる外国人介護人材の就業促進、千葉県外国人介護人材支援センターの運営など、総合的な取組を実施した。	435,632	224,914

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
施策の方向② ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進						
14	○	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰 【男女共同参画課】	女性の雇用・職域拡大や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を公募により募集し、表彰を行う。 また、受賞事業所については、千葉県男女共同参画推進連携会議 産業部会において、取組の発表等を行い、県のホームページに掲載するなど幅広く周知する。	令和2年度は、6事業所より応募があり、審査の結果、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が千葉県知事賞、有限会社潤井戸タクシー、株式会社常磐植物化学研究所、SOSA株式会社が奨励賞を受賞した。	47	35
15	○	普及セミナーの開催 (平成29年度より「ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催」) 【雇用労働課】	—	平成28年度に事業廃止	—	—
16	○	両立支援アドバイザーの企業派遣 (平成29年度より「働き方改革アドバイザーの養成及び派遣」) 【雇用労働課】	働き方改革への取り組みを希望する企業に対して、働き方改革アドバイザーを派遣し、業務改善等のアドバイスを行う。 併せて、働き方改革アドバイザー派遣事業の活用を促すことを兼ねて、働き方の見直しに関心のある企業等を対象としたセミナー・シンポジウムを計4回開催する。 また、テレワークの導入支援も実施する。	働き方改革に取り組む県内中小企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けセミナー等を開催するほか、テレワークの導入支援などにより、企業の働き方改革の取組を支援した。 ○アドバイザー派遣:25社(延べ88回) ○企業向け働き方改革セミナー 専門家によるオンラインセミナーを3回開催した。 ○ちば「働き方改革」公労使シンポジウム 働き方改革に関する有識者による基調講演、千葉労働局による講演を内容とするオンラインシンポジウムを1回開催した。 ○テレワークの専門家派遣:15社(延べ37回)	19,700	23,911
17	○	“社員いきいき！元氣な会社”宣言企業の募集・公表 【雇用労働課】	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元氣な会社”宣言企業として広く紹介する。	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元氣な会社”宣言企業として広く紹介した。 ○令和2年度宣言企業23社公表 延べ908社公表	200	0
18	○	両立支援制度に関する周知広報 【雇用労働課】	企業の人事労務担当者等を対象とした働き方改革に関するセミナー等の中で、両立支援に関する制度や助成金を周知する。	企業の人事労務担当者等を対象とした働き方改革に関するセミナーの中で、両立支援に関する制度や助成金を周知した。	0	0
19	○	県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備 【総務課】 【(教)教育総務課】 【(教)教職員課】 【(警)警務課】	【(教)教育総務課】「千葉県教育委員会職員育児・看護のための両立支援ハンドブック」の掲載内容について見直しを行うとともに、庁内ホームページや所属への通知等を通じて、更なる制度の周知及び啓発に努めていく。 【総務課】・「千葉県職員育児・看護のための両立支援ハンドブック」や新規採用職員研修、育児休業取得者セミナー等により、更なる制度の周知及び啓発に努めていく。 【警務課】引き続き、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備に努める。	【(教)教育総務課】 ・「千葉県教育委員会職員育児・看護のための両立支援ハンドブック」や通知により、制度の周知及び啓発に努めた。 【総務課】 ・「千葉県職員育児・看護のための両立支援ハンドブック」や新規採用職員研修、育児休業取得者セミナー等により、更なる制度の周知及び啓発に努めた。 【警務課】 ・男性の家庭参画推進が、女性の活躍推進、組織全体のワークライフバランスの推進につながることから、職員の理解を深めるため、外部有識者に男性育児等に関する記事の執筆を依頼し、部内機関誌に掲載した。	【(教)教育総務課】 0 【総務課】 177 【警務課】 369	【(教)教育総務課】 0 【総務課】 0 【警務課】 99
施策の方向③ 誰もが健康で安心して働ける環境の整備						
20		労働安全衛生に係る意識高揚の促進 【雇用労働課】	全国労働衛生週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼する。千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して活動する。	全国労働衛生週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼した。千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して活動した。	100	100
21		働く人のメンタルヘルス特別相談の実施 【雇用労働課】	労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応する。	労働者のメンタルヘルスに関する相談16件に対応した。	施策コード33の 予算に含む	施策コード33の 決算に含む
22		ワークルール講座の開催 【雇用労働課】	安心して長く働き続けられるためには、実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を身につけることが大切であることから、若者を対象に、労働法の基礎等ワークルールを学ぶ機会を提供する。	県内高等学校3年生全員に、労働法に関する若者向けパンフレットを配付した。 ※新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、例年実施しているワークルール講座は開催せず、パンフレット配付に変更。	442	462
施策の方向④ 家庭生活における男女共同参画の促進						
23		子育て支援講座、親子講座の開催 【(教)生涯学習課】	4講座実施予定。 ・子育て広場「すくすく」14回 ・子育て講演会1回 ・おはなし夢空間6回 ・親子ものづくり教室1回	5講座2回実施(中止20回) ・子育て講演会はオンラインに形式変更して実施した。 ・親子ものづくり教室は、七宝焼きを体験した。 ※子育て広場「すくすく」とおはなし夢空間は、新型コロナウイルス感染症の状況から中止とした。	87	60

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
24		男女共同参画センターにおける学習・研修の実施 【男女共同参画課】	男女共同参画の意識啓発のためのシンポジウム、自己啓発(スキルアップ)講座及び関係機関と連携した専門的講座を開催し、男女共同参画についての啓発と県民の交流を図る。 ○男女共同参画シンポジウム&ネットワーク会議 ○関係機関と連携した男女共同参画に関する専門講座 ・大学等との連携講座 ・地域団体等との連携講座 ○女性リーダー養成講座	【男女共同参画シンポジウム&ネットワーク会議】講演会として、田中 洋子先生による「ドイツにおける働き方の柔軟化と女性のキャリア形成」と、ネットワーク会議を行った。 【関係機関との連携講座】 ・大学等との連携 千葉商科大学と連携し、女性の起業をテーマとした、上田 将史先生、石井 孝昌先生によるオンライン講座を計2回実施した。 千葉県立保健医療大学と連携し、新型コロナウイルス感染症流行下でも元気に過ごすため、島田美恵子教授による健康をテーマとしたオンライン講座を実施した。 ・地域団体との連携 日本政策金融公庫と連携し、女性の起業をテーマとした計2回の連続講座を実施した。 千葉県医師会と連携して、新型コロナウイルスの影響により増加した「名もなき家事」について焦点を当てたオンライン講座を実施した。 【女性リーダー養成講座】 地域活動の場などにおいて、リーダーとして活躍する人材育成を目的とし、「女性が働くこと」をテーマに、それぞれの女性の目標に合わせて、就労・就農・起業とジャンルを分けて講座を行った。(就農・起業計2回) ※就労支援講座については、広報まで行ったものの、緊急事態宣言の発令により年度内の開催を見送ることとした。	施策コード169の 予算に含む	施策コード169の 決算に含む

施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の促進

25	○	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 【男女共同参画課】	各市町村で活躍する地域推進員を増やす。 ・地域推進員設置市町村数:44市町村 62名(R2.4.1現在) ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度	県内6地域で推進員の企画による講演会、出前講座等を実施した。(8事業、参加者数229名)	2,619	21(男女課分) 759(センター分)
26	○	ちば県民活動PR月間(11/23~12/23)の実施 【県民生活・文化課】	多くの県民にNPOやボランティアのことを知っていただくため、「ちば県民活動PR月間(11/23~12/23)」を設けて、市町村やNPOと連携・協力し、普及啓発活動を県内各地域で集中的に展開する。	「ちば県民活動PR月間」を設け、賛同行事を募集するとともに、賛同行事12件に対し、グッズ提供による広報支援を行った。	0	0
27	○	ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発 【県民生活・文化課】	県内のNPO・ボランティア団体の運営や活動を進めるうえで必要な情報を収集し、提供するとともに、県民が自主的な地域貢献活動に参加しやすくなるため、NPOやボランティアに関する情報を「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」やメールマガジンにより配信する。	○アクセス件数 県ホームページ(「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」関連ページ)ページビュー数:544,272件 ○情報発信件数 ・民間団体等からの助成情報:108件 ・千葉県が募集しているボランティア情報:22件	0	0
28	○	地域づくり情報広場における情報提供 【政策企画課】	インターネットを通じて、各地域で活動している地域づくり団体の特色ある取組を中心に地域活動等の情報提供を行う。	地域づくり情報広場に、特色ある地域活動団体を276団体掲載した。 また、本サイトへの令和2年度のアクセス件数は、98,680件となった。	0	0
29	○	高齢者等の地域活動への参画支援 【高齢者福祉課】	千葉県生涯大学校において、 ○地域活動につながる学習内容とする。 ○指定管理者と県で管理運営について連携を図る。 ○指定管理者、市町村と連絡会議を開催し、情報共有を図る。 ○各学園にコーディネーターを配置し、卒業生の地域活動の参加を支援する。 ○各学園で卒業生団体を組織化するよう努める。	新型コロナウイルス感染症拡大により1年間休校となった。	280,000	261,182
30	○	観光人材の育成支援 【観光企画課】	観光人材の育成に関し、あり方やその方法などについて、検討する。	・事業実施なし	0	0

基本的な課題2 労働の場における男女共同参画の促進

施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

31		女性の活躍推進セミナー等の開催 【雇用労働課】	企業の人事労務担当者や一般県民を対象に実施する、「労働大学講座」の科目として、女性の活躍推進に資するような内容の講座を扱う。	「労働大学講座」において、女性活躍推進を含む働き方改革のオンライン講座を実施した。 当日配信:60名視聴 オンデマンド配信:360回再生(前・後編の合計)	87 (講座1回分)	56 (講座1回分)
32		男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰 【男女共同参画課】 (再掲)	女性の登用・職域拡大や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を公募により募集し、表彰を行う。 また、受賞事業所については、千葉県男女共同参画推進連携会議 産業部会において、取組の発表等を行い、県のホームページに掲載するなど幅広く周知する。	令和2年度は、6事業所より応募があり、審査の結果、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が千葉県知事賞、有限会社潤井戸タクシー、株式会社常盤植物化学研究所、SOSA株式会社が奨励賞を受賞した。	47 (再掲)	35 (再掲)
33		労働相談の実施 【雇用労働課】	専門の相談員が労働問題全般について、労働問題解決に向け具体的なアドバイスを行う。	労働相談実績 ○一般労働相談(2,164件) ○特別労働相談(50件) ・弁護士による特別労働相談(34件) ・働く人のメンタルヘルス相談(16件)	10,887	10,208
34		“社員いきいき！元氣な会社”宣言企業の募集と公表 【雇用労働課】 (再掲)	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元氣な会社”宣言企業として広く紹介する。	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元氣な会社”宣言企業として広く紹介した。 ○令和2年度宣言企業23社公表 延べ908社公表	200 (再掲)	0 (再掲)

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
35		事例発表会(セミナー)の開催 【雇用労働課】	働き方改革について普及啓発を図るため、働き方の見直しに関心のある企業等を対象としたセミナー・シンポジウムを開催する。	働き方改革について普及啓発を図るため、県内中小企業等を対象としたセミナーを開催した。 ○企業向け働き方改革セミナー ○専門家によるオンラインセミナーを3回開催した。 ○ちば「働き方改革」公労使シンポジウム 働き方改革に関する有識者による基調講演、千葉労働局による講演を内容とするオンラインシンポジウムを1回開催した。	施策コード 16の予算に含む	施策コード 16の決算に含む
施策の方向② 農林水産業における男女共同参画の促進						
36		農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 【担い手支援課】	農業・畜産業・林業・水産業の各分野の女性団体が連携して農林水産業での男女共同参画を推進するため、各団体と関係機関で構成されるネットワーク組織「千葉県農山漁村女性団体ネットワーク」における、リーダー会議や研修会の開催などの活動を支援する。	千葉県農山漁村女性団体ネットワークの幹事会であるリーダー会議を2回開催し、団体の活動方針等を協議した。新型コロナウイルスの影響により、1回目の5月は書面開催とし、2回目の12月は集合で開催した。 男女共同参画啓発のために例年開催している「千葉県農山漁村いきいき研修会」は新型コロナウイルスの影響のため開催見送りとなり、令和3年度に同じ内容で開催することとなった。 また、農業委員の改選を控えている市町村に対し、女性登用要望書を提出した。	240	9
37		農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営 【担い手支援課】	農山漁村の男女共同参画の推進母体である農山漁村男女共同参画地区推進会議は、県、市町村、関係団体等により構成され、事務局として農業事務所が運営に当たっている。農業事務所は、地区ごとの実情に合わせて男女共同参画の推進に関する関係機関・団体等との連携活動や研修会等を実施する。	県内10農業事務所において、農山漁村男女共同参画地区推進会議やセミナーを開催した。 地区推進会議では、地区の実情に合わせて、農業・畜産業・林業・水産業の代表者が参加し、合意形成を図った。 男女共同参画を推進するための地区セミナーでは、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、女性の経営参画及び社会参画推進等の意識向上を図った。 令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため、集合で会議やセミナー、視察を開催することが難しく、書面決議や資料配布等でも対応した。	450	96
38		農山漁村の女性リーダー等の活動支援 【担い手支援課】	千葉県の女性農業者を代表する組織として設立された県域女性農業者組織の活動支援を行う。 また、農山漁村における男女共同参画推進のリーダーである農山漁村いきいきアドバイザーをはじめとした地域リーダー等の活動の支援を行う。	女性農業者の経営参画及び社会参画を促進するため、県域女性農業者組織である「ちば県女性農業者ネットワーク」と共催で研修会を開催し、女性農業者が新たな活躍の場を創出・拡大している事例を紹介した。研修会は新型コロナウイルス対策としてオンライン開催とした。	440	183
39		パートナーシップ型農業経営体の育成 【担い手支援課】	作業効率化や就業条件整備等の農業労働改善をめざす研修会、6次産業化につながる起業活動についての研修会等を実施し、パートナーシップ型農業経営体の育成を目指す。	女性農業者の経営参画促進のための研修会、起業家や起業志向者を対象とした技術向上研修会、労働生産性向上のための作業環境等に関する研修会を県域及び各地区で開催し、パートナーシップ型農業経営体の育成を図った。 新型コロナウイルスの影響のため、県域研修会はオンラインにて開催した。各地区では開催自体の中止や視察研修会の中止を余儀なくされるケースもあったが、オンライン研修会や資料配布等でも対応した。	1,370	493
40		次世代女性農業者育成のための研修会の開催 【担い手支援課】	若手女性農業者の資質向上研修、交流会等を開催し、県内若手女性農業者の掘り起こしと主体的な経営参画の推進を図る。	若手女性農業者を育成するための研修会を各地域で開催し、経営参画に必要な知識・技術の習得、交流会の開催による情報交換等の支援を行った。 新型コロナウイルスの影響のため、開催自体の中止や視察研修会の中止を余儀なくされるケースもあったが、オンライン研修会や資料配布等でも対応した。	900	169
41		林業関係女性活動グループの支援 【森林課】	林業女性グループによる、地域活動・生産活動等を支援する。(林業普及指導事業の一部)	林業女性グループによる、地域活動・生産活動等を支援した。(林業普及指導事業の一部)	60	20
42		指導的林業者育成支援 【森林課】	林業経営に関して他の模範となるような知識・技術を持ち、林業後継者の指導にも意欲のある女性を指導林業家・林業士として認定する。また、林業技術の普及及び林業経営向上のための支援を行う。(林業普及指導事業の一部)	林業技術の普及及び林業経営向上のための支援を行った。(林業普及指導事業の一部)	160	48
43		女性漁業者の経営参画および地域活動促進に向けた研修会の開催 【水産課】	漁村女性の積極的な漁業経営や地域社会づくりへの参加を促進させて、漁村地域での男女共同参画の推進を図るため、女性漁業者等を対象とした男女共同参画研修会を開催する(年1回)。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	40	0
44		女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 【水産課】	女性の積極的な漁業経営への参画、地域社会活動の活性化を促すため、漁協女性部等、漁村女性の集団活動等で中心的に活動し、漁村女性の育成指導に取り組んでいる女性漁業士に対して、資質向上を目的として女性漁業士交流会への参加支援(年1回)を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	111	0
施策の方向③ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援						
45		中小企業者及び起業家に対する経営相談の実施 【経営支援課】	チャレンジ企業支援センターにおいて、公認会計士、中小企業診断士等の専門家及び職員による指導、助言を行う窓口相談を実施する。	チャレンジ企業支援センターにおいて、公認会計士、中小企業診断士等の専門家及び職員による指導、助言を行う窓口相談(4,361件)を実施した。	4,320	10,627

事業番号	重点	事業名【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額(千円)	決算額(千円)
46		中小企業者及び起業家に対する融資【経営支援課】	中小企業の資金繰り支援及び起業・創業の活性化のため、金融機関、信用保証協会及び商工団体等と連携し、長期かつ固定金利で融資を行う。	新型コロナウイルス感染症対応特別資金の新設により資金需要が増加した。融資実績は、52,866件(前年比228.4%)、897,525百万円(前年比364.5%)であった。	190,000,000	330,000,000
47		中小企業者及び起業家に対する創業、経営革新、事業継続計画及び事業承継セミナーの開催【経営支援課】	チャレンジ企業支援センターにおいて、中小企業者が抱える経営上の課題等の解決のためのセミナーを開催する。	チャレンジ企業支援センターにおいて、中小企業者が抱える経営上の課題等の解決のためのセミナーを6回開催した。	1,229	1,408
48		起業機運の向上、起業家の支援【経営支援課】	「起業・創業」及び起業の一手法としての「事業承継」の機運醸成・啓発から、優秀な起業家及び事業後継者の発掘、起業及び事業承継を実現するためのビジネスプランのブラッシュアップまで、一貫した支援を継続的に行うことにより、県内での起業及び円滑な事業承継を促進する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの開催等手法を一部変更し実施した。	16,000	16,000
49		市町村等における創業支援の取組への助成【経営支援課】	なし	(平成28年度に事業廃止)	—	—

施策の方向④ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

50		「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援【雇用労働課】	主に中高年や子育て中の女性の再就職の促進及び就職後の定着を図るため、就労個別相談、再就職支援セミナーを実施する。また、主に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、女性チャレンジ応援事業として、個人のニーズに応じた再就職支援プログラムを実施する。	主に中高年や子育て中の女性を対象とし、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地でも市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援を実施した。また、女性チャレンジ応援事業として、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラムを実施した。年間利用者数：10,512名	57,924	57,922
51		女性の再就職支援に係る関連情報の提供【雇用労働課】	再就職支援のため「働きたい女性のための応援サイト」での情報発信を実施する。	サイトの内容を充実させるため、一部見直しを行い、情報発信を行った。	0	0
52		離職者等を対象とした職業訓練【産業人材課】	離職者等を対象とした職業訓練コース約230コース 定員4,530人	離職者等を対象とした職業訓練コース・206コース3,080人受講	1,399,172	689,977

施策の方向⑤ 多様な働き方に対する支援

53		内職求人情報の提供【雇用労働課】	事業所からの内職求人情報のWebページ掲載申込みを受けて、情報を掲載するとともに電話等の問い合わせに対し情報を提供する。	事業所からの内職求人情報のWebページ掲載申込みを受けて、情報を掲載するとともに電話等の問い合わせに対し情報を提供した。 ○令和2年度新規掲載3件 ○令和2年度電話等対応289件	0	0
54		「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援【雇用労働課】(再掲)	主に中高年や子育て中の女性の再就職の促進及び就職後の定着を図るため、就労個別相談、再就職支援セミナーを実施する。また、主に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、女性チャレンジ応援事業として、個人のニーズに応じた再就職支援プログラムを実施する。	主に中高年や子育て中の女性を対象とし、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地でも市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援を実施した。また、女性チャレンジ応援事業として、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラムを実施した。年間利用者数：10,512名	5,7924 (再掲)	57,922 (再掲)
55		関連情報の提供【雇用労働課】	再就職支援のため「シニア高齢者>のための就労支援サイト」での情報発信を実施する。	サイトの内容を充実させるため、一部見直しを行い、情報発信を行った。	0	0

基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進 施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

56	○	県が設置する審議会等への女性登用促進【男女共同参画課】	・改選3か月前を目途に、女性委員登用のたを促すための事前協議を早期に実施するよう、事務連絡を送付し、併せて女性人材リストの活用を働きかけた。 ・女性委員の登用状況及び女性登用率の低い理由を県ホームページで公表した。	・4月当初に女性登用促進通知を関係各課に送付した。事前協議の際は、女性が会議に参加することの大切さや、千葉県の政策方針決定への女性委員登用率が低い現状をお伝えし、女性委員登用の働きかけを促すとともに、女性人材リストの活用を働きかけた。また、今後女性委員をどのように増やしていくか、協議様式に具体的な計画を立てていただいた。 ・女性委員の登用状況及び女性登用率の低い理由を県ホームページで公表した。	0	0
----	---	-----------------------------	--	---	---	---

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
57	○	県の女性人材リストの充実 【男女共同参画課】	・政策・方針決定の場への女性委員の登用促進を図るため、県の附属機関審議委員の改選時及び市町村担当者会議で、千葉県女性人材リストの活用を働きかける。 ・女性人材リストの充実を図るため、県の審議委員の改選時、千葉県推進本部幹事会及び市町村に対し、女性委員の女性人材リスト登録のための情報提供を依頼するとともに、新たな女性人材の登録に努める。 ・千葉県女性人材リストの登録者向けに最新の情報となるよう更新作業を行う。	・政策・方針決定の場への女性委員の登用促進を図るため、県の審議委員改選時に千葉県女性人材リストの活用を働きかけた。 ・女性人材リストの充実を図るため、市町村及び関係各課に紹介していただいた女性に女性人材リストへの登録依頼をし、新たな女性人材の登録に努めた。 ・千葉県女性人材リストの登録者向けに最新の情報となるよう更新作業を行った。	0	0
58	○	女性職員の登用推進 【総務課、関係各課】	引き続き、職員意向調査等により、職員の個人的な事情を把握しうえて、任用や人事配置を図り、女性職員がやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを推進する。	・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「千葉県女性職員活躍推進プラン」を平成28年4月に策定し、管理職及び役付職員に占める女性割合について数値目標を定め、女性職員の積極的な登用を進めた結果、目標を達成した。 ・第2期プラン(令和3年度～)では、新たな数値目標を設定し、引き続き女性職員の積極的な登用に努めていくこととした。 ・令和3年4月の定期人事異動においても、女性職員についての職域拡大を進め、組織の中核となるポストへの配置も行った。	0	0
59	○	女性警察職員の登用推進 【(警)警務課】	引き続き、女性職員の昇任意欲の醸成を図る。	・新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年度の集合教養は中止した。	125	0
60	○	女性教職員の登用推進 【(教)教育総務課】 【(教)教職員課】	県の施策を積極的に展開するため、職員の意欲・能力等を十分考慮に入れた適材適所の配置を基本に、男女区別のない登用を促進する。また、研修による意識改革や人材開発に引き続き努めるとともに、管理職候補となる主幹教諭を含めた主任層への女性職員の積極的な登用について、校長会議等を通じて伝えていく。	校長・副校長・教頭の女性登用数は、平成30年度470名、令和元年度534名、令和2年度559名と毎年増加してきている。令和2年度の割合は20.3%で前年比1.2ポイント増となり、全国平均19.7%を0.6ポイント上回っている。 令和2年度に主幹教諭として配置した女性職員は72名で、前年度より1名の減少となっている。引き続き、主幹教諭の機能を生かして、組織の活性化につながる取組を進める。	0	0
61	○	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰 【男女共同参画課】 (再掲)	女性の登用・職域拡大や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を公募により募集し、表彰を行う。 また、受賞事業所については、千葉県男女共同参画推進連携会議 産業部会において、取組の発表等を行い、県のホームページに掲載するなど幅広く周知する。	令和2年度は、6事業所より応募があり、審査の結果、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が千葉県知事賞、有限会社潤井戸タクシー、株式会社常磐植物化学研究所、SOSA株式会社が奨励賞を受賞した。	47 (再掲)	35 (再掲)
62	○	女性の活躍推進セミナー等の開催 【雇用労働課】 (再掲)	企業の人事労務担当者や一般県民を対象に実施する、「労働大学講座」の科目として、女性の活躍推進に資するような内容の講座を扱う。	「労働大学講座」において、女性活躍推進を含む働き方改革のオンライン講座を実施した。 当日配信:60名視聴 オンデマンド配信:360回再生(前・後編の合計)	87 (講座1回分) (再掲)	56 (講座1回分) (再掲)
63	○	農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 【担い手支援課】 (再掲)	農業・畜産業・林業・水産業の各分野の女性団体が連携して農林水産業での男女共同参画を推進するため、各団体と関係機関で構成されるネットワーク組織「千葉県農山漁村女性団体ネットワーク」における、リーダー会議や研修会の開催などの活動を支援する。	千葉県農山漁村女性団体ネットワークの幹事会であるリーダー会議を2回開催し、団体の活動方針等を協議した。新型コロナウイルスの影響により、1回目の5月は書面開催とし、2回目の12月は集合にて開催した。 男女共同参画啓発のために例年開催している「千葉県農山漁村いきいき研修会」は新型コロナウイルスの影響のため開催見送りとなり、令和3年度に同じ内容で開催することとなった。 また、農業委員の改選を控えている市町村に対し、女性登用要望書を提出した。	240 (再掲)	9 (再掲)
64	○	農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営 【担い手支援課】 (再掲)	農山漁村の男女共同参画の推進母体である農山漁村男女共同参画地区推進会議は、県、市町村、関係団体等により構成され、事務局として農業事務所が運営に当たっている。農業事務所は、地区ごとの実情に合わせて男女共同参画の推進に関する関係機関・団体等との連携活動や研修会等を実施する。	県内10農業事務所において、農山漁村男女共同参画地区推進会議やセミナーを開催した。地区推進会議では、地区の実情に合わせて、農業・畜産業・林業・水産業の代表者が参加し、合意形成を図った。 男女共同参画を推進するための地区セミナーでは、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、女性の経営参画及び社会参画推進等の意識向上を図った。 令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため、集合で会議やセミナー、視察を開催することが難しく、書面決議や資料配布等でも対応した。	450 (再掲)	96 (再掲)
65	○	農山漁村の女性リーダー等の活動支援 【担い手支援課】 (再掲)	千葉県の女性農業者を代表する組織として設立された県域女性農業者組織の活動支援を行う。 また、農山漁村における男女共同参画推進のリーダーである農山漁村いきいきアドバイザーをはじめとした地域リーダー等の活動の支援を行う。	女性農業者の経営参画及び社会参画を促進するため、県域女性農業者組織である「ちば県女性農業者ネットワーク」と共催で研修会を開催し、女性農業者が新たな活躍の場を創出・拡大している事例を紹介した。研修会は新型コロナウイルス対策としてオンライン開催とした。	440 (再掲)	183 (再掲)
66	○	農業協同組合の女性役員の登用促進 【団体指導課】	女性農業者は地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っており、女性の声を事業運営に反映できるよう、政策・方針の決定過程への女性の参画を一層拡大する必要がある。農業協同組合における女性役員の更なる登用拡大を目指し、農業協同組合に女性役員登用を要請する。	女性役員登用の一層の促進を図るため、ヒアリング時の対話や役員改選が行われる次期総代会の開催前までに文書による要請を行った。	0	0

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
67	○	女性農業委員等の登用促進 【農地・農村振興課】	農業委員の改選時期を迎える市町村に要請を行うとともに、研修会・会議等の機会を通じて、女性の参画の必要性等について周知活動を行う。	・女性の登用ゼロの農業委員会数 1⇒0 ・女性農業委員数 89⇒96	0	0
施策の方向② 女性の能力発揮への支援						
68		自己啓発・人材養成セミナーの開催 【男女共同参画課】	男女共同参画センターで、自己啓発(スキルアップ)講座を開催する。 ○女性リーダー養成講座 ・女性の起業・就労・就農支援講座 ・防災女性リーダー養成のための講座実施事業	【女性リーダー養成講座】(再掲) 地域活動の場などにおいて、リーダーとして活躍する人材育成を目的とし、「女性が働くこと」をテーマに、それぞれの女性の目標に合わせて、就労・就農・起業とジャンルを分けて講座を行った。(就農・起業計2回) ※就労支援講座については、広報まで行ったものの、緊急事態宣言の発令により年度内の開催を見送ることとした。	施策コード169の 予算に含む	施策コード169の 決算に含む
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり 基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援						
69	○	DV相談カード等の作成配布 【児童家庭課】	被害者への相談窓口の周知を図るため、DV相談カード、相談ステッカーを作成し、市町村や県の関係機関等に配布する。また、県内高等学校在学中の1年生を対象にデートDV相談カードを、3年生を対象にデートDV啓発リーフレットを配布する。その他、家庭に向けた啓発用パンフレットを作成し、1歳半健診、就学児健診の際に配布する他、小・中学生、高校生のいる世帯の保護者向けに配布する。	・DV相談カード(6,403箇所、360,000枚配布)デートDVカード、デートDV啓発リーフレット(各60,000枚配布)、家庭向け暴力啓発パンフレット(300,000部配布)を作成、配布し、様々な状況にある被害者に情報が届くよう啓発を積極的に行った。	6,005	3,509
70	○	街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発 【児童家庭課】	県民に対しLDVIに対する理解と認識を深めてもらうことを目的に、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に関係機関等と協働し、DV防止と児童虐待防止を呼び掛ける街頭キャンペーンを行うとともに、各市町村と連携して自治会の回覧板を活用した啓発チラシの供覧配布などを行い県民の意識の向上を図る。	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に関係機関と協働し、DV防止と児童虐待防止を呼び掛ける街頭キャンペーンを行うとともに、各市町村と連携して自治会の回覧板を活用した啓発チラシの供覧配布などを行い県民の意識の向上を図った。	1,023	347
71	○	セミナーの開催等によるDV予防教育の推進 【児童家庭課】	DV予防教育の一環として、「若者のためのDV予防セミナー」を県内の高等学校等のうち参加を希望した学校に対して実施する。	・県内高校生などを対象に年間38回開催した。	1,650	1,140
72	○	配偶者暴力相談支援センターにおける相談 【児童家庭課】	県内15カ所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力、子育て、生き方など女性及び男性が抱える様々な悩みや問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していけるように支援するため、電話や面接、カウンセリングによる相談事業を実施する。 また、法律やこころ(精神)に関わる問題について、弁護士や精神科医が助言する女性のための専門相談を併せて実施する。	・県内15カ所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談から自立に至るまでDV被害者の状況に応じた様々な支援が実施できるよう支援体制の強化を図った。	147,471	134,127
73	○	女性サポートセンターにおける一時保護 【児童家庭課】	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	DV被害者等保護が必要な女性を一時保護するとともに、関係機関と連携し退所後の自立に向けたきめ細かい支援を実施した。	60,956	45,095
74	○	DV職務関係者への研修 【児童家庭課】	新任基礎3回、新任応用4回、経験者3回、自立支援スキルアップ1回、被害者支援スキルアップ1回、DVIによる子どもへの影響等に関する研修1回、DV専門相談員研修1回、市町村窓口職員研修1回の職務関係者研修を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新任基礎、新任応用、経験者、自立支援スキルアップ、DV専門相談員研修については講師に資料作成を依頼し関係機関へ配付した。被害者支援スキルアップ、DVIによる子どもへの影響等に関する研修はオンラインで実施し、延べ131人の参加があった。	1,468	200
75	○	DV被害者の生活再建支援 【児童家庭課】	一時保護を受けたDV被害者が入所中に転宅先選定に行く際の同行や、退所後に裁判所や役所、病院等へ行く際の同行、転宅先での生活環境整備の支援に加え、支援に当たるサポーターの資質向上のための研修を民間支援団体に委託して実施する。	・本年度は、従来の方法での取組が困難となったため見直しを行い、サポーター業務を含めてDV被害者支援にノウハウのある民間団体に委託し実施した。	1,109	0
76	○	DV・ストーカー事案対策の推進 【(警)人身安全対策課】	引き続き、ストーカー・DV事案対応の推進に努める。	・ストーカー・DV事案等の被害者に対し、リーフレットを活用して法制度や警察が取り得る措置、防犯対策等の教示及び関係機関と連携した一時避難への支援を実施した。更に携帯用緊急通報装置を貸出し、被害者の保護対策に努めた。	957	95
77	○	児童相談所虐待防止体制の強化 【児童家庭課】	増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図る。 ・児童虐待等電話相談 ・携帯電話による連絡体制の整備 ・保護者不在児童等健康診断料 ・児童虐待家庭支援専門員の配置 ・一時保護所に心理療法担当職員を配置 ・被虐待児等訪問心理療法等事業 ・被虐待児等へのグループ指導事業 ・保護者へのカウンセリング指導 ・一時保護児童への歯科医師による診察等事業 ・家族関係支援事業 ・ふれあい心の友訪問事業	増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図った。 ・児童虐待等電話相談 ・携帯電話による連絡体制の整備 ・保護者不在児童等健康診断料 ・児童虐待家庭支援専門員の配置 ・一時保護所に心理療法担当職員を配置 ・被虐待児等訪問心理療法等事業 ・被虐待児等へのグループ指導事業 ・保護者へのカウンセリング指導 ・一時保護児童への歯科医師による診察等事業 ・家族関係支援事業 ・ふれあい心の友訪問事業	171,706	131,759

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
78	○	児童相談所専門機能の強化 【児童家庭課】	増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所の専門性を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図るとともに関係機関への助言機能の強化を図る。 ・アドバイザー養成研修 ・児童相談所職員派遣研修 ・児童相談所専門性強化研修 ・児童虐待法律アドバイザー ・児童虐待対応専門委員 ・児童虐待対応協力医師	増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所の専門性を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図るとともに関係機関への助言機能を強化を図った。 ・アドバイザー養成研修 ・児童相談所職員派遣研修 ・児童相談所専門性強化研修 ・児童虐待法律アドバイザー ・児童虐待対応専門委員 ・児童虐待対応協力医師	46,324	43,338
79	○	児童虐待対策関係機関の強化 【児童家庭課】	増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童虐待の通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに各機関同士の連携強化を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて効果的な体制の構築を図る。 ・児童虐待対応職員法定研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・市町村母子保健担当者研修 ・児童虐待対応地域リーダー養成研修 ・関係機関研修(教育・医療機関向け)	増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童虐待の通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに各機関同士の連携強化を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて効果的な体制の構築を図った。 ・児童虐待対応職員法定研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・市町村母子保健担当者研修 ・児童虐待対応地域リーダー養成研修 ・関係機関研修(教育・医療機関向け)	12,432	10,338
80	○	子ども虐待防止地域力の強化 【児童家庭課】	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図ることができた。	30,000	29,995
81	○	児童相談所支援システムの充実 【児童家庭課】	児童相談所職員が児童相談に迅速かつ漏れなく対応できるよう、IT化による児童相談業務の改善を図り、児童相談所支援システムの適切な運用管理及び必要な機能の追加を行う。	児童相談所職員が児童相談に迅速かつ漏れなく対応できるよう、IT化による児童相談業務の改善を図り、児童相談所支援システムの適切な運用管理及び必要な機能の追加を行った。	2,800	2,742
82	○	社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催 【児童家庭課】	児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行う。	児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行った。	1,900	366
83	○	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 【児童家庭課】	家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議を年1回開催する。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月に書面会議を実施した。書面にて各構成機関への質疑応答、意見交換を実施し、情報の共有を図ることができた。	0	0
84	○	市町村DV担当課長会議の開催 【児童家庭課】	市町村のDV基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター整備にかかる働きかけを行うとともに、DV対策に係る認識の共有を図りより円滑な被害者の支援につなげるため、市町村DV対策担当課長及び担当者を4地域で開催する。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため6月に書面会議を実施した。書面にて各構成機関への質疑応答、意見交換を実施し、各市町村とDV対策について共有することができた。	0	0
85	○	市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化 【児童家庭課】	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化と関係機関連携のネットワークの充実を図る。	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化と関係機関連携のネットワークの充実を図った。	2,560	256
86	○	千葉県要保護児童対策協議会の開催 【児童家庭課】	児童虐待について、平成22年7月に発足した「千葉県要保護児童対策協議会」を活用し、関係機関の連携強化及び情報の共有を図る。	児童虐待について、平成22年7月に発足した「千葉県要保護児童対策協議会」を活用し、関係機関の連携強化及び情報の共有を図ることができた。	98	0
87	○	児童虐待防止医療ネットワーク事業 【児童家庭課】	引き続き、児童虐待の早期発見及び深刻化を防止するため、千葉県こども病院に事業委託をし、中核的な医療機関を中心として、事例検討や研修等を通して児童虐待対応の向上を図る。開業医向けの児童虐待対応Q&Aの完成を目指す。	児童虐待の早期発見及び深刻化を未然防止するため、千葉県こども病院に委託し、中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワーク作りや保健医療従事者の教育等を行い、医療機関における児童虐待対応の向上を図った。	4,432	4,432
88	○	児童虐待事案における関係機関との連携強化 (警)少年課	引き続き、警察と児童相談所を始めとする関係機関との連携を強化し、児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応を推進する。	・児童相談所等との合同研修を実施し、連携強化、対応能力の向上を図った。 ・警察から児童相談所へ通告した児童数は、延べ5,064人であった。(令和2年中)	118	118
89	○	犯罪被害者等からの相談等の充実 【(警)警務課】	社会全体で犯罪被害者等(被害者本人及びその家族・遺族)を支援していく体制づくりを進める。 ・犯罪被害者支援員養成講座 ・県・市町村相談関係機関職員研修 ・犯罪被害者週間啓発キャンペーン等の実施。	・「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」リーフレット15,000部、ポスター1,000部を作成・配布した。 ・県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を実施した。(入門編48名受講、初級編はコロナウイルス感染拡大により令和3年度に繰越) ・県・市町村相談関係機関職員研修を実施した。(合計101名受講) ・犯罪被害者週間に合わせ、安全で安心なまちづくり旬間キャンペーンや県警防犯講話会場において被害者週間等の広報を実施したほか、千葉テレビにおいて千葉県民のつどい特別番組「平穏な暮らしを取り戻すために〜犯罪被害者への支援〜」(11/28)を放映した。	5,603	5,073
90	○	民間被害者支援団体への相談業務委託 【(警)警務課】	引き続き、被害者支援業務(電話相談業務)を、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに委託し、適切な相談対応を図る。	適切な相談対応を行った。	4,374	4,374
91	○	社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進 【(警)警務課】	—	(平成31年度に事業廃止)	—	—

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
92	○	学校等における犯罪被害者遺族等による講演会の開催 【(警)警務課】	引き続き、中学校、高等学校、大学等において、犯罪被害者遺族等による講演会を開催し、犯罪被害者支援に関する理解や配慮などの意識の醸成を図る。	・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画当初に比べ、講演会の開催数が減ってしまった。	135	12
93	○	性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制の構築 【くらし安全推進課】	ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対して事業費助成を行うとともに、被害者が安心して相談できる、きめ細やかな支援を提供するため、関係機関・団体との連携強化を図る。	・「ちさと」「CVS」に対して補助金を交付した。 ・協議会、ケース会議、医療従事者連絡会を実施して、関係機関との連携強化に努めた。	25,500	20,704
施策の方向② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり						
94		人権問題講演会やメディア等による啓発活動 【健康福祉政策課】	差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、講演会・研修会の主催や、マスメディアの活用等により啓発を行う。	差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、ちば・ハートフルビューマンフェスタを始め、子どもの人権問題オンライン講演会の開催や千葉県人権啓発広告事業、千葉県人権ユニバーサル事業等を行った。	18,180	7,915
95		風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除 【(警)風俗保安課】	各種法令を積極的に活用し、違法風俗店等や悪質な容引き・スカウト行為等の取締りを推進するとともに、関係機関・地域住民等と協働し、繁華街・歓楽街の安全・安心に向けた取組を推進する。	・県内の繁華街・歓楽街において、悪質な客引き行為等の取締りを実施するとともに、違法風俗店等に対する取締りを行うなど、安全・安心の確保に向けた風俗環境の浄化を図った。	0	0
96		人身取引(トラフィッキング)対策 【(警)風俗保安課】	関係機関と連携した人身取引事犯の的確な把握、被害者の保護及び取締りを推進する。また、ポスター、リーフレット等を活用して、人身取引に関する広報啓発及び情報提供の呼びかけを行う。	・ポスター、リーフレット等を活用し、人身取引の撲滅に関する広報啓発活動と、潜在化する人身取引事犯の情報提供の呼びかけを行った。	0	0
97		書店・携帯電話等販売店・カラオケボックス・インターネットカフェ等への立入調査の実施 【県民生活・文化課】	条例に基づく携帯電話等販売店、書店、カラオケボックス、インターネットカフェ等への立入調査を実施する。	携帯電話等販売店96(県実施分71)、書店253(県実施分58)、インターネットカフェ21(県実施分17)、カラオケボックス48(県実施分31)、等合計439店舗(県実施分197)について立入調査を実施した。	108	16
98		フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の強化 【県民生活・文化課】	児童生徒、保護者、学校関係者等を対象に行われる講演会において、インターネットの適正利用に係る講演会を実施し、併せて啓発資料を配布する。	児童生徒、保護者、学校関係者等を対象に行われる講演会において、インターネットの適正利用に係る講演会を実施し、併せて啓発資料を配布した(31回、4115人)。	420	205
99		青少年を取り巻く有害環境の浄化 【(警)少年課】	引き続き、少年警察ボランティア、サイバーボランティア等と連携して、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進する。	・少年警察ボランティア(少年補導員、少年指導委員)により、有害環境浄化活動を3回、街頭補導活動235回、広報啓発活動19回実施し、有害環境の浄化に努めた。(令和2年度中) ・サイバーボランティアによりサイバーパトロール等を81回実施し、有害情報を利用する少年への指導を行った。(令和2年度中)	5,152	4,643
100		性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化 【(警)少年課】	引き続き、インターネット利用に起因する児童買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを強化する。	・少年の福祉を害する犯罪の検挙活動に努め、検挙件数は320件、検挙人員は304人、被害児童数は259人であった。	90	7
101		非行防止リーフレットの作成 【県民生活・文化課】	小学5年生の保護者、新中学生の保護者及び新高校生全員に配付する「非行防止リーフレット」を作成する。 なお、青少年がSNS利用により被害に遭う危険性が高くなっているため、新中学生版と新高校生版を増員し、SNSの適正利用について啓発を強化する。 (作成部数) ・小学5年生保護者 66,000部 ・新中学生保護者 66,000部 ・新高校生 60,000部	・小学5年生保護者、新中学1年生保護者及び新高校1年生を対象に、インターネットの安全利用や、青少年の非行防止に対する心構え、相談機関の案内等を記した「非行防止リーフレット」を作成し、広報や啓発を行った。 (作成部数) ・小学5年生保護者 63,000部 ・新中学1年生保護者 66,000部 ・新高校生 60,000部	2,493	1,489
102		学校における非行防止教室の開催等による非行防止・立ち直り支援活動の推進 【(警)少年課】	引き続き、学校における非行防止教室の開催や少年警察ボランティア等と連携した各種体験活動など、保護者や関係機関・団体と連携した非行防止、立ち直り支援活動を推進する。	・少年の健全な育成を図るため、非行防止教室を開催した。開催数は117回で、聴講児童生徒数は20,900人であった。また、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、非行防止教室の動画を作成し、県警ホームページ等に掲載し、映像配信型教材による非行防止教室の実施等を教育庁等を通じて各学校に依頼した。 ・補導活動等を実施し、県下の補導少年総数は15,398人であった。 ・非行少年を生まない社会づくりを推進するため、支援対象少年26人を選定し、立ち直り支援活動として少年警察ボランティア等と連携した農業体験活動を実施した。(令和2年中)	569	343
103		交番等の整備による相談しやすい環境づくり 【(警)地域課】	本年度においても、相談しやすい環境づくりに向けて女性用仮眠室、トイレを整備する。(建替:交番9、駐在所9、建替設計:交番6、駐在所8、リフォーム:交番6、駐在所10、リフォーム設計:交番7、駐在所10)	・女性用仮眠室やトイレを整備し、女性職員の勤務環境改善に寄与した。	1,100,668	910,647
104		セクシュアルハラスメント対策の周知 【雇用労働課】	企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、職場のハラスメント対策講座を実施し、ハラスメントを防止するために事業主が講じるべき措置等についての周知啓発を図る。	「労働大学講座」において、職場におけるセクシュアルハラスメントを含むハラスメント対策のオンライン講座を実施した。 当日配信:52名視聴 オンデマンド配信:338回再生(前・後編の合計)	87 (講座1回分)	56 (講座1回分)

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
105		県職場におけるセクシュアルハラスメントの防止 【総務課】 【(警)警務課】	【総務課】 セクハラ相談業務 【警務課】・各種教養、研修会等、あらゆる機会を通じて、セクシュアルハラスメント被害防止に向けた意識の深化を図る。 ・各所属における意見交換会等を推進するほか、ハラスメント相談窓口の周知、アンケート調査の実施等、相談しやすい環境整備を推進する。 ・二次的被害防止を目的に事業認知時における対応要領等について浸透を図る。	【総務課】 ・セクハラ相談業務を適切に実施した。 【警務課】 ・各種会議、研修等、あらゆる機会を活用し、教養を実施した。 ・警察学校入校中の学生に対し、セクハラ防止に関する意識の高揚を図った。 ・各所属にて女性職員意見交換会等を実施し、相談しやすい職場環境づくりに努めた。 ・12月を「ハラスメント撲滅月間」と設定し、職員の意識の向上に努めた。	【総務課】 556 【警務課】 0	【総務課】 473 【警務課】 0
106		公立学校等におけるセクシュアルハラスメントの防止 【(教)教育総務課】 【(教)教職員課】	・ハラスメント相談窓口を継続設置する。 (専門の臨床心理士を配置)	・ハラスメント相談窓口による相談(セクハラ71件、パワハラ19件)を実施した。	【(教)教育総務課】 455 【(教)教職員課】 0	【(教)教育総務課】 450 【(教)教職員課】 0
施策の方向③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮						
107		インターネット上の違法情報に関する取締りの強化 【(警)サイバー犯罪対策課】	サイバー犯罪の手法が悪質・巧妙化する中、サイバー空間では新たなサービスや高度な技術が次々と現れており、それが犯罪ツールとして悪用される可能性があることから、情勢の変化を確実に把握するとともに、引き続き取締りを強化する。	・不正アクセス禁止法違反事件等のサイバー犯罪に対する取締りを推進した。(令和2年中:検挙件数368件)	0	0
108		学校・地域住民等に対するネット安全教室の開催 【(警)サイバー犯罪対策課】	サイバー空間が国民の日常生活の一部となる一方、新たな技術やサービスが次々と出現し、これらが犯罪のツールとして悪用されるなどの危険性があることから、学校、地域住民等を対象としたネット安全教室を開催し、サイバー犯罪に対する被害防止対策を推進する。	・学校、企業等を対象としたネット安全教室を開催した。(令和2年中:実施回数399回)	0	0
109		情報モラル教育の推進 【(教)学習指導課】 【(教)児童生徒課】	各学校において、情報モラル教育を充実するため、直接児童生徒の指導に携わる教員等の指導力向上を目指し、今年度も、100回の活動を100回以上に講師派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となったことから、県教育委員会からの外部講師の派遣は行わず、他に外部講師の活用可能な関係機関、団体、企業等や情報モラル教育に関する教材が掲載されているホームページを各学校に紹介するとともに、必要に応じて県教育委員会の指導主事を派遣することとした。	各学校において、情報モラル教育を充実するため、直接児童生徒の指導に携わる教員等の指導力向上を目指し、今年度も、100回の活動に100回の講師派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となったことから、県教育委員会からの外部講師の派遣は行わず、他に外部講師の活用可能な関係機関、団体、企業等や情報モラル教育に関する教材が掲載されているホームページを各学校に紹介した。また、情報モラル教育研修の講師として、小学校2校へ県教育委員会の指導主事を派遣した。	3,000	0
110		教育用コンピュータ整備の推進 【(教)教育政策課】	県立高等学校における生徒の情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成するための基盤となる、教育用コンピュータを整備する。	普通科の県立高等学校の教育用コンピュータを整備した。	336,053	288,006
111		教育情報ネットワーク事業の推進 【(教)教育政策課】	県立学校のすべての教室からインターネットを安全かつ快適に利用できる環境を整備する。	・千葉県学校教育情報ネットワークの保守、管理運用を支援しなくなった。 ・無線アクセスポイントを導入するなど、県立学校のインターネットを安全かつ快適に利用できる環境を整備した。	362,075	358,183
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備 施策の方向① ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応						
112		児童扶養手当の支給 【児童家庭課】	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の生活の安定と自立の促進に寄与するため手当を支給する。	○延年間累計受給者数 14,815人	646,000	593,291
113		母子父子寡婦福祉資金の貸付 【児童家庭課】	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。	○貸付実績 母子福祉資金:149件 父子福祉資金:10件 寡婦福祉資金:4件	285,110	120,063
114		ひとり親家庭等医療費の助成 【児童家庭課】	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、市町村が行うひとり親家庭等の医療費等助成事業に対して助成する。	○助成対象者数 32,328人	513,000	405,123
115		母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 【児童家庭課】	千葉県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している母子家庭等就業・自立支援センター事業で行う支援事業 主なものとして、母子家庭の母等に対して、就労支援を柱とした就業支援講習会などの自立支援サービス、養育費の取り決めなどの専門相談・面会交流支援事業等がある	・就業相談(随時) ・就業支援講習会(3コース) ・養育費等相談(18回、内移動相談6回)(ただし、18回のうち9回は新型コロナウイルスによる中止や予約なしにより開催となり実際は9回の開催) ・面会交流支援	13,232	10,050
116		母子家庭等自立支援給付金の支給 【児童家庭課】	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。	○自立支援教育訓練給付金事業 30市実施 ○高等職業訓練促進給付金事業 33市実施 (政令指定都市及び中核市除く)	22,042	8,894
117		「ジョブカフェちば」における就職支援 【雇用労働課】	若年者の就業支援について、「ジョブカフェちば」を拠点として、適職診断、個別相談、就職セミナーから併設のハローワークによる職業紹介に至るまでの総合的なサービスを展開するとともに、企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施する。	若年者の就業支援について、「ジョブカフェちば」を拠点として、適職診断、個別相談、就職セミナーから併設のハローワークによる職業紹介に至るまでの総合的なサービスを展開するとともに、企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施した。 年間利用者数:12,229名	141,298	138,429

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
118		「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援【雇用労働課】	若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアコンサルタントによる個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施する。	・総利用者数6,080名、新規登録者数123名、就職等進路決定者63名(51.2%) ・キャリアカウンセラーや臨床心理士との個別相談(延べ3,294件)、職業的自立支援プログラム(延べ2,697名参加) ・ハローワーク等での出張相談(延べ26件)、若者支援の在り方や、若者への接し方へのアドバイス等を行う保護者セミナー(延べ63名参加)	7,605	7,561
119		県営住宅における入居の優遇措置【住宅課】	県営住宅の入居にあたって、ひとり親世帯及びDV被害者等を一般世帯より優遇する措置を継続して講ずる。	ひとり親世帯及びDV被害者世帯に対し、入居に係る抽選の際に、球数を1個から2個に増やし、倍率優遇措置を講じた。 <ひとり親世帯> 申込世帯数累計:612世帯 入居世帯数累計:108世帯 ※母子・父子世帯の件数を合算 <DV被害者世帯> 申込世帯数累計:2世帯 入居世帯数累計:0世帯	0	0
120		高齢者虐待防止対策の推進【高齢者福祉課】	○市町村・地域包括支援センター職員向け研修 ・管理職・新任職員向け ・現任対応職員向け ・専門研修 ○介護サービス事業所職員向け研修 ○市町村支援事業	○市町村・地域包括支援センター職員向け研修 ・管理職・新任職員向け(参加者124人) ・現任対応職員向け(234人) ・専門研修(177人) ○介護サービス事業所職員向け研修(開催中止) ○市町村支援事業(派遣4件)	2,105	1,445

施策の方向② 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援

121		高齢者相談の実施【高齢者福祉課】	高齢者に関する虐待、介護、悩み事に対する電話相談に応じる。	高齢者に関する虐待、介護、悩み事に対する電話相談に応じた。相談件数:410件	4,910	4,922
122		高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない!させない!孤立化!)の実施【高齢者福祉課】	高齢者孤立化防止県民シンポジウムの開催、民間事業者との高齢者の見守り等に関する協定の締結、『ちばSSKプロジェクト』協力店の登録	民間事業者との高齢者の見守り等に関する協定を1社と締結、『ちばSSKプロジェクト』協力店』を登録し、計617件の登録となった。	546	0
123		障害者就業・生活支援センターによる生活・就労支援【障害福祉事業課】	障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業に伴う生活上の相談に応じ、助言や関係機関との調整を行う。	障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業に伴う生活上の相談に応じ、助言や関係機関との調整を行った。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症に対応するため一部センターにおいて強化事業を実施した。	100,016	99,597
124		障害者の多様なニーズに対応した委託訓練【産業人材課】	知識・技能習得訓練コース 190人 実践能力習得訓練コース 60人 デュアル訓練コース 30人 e-ラーニングコース 10人 特別支援学校早期委託訓練コース 50人 在職者訓練 10人 合計 350人	・知識・技能習得訓練コース 83人 ・実践能力習得訓練コース 17人 ・デュアル訓練コース 0人 ・e-ラーニングコース 3人 ・特別支援学校早期委託訓練コース 10人 ・在職者訓練 0人 合計 113人	79,861	38,325
125		交通安全リーダーの育成と自主的な交通安全活動の推進【くらし安全推進課】	引き続き県内の自動車学校等の施設を利用して、自動車実技講習を2回実施。また、年4回の交通安全運動に併せて、交通安全に関する情報の提供を行うなど、研修修了者の自主的な交通安全活動を支援。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、高齢者を集める研修会は全て中止することとし、年4回の交通安全運動に合わせた情報の提供や啓発物資の配布のみを行った。	562	0
126		歩道のバリアフリー化の推進【道路環境課】	補償物件の調査、用地買収・補償の実施	未買収用地の用地交渉を実施した。	42,000	0
127		ちばバリアフリーマップによる県内施設のバリアフリー情報の紹介【健康福祉指導課】	高齢者や障害者等の外出時の不安が解消され、様々な活動に参加することができるよう、「ちばバリアフリーマップ」の施設情報の追加・更新を行い、バリアフリー情報の充実を図る。	「ちばバリアフリーマップ」の施設情報の追加・更新を行い、バリアフリー情報の充実を図った。情報掲載件数:1,987件(R2年度末) R2年度新規追加:67件 R2年度削除(施設閉鎖等)15件	2,788	2,767
128		観光関連施設の整備・充実の促進【観光企画課】	観光地の利便性を高め魅力向上を図るため、多くの観光客が利用する観光公衆トイレや駐車場、観光案内所等の設置・改修について、その経費の一部を助成する。	・観光公衆トイレや駐車場などの観光関連施設62箇所の整備に対し補助を行った。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、観光公衆トイレへの非接触設備の導入も補助対象であるとPRした結果、民間事業者19件のうち3件が非接触設備の導入を実施した。また、令和元年度台風被害からの復旧工事も2件実施した。	280,000	180,928

施策の方向③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり

129		多文化共生社会づくりの推進【国際課】	「国際交流・協力等ネットワーク会議」、「多文化共生社会づくり連絡協議会」を各1回開催する。	「国際交流・協力等ネットワーク会議」をオンラインで、「多文化共生社会づくり連絡協議会」を書面により各1回開催した。	120	22
-----	--	--------------------	---	---	-----	----

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
130		外国人県民向けの情報提供 【国際課】	外国人県民が安全で安心な生活が送れるよう「外国人相談」を実施するほか、外国人向けの情報を掲載した国際総合サイト「ちば国際情報ひろば」の充実、多言語生活ガイドブック「ハローちば」の改訂、外国語版メールマガジンの発行等を行う。	外国人県民が安全で安心な生活が送れるよう「外国人相談」を開設(13言語に対応)し、通算1,639件の相談に応じた。 また、外国人向けの情報を掲載した総合サイト「ちば国際情報ひろば」のページ更新(273回)、外国語版メールマガジン(月2回)の発行、及び、外国人向け生活ガイドブック「ハローちば」のベトナム語版の作成(既存8言語→9言語に拡充)等を行った。	14,755	9,920
131		外国人集住地域総合対策の推進 【(警)国際捜査課】	増加する在留外国人の実情を踏まえ、本年度からは「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策」として、関係行政機関、住民団体、企業等と協調して各種警察活動を推進する。	・関係機関等と連携し、外国人を対象とした防犯講話、広報啓発、通訳を帯同した巡回連絡等各種活動を実施した。	0	0
132		外国人児童生徒への教育相談員の派遣 【(教)学習指導課】	令和2年度は、文部科学省の補助事業を活用し、外国人児童生徒等教育相談員派遣事業の拡充を図る。 派遣に係る人数、日数や時間等については、4月当初までの派遣申請に基づき実施する。なお、次年度も年度途中の派遣に柔軟に対応したい。	予算の拡充により、相談員の派遣が増え、日本語指導が充実し、多言語化する日本語指導への対応も可能となった。また、教材教具の開発が進み、指導力向上が図られた。校内体制の整備も進み、生徒一人一人のニーズや能力に応じた支援が充実し、学校全体としての日本語指導体制が構築された。令和3年度は、外国人児童生徒相談員の申込みも昨年度より増加傾向にある。	18,179	11,070
133		外国人のDV被害者等への支援 【男女共同参画課】	通訳の派遣を外部に委託し、外国人DV被害者等に対して十分な説明が行えるようにするとともに、関係機関との連携を図り、それぞれのケースに応じて適切な支援を行う。	外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳で対応するとともに、関係機関と連携して、支援の充実を図った。 通訳委託:1件	220	18
基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進 施策の方向① 生涯を通じた男女の健康支援の推進						
134		一人ひとりに応じた健康支援事業 【健康づくり支援課】	1 健康相談(男性・女性) 身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、健康福祉センターの保健師等が電話相談に応じる。また、健康相談等を希望する者を、相談内容により適切な相談機関や医療機関等へ紹介できるよう管内の情報を把握・整理し、健康づくりの支援体制の充実を図る。 2 保健・医療従事者等研修会 年代や性別に特有な健康課題について、保健医療従事者等を対象にした研修会を開催し、一人ひとりに最適な保健医療を提供できるよう、関係者の資質の向上を図る。	1 健康相談(男性・女性) 令和2年度は、合計432件(男性171件、女性261件)の電話相談に応じた。 2 保健・医療従事者等研修会 令和2年度は2回開催し、84人が参加した。	168	70
135		生活習慣病予防支援人材育成事業 【健康づくり支援課】	ガイドラインにおいて、特定健診・特定保健指導に従事する者等は、各専門職種や階層により必要とするスキルや求められる業務遂行能力が異なるため、受講者ニーズに合わせた研修を開催する。	ガイドラインに基づき、特定健診・特定保健指導従事者の人材育成として、下記のとおり研修を実施した。 ①初任者研修 参加者69名 ②経験者研修 参加者114名 ※運営責任者研修、リーダー専門職研修は新型コロナウイルス感染症の影響により中止	4,841	2,647
136		食からはじまる健康づくり事業 【健康づくり支援課】	ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や企業、大学等の関係機関と連携し、普及啓発活動を行う。	・地域の健康づくりや健康な食事を提供するための人材育成を実施した。(集合研修:2回25人 資料提供等247施設) ・スーパーマーケットにおいて野菜や減塩に関する普及啓発を実施した。(レシピ配布数7種類延770枚・野菜、果物リーフレット2種類延200部)	9,715	6,373
137		県民の安全と健康な暮らしのための総合講座の実施 【(教)生涯学習課】	一昨年度統合した「柏の葉アカデミア講座」として、4講座実施予定。 ・環境と果樹栽培 ・人工知能がもたらす社会の未来 ・基盤科学関係 ・東京オリンピック・パラリンピックと共生	柏の葉アカデミア講座については、3講座実施(中止1講座) AI時代に情報社会との関わり方を考える講座、ロケット工学からの宇宙探査などについて学ぶ講座、パラリンピックに向けたボランティアや障害のある人のボランティアについて学ぶ講座を実施した。果樹栽培に関する講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期したが、緊急事態宣言発令により中止とした。	211	71
138		総合型地域スポーツクラブの設立支援 【(教)体育課】	全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしなが、健康で活力のある生活を送り、互いに支え合う「スポーツ立県ちば」の一層の推進を目指す。「する・みる・ささえる」スポーツをより一層推進するため、幅広い世代の人々が各自の興味・関心に合ったスポーツを行えるよう、地域に密着したスポーツクラブの設立をより一層推進する。 ・総合型地域スポーツクラブ情報交換会(「クラブサミット」)の開催 ・総合型地域スポーツクラブ交流大会(「スポネットちば」)の実施 等	総合型地域スポーツクラブの育成・発展の支援を目的とし、創設・運営に係る課題の克服に向けた実践的な解決策を模索するため、実践紹介やグループディスカッションなどの情報交換会を実施した。県内の総合型クラブ関係者、市町村体育・スポーツ行政担当者の連携や交流促進を目的に開催した。県内の総合型クラブ相互の連携とクラブ関係者の親睦、交流を図るとともに、県民のスポーツ体験を通して、総合型クラブの設立、育成、発展を目指し、地域スポーツの推進へ寄与することを目的としている「スポネットちば」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に規模を縮小し、分散大会を実施した。	367	221
139		専門医師等による個別相談の実施 【児童家庭課】	思春期の子供やその家族に対し、心身の様々な問題や悩みに関する個別相談を実施する。	相談実績 ・5センター、26回 延55人		
140		喫煙防止等の健康教育の実施 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、思春期にある子どもや保護者、学校関係者を対象とした思春期保健に関する健康教育を実施する。	・5センター、24回 延1,426人に実施	2,134	855
141		思春期保健対策を推進する関係者による連携会議等の開催 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、思春期保健対策を推進する関係者間の情報共有や研修、支援体制の構築を行う会議等を実施する。	関係者向け講演会 ・2センター、2回 延51人に実施 連携会議等 ・1センター、2回 延6人が参加		

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
142		保健室健康相談研修会の開催 【(教)学校安全保健課】	メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題に学校が適切に対応することが求められていることから、養護教諭を対象に健康相談に関する研修会を年2回実施し、知識や技術及び組織的な支援について資質の向上を図る。	7月22日及び12月9日に研修会を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。なお、今回受講できなかった者は、令和3年度の同研修会を受講する。 研修テーマ:「事例検討の基礎知識～発達障害・抑うつ・不安を見抜く～」 「学校におけるアレルギー対応～緊急時に備えたシミュレーション訓練の実際～」	162	0
143		自殺対策の推進 【健康づくり支援課】	県内では依然として1,000名近くの方が自殺により命を絶っていることを踏まえ、市町村及び各関係団体と連携協力しながら、相談事業、普及啓発活動、人材養成事業など自殺防止に関する各種事業に取り組む。	・対面相談の他、1月にSNSを利用した相談窓口を開設し、相談体制を整備した。 ・3月の自殺対策強化月間において、自殺防止に係る啓発物品の配付等を行った。 ・必要に応じて研修内容を見直し、適宜人材育成を実施した。 ・市町村及び民間団体が行う啓発、相談事業に対して適切・適正に補助金を交付した。	88,705	78,957
144		総合的ながん対策の推進 【健康づくり支援課】	がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進する。 ・がん予防展、がん講演会 各0回 (不特定多数の県民を対象とした啓発事業につき、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大を防止するため、中止) ・がん検診推進員育成講習会 6回 ・乳がん啓発ピンクリボンキャンペーン 2回 ・市町村等がん検診担当者研修会 1回 等	・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、がん予防展・講演会やピンクリボンキャンペーン等の集客が必要な啓発イベントについては、開催を中止した。 ・コロナ禍で感染の不安からがん検診の受診を控える傾向が全国的に報じられたことから、新成人を対象としたがん検診の重要性を啓発するパンフレットの配布や、県民だよりや県ホームページ等を通じてがん検診の受診を周知した。	179,913	174,419
145		青少年を中心とした講習会の開催 【疾病対策課】	性感染症(エイズ含む)に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定されていた講習会の多くが中止となった。	1,235	57
146		保健所及び休日街頭検査の実施 【疾病対策課】	保健所において、月に1～2回の頻度で、日中検査(13保健所1支所)、夜間検査(10保健所)を実施。また、休日に街頭HIV検査を実施する。	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保健所業務がひっ迫し、検査の縮小及び中止を余儀なくされた。 ・新型コロナウイルス感染症感染予防策を講じたうえで、休日に街頭HIV検査を実施した。	10,853	4,131
147		情報誌の発行 【疾病対策課】	各保健所、各市町村、各医療機関、県関係課、教育機関(小・中・高・大)、日赤等に対し、エイズ予防啓発・HIV抗体検査・エイズ相談に関する広報を実施する。	・毎年行っている情報誌の発行について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により作成中止とした。	200	0
148		県立病院における女性専用外来の実施 【(病)経営管理課】	女性専用外来休止のため実施なし	実施なし	0	0
149		不正大麻けし撲滅運動 【業務課】	5月1日から6月30日の運動期間に合わせ、ベイFMや報道発表を行うことによる広報活動とポスター掲示、リーフレット配布による啓発活動を行う。	5月1日から6月30日の運動期間に合わせ、ベイFMや報道発表を行うことによる広報活動とポスター掲示、リーフレット配布による啓発活動を行った。	0	0
150		「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 【業務課】	6月20日から7月19日の運動期間に合わせ、6月26日のそごう千葉店前を初め県内各地において啓発活動を行う。	6月20日から7月19日の運動期間に合わせ、リーフレット配付等の啓発活動を行った。	1,861	509
151		麻薬・覚醒剤乱用防止運動 【業務課】	10月から11月の運動期間に合わせ、薬物乱用防止功労者表彰式及び講習会を行う。	10月から11月の運動期間に合わせ、功労者を表彰するとともに、ポスター掲示や冊子の配布を行った。	4,980	2,421
152		千葉県薬物乱用防止広報強化月間の実施 【業務課】	2月の強化月間にリーフレットの家庭回覧や薬物乱用防止対策推進本部幹事会を開催する。	2月の強化月間にリーフレットの家庭回覧や薬物乱用防止対策推進本部幹事会を開催した。	588	151
153		薬物乱用防止教育研修会の開催 【(教)学校安全保健課】	青少年の薬物乱用問題については、若者を中心に大麻の乱用が増大している状況があることから、薬物乱用根絶に向けた取組を図る必要がある。そこで、薬物乱用の有害性・危険性の啓発を充実させるため、学校職員等を対象とした薬物乱用防止教育についての理解を深める研修会を開催する。	8月26日に千葉県文化会館にて薬物乱用防止教育研修会を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。 大多喜町立大多喜小学校と南房総市立白浜中学校の2校が、薬物乱用防止教育に関する実践事例の発表をする予定だった。なお、代替措置として2校の発表資料を受講者へ提供した。	407	0
154		薬物乱用防止標語の募集 【(教)学校安全保健課】	我が国における最近の薬物情勢は、覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向にあるものの、大麻については、青少年を中心に乱用傾向が増大している状況が懸念されている。 青少年による薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図っていく必要があることから、薬物乱用防止教育の一環として、中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止標語の募集を行う。	県内小中高合わせて436校から53,606点の作品の応募があった。 教育庁内で審査を行い、優秀作品の受賞者に表彰を行った。	42	44
155		薬物乱用防止等広報啓発活動の推進 【(警)少年課】	引き続き、関係機関・団体と連携した薬物乱用防止教室を開催する。	・薬物乱用の実態やその危険性についての広報啓発活動により、薬物乱用がもたらす悲惨な現状を訴えた。(令和2年中:開催回数283回、聴講児童生徒数22,859人)また、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、薬物乱用防止教室の動画を作成し、県警ホームページ等に掲載し、映像配信型教材による非行防止教室の実施等を教育庁等を通じて各学校に依頼した。	284	284
156		薬物事犯に対する取締り強化 【(警)薬物銃器対策課】	薬物需要の根絶に向けて薬物乱用者に対する検挙活動を推進するとともに、暴力団等が関与する薬物密輸・密売事犯の取締りを推進する。	・薬物需要の根絶に向けて取締りを推進した。(令和2年中:検挙人員647人、押収規制薬物約206キログラム) ・薬物供給の遮断に向けて関係機関との連携による水際対策を推進した。(令和2年中:密輸事犯の検挙件数36件、検挙人員47人、押収規制薬物約192キログラム)	0	0

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度				
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	
157		若年層を重点とした広報啓発活動の推進 【(警)薬物銃器対策課】	大学生等を対象とした薬物乱用防止講話を実施するほか、6月、7月の2か月間を「薬物乱用防止広報強化期間」とし、関係機関・団体と連携した積極的な広報啓発活動を推進する。	・民間企業や教育関係者等に対する薬物乱用防止講習会(18回、受講者数約800人)を開催した。 ・薬物乱用防止キャンペーン(3回、対象者約300人)を実施した。 ・令和2年6月、7月の2か月間を薬物乱用防止広報強化期間とし、関係機関と連携した積極的な広報啓発活動を推進した。	106	85	
158		エイズ教育用リーフレットのホームページへの掲載 【(教)学校安全保健課】	県教育委員会ホームページに掲載されているエイズ教育用リーフレットの内容を更新する。	県教育委員会ホームページに掲載されているエイズ教育用リーフレットの内容を更新した。	0	0	
159		性教育研修会の実施 【(教)学校安全保健課】	8月26日千葉県文化会館にて性教育研修会を実施予定。参加者は県内公立学校等の教職員及び教育関係機関担当者。内容は性に関する指導の在り方について、講演と実践発表を実施する予定。	8月26日に千葉県文化会館にて性教育研修会を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。 館山市立第二中学校、県立茂原樟陽高等学校の2校が性教育の実践発表をする予定だった。なお、代替措置として2校の発表資料を受講者へ提供した。	442	0	
施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援							
160		母子保健推進協議会等の開催 【児童家庭課】	母子保健施策の効果的な推進のため、新生児聴覚検査検討会を開催するとともに、県健康福祉センター(保健所)において、母子保健推進協議会等を開催する。	新生児聴覚検査検討会 ・検討会 1回開催(書面開催) 母子保健推進協議会等会議 ・12センター 計36回開催 延738人が出席	8,611	4,132	
161		母子保健に関する研修会・講習会等の開催 【児童家庭課】	市町村・健康福祉センター(保健所)の母子保健従事者等を対象に母子保健に対する専門的な知識を習得するための研修会を開催する。また、健康福祉センターにおいて、管内の母子保健の課題に合わせた、母子保健事業従事者向け研修会を開催する。	母子保健担当者会議 県1回(書面開催) 保健所20回(書面開催含む) 母子保健に関する研修会 県8回(うち5回リモート開催) 301人 保健所4回 112人			
162		妊娠・出産に関する正しい知識を普及するためのセミナー 【政策企画課】 【子育て支援課】	自分の将来(ライフプラン)を考える上での参考とするため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや乳幼児期を中心とした子どもの成長にとっての子育ての大切さなど、子育て期に関するさまざまな知識を提供するためのセミナーを県内の大学等において開催予定。	新型コロナ感染症拡大防止のため、オンラインで1回実施し、41人参加した。	454	30	
163		不妊相談センターにおける相談の実施 【児童家庭課】	不妊専門相談センター(委託)において、不妊や不育症(以下「不妊等」)で悩む夫婦等に、不妊等に関する一般的な相談や不妊等の治療に関する情報提供、医療面・精神面での相談を行う。	令和3年10月から事業委託 相談件数 延108件	3,497	2,538	
164		特定不妊治療費に対する助成 【児童家庭課】	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を助成する。 【対象治療】体外受精又は顕微授精、男性不妊治療(TESE等) 【給付内容】初回の治療は上限30万円、2回目以降は1回の治療につき上限額15万円、ただし、一部治療については上限7万5千円。 男性不妊治療を伴う場合、初回治療は30万円まで、2回目以降は15万円まで上乗せ。	○特定不妊治療費に対する助成 延件数 3,540件 実人員 2,318人 【令和3年1月1日治療終了分より制度拡充】 2回目以降も1回の治療につき上限30万円。(ただし、治療区分C・Fは上限10万。) 男性不妊も、2回目以降も1回の治療につき上限30万円。 所得要件の撤廃、事実婚も対象とする。 通算助成回数は1子につき1回。	729,466	668,495	
165		周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助 【医療整備課】	周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助	運営費補助11病院 施設設備補助1病院	1,018,393	551,774	
166		千葉県周産期医療審議会における検討 【医療整備課】	千葉県周産期医療審議会における検討	開催なし	983	0	
167		母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネーターによる搬送体制の充実 【医療整備課】	母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネーターによる搬送体制の充実	亀田総合病院(昼間)及び八千代医療センター(夜間)に委託を行った。	20,390	20,389	
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり							
基本的な課題7 男女共同参画への意識づくり							
施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進							
168	○	男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行 【男女共同参画課】	【フェスティバル】 男女共同参画社会づくりに向けた機運を高めることを目的として県民に男女共同参画への理解を深めてもらうためのフェスティバルを開催する。 なお、今回は旭市と連携し、開催する。日時は令和3年1月17日(日)を予定している。 【情報誌】 e/パートナーちばを10月と3月の年2回(各10,000部)発行する。センター事業や各地域での取組等さまざまなテーマを切り口とした内容の情報誌を広報することで、多くの人に男女共同参画の意識を持つことの重要性を認識してもらい、男女共同参画社会づくりの推進を図る。	【フェスティバル】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は中止とした。 【情報誌】 「e/パートナーちば」No.28およびNo.29を、それぞれ11月と3月(各10,000部)の年間2回発行した。	2,733	758	

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
169	○	各種講座・研修会の開催 【男女共同参画課】	男女共同参画の意識啓発のためのシンポジウム、自己啓発(スキルアップ)講座及び関係機関と連携した専門的講座を開催し、男女共同参画についての啓発と県民の交流を図る。 ○男女共同参画シンポジウム ○男女共同参画社会づくりネットワーク会議 ○関係機関と連携した男女共同参画に関する専門講座 ・大学等との連携講座 ・地域団体等との連携講座 ○女性リーダー養成講座 ・女性の起業・就労・就農支援講座 ・防災女性リーダー養成のための講座実施事業	【男女共同参画シンポジウム&ネットワーク会議】(再掲) 講演会として、田中 洋子先生による「ドイツにおける働き方の柔軟化と女性のキャリア形成」と、ネットワーク会議を行った。 【関係機関との連携講座】 ・大学等との連携 千葉商科大学と連携し、女性の起業をテーマとした、上田 将史先生、石井 孝昌先生によるオンライン講座を計2回実施した。 千葉県立保健医療大学と連携し、新型コロナウイルス感染症流行下でも元気に過ごすため、島田美恵子教授による健康をテーマとしたオンライン講座を実施した。 ・地域団体との連携 日本政策金融公庫と連携し、女性の起業をテーマとした計2回の連続講座を実施した。 千葉県医師会と連携して、新型コロナウイルスの影響により増加した「名もなき家事」について焦点を当ててオンライン講座を実施した。 【女性リーダー養成講座】 地域活動の場などにおいて、リーダーとして活躍する人材育成を目的とし、「女性が働くこと」をテーマに、それぞれの女性の目標に合わせて、就労・就農・起業とジャンルを分けて講座を行った。(就農・起業計2回) ※就労支援講座については、広報まで行ったものの、緊急事態宣言の発令により年度内の開催を見送ることとした。	2,554	765
170	○	ホームページ、メールマガジン等による情報発信 【男女共同参画課】	【男女共同参画センター】 ・大学等との連携講座 ・地域団体等との連携講座 ・ホームページによる広報・啓発	【男女共同参画課】 ・市町村が開催するイベント等もメルマガで配信し、多くのイベントやニュースを掲載することができた。 ・メルマガを見て、イベントやセミナーに参加したという方もいた。 【男女共同参画センター】 各種イベントの開催前に該当イベントのページをHPに更新し、参加募集を行った。 また、オンライン講座や相談事業の周知、災害時の情報発信に活用するため、令和2年度より男女共同参画センター公式ツイッターの運用を開始し、HPと併せてセンターの広報ツールとして使用した。	施策コード169の 予算に含む	施策コード169の 決算に含む
171	○	関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援 【男女共同参画課】	男女共同参画について理解を深めるため、県職員・教職員に対する研修をはじめ、市町村や企業、各種団体などの依頼により、県職員を講師として派遣する。	男女共同参画について理解を深めるため、県職員や教職員に対する研修へ県職員を講師として、計2回派遣した。	0	0
172	○	あらゆる人々への意識啓発の展開 【男女共同参画課】	男女共同参画啓発パネルを男女共同参画週間事業や市町村のロビー・公民館、市町村でのイベント会場等で展示する。	男女共同参画週間に合わせ、そごう千葉店で男女共同参画啓発パネルの展示事業を行った。 ・同パネルを、野田市へ貸出(展示)した。	202	123
173	○	関係機関との連携による専門講座 【男女共同参画課】	・大学等との連携講座 ・地域団体等との連携講座	【関係機関との連携講座】(再掲) ・大学等との連携 千葉商科大学と連携し、女性の起業をテーマとした、上田 将史先生、石井 孝昌先生によるオンライン講座を計2回実施した。 千葉県立保健医療大学と連携し、新型コロナウイルス感染症流行下でも元気に過ごすため、島田美恵子教授による健康をテーマとしたオンライン講座を実施した。 ・地域団体との連携 日本政策金融公庫と連携し、女性の起業をテーマとした計2回の連続講座を実施した。 千葉県医師会と連携して、新型コロナウイルスの影響により増加した「名もなき家事」について焦点を当ててオンライン講座を実施した。	施策コード169の 予算に含む	施策コード169の 決算に含む
174	○	男女共同参画センターにおける相談事業の実施 【男女共同参画課】	女性及び男性のための総合相談(一般相談・専門相談)及びDV被害女性の相談及びカウンセリングを実施する。	【女性のための総合相談】 のべ6,102件の相談に応じた。 (電話相談5,504件(うちDV相談710件)、面接相談181件(うちDV相談149件)、カウンセリング361件(うちDV相談185件)) 法律相談31件(うちDV相談29件)、こころの相談25件(うちDV相談14件) 【男性のための総合相談】 のべ646件の相談に応じた。 (電話相談578件(うちDV相談45件)、カウンセリング68件(うちDV相談13件))	20,434	20,071
175	○	男女共同参画苦情処理制度の活用 【男女共同参画課】	男女共同参画に関する県の施策に係る苦情申出があった場合、迅速に処理する。	男女共同参画に関する県の施策に係る苦情申出はなし。	179	23

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
176	○	千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 【男女共同参画課】	県と連携しながら民間における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、産業・地域・教育分野における県域組織で構成された男女共同参画推進連携会議により、県と団体・団体相互の意見・情報交換や研修会、講演会等を開催するとともに、団体及び参加団体へ幅広く働きかけを行う。本県における女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、女性活躍推進法に基づく協議会として設置された女性活躍推進特別部会で、構成団体の有用な取組について、情報共有するとともに、女性の活躍支援策やワーク・ライフ・バランスの普及促進等について協議を行っていく。	・全体会の他、産業、教育、地域部会を各1回、また、女性活躍推進部会を全体会、産業部会と共催で2回開催し、アンケート結果では評価の高い結果を得ることができた。・参加者の中で、男女共同参画に関する見方が変わった。という意見があり、意識の改革ができています。	2,134	931
177	○	千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実 【男女共同参画課】	男女共同参画シンポジウムとネットワーク会議を同日開催する。	【男女共同参画シンポジウム&ネットワーク会議】(再掲) 講演会として、田中 洋子先生による「ドイツにおける働き方の柔軟化と女性のキャリア形成」と、ネットワーク会議を行った。 (シンポジウム予算内で実施)	26	0
178	○	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 【男女共同参画課】 (再掲)	各市町村で活躍する地域推進員を増やす。 ・地域推進員設置市町村数:44市町村 62名(R2.4.1現在) ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度	県内6地域で推進員の企画による講演会、出前講座等を実施した。(8事業、参加者数229名)(再掲)	2,619 (再掲)	21(男女課分) 759(センター分) (再掲)
施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供						
179		県民意識調査等による県民意識の実態把握 【男女共同参画課】	—	(5年に1度の調査となり、次回は令和6年度実施予定)	—	—
180		ネットワークを活用した情報収集、提供 【男女共同参画課】	【情報コーナー】 男女共同参画関係団体等に対して、国や国立女性教育会館、県等が主催するセミナーやフォーラムの情報を収集し、提供するとともに、広啓発活動に対する支援を行う。 また、男女共同参画に関する書籍やDVDを購入し、情報コーナーで貸出を実施することで県民に対する意識啓発及び団体等の活動支援につなげる。	【情報コーナー】 新規購入にあたり全6回の図書選定を行い、計287冊の図書及び1本の映像資料(上映権付き)を購入。閲覧・貸出に供した。 千葉日報を情報コーナーに配置した。 情報コーナーののぼりや看板を都町合同庁舎の周りに設置し、一般の利用を促進した。 また、利用者の利便性向上を図るため、図書管理システムを新調した。システム不良で緊急性を要したため、補正予算で実施。	556	1,226
基本的な課題8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 施策の方向① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進						
181		啓発用ビデオの貸出し 【健康福祉政策課】	人権についての正しい知識と理解を深めてもらうため、人権啓発DVDの貸出しを行う。	人権についての正しい知識と理解を深めてもらうため、人権啓発DVDの貸出しを行った。 62件(114本)	300	274
182		人権啓発指導者養成講座の開催 【健康福祉政策課】	人権啓発・教育に関し指導的な立場の人を対象として、必要な知識と技能を修得することができるよう、人権啓発指導者養成講座事業を実施する。	市町村、企業、地域において人権啓発の指導的な立場にある者を対象とした資料を作成した。	2,820	1,732
183		教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施 【(教)学習指導課】 【(教)児童生徒課】	【児童生徒課】児童生徒が発達段階に応じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、性の多様性等についての正しい理解と認識を深められるよう、県総合教育センターとも連携を図りながら初任者研修、学校人権教育指導者研修等、教科、道徳、特別活動に関わる研修を計画し、実施する。	【児童生徒課】児童生徒が発達段階に応じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、性の多様性等についての正しい理解と認識を深められるよう、県総合教育センターとも連携を図りながら初任者研修、学校人権教育指導者研修等、教科、道徳、特別活動に関わる研修を計画し、実施した。 【学習指導課】隔年で実施している「心の教育推進キャンペーン」を行い、県内の公立幼稚園・小・中・高等学校及び特別支援学校にポスター原画を募集し、それをもとに「心の教育啓発ポスター」を作成した。また、県の道徳教育推進校の研究の成果をまとめた道徳教育実践事例集(データCD)「心豊かに」を作成し、県内の公立学校に配付した。	児童生徒課 0 学習指導課 37,040	児童生徒課 0 学習指導課 17,866
184		学校人権教育研究協議会の開催 【(教)児童生徒課】	市町村教育委員会の人権教育担当者を対象とした「全体協議会」を年1回開催する。教育事務所ごとに公立幼稚園、認定こども園、小中学校、義務教育学校の人権教育担当者を対象とする「地区別協議会」を開催する。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、高等学校の管理職と人権教育担当者を対象とする高等学校協議会は資料提供による開催とする。教育事務所の人権教育担当者を対象とした「担当指導主事協議会」は年5回のうち、1回を資料提供の開催とする。 地区別協議会は、動画配信で実施を取り入れる。	教育事務所の人権教育担当者を対象とした「担当指導主事協議会」を年5回(内、1回は資料提供)、市町村教育委員会の人権教育担当者を対象とした「全体協議会」を年1回開催した。教育事務所ごとに公立幼稚園、認定こども園、小中学校、義務教育学校の人権教育担当者を対象とする「地区別協議会」を開催した。高等学校の管理職と人権教育担当者を対象とする高等学校協議会を資料代替で年1回開催した。	347	143
185		学校人権教育推進校協議会の開催 【(教)児童生徒課】	学校人権教育推進校(小学校10校、中学校10校、高校5校)の人権教育担当者を対象に、年5回開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年3回の実施となる。講演、行政説明、協議、実践報告、参加体験型演習等、多様な研修を通じて、参加者の人権意識を涵養する。	学校人権教育推進校(小学校10校、中学校10校、高校5校)の人権教育担当者を対象に、年3回開催した。講演、行政説明、協議、実践報告、参加体験型演習等、多様な研修を通じて、参加者の人権意識を涵養した。	33	14

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度				
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	
186		学校人権教育指導資料の作成 【(教)児童生徒課】	指導資料(リーフレット形式)を県内公立幼、認定こども園、小、中、義務教育学校、高、特別支援学校の全本務教員に配付する(発行数45,000部)。	指導資料(リーフレット形式)を県内公立幼、認定こども園、小、中、義務教育学校、高、特別支援学校の全本務教員に配付した(発行数45,000部)。	360	355	
187		学校人権教育研究指定校事業の実施 【(教)児童生徒課】	県立長生高校定時制課程を研究校に指定(2年目)。「生徒への人権教育の実施について」という主題で2年間、調査研究を行い、そのまとめとして成果の普及を図る。	県立長生高校定時制課程を研究校に指定(2年目)。「生徒への人権教育の実施について」という主題で2年間、調査研究を行った。	60	13	
188		セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の実施 【(教)教職員課】	12月初旬から1月末までを期間として、公立学校全児童生徒、全職員を対象にセクハラ防止を図るための実態調査を実施する。調査結果は、学校及び市町村教育委員会へ通知するとともに、ホームページにて公表する。	・公立学校(千葉市立学校を除く)全児童生徒及び全職員を対象にセクハラ防止を図るための実態調査を実施した。調査結果は、各学校及び市町村教育委員会へ通知し、ホームページにて公表した。	0	0	
189		セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットの配付 【(教)教職員課】	・セクハラ防止を含めた不祥事根絶リーフレットを再改定し、各県立学校に配付し、セクハラの根絶に向けて取り組む。	・「わいせつ行為、セクシュアルハラスメント等の禁止」の項目を含んだ「教職員の服務に関するガイドライン」を、各県立学校に配付した。同ガイドラインの校内研修での活用を推奨した。	0	0	
190		子どもと親のサポートセンターにおける教育相談 【(教)児童生徒課】	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行う。	令和2年度の相談件数は、電話、来所、メール、FAXを合わせて14,912件であった。	70,990	66,268	
191		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣 【(教)児童生徒課】	千葉市を除く県内全公立中学校315校と県立高等学校85校、公立小学校165校にスクールカウンセラーを配置するとともに、地区不登校等児童生徒支援拠点校12校を含む公立小中学校18校と、定時制課程を置く県立高等学校17校、地域連携アクティブスクール4校、教育事務所5箇所にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図る。	千葉市を除く県内全公立中学校315校と県立高等学校85校、公立小学校165校にスクールカウンセラーを配置するとともに、地区不登校等児童生徒支援拠点校12校を含む公立小中学校18校と、定時制課程を置く県立高等学校17校、地域連携アクティブスクール4校、教育事務所5箇所にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図った。	705,898	681,425	
192		社会人権教育指導者養成講座の開催 【(教)生涯学習課】	人権に対する正しい理解と深い認識をもった人権教育の指導者・支援者の養成を図るために、4回の講座を実施する。	人権に対する正しい理解と深い認識をもった人権教育の指導者・支援者の養成を図るために、新型コロナウイルス感染防止策のため年間4回から3回に講座を減らして開催し、18名の修了者を輩出した。	167	120	
193		ウェブサイト等による情報提供 【(教)生涯学習課】	Webサイト「親力アップいきいき子育て広場」 ①家庭教育支援のため、Webサイトの掲載内容を毎月確認し、随時更新 ②学校、市町村等のWebサイトへのリンクと、家庭教育リーフレットやチラシによる当サイトの周知	①子供の発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する情報を収集し、WEBサイトの情報を適宜修正した。 ②家庭教育リーフレットやチラシにより、当サイトの周知を行った。	0	0	
194		家庭教育支援に関する研修講座の開催及び講座活性化の推進 【(教)生涯学習課】	家庭教育支援員等のための家庭教育研修講座 家庭教育支援員等の養成を図るため、家庭教育に関する専門的な知識やカウンセリングに関する知識・技術の習得及び資質の向上を図る研修講座を実施し、本県の家庭教育支援体制の一層の充実強化を図る。	令和2年度は、家庭教育研修講座を「親の学び・相談基礎コース」「相談コースⅠ」「相談コースⅡ」の3つのコースに分けて実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、当初各コース3回、全18講座を予定していたが、5月の講座は中止となり、全16講座となった。 「親の学び・相談基礎コース」 6/19 参加者53名 7/6 参加者49名 「相談基礎コースⅠ」 8/11 参加者39名 8/25 参加者38名 9/16 参加者34名 「相談基礎コースⅡ」 10/12 参加者35名 11/18 参加者33名 12/16 参加者32名	712	639	
施策の方向② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実							
195		県立学校改革の推進 【(教)教育政策課】	・犇橋高校に福祉コースを設置 ・四街道北高校に保育基礎コースを設置 ・成田北高校に医療コースを設置 ・天羽高校に工業基礎コースを設置 ・姉崎高校にものづくりコースを設置 ・千葉工業高校定時制の機械科と電気科を工業科に再構成 ・市川工業高校定時制の機械電気科と建築科を工業科に再構成 ・木更津東高校定時制に商業コースを設置	・犇橋高校に福祉コースを設置 ・四街道北高校に保育基礎コースを設置 ・成田北高校に医療コースを設置 ・天羽高校に工業基礎コースを設置 ・姉崎高校にものづくりコースを設置 ・千葉工業高校定時制の機械科と電気科を工業科に再構成 ・市川工業高校定時制の機械電気科と建築科を工業科に再構成 ・木更津東高校定時制に商業コースを設置	6,484	812	
196		高校生インターンシップの推進 【(教)学習指導課】	地域産業との結びつきを深めるため、県内の公共職業安定所が域内の事業所を対象にインターンシップ実施可能な企業調査を実施している。この情報を千葉労働局と連携し、各高等学校に企業データ提供している。公務員志望または、公務員に興味を持っている生徒に対して、県庁インターンシップを広く実施する。	インターンシップ実施可能な企業の調査と高等学校への情報提供を行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、インターンシップの実施を見送ることとなった学校が目立ったが、県立高校の18.1%の学校が実施した。県庁インターンシップについては同様の理由から、令和2年度については中止となった。	0	0	

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
197		高等学校進路指導研究協議会の開催【(教)学習指導課】	6月と11月の年2回、公立高等学校及び私立高等学校の進路指導主事、又はこれに代わる者を対象として、高等学校進路指導の現状と課題について研究協議を行い、進路指導の在り方を探るとともに教職員の進路指導に関する指導力の向上を図る。千葉労働局、商工労働部、生涯学習課、児童生徒課の協力のもと実施する。	高等学校進路指導の現状と課題について書面にて研究協議会を開催し、進路指導の在り方を探るとともに、教職員の進路指導に関する指導力の向上を図った。	0	0
基本的な課題9 防災分野における男女共同参画の促進 施策の方向① 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進						
198		県及び市町村防災会議への女性の参画促進【防災政策課】	防災会議における女性委員の登用がなされていない市町村も残っているため、引き続き、防災会議への女性委員の積極的な登用について促進する。	防災会議の委員に占める女性の割合が高まった。	0	0
199		高校生等防災教育基礎講座・高校生等防災パワーアップ講座【防災政策課】	大災害時において、避難時や避難所における行動や、被災地における復旧復興に向けた活動の担い手として期待される高校生に対して、知識を深め、災害時に適切に対応できる技術を身に付けさせ、地域防災力の向上に資することを目的として、引き続き、講座を実施する。	・高校生等防災教育基礎講座は、実施校を募集したが、新型コロナウイルス感染症等の影響により希望校が無く実施できなかった。 ・高校生等防災パワーアップ講座は、8月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。	650	0
200		市町村における避難所運営マニュアルの作成促進【防災政策課】	引き続き、避難所運営マニュアルが未作成の市町村に対し、作成を働きかける。	避難所運営マニュアルの作成を働きかけ、令和3年3月31日現在、県内53市町村で作成済となった。	0	0
施策の方向② 消防・防災活動における女性の活躍促進						
201		災害対策コーディネーターの活動支援【防災政策課】	引き続き、災害対策コーディネータースキルアップ講座を開催する。	災害対策コーディネータースキルアップ講座は、2月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。	5	0
202		消防団活動への参画促進【消防課】	大学生を中心とした若年層への消防団の重要性の理解と加入促進を図るため、引き続き学生消防隊及び関係機関と連携し、啓発イベントや広報を実施する。	・新型コロナの影響でイベントや出前講座を実施できなかったが、広告などを使用し、消防団のPR活動を行った。	2,500	968
推進体制						
203		千葉県男女共同参画推進本部・幹事会の開催【男女共同参画課】	・研修会1回 ・幹事会2回、推進本部1回を開催予定	7月10日に幹事会を実施し、第5次男女計画の策定、県意識調査の結果、女性登用率、男女センターについて説明を行った。講演会は市町村担当者も参加した。約90名でSDGsと男女共同参画に係る内容について研修を行った。オンライン会議の形式をとった。 3月23日に書面開催で、推進本部会議を開催し、第5次男女共同参画計画策定についての了承を得た。	0	0
204		千葉県男女共同参画推進懇話会の開催【男女共同参画課】	・懇話会3回、計画評価専門部会を3回を開催予定 ・第4次男女共同参画計画の評価について報告する。 ・男女共同参画推進に係る施策について意見を伺う。	懇話会は9月、11月、3月に3回、オンラインの形式で行った。主な内容は第5次千葉県男女共同参画計画策定についてであった。 計画評価部会は7月に2回、対面形式で担当事業課と外部有識者による意見交換を行った。中心テーマは、DV・児童虐待であった。8月には1回書面開催で、今年度の評価の総括を行った。	1,255	737
205		男女共同参画センターの機能強化【男女共同参画課】	・女性リーダー養成講座に、防災分野における女性の参画を促すための内容を追加(拡充) ・シンポジウムとネットワーク会議を同時開催する。	【女性リーダー養成講座】(再掲) 地域活動の場などにおいて、リーダーとして活躍する人材育成を目的とし、「女性が働くこと」をテーマに、それぞれの女性の目標に合わせて、就労・就農・起業とジャンルを分けて講座を行った。(就農・起業計2回) ※就労支援講座については、広報まで行ったものの、緊急事態宣言の発令により年度内の開催を見送ることとした。 【男女共同参画シンポジウム&ネットワーク会議】(再掲) 講演会として、田中 洋子先生による「ドイツにおける働き方の柔軟化と女性のキャリア形成」と、ネットワーク会議を行った。	施策コード168、169の予算に含む	施策コード168、169の決算に含む
206		千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実【男女共同参画課】(再掲)	各市町村で活躍する地域推進員を増やす。 ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度	県内6地域で推進員の企画による講演会、出前講座等を実施した。(8事業、参加者数229名)(再掲)	2,421 (再掲)	21(男女課分) 759(センター分) (再掲)
207		市町村における推進体制づくりの支援【男女共同参画課】	男女共同参画啓発パネルを男女共同参画週間事業や市町村のロビー・公民館、市町村でのイベント会場等で展示する。	・男女共同参画週間に合わせ、そごう千葉店で男女共同参画啓発パネルの展示事業を行った。 ・同パネルを、野田市へ貸出(展示)した。	202	123
208		市町村における男女共同参画計画策定の支援【男女共同参画課】	・男女共同参画計画、DV対策計画の未策定市町村を支援するため、アドバイザーを派遣する。(5月14日現在コロナの影響により成田市へのアドバイザー派遣が中止となり計0件) ・コロナ終息後、未策定市町村に対する計画策定促進の取組を予定している。 ・令和2年も、年度後半に、市町村担当者会議の開催を予定している。 ・長南町の計画策定に向け支援を行う。	市町村男女共同参画計画については、令和2年度までに長南町、睦沢町、長生町の3町村が策定完了し、令和3年4月1日現在では、残る10市町全てが令和5年度までに策定する予定と確認済。 ・令和3年度までに、御宿町、長柄町、神崎町、九十九里町、一宮町、栄町が策定予定。 ・令和4年度～5年度までに、富津市、白子町、鋸南町、芝山町が策定予定。	805	193

事業番号	重点	事業名 【担当課】	令和2年度			
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
209		千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 【男女共同参画課】 (再掲)	県と連携しながら民間における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、産業・地域・教育分野における県域組織で構成された男女共同参画推進連携会議により、県と団体・団体相互の意見・情報交換や研修会、講演会等を開催するとともに、団体及び参加団体へ幅広く働きかけを行う。本県における女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、女性活躍推進法に基づく協議会として設置された女性活躍推進特別部会で、構成団体の有用な取組について、情報共有するとともに、女性の活躍支援策やワーク・ライフ・バランスの普及促進等について協議を行っていく。	・全体会の他、産業、教育、地域部会を各1回、また、女性活躍推進部会を全体会、産業部会と共催で2回開催し、アンケート結果では評価の高い結果を得ることができた。 ・参加者の中で、男女共同参画に関する見方が変わった。という意見があり、意識の改革ができています。	2,134 (再掲)	931 (再掲)
210		千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実 【男女共同参画課】 (再掲)	男女共同参画シンポジウムとネットワーク会議を同日開催する。	【男女共同参画シンポジウム&ネットワーク会議】 (再掲) 講演会として、田中 洋子先生による「ドイツにおける働き方の柔軟化と女性のキャリア形成」と、ネットワーク会議を行った。	26 (再掲)	0 (再掲)
211		千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 【男女共同参画課】 (再掲)	各市町村で活躍する地域推進員を増やす。 ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度	県内6地域で推進員の企画による講演会、出前講座等を実施した。(8事業、参加者数229名)(再掲)	2,421 (再掲)	21(男女課分) 759(センター分) (再掲)
212		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく協議会の設置の検討 【男女共同参画課】	平成29年6月に、「千葉県男女共同参画推進連携会議」に「女性活躍推進特別部会」を設置 ・第1回会議…産業部会と合同で開催予定 ・第2回会議…「家事シェアで夫婦円満」をテーマにシンポジウムを開催予定	・産業部会と合同で「イクボスセミナー」を開催したほか、「家事シェアで夫婦円満」をテーマにシンポジウムを行い、アンケート結果では評価の高い結果を得ることができた。 ・男性の意識も変化したとのアンケート結果もあり、意識の改革ができた。	施策コード176の 予算に含む	施策コード176の 決算に含む
213		国及び各都道府県との男女共同参画に関する情報交換 【男女共同参画課】	国の開催動向を見据えながら、各種会議に可能な限り参加する。	・内閣府主催「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についてのオンライン公聴会」 ・内閣府主催「都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議」 国立女性教育会館主催「令和2年度男女共同参画視点による災害対応研修」等、第5次男女共同参画計画策定に資するよう、できる限り多くの職員が参加した。	0	0

第4次

千葉県男女共同参画計画の 総括評価について

第4次千葉県男女共同参画計画の総括評価について

- 平成28年3月に策定した「第4次千葉県男女共同参画計画」については、令和3年3月31日に計画期間（5年間）が終了したため、総括評価を実施しました。
- 総括評価にあたっては、計画中23指標の達成状況について確認を行うとともに、計画において重点的に取り組んできた6分野68事業について、5年間の実施結果とそれに対する自己評価や今後の方向性等についてまとめました。

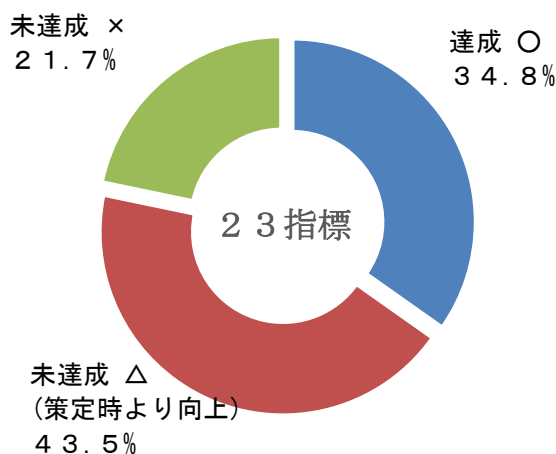
➤ 第4次千葉県男女共同参画計画の指標の達成状況について

表 第4次計画の指標の達成状況

基本目標等	達成 ○	未達成		計
		策定時より向上 △	左記以外 ×	
I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり	4	6	0	10
II 安全・安心に暮らせる社会づくり	2	2	3	7
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	2	0	2	4
推進体制	0	2	0	2
計	8	10	5	23

グラフ 第4次計画の指標の達成状況

- 第4次計画においては、『基本目標I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり』では10指標中4指標が、『目標II 安全・安心に暮らせる社会づくり』では7指標中2指標が、『目標III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり』では4指標中2指標が目標達成となりました。
- 一方で、第4次計画においては、全23指標のうち、約2/3の指標で目標が達成できなかったことから、引き続き、千葉県における男女共同参画の実現に向けて、第5次千葉県男女共同参画計画に基づき取り組んでまいります。



(参考)

➤ 第4次千葉県男女共同参画計画の外部評価方法について

(外部評価)

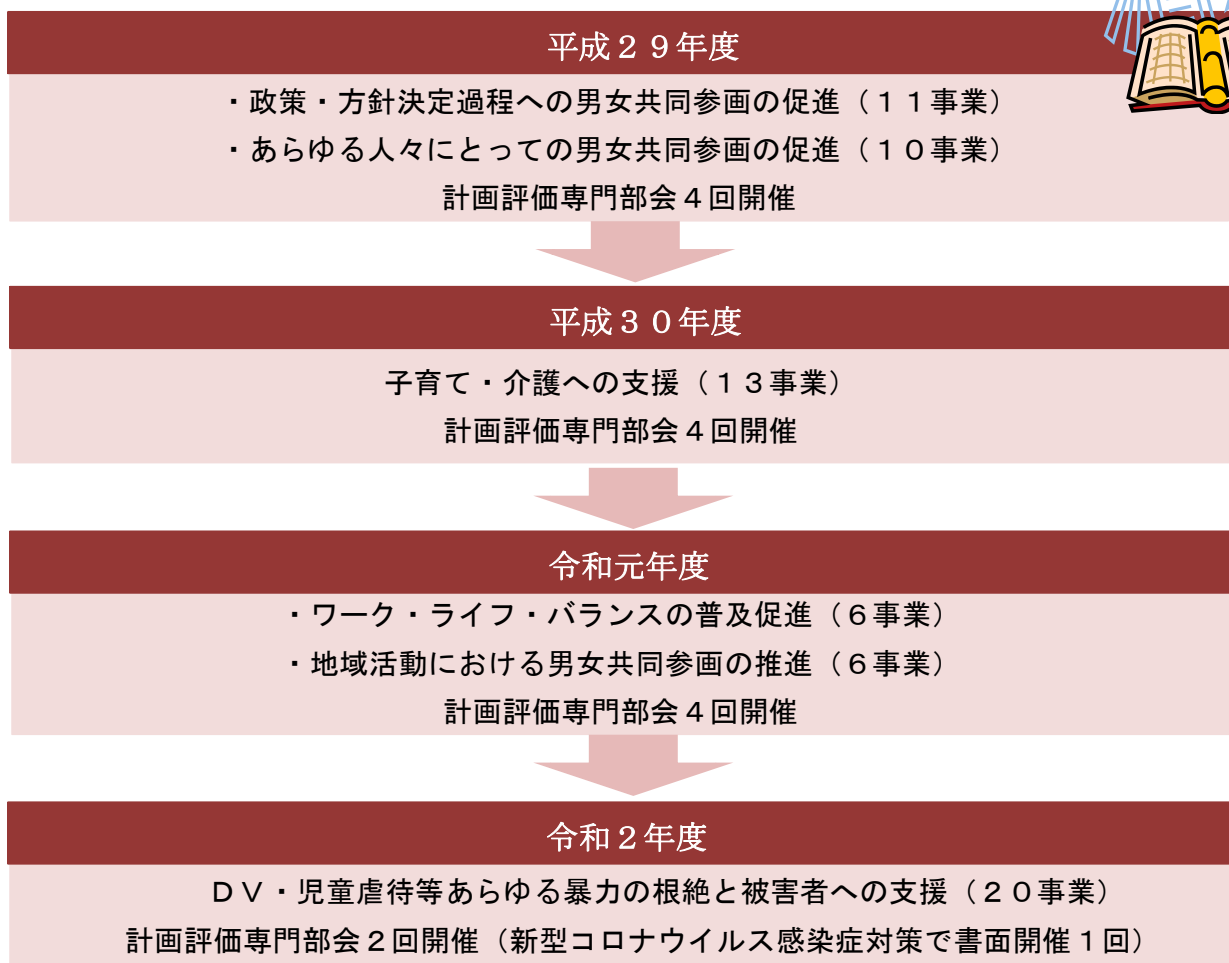
- ・ 計画に位置付けた全213事業のうち、重点的取組である6分野68事業を「千葉県男女共同参画推進懇話会計画評価専門部会」による外部評価の対象としました。
- ・ なお、重点的取組である6分野68事業については、毎年度、各所管課で自己評価するとともに、下図表のとおり外部評価を実施しました。

男女共同参画推進懇話会 (15名)

↳ 計画評価専門部会 (懇話会委員の中から知事が指名)

- ・ 男女共同参画計画に基づき、県が実施する各種事業の評価や進行状況の協議
＜部会委員＞ 議員2名と有識者3名を除いた10名

図表 第4次計画 重点的取組事業の外部評価スケジュール



※68事業のうち2事業は再掲

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向① 子育て・介護への支援（関連事業13）

関係指標

No.	指標名	単位	計画策定時の現状値	目標値	実績値(年度末)	実績値(年度末)			
			H26年度末	R2年度末	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
1	子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育てアンケート)	%	76.1	80.0	83.1【達成】	79.9	79.2	81.0	77.2
2	保育所等待機児童数	人	1,646	解消を指します	428	833	1,020	1,392	1,787
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護実施市町村数		15	増加を指します	20【達成】	20	21	20	19

No.	事業
1・2	<p>事業名：保育所施設整備の助成・認定こども園施設整備の助成（子育て支援課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 民間保育所等（保育所、認定こども園）の整備に対して助成した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 計画期間中に約32,000人定員増（保育所、認定こども園、地域型保育事業合計）となり、待機児童数は約1,000人減少した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 待機児童解消を目指し、保育所等（保育所、認定こども園）施設整備の助成を引き続き実施する。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 保育所等の整備を促進している市町村に対して、県独自の整備促進費を上乗せ補助したことにより、保育所等の定員数が年々増加してきていることは評価できる。 しかし、共働き世帯が増加する中、約1,400人の待機児童が解消されていないことは残念である。保育所等の施設整備のためには、近隣住民の協力や理解、保育士の確保、事業者の資金確保等、同時に環境整備を行う必要がある。今後は、予算の計画的、効率的な執行に努めるとともに、市町村の抱える課題と向き合い事業を強力に推進してほしい。</p>
3	<p>事業名：放課後児童クラブへの助成（子育て支援課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営費について補助を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 予定よりも多くの放課後児童クラブに補助を実施し、放課後児童クラブに対する需要が拡大する中、適切に補助を行った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 年々補助対象施設が増加しているが、放課後児童クラブに対する需要も拡大しているため、引き続き放課後児童クラブの運営に必要な経費に対し補助を行っていく。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 保護者が安心して働ける環境を確保するために非常に重要な事業であり、当初予算額に対して決算額が上回っていることから、積極的な事業が実施されていると思われる。一方、共働き世帯の増加等により、放課後児童クラブの待機児童数は1,000人を超えており、児童が安心して過ごすことのできる環境づくりが喫緊の課題である。 今後とも、予算の増額により運営施設数を増やし、待機児童数の減少に努める一方、支援の中心となる放課後児童支援員の処遇改善を含めた助成、資質の向上のための情報交換や研修、地域人材の活用等を検討するなど、本事業をより効果的に推進してほしい。</p>

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向① 子育て・介護への支援 (関連事業13)

No.	事業
4	<p>事業名：病児保育事業への助成（子育て支援課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 市町村が実施する病児保育事業の運営費について、補助を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 予定よりも多くの、病児保育を実施する保育所等に補助を実施し、病児保育に対する需要が拡大する中、適切に補助を行った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 年々補助対象施設が増加しているが、病児保育に対する需要も拡大しているため、引き続き病児保育の運営に必要な経費に対し補助を行っていく。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 病児保育対応の専用スペースが、1年間で61か所増設されるなど、病児保育の環境が、着実に改善されてきていることは評価したい。 予算の執行状況から見ても、保護者のニーズは非常に高く、必要不可欠な事業であると考え。将来的には、病児保育対応の専用スペースを、各園ごとに設置することが理想であることから、今後は、予算の増額に取り組みつつ、地域格差が生じないよう市町村の状況把握及び助言に努め、多様なニーズに対応してほしい。</p>
5	<p>事業名：幼稚園・小学校の教員、保育士等による研究協議等の実施（（教）学習指導課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 幼稚園教育課程研究協議会を実施し、幼児教育の諸課題の協議や講義の聴講を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育の諸課題について協議会等を行い、園の運営や幼児の指導等に生かせるようにした。 また、各園の工夫した取組例を知ることができるようにレポートを参加者が作成し、共有した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 現在も私立幼稚園、認定こども園、保育所等からの参加者を受け入れているが、より多くの参加者を集められるよう、幼稚園教育課程研究協議会について幅ひろく周知する必要がある。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 公立・私立幼稚園、認定こども園、保育所等、種々の形態の教諭等が情報交換することは大変意義深い。参加対象の約1,000園に対して、実際の参加は170園にとどまっている。 今後は、研究協議会の実施方法として、希望参加である私立幼稚園等の参加率を上げるため、アンケート等で参加者の声を吸い上げ、参加意欲を高めるテーマを選定するなど、研究協議会の目的を達成するために、更なる努力を期待したい。</p>
6	<p>事業名：幼稚園における預かり保育の推進（学事課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 幼稚園の教育時間の前後や休業期間中（土日祝日・長期休業）に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する学校法人立等幼稚園に対し人件費を補助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 学校法人立等幼稚園等が実施する預かり保育に係る人件費について適切に補助を行い、保護者の育児負担軽減や待機児童の抑制に貢献した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 今後も預かり保育の推進を図り、待機児童の抑制に寄与する。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 園児数が減少している中、本事業の補助金額が着実に増えていることは評価したい。 今後は、幼稚園側の要望を把握した上で、人件費の補助対象の拡充や補助単価の引き上げを行うなど、預かり保育がより一層拡大するよう検討してほしい。 また、共働き世帯が増える中、需要が年々増加傾向にあることから、設置者である学校法人と共に保護者への広報等の活動を行うなど、更なる事業の拡充をしてもらいたい。</p>

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向① 子育て・介護への支援 (関連事業13)

No.	事業
7	<p>事業名：放課後等デイサービス事業の充実（障害福祉事業課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 新規事業所は増加しており、事業所に対して、必要に応じて管理・運営に対し、指導を行い、サービス内容の自己評価や保護者による評価などを事業所において公表し、サービスの充実を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 新規事業所の指定などにより放課後等デイサービス事業所は増加しており、また、各事業所に対し、サービス内容等の情報提供を進めるよう、指導を行った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 今後は事業所に対して情報公開の指導や、不適切な事業所への立入調査等を行い、利用者に対して良質なサービスの提供を実施するよう指導していく。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 放課後等デイサービス事業所の設置個所が目標を大幅に上回り量的拡大ができたことや、サービス内容の情報提供や評価の義務化に係る条例の改正を行ったことについては大いに評価したい。 訓練等、質の確保は重要であり、自己評価、利用者評価の実施は必須と考える。また、短期間に設置個所が増えたことで、今後の運営の在り方や事業所ごとの質の格差、サービスの格差がでないようにするために、情報収集及び助言に努めてほしい。</p>
8	<p>事業名：障害児短期入所の充実（障害福祉事業課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 強度行動障害者（児）や重症心身障害者（児）を受け入れた短期入所事業所に対し報酬の加算を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 重症心身障害児者や強度行動障害児者の方向けの短期入所サービスの充実に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 今後とも当該事業の趣旨を鑑み、充実に向け推進していく。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 保護者や介護者等に事情が生じた緊急時に、安心して短期入所を利用できる心強い事業である。対応できる施設や専門的知識をもつ人材の確保等、困難な問題はあるが、更なる充実を期待したい。 また、利用しやすい手続きの簡素化や日頃の広報等を通して、本事業を各事業所が意識し、受け入れ態勢を常態化できるように、関係機関との連携を密にするほか、各事業所の質の均一化に着目し、地域格差や事業所格差が生じないように、情報収集及び助言に努めてほしい。</p>
9	<p>事業名：「ちばMy Style Diary」事業（子育て支援課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援として、県や市町村からの支援情報の提供や、健康・育児に関する相談受付などを行うスマートフォン用アプリを配信した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： ダウンロード者数は伸びているが、平成27年度の配信以降、市町村や民間の類似アプリの配信が増えてきている状況であり、コンテンツの内容を見直す時期に来ている。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 本事業は令和2年度をもって終了し、令和2年度に、チーパスの電子化等の新たなコンテンツを加えた、県や市町村の支援情報の配信を中心とした新たなアプリ及び、チーパス協賛店や子育て支援施設等の検索ができるウェブサイトの同時開発を行い、チーパスの更新時期に合わせ、令和3年4月から運用を開始したところである。今後も結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援を各ライフステージへの情報配信等を行うことで継続する。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： アプリ利用者のアンケート結果やアクセス状況等から、市町村の支援情報充実やアプリの操作性向上を図ったことは評価できるが、事業開始から3年目にもかかわらず、アプリダウンロード者数が約13,000人に留まっているなど、本事業が広く県民に周知されているとは言い難い。 これまで本事業の広報・啓発の手段は、県民だより、地域新聞、県ホームページなどであったが、従来の広報媒体に捉われず、企業や団体へも広報の協力を要請するなど、より一層の事業周知に努めてもらいたい。また、例えば、「チーバくん」のツイッターを活用するなど、若い人が興味を持つ広報媒体を通して、登録者数の増加を目指してほしい。</p>

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向① 子育て・介護への支援 (関連事業13)

No.	事業
10	<p>事業名：子どもの医療費助成の実施（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 子どもの保健施策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費を助成した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 子どもの保健対策の充実及び経済的負担の軽減に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 地方単独事業として実施されている制度であり、対象年齢や制度内容が地域によって異なっているため、全国どこでも同じ制度の下で医療を受けられるよう全国統一の制度創設を国に働きかけていく。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 市町村によって助成対象の年齢が異なるなど、地域によって受けられる制度の内容が異なっていることは大きな課題である。保護者が安心して制度を利用できる環境を整えてほしい。 また、子どもの医療費助成は、本来、国の事業として、健康保険に即して一律・平等に支援すべきものである。全国統一の制度創設について国へ要望するなど、県としても率先して取り組んでほしい。</p>
11	<p>事業名：定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービスの普及（高齢者福祉課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 「民間事業者が実施する施設整備事業に対し市町村が補助する事業」等に対して市町村に交付金を交付した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 市町村は、それぞれの介護保険事業計画により整備事業を実施することとして県へ事業要望を提出するが、市町村の行う事業者の公募が不調となり、整備が実施出来ない市町村が多数発生する結果となった。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、採算がとれない等の理由により、事業者の撤退が発生しており、事業者も参入しづらい状況である。しかし、地域包括ケアシステムの中核的なサービスとされていることや他の自治体では成功事例もあるため、今後、サービスの手法について検討し、普及促進を図る。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービスは、これからの医療提供体制の変更、地域包括ケアシステムの構築推進において重要な事業である。しかし、運営費補助が終了となると、新規事業所の増加は困難になると思われる。 今後は、開設時だけでなく、施設の運営が安定して行われるよう、新たな支援枠があるかを検討してほしい。また、パンフレットの有効活用を含めて市町村への働きかけ、県民への広報等に努めてほしい。</p>
12	<p>事業名：特別養護老人ホーム等の施設整備（高齢者福祉課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 社会福祉法人等が整備する定員30名以上の広域型特別養護老人ホーム等に対して補助を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 介護人材の不足により、事業の参入を見送る法人もあり、予定を下回った整備となった。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 施設を整備しても介護人材の不足によりベッドを開けられず、経営不振に陥る施設もあり、今後、健康福祉指導課で行っている介護人材確保の施策と併せ、事業促進を図る。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 超高齢社会に伴い、要介護高齢者の増加が予測される中、特別養護老人ホーム等については、空床が少なく待機者も多いなど、施設整備を早急に進める必要があるが、人材の確保が最大の課題である。 今後は、他の関係課及び市町村とも情報交換・連携し、総合的に検討を加えることによって、特別養護老人ホーム等の施設整備に当たってほしい。</p>

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向① 子育て・介護への支援 (関連事業13)

No.	事業
13	<p>事業名：福祉・介護人材の確保と定着促進（健康福祉指導課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 介護人材の確保・定着を図るため、新規就業の促進、介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護人材のすそ野の拡大に向けた研修、千葉県留学生受入プログラムによる外国人介護人材の就業促進、千葉県外国人介護人材支援センターの運営など、総合的な取組を実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 性別、年齢等を問わず、幅広い層に対して、介護分野への就業を促進する事業を実施し、福祉・介護人材の定着・確保に努めた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 介護分野の人材不足は依然として深刻な状況にあるため、引き続き総合的な取組を実施していく。</p> <p>※ 委員意見（平成30年度実施外部評価の主なもの）： 介護人材確保対策事業を、平成28年度の132事業から170事業へと数を増やしたことや、補助上限額を大幅に引き上げたことは評価したい。 平均在院日数の短縮等により、医療依存度の高い高齢者が増えており、介護老人保健施設の増床や、介護人材の確保は急務である。 転退職した介護職等の意見を、職場環境の整備、研修、募集に反映するなどして、人材の確保・定着につなげてほしい。また、事業者の要望を把握し、更に支援事業の対象となる項目があるかを検討し、本事業がより一層拡大するようにしてほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進（関連事業6）

関係指標

No.	指標名	単位	計画策定時の現状値	目標値	実績値 (年度末)	実績値（年度末）			
			H26年度末	R2年度末	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
1	社員いきいき！元気な会社宣言会社	社	570	800以上	908 【達成】	899	822	760	652

No.	事業
1	<p>事業名：男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 女性の登用・職域拡大や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を公募により募集し、表彰を行った。また、受賞事業所については、千葉県男女共同参画推進連携会議産業部会において、取組の発表等を行い、県のホームページに掲載するなど幅広く周知した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 女性の登用・職域拡大や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を表彰し、広く周知できた。労働の場における男女共同参画の取組促進に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 応募数増加に向けて、商工団体等と連携し応募事業所の掘り起こしが必要である。また、応募事業所から、応募手続きが煩雑との意見が出ており、手続きの簡略化を検討する必要がある。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 「表彰」とは、表彰の目的を満たした多くの企業が競い合い、その中から選ばれてこそ意味がある。表彰による魅力やメリット等を企業へ周知・広報すると同時に、複雑な手続き方法等を見直すなどの工夫を期待したい。今後は、施策番号17「“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集・公表」との連携や、県主催のセミナー参加企業等への情報提供、過去応募したが表彰に至らなかった企業への再チャレンジなど、きめ細かい啓発を行ってほしい。</p>
2	<p>事業名：普及セミナーの開催（平成29年度より「ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催」）（雇用労働課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 働き方の見直しに関心のある企業等を対象としたセミナー・シンポジウムを開催した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 働き方の見直しに関心のある企業等を対象としたセミナー・シンポジウムを開催し、多くの企業等が参加したことにより、働き方改革について広く普及啓発を図ることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、働き方改革について普及啓発を図るため、セミナー等を開催する。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 働き方改革の普及啓発に向けて多くの課題を組み込んだセミナーの実施は、企業等に有益な情報を提供する場となる。引き続き、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの確保について、意識啓発に努めてほしい。 今後の事業実施に当たっては、セミナー対象者の参加しやすい開催日時の設定や、参加者からのアンケート結果を反映するなど、きめ細かい配慮を期待したい。</p>

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進（関連事業6）

No.	事業
3	<p>事業名：両立支援アドバイザーの企業派遣 （平成29年度より「働き方改革アドバイザーの養成及び派遣」）（雇用労働課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 働き方改革に取り組む県内中小企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けセミナー等を開催するほか、テレワークの導入支援などにより、企業の働き方改革の取組を支援した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 働き方改革への取り組みを希望する企業に対して、働き方改革アドバイザーを派遣し業務改善等のアドバイスを行ったことにより、県内企業の働き方改革の推進に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 中小企業等において働き方改革の取組が進んでいないことから、セミナー等を通じて理解促進を図るとともに、希望する企業に対して働き方改革アドバイザーを派遣し、県内中小企業等の取組を支援していく。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 働き方改革関連法の順次施行に伴い、今後、特に中小企業への支援が必要となる。本事業は、外部委託であるため、担当課として事業効果が高まるように、委託事業者と意思疎通を図ることが重要になる。今後は、前年度にアドバイザー派遣を行った企業へのフォローアップ事業等により、企業の取組や改善状況を確認するなどしてほしい。</p>
4	<p>事業名：“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業の募集・公表（雇用労働課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で「社員いきいき！元気な会社」宣言企業として広く紹介した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業の社名や取組内容を県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業における自主的な取組を促進し、仕事と生活の調和が図れる職場づくり、誰もが働きやすい社会づくりに寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 県内企業のワーク・ライフ・バランスの自主的な取組を促進していく。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 本登録を受けることは、企業イメージを高めると同時に、労働者の確保と流出防止にもつながり、とても重要な事業である。取組企業の増加に向けて、より多くの目標を設定し、事業を推進することを期待したい。また、登録した企業の積極性や意欲を評価し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや男女共同参画推進事業所表彰の情報を提供するなどして、企業の更なる成長につなげてほしい。</p>
5	<p>事業名：両立支援制度に関する周知広報（雇用労働課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 企業の人事労務担当者等を対象とした働き方改革に関するセミナーの中で、両立支援に関する制度や助成金を周知した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 企業の人事労務担当者等に、両立支援に関する制度や助成金を広く周知することができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 企業の人事労務担当者等を対象とした働き方改革に関するセミナー等の中で、両立支援に関する制度や助成金の周知に努める。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 本事業は、施策番号15、16、17の事業の実施結果である。次期計画では、施策番号15、16、17の事業に含めた上で、引き続き各事業の周知・広報に努めてほしい。</p>

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進（関連事業6）

No.	事業
6	<p>事業名：県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備 （総務課、行政改革推進課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 「千葉県職員育児・看護のための両立支援ハンドブック」や新規採用職員研修、育児休業取得者セミナー等により、更なる制度の周知及び啓発に努めた。また、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、配付パソコンによる在宅勤務を認めるとともに、ネットワーク環境の整備に取り組み、併せてビジネスチャットやWeb会議などのコミュニケーションツールを導入し、より円滑な在宅勤務の実施環境を整備した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 男性職員の育児休業取得率が向上するなど、職員が育児に参加しやすい職場環境づくりが進んでいる。また、円滑な在宅勤務の実施環境を整備し、積極的に実施を推奨した結果、在宅勤務実施者数が大幅に増加した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： セミナー、研修やリーフレット等を通じて、職員に対する制度の周知や管理職員の意識改革に取り組み、引き続き職員が育児に参加しやすい職場環境づくりに取り組む。また、柔軟な働き方を推進するため、引き続き積極的なテレワークの推進を行うとともに、本格導入に向けた検討を行う。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 情報の周知や職場環境の整備等、県自らがワーク・ライフ・バランスに取り組んでいることは評価できる。育児・看護・介護とも休暇等の制度整備は進んでいるものの、職員の意識の変容や職場環境の整備などは、具体的な対策が求められる。県の取組を県内企業にも好事例として広めるなど、働き方改革のモデルとなるよう事業を推進してほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の促進 (関連事業6)

関係指標

No.	事業
1	<p>事業名：千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 県内6地域で地域推進員の企画による講演会、出前講座等を実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 中学校で「出前講座」等実施したほか、「落語講演会」など幅広い世代をターゲットにした取組により有効な意識啓発ができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 地域ごとに工夫した事業が展開されており、引き続き、地域横断の全体研修会、事業報告会等を通じて、好事例の更なる情報共有を図り、企画事業を活性化していく。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 各地域に地域推進員経験者が増えていくことは、市町村にとっても貴重な財産である。地域推進員が積極的に活動することにより、その存在及び活動が地域に定着し、また、推進員自身のやりがいや楽しさにつながることを期待したい。また、地域推進員が幅広い世代に対応するため、若い世代も参画できる仕組みづくりを検討するなど、問題解決に向けた具体的な取組を行い、各地域での活動がより活発になるよう努めてほしい。</p>
2	<p>事業名：ちば県民活動PR月間（11/23～12/23）の実施（県民生活・文化課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 「ちば県民活動PR月間」を設け、賛同行事を募集するとともに、賛同行事に対し、グッズ提供による広報支援を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： ボランティア活動の普及啓発に寄与するとともに、老若男女問わず、ボランティアに参加する機会の増加につなげることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 当該事業の推進により、男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域における身近な男女共同参画の促進に繋がっていくものと考えている。今後、男女共同参画に資する事業としての評価方法等について検討したい。 (男女共同参画課) 賛同行事の増加のため、メールマガジン等で積極的に広報していく必要がある。 (県民生活・文化課)</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 県民にNPOやボランティア活動を広く知ってもらうことは重要であるが、どのように男女共同参画の推進につながるのかは、検証する必要がある。今後は、男女共同参画推進に対する目標を設定し、実績を評価するなど、事業をよりよいものにしてほしい。</p>
3	<p>事業名：ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発（県民生活・文化課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 県内のNPO・ボランティア団体の運営や活動を進めるうえで必要な情報を収集し、提供したとともに、県民が自主的な地域貢献活動に参加しやすくするため、NPOやボランティアに関する情報を「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」やメールマガジンにより配信した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： ボランティア活動の普及啓発に寄与するとともに、老若男女問わず、ボランティアに参加する機会の増加につなげることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 当該事業の推進により、男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域における身近な男女共同参画の促進に繋がっていくものと考えている。今後、男女共同参画に資する事業としての評価方法等について検討したい。 (男女共同参画課)</p> <p>令和2年度に実施したメールマガジン購読者アンケートの結果等を踏まえ、ニーズに即した情報発信に努めていく。また、購読者数増加を目指し、積極的に広報を行う予定である（県民生活・文化課）。</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： NPO・ボランティア団体に関する情報を、積極的にメールマガジン等により配信していることは評価できる。しかし、メールマガジンの性質上、配信する内容と県民のニーズが合致しているかどうかの把握は困難である。今後は、読者の声を聴く場を設けたり、様々な活動で得られたアンケートを参考にするなどして、本事業を地域活動における男女共同参画の推進につなげてほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の促進 (関連事業6)

No.	事業
4	<p>事業名：地域づくり情報広場における情報提供（政策企画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 地域づくり情報広場に、特色ある地域活動団体を掲載した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 男女の地域づくり活動への参加促進に寄与するため、地域づくり活動団体の代表者の性別及び構成員の男女別人数について掲載した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 当該事業の推進により、男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域における身近な男女共同参画の促進に繋がっていくものと考えている。今後、男女共同参画に資する事業としての評価方法等について検討したい。（男女共同参画課） 女性・男性の参画を更に推進していくため、最新の情報に更新していくことが必要である。 (政策企画課)</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 県のホームページに、各市町村で地域づくり活動をしている団体を集約して情報提供するなど、数多くの活動団体の概要を掲載していることは評価できる。 ホームページには、各団体の構成員の男女別人数は記載されているが、更に掲載情報を精査し、男女共同参画推進の視点を加えてほしい。</p>
5	<p>事業名：高齢者等の地域活動への参画支援（高齢者福祉課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 千葉県生涯大学の卒業生の地域活動を支援するため、コーディネーターを各学園に配置し、体験学習先の確保や地域活動情報の収集、学生への情報提供等を実施した。また、高齢者の社会参加を支援するための知識や技術、ノウハウの提供などを行った。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により1年間休校となった。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 平成28年度から令和元年度にかけて各年度とも実施予定どおり事業を行うことができたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により休校となった。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 当該事業の推進により、男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域における身近な男女共同参画の促進に繋がっていくものと考えている。今後、男女共同参画に資する事業としての評価方法等について検討したい。（男女共同参画課） 引き続き、高齢者の社会参加を促進するため、より地域との連携強化を図る。 (高齢者福祉課)</p> <p>※ 委員意見（令和元年度実施外部評価の主なもの）： 千葉県生涯大学への入学者募集から講座の実施まで、県は、事業の目的や地域における男女共同参画の視点を踏まえ、指定管理者と共に事業を推進してほしい。 今後、コーディネーターの配置に当たっては、男女共同参画推進の視点をもって男女の比率を考慮し、女性の登用を意識してほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【1 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進】

施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の促進 (関連事業6)

No.	事業
6	<p>事業名：観光人材の育成事業 (観光企画課)</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 外国人観光客の増加が見込まれるため、外国人観光客にも満足いただけるような先進的なおもてなしについて情報を共有する研修及び外国語観光ボランティアガイドを養成するための養成講座を実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 地域づくりを担う人材の育成として、男性・女性問わず、受講者を募集し、おもてなし人材の育成を行った。また、海外観光客を受け入れる環境がまだ不十分な中小のホテルや旅館等を中心に、おもてなし人材の育成を行った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 当該事業の推進により、男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域における身近な男女共同参画の促進に繋がっていくものと考えている。今後、男女共同参画に資する事業としての評価方法等について検討したい。(男女共同参画課) 本事業が地域活動における男女共同参画の推進にどのような影響を与えているのか、検証が必要である。(観光企画課)</p> <p>※ 委員意見(令和元年度実施外部評価の主なもの)： 東京オリンピック・パラリンピックが目前となる中、海外観光客を受け入れる環境が、まだ不十分な中小のホテルや旅館等を中心に「おもてなし人材」の育成を行うなど、大変貴重な事業である。今後は、参加者増加の工夫に加え、本事業が地域活動における男女共同参画の推進にどのような影響を与えているのか、検証を期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進（関連事業11）

関係指標

No.	指標名	単位	計画策定時の現状値	目標値	実績値(年度末)	実績値(年度末)			
			H26年度末	R2年度末	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
1	県の審議会等における女性委員割合	%	29.7	40.0	30.5	30.3	30.4	30.5	30.5
2	農業協同組合の役員に占める女性の割合	%	6.3	15.0	8.5	8.4	7.6	6.8	6.6
3	農業委員に占める女性の割合	%	4.6	30.0	14.6	13.5	13.1	10.7	7.5

No.	事業
1	<p>事業名：県が設置する審議会等への女性登用促進（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 審議会等の委員改選時に事前協議を実施するとともに、女性人材リストの提供や関係計団体に おける女性人材の発掘を促すこと等により、女性登用率の向上に努めた。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 委員改選に係る事前協議を行い、女性委員が参加することの重要性を説明するとともに、 女性登用率が低い理由を県HPで公表したことにより、担当課の改善意欲を生み出すよう努めた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 女性登用率は計画策定時(平成26年度末)から0.8%増加しており、引き続き千葉県女性人材 リストの活用を強く促すなど、個々の審議会の状況を踏まえつつも更に女性委員の登用を 促していく必要がある。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 本事業は、各事業の根幹を成す重要な事業であり、担当課の意識の向上と人材の把握が 求められる。一般募集で広く人材を求めると女性登用が難しい審議会には、個別の助言を 行うことなど、引き続き、地道な取り組みを進めてほしい。何より、女性自身が他人事と捉えず、 仲間を増やせるよう意識を変えていければと考える。 また、分野によっては、女性が少なく、結果として登用率が低い審議会もある。 一律40%という目標を見直してはどうか。</p>
2	<p>事業名：県の女性人材リストの充実（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 県の政策や方針決定過程への女性の参画促進を図るため、県内外の各分野で活躍している 女性に関する情報を収集し、「千葉県女性人材リスト」を作成したとともに、県の機関及び 市町村で活用することにより、県及び市町村における審議会等委員への女性登用の促進と、 男女共同参画関連施策の推進を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 女性が少ない分野で御活躍されている女性委員に千葉県女性人材リストに御登録いただける よう、関係機関に積極的に依頼した。また、千葉県の各審議会の女性委員の方で女性人材リスト に登録されてない方をリストアップした。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 県及び市町村の審議会等における女性委員の登用促進のためのツールとして、千葉県女性人材 リストの活用を強く促していく。また、特定の専門分野の女性が少ないとの指摘に対応するため、 附属機関の事前協議に際し、女性人材リストに載っていない女性委員にリストへの登録依頼を 積極的に行い、リストの充実を図る。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 女性の審議会参画を進める上で、本事業は、非常に重要である。様々な団体と連携して、 人材の発掘に努めてほしい。人材リスト掲載者数を増加させることは、とても大切であるが、 どのようにリストが活用されているのか、リストが何の役に立っているのか、分析・検討を してほしい。また、登録者へのフィードバックも考えてはどうか。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 (関連事業11)

No.	事業
3	<p>事業名：女性職員の登用推進（総務課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「千葉県女性職員活躍推進プラン」を平成28年4月に策定し、管理職及び役付職員に占める女性割合について数値目標を定め、女性職員の積極的な登用を推進した。 第2期プラン（令和3年度～）では、より一層高い数値目標を設定し、引き続き女性職員の積極的な登用に努めていくこととした。 令和3年4月の定期人事異動においても、女性職員についての職域拡大を進め、組織の中核となるポストへの配置も行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 「千葉県女性職員活躍推進プラン」を平成28年4月に策定し、管理職又は役付職員に占める女性割合について数値目標を定め、女性職員の積極的な登用を推進した。 また、女性職員についての職域拡大を進め、組織の中核となるポストへの配置も行った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、職員意向調査等により職員の個人的な事情を把握したうえで、任用や人事配置を図り、女性職員がやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを推進する。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 登用結果の数字だけに目を向けるのではなく、職員の個々の事情（介護・出産・育児・病気など）を考慮して登用のチャンスが与えられることが望ましい。そのためには、職場環境を整備し、産休・育休等が登用の障害にならないよう、意向調査などを行うことで、キャリアアップの仕組みを整備していく必要がある。 また、女性職員全体をひとくくりにせず、個々の女性の意識の違いに配慮した登用計画を検討してほしい。</p>
4	<p>事業名：女性警察職員の登用推進（（警）警務課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 女性職員の昇任意欲の醸成を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 女性職員に対する研修等、キャリア形成支援を継続して行うことにより、県警初の女性警視が誕生するなど、女性職員の幹部登用に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、職員の意欲と能力の把握に努めつつ、職務機会の付与に当たっては、男女で偏りがないように配慮する。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： —</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進（関連事業11）

No.	事業
5	<p>事業名：女性教職員の登用推進（（教）教育総務課・教職員課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 県の施策を積極的に展開するため、職員の意欲・能力等を十分考慮に入れた適材適所の配置を基本に、男女区別のない登用を促進した。また、研修による意識改革や人材開発に引き続き努めたとともに、管理職候補となる主幹教諭を含めた主任層への女性職員の積極的な登用について、校長会議等を通じて伝えた。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 校長・副校長・教頭・主幹教諭等への男女区別のない積極的な登用や、研修による意識改革・人材開発を通して、教育現場における男女共同参画の取組促進に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、男女区別のない登用を促進するとともに、研修による意識改革や人材開発、主幹教諭を含めた主任層への女性職員の積極的な登用を周知し、教育現場における男女共同参画の取組を促進する。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 教育庁等職員における管理職の目標値5%のアップを期待している。そのために、職場環境を整備し、産休・育休が登用の障害にならないよう、キャリアアップの仕組みを整備していくことが必要と考える。女性にも、企画・立案に積極的に参画してもらい、課題を明らかにして、更なる登用実績の向上に努めてもらいたい。 学校は、次世代の子どもたちのお手本となる職場であるため、率先して努力し登用実績を上げてもらうことを期待している。 学校における管理職の女性登用率は、全国平均を目指してほしい。そのために、職場環境を整備し、産休・育休が登用の障害にならないよう、キャリアアップの仕組みを整備していくことが必要と考える。女性にも、企画・立案に積極的に参画してもらい、課題を明らかにして、更なる登用実績の向上に努めてもらいたい。</p>
6	<p>事業名：女性の活躍推進セミナー等の開催（雇用労働課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に実施する、「労働大学講座」の一科目として、女性の活躍推進に資するような内容の講座を扱った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に実施する「労働大学講座」の一科目として、女性の活躍推進に資するような内容の講座を扱うことにより、女性の活躍推進について、企業や県民の理解をより深めることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 働き方改革の一環として、引き続き、女性活躍に対する理解の浸透を図っていく。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 多数の参加実績があり、成果が上がったと考えられるので、今後も根気よく継続してもらいたい。 労働大学については、他の関係団体との情報の共有や調整、連携を検討し、内容や広報をより充実させてほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進（関連事業11）

No.	事業
7	<p>事業名：農山漁村女性団体ネットワークの活動支援（担い手支援課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 農業・畜産業・林業・水産業の各分野の女性団体が連携して農林水産業での男女共同参画を推進するため、各団体と関係機関で構成されるネットワーク組織「千葉県農山漁村女性団体ネットワーク」における、リーダー会議や研修会の開催などの活動を支援した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： リーダー会議の開催を通じて構成団体間の連携を強化し、研修会の開催や女性登用の要望活動を効果的に実施することができた。その結果、すべての市町村の農業委員会に女性農業委員が登用された。また、これらの活動を継続して取り組んだ結果、男女共同参画に対する意識の向上を図ることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、農山漁村女性団体ネットワークの活動支援を通じ、農林水産業の男女共同参画を推進する。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 農業委員の選出方法が改正されたことにより、今までの関係機関への登用依頼から当事者自身が行動できる環境となり、実施実績が伸びた状況がある。農業のあり方が問われている現在、女性の活躍がより期待されている。いきいき研修会は、農村における男女共同参画を男女が共に考えるための事業なので、参加者が女性に偏らないよう実施方法をさらに工夫してほしい。</p>
8	<p>事業名：農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営（担い手支援課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 県内10農業事務所において、農山漁村男女共同参画地区推進会議やセミナーを開催した。地区推進会議では、地区の実情に合わせて、農業・畜産業・林業・水産業の代表者が参加し、合意形成を図った。男女共同参画を推進するための地区セミナーでは、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、女性の経営参画及び社会参画推進等の意識向上を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 各地区において農山漁村男女共同参画地区推進会議や地区セミナーを開催することにより、市町村や関係機関の担当者の男女共同参画意識の向上を図ることができた。その結果、市町村や関係機関等と連携して、経営の意思決定や地域農業の方針決定の場へ参画できる人材の育成を図ることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、各地区において農山漁村男女共同参画地区推進会議や地区セミナー等を開催し、市町村や関係機関等と連携して男女共同参画の推進を図る。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 女性の経営参画や社会参画の重要性を各農業事務所が共有し、県の施策に反映されることを期待する。ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことも期待している。また、「農山漁村」を対象としているのならば、漁業についての取組を記載してほしい。今後も事業内容・実績のPRを行い、さらなる参加者増加に努めてほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進（関連事業11）

No.	事業
9	<p>事業名：農山漁村の女性リーダー等の活動支援（担い手支援課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 千葉県の女性農業者を代表する組織として設立された県域女性農業者組織の活動支援を行った。 また、農山漁村における男女共同参画推進のリーダーである農山漁村いきいきアドバイザーをはじめとした地域リーダー等の活動の支援を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 県域女性農業者組織や女性リーダー等の活動支援を行うことにより、女性の経営参画及び社会参画を促進した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、県域女性農業者組織や地域リーダー等の活動の支援を行うとともに、次世代リーダーとなる人材の育成を重要課題と位置づけ進める。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 女性が主体的に学び、リーダー・地域の代表としてブロック大会に参加する経験は、大変貴重なチャンスであると考えている。そこでの学びを「県→地区→女性グループ」へと情報共有がスムーズにできるよう、さらに工夫してほしい。農業だけに特化せず、林業や漁業の分野への広がりも期待している。リーダーの掘り起こし・育成に、粘り強く取り組んでほしい。</p>
10	<p>事業名：農業協同組合の女性役員の登用促進（団体指導課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 女性役員登用の一層の促進を図るため、女性役員の登用について、ヒアリング時の対話や役員改選が行われる次期総代会の開催前までに文書による要請を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 平成28年度から比較して、女性役員登用が1.9%増加した（7人増）。また、女性登用が行われていない農業協同組合については、直接組合へ何う等、積極的な女性役員登用の推進を行うよう働きかけを行った結果、全農業協同組合において女性役員登用が実現した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 女性役員数は増加しているものの、未だ低い割合にあることが検討課題である。 引き続き、文書による要請やヒアリング時の対話によって、女性役員の登用促進を図る。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 農協に女性役員が誕生できる環境になりつつあるが、実績値が目標値の半分というのは残念である。引き続き、農業協同組合の女性役員の登用促進に向けて、根気強く指導・説得することを期待している。特に、未登用団体への働きかけを進めてほしい。 また、文書や直接要請だけでなく、役員的女性枠の拡充を促すなど、課題解決に向けた施策をさらに進めてほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進】

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 (関連事業11)

No.	事業
11	<p>事業名：子ども虐待防止地域力の強化 (児童家庭課)</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供したとともに、通告義務や相談機関の周知を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに通告義務や相談機関の周知を図ることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の更なる周知を図る。</p> <p>※ 委員意見(令和2年度実施外部評価の主なもの)： 児童虐待防止に対する緊急対策として予算が拡充され、虐待の予防等啓発を強化されたことは評価したい。クリアファイル・パンフレットの配布やラジオCMやトレインチャンネル等様々な啓発を行っているが、結果として、正しい知識と理解が深まったか等効果を検証することにより、より効果的な広報啓発に取り組んでいただきたい。また、県内の各団体と連携して、幅広い啓発活動に引き続き取り組むことを期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

関係指標

No.	指標名	単位	計画策定時の現状値	目標値	実績値（年度末）	実績値（年度末）			
			H26年度末	R2年度末	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
1	DVが人権侵害であると認識する人の割合（男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査）	%	女性 77.6 男性 75.8	増加を 目指 します	女性 77.8 男性 74.1 (R元年度)	女性 77.8 男性 74.1	—	—	—
							※5年に1度の調査		
2	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数		53	54	54 【達成】	54	53	53	53

No.	事業
1	<p>事業名：DV相談カード等の作成配布（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 被害者への相談窓口の周知を図るため、DV相談カード、デートDV相談カード、デートDV啓発リーフレット、家庭向け暴力啓発パンフレットを作成・配布（県機関、各市町村、DV被害者支援団体、病院、郵便局、銀行等金融機関、母子生活支援施設、弁護士会等）し、様々な状況にある被害者に情報が届くよう啓発を積極的に行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 様々な状況にある被害者に情報が届くよう、複数の方法で継続的に広報を実施し、被害者への窓口の周知を図るとともに、一般県民への啓発を積極的に行った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、様々な状況にある被害者に情報が届くよう、複数の方法で継続的に広報を実施し、被害者への窓口の周知を図るとともに、一般県民への啓発を積極的に行っていく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： DV・児童虐待事件の発生を受けて、予算を3倍に増額して広報啓発に取り組んだことは評価できる。また、高校生に対するデートDVの啓発や、幼児、小中学生のいる世帯など、幅広く啓発活動を行い「DVは重大な人権侵害であると認識する人の割合」を増やす努力をしていることも評価したい。 今後更に効果を高めていくために、アンケートの実施、Webサイトを活用した取組の充実についても期待したい。</p>
2	<p>事業名：街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に関係機関と協働し、DV防止と児童虐待防止を呼び掛ける街頭キャンペーンを行うとともに、各市町村と連携して自治会の回覧板を活用した啓発チラシの供覧配布などを行い県民の意識の向上を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の関係機関と協働したDV防止と児童虐待防止を呼び掛ける街頭キャンペーンや、各市町村と連携した自治会の回覧板を活用した啓発チラシの供覧配布などを行い、県民の意識の向上に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： DV問題の解決に向けては、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりが必要である。そこで、様々な状況にある被害者に情報が行き届くよう複数の方法で継続的に広報を実施し、被害者への相談窓口の周知を図るとともに、一般県民への啓発を積極的に行い、DVを許さない社会に向けた気運を醸成していく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： DV児童虐待予防セミナーは2回で224名と多くの県民が参加しており、この問題に関心のある県民に深く学ぶ場を提供するという点では意義深いイベントとなった。また、他の機関、民間団体等が協働して実施したことにも意味がある。今後は、PR方法、動画の活用、キャンペーン実施結果のWebサイト掲載などの工夫又は配慮をお願いしたい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
3	<p>事業名：セミナーの開催等によるDV予防教育の推進（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： DV予防教育の一環として、「若者のためのDV予防セミナー」を県内の高等学校等のうち参加を希望した学校に対して実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 生徒たちが自分たちの身近にあることという意識を高めることができ、交際相手や将来について考えるきっかけとなっている。実施校はリピート率が高かった。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 第4次計画ではDV予防セミナーの実施校の拡大を目指している。リピート率が高いことから実施することの有益性は高いと思われるため、今後、実施していない高校等への周知が課題である。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 若者へのDV予防教育は、若者に直接話をする機会として重要であり、熱意をもって継続していただきたい。今後は、新型コロナウイルスの影響によりセミナーの開催が困難となっているため、動画を活用した授業などを検討し、未実施の学校を減らす努力をすることを期待したい。</p>
4	<p>事業名：配偶者暴力相談支援センターにおける相談（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 県内15か所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談から自立に至るまでDV被害者の状況に応じた様々な支援が実施できるよう支援体制の強化を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 県内15か所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談から自立に至るまでDV被害者の状況に応じた様々な支援が実施できるよう支援体制の強化に繋がっている。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き県内15か所の配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実を図るとともに、身近な窓口として市町村の役割は大きいことから市町村においても相談体制が充実強化されるよう働きかけていく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： DV相談は内容も複雑・多様化しており、国、県、市町村等の行政との関わり、法的な対応等も求められることから、相談員には高い資質が求められるので、定期的な事例検討、各専門家の研修など今後も継続的に実施していただきたい。 今後男性相談窓口の周知や活用、「DV被害者のための支援機関ハンドブック」等マニュアルの活用割合の検証、SNSを利用した相談窓口の設置、短縮ダイヤルの設置、定期的な弁護士相談の実施などに力を入れる必要がある。</p>
5	<p>事業名：女性サポートセンターにおける一時保護（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： DV被害者等保護が必要な女性を一時保護するとともに、関係機関と連携し退所後の自立に向けたきめ細かい支援を実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： DV被害者等保護が必要な女性を一時保護するとともに、関係機関と連携し退所後の自立に向けたきめ細かい支援を実施できた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： DV被害者等及び同伴している子どもたちの安全に留意し退所後の自立に向けた支援を充実するために、警察や市町村、児童相談所等関係機関とより一層の連携を図っていく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 昨年度に比べ、一時保護を必要とする多くの県民に利用されていることは評価できる。保護される方の立場に立ち、一時保護の条件の改善、利用しやすい方法の見直し、退所後の精神的・経済的支援の方法について検討の余地がある。また、市町村職員との一層の連携強化を期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
6	<p>事業名：DV職務関係者への研修（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 新任基礎、新任応用、経験者、自立支援スキルアップ、DV専門相談員研修、被害者支援スキルアップ、DVによる子どもへの影響等に関する研修を実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： DV被害者に対しては、担当者が安全に十分配慮し、被害者の立場に立った、迅速かつ的確な対応が必要である。そのために職務経験別及び職種別に階層的に開催し相談能力の向上や支援体制の充実を図った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： DV被害者への相談業務は困難事例も多く、現状の相談対応の課題などを取り入れながら研修内容を充実していく必要がある。また、市町村では、様々な部局でDVや虐待に係るため、担当部局職員以外もDV等の基礎知識を学んでいただく機会を検討するよう働きかけていく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： DV被害者に対する相談、支援体制の充実は大変重要なことであり、研修のニーズも高く、参加者が増加していることは評価できる。現状、教職員については別枠で研修を実施している。しかし、教職員が研修の場での市町村や関係機関の職員と顔を合わせるにより、DVにどのような機関が関係し、どのような援助を行っているかを間接的に知ることは有益な機会である。今後市町村や関係機関の職員とともに研修を行うことについては、検討の余地がある。</p>
7	<p>事業名：DV被害者の生活再建支援（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： DV被害者の生活環境整備の支援等に加え、支援に当たるサポーターの資質向上のための研修を民間支援団体に委託して実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 一時保護を受けたDV被害者等が一時保護所を退所した後、住宅、就業などの生活基盤の確保や子育て、加害者からの追及や離婚といった様々な課題を解決するため、裁判所や役所・病院等へ行く際の同行や、入所中の転宅先選定の際の同行、退所日の転宅先までの同行、転宅先での生活環境整備の支援を行い、DV被害者等の社会的自立を促進した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 同行支援希望者数が減少し、事業体制の見直しが必要であるため、検討をしていく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 本事業は、DV被害者にとって生活をしていく上での課題を解決していくためにとっても重要な施策であると思うので、利用が低調な原因を解明する必要がある。被害者のニーズをくみ取った上で、支援の在り方の見直しを行い、支援を更に充実させていくことを期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
8	<p>事業名：児童相談所虐待防止体制の強化（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図った（児童虐待等電話相談、携帯電話による連絡体制の整備、保護者不在児童等健康診断料、児童虐待家庭支援専門員の配置、一時保護所に心理療法担当職員を配置、被虐待児等訪問心理療法等事業、被虐待児等へのグループ指導事業、保護者へのカウンセリング指導、一時保護児童への歯科医師による診察等事業、家族関係支援事業、ふれあい心の友訪問事業）。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図れた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図る。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 児童安全確認協力員、児童虐待対応協力員の増員や人材育成研修を行う等体制強化を図られた点は評価できる。児童相談所の業務は非常に多忙なため、児童福祉司や児童心理士の増員についても考えていく必要がある。被虐待児への直接的フォローアップ（心理療法、口腔内衛生改善）は児童の発育発達を支援する重要な要素であることから今後も強化していただきたい。電話相談に加え、相談を受けるチャンネルを増やすことは重要であると思われるので、メールやSNSなど子どもたちに身近なツールの利用、また、他課が既に実施しているアプリなどの情報共有等も検討していただきたい。</p>
9	<p>事業名：児童相談所専門機能の強化（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所の専門性を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図るとともに関係機関への助言機能を強化を図った（アドバイザー養成研修、児童相談所職員派遣研修、児童相談所専門性強化研修、児童虐待法律アドバイザー、児童虐待対応専門委員、児童虐待対応協力医師）。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策推進を図れた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応、被虐待児童及び保護者等へのフォローアップについて総合的な施策の推進を図る。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 法律事案への対応として、弁護士を活用した法的対応力強化の取り組みは評価できる。複雑で判断の難しい事例が増えていることから、ためらうことなく専門家の積極的な活用を進めるとともに、職員のスキルアップを意識したより実践的な研修などプログラムの充実を図ることを期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
10	<p>事業名：児童虐待対策関係機関の強化（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童虐待の通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化したとともに各機関同士の連携強化を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・対応等に関する研修を実施した（児童虐待対応職員法定研修、市町村等児童虐待相談職員研修、児童虐待防止対策担当管理職研修、市町村母子保健担当者研修、児童虐待対応地域リーダー養成研修、関係機関研修（教育・医療機関向け））。</p> <p>② 実施結果①に対する自己評価： 増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童虐待の通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに各機関同士の連携強化を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・対応等に関する研修を実施できた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、増加・深刻化する児童虐待の防止に向け、児童相談所の専門性を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応等に関する研修を引き続き実施する。また、研修内容について適宜見直しを行い更に充実した研修にする。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 児童虐待について多くの関係機関の関心と危機感が高まり、各研修への関心や参加者の増加につながった。各研修とも、座学だけではなく、グループ・ワーク、ロールプレイを取り入れる等研修方法を工夫した点は評価できる。今後も参加者アンケートを分析し、より現場に必要な役立つ研修内容の検討及び参加者の増加を維持していただきたい。教育委員会関係は別途研修が実施されているが、虐待事案は家庭、地域、各機関の連携と専門性を必要とすることから、教育機関も同席した方がより理解が深まると思う。</p>
11	<p>事業名：子ども虐待防止地域力の強化（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供したとともに、通告義務や相談機関の周知を図った。</p> <p>② 実施結果①に対する自己評価： 児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに通告義務や相談機関の周知を図ることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の更なる周知を図る。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 児童虐待防止に対する緊急対策として予算が拡充され、虐待の予防等啓発を強化されたことは評価したい。クリアファイル・パンフレットの配布やラジオCMやトレインチャンネル等様々な啓発を行っているが、結果として、正しい知識と理解が深まったか等効果を検証することにより、より効果的な広報啓発に取り組んでいただきたい。また、県内の各団体と連携して、幅広い啓発活動に引き続き取り組むことを期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
12	<p>事業名：児童相談所支援システムの充実（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 児童相談所職員が児童相談に迅速かつ漏れなく対応できるよう、IT化による児童相談業務の改善を図り、児童相談所支援システムの適切な運用管理及び必要な機能の追加を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： IT化による児童相談業務の改善を図り、効率化に繋がった。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 現在のシステムを導入してから10年が経過しており、現在の業務や支援に沿った活用を図るために、システムの抜本的見直しを図る必要がある。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 児童虐待に関して、刻々と変化する事案への迅速な対応、見落とし、見過ごしの許されない状況がある。見落としや漏れ落ちを防ぐことと併せて、児童相談所職員の負担軽減にも繋がることから、児童相談所におけるICT環境の整備に向けて取り組みを進めることを期待したい。 また、システムの改修に当たっては、現場からの意見を丁寧に聴取するとともに、各種様式の改正等を含めて改修を進めていただきたい。</p>
13	<p>事業名：社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項及び被措置児童等虐待等に関し、通告等の受理、事案に対する意見・調査等の必要な措置を講じた。 また、児童虐待死亡事例等の検証を行い、死亡事例の再発防止や児童虐待の未然防止に向けた対応策等を検討した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行う。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 昨年度の児童虐待事案に関して、大事な命の代償として多くの課題が抽出され、審議されたことは当然であったが、早急に児童相談所管轄の見直しや増設につながったことは評価したい。 本部会では要保護児童に対して適切な支援を行うために必要な社会的養護の質及び量を確保するという観点から運営に取り組んでいただきたい。また、審議され答申された内容を関係機関・関係者に周知され、児童虐待防止・対応に活用されることを期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
14	<p>事業名：家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議を年1回開催し、意見交換・情報共有等を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 関係機関・団体で構成する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を開催し、情報の共有や連携を図れた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 今後も関係機関・団体を構成員として「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を開催し、情報の共有や一層の連携を図っていく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： DV問題の解決には「各機関の連携」が必須であるため、関係機関のネットワークが構築され、更に情報交換の場である会議が実施されていることは評価できる。 今後は構成員増加と参加団体の増加に努めるとともに、具体的な連携の成果を見える形にしていくことや結果を他の関連する事業に生かしていくことを期待したい。</p>
15	<p>事業名：市町村DV担当課長会議の開催（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 会議での意見交換等を通じて、各市町村とDV対策について共有することができた。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 市町村のDV基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター整備にかかる働きかけを行い、DV対策に係る認識の共有を図った。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、市町村のDV基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター機能の更なる整備に向け、市町村DV対策担当課長会議を開催していく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 会議を実施することでDVへの関心や支援の在り方等の具体策も検討することができるので、より効果的で充実した会議となるよう継続して取り組んでいただきたい。また、地道な努力の結果、「DV基本計画」策定済みの自治体が増加していることは評価できる。 今後も未策定市町村に対して計画策定のための支援を行うことを期待したい。</p>
16	<p>事業名：市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化と関係機関連携のネットワークの充実を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 平成30年12月をもって、要保護児童対策地域協議会は全市町村設置となった。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： アドバイザー派遣について、まだ派遣未実施の市町村も多くあり、事業の周知を徹底する必要がある。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 県内全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されたことは評価したい。今後は、地域の子どもは地域で守るといふ更なる積極性を求めたい。専門家派遣による要保護児童対策地域協議会の機能強化は重要であり、一定の効果も期待できるが、活用しなかった市町村に対しては活用促進に努めてほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
17	<p>事業名：千葉県要保護児童対策協議会の開催（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 児童虐待について、平成22年7月に発足した「千葉県要保護児童対策協議会」を活用し、関係機関の連携強化及び情報の共有を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 児童虐待について、「千葉県要保護児童対策協議会」を活用し、関係機関の連携強化及び情報の共有を図ることができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、児童虐待について、「千葉県要保護児童対策協議会」を活用し、更なる関係機関の連携強化及び情報の共有を図る。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 県内では残念ながら児童虐待事案が発生しており、児童虐待問題の解決のためには国、行政、地域、家庭の連携が欠かせない。本協議会については、情報交換するだけでは関係機関との連携強化には不十分であることから、その在り方について見直しを検討するとともに、要保護児童に対する県としての姿勢を明確にする必要がある。全県的な関係機関のネットワーク組織として、市町村や医療機関との連携をより一層図り、児童虐待防止に向けて積極的に取り組むことを期待したい。</p>
18	<p>事業名：児童虐待防止医療ネットワーク事業（児童家庭課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 児童虐待の早期発見及び深刻化を未然防止するため、千葉県こども病院に委託し、中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワーク作りや保健医療従事者の教育等を行い、医療機関における児童虐待対応の向上を図った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 事業委託先の千葉県こども病院が中心を担い、各医療機関の児童虐待対応等について相談助言を行ったり、事業の一環である虐待対応研究会を通し、事例検討や開業医向けの児童虐待対応Q&A作成を行っている。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 開業医向けの児童虐待対応Q&Aの早期完成を目指し、地域の医療機関にも児童虐待対応についての理解を促進する。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 相談件数が増加しており、その内容が医療機関からの相談・虐待案件の判断とその後の対応など、児童虐待防止への意識が高まったことは評価できる。 コーディネーターの存在と業務が定着し、医療機関の更なる協力と連携が強化されるとよい。また、医療機関向けQ&Aが早期に配布され、活用されることを期待したい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重】

施策の方向① DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援（関連事業20）

No.	事業
19	<p>事業名：犯罪被害者等からの相談等の充実（くらし安全推進課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 社会全体で犯罪被害者等（被害者本人及びその家族・遺族）を支援していく体制づくりを進めた（「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」リーフレットの作成・配布、県民向けの犯罪被害者支援員養成講座の実施、県・市町村相談関係機関職員研修の実施、犯罪被害者週間に合わせ、安全で安心なまちづくり旬間キャンペーンや県警防犯講話会場において被害者週間等の広報実施、千葉テレビにおける特別番組「平穏な暮らしを取り戻すために～犯罪被害者への支援～」の放映等）。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 令和元年度からは、犯罪被害者支援コーディネート業務を開始し、各々の犯罪被害者等に合った支援を提供できるように努め、支援の充実が図れた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 今後、市町村をはじめ、関係機関との連携をより強化していく必要がある。 また、県民に対する広報啓発に力を入れ、社会全体で犯罪被害者等を支援していく体制づくりを進めていきたい。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 犯罪被害者からの相談を各支援機関等につなげる常勤コーディネーターを千葉犯罪被害者支援センターに設置し、体制を整備したことは評価できる。 「県民のつどい」等の際にアンケート調査等を活用することにより、県民の理解度などを確認し、広報等に活かせるとよい。犯罪被害者等支援の重要性に鑑み、本事業について、県民への更なる周知・啓発を期待したい。</p>
20	<p>事業名：性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制の構築（くらし安全推進課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対して補助金を交付した。 また、協議会、ケース会議、医療従事者連絡会を実施して、関係機関との連携強化に努めた。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： ワンストップ支援体制開始から3年以上が経過し、電話・面接相談をはじめとする各種支援件数は大幅に増加しており、医療機関警察等関係機関・団体と連携した総合的な支援体制が構築できたと評価している。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できる、きめ細やかな支援を提供するため、関係機関との連携を強化していく。</p> <p>※ 委員意見（令和2年度実施外部評価の主なもの）： 表面化しにくい性被害の相談やケアの業務が定着するために補助金が交付されるなど、業務の安定化に向けての取組は大いに評価したい。また、「病院拠点型ワンストップ支援センターちさと」「千葉犯罪被害者支援センター（CVS）」の他、県内5か所に連携病院を設置・公表し、地域に居住する相談者が受診しやすい環境を整えたことは評価できる。今後は、被害直後から切れ目のない支援ができるように、本事業について、県内の産婦人科等への更なる周知に努めてほしい。また、相談内容の傾向等実績を個人情報特定されない範囲で関係機関・団体と共有することで、被害者支援と被害の未然防止に向けた対策を充実することができると思料され、検討の余地がある。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【7 男女共同参画への意識づくり】

施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進（関連事業10）

関係指標

No.	指標名	単位	計画策定時の現状値	目標値	実績値(年度末)	実績値(年度末)				
			H26年度末	R2年度末	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度	
1	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合（男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査）	%	女性 9.0 男性 18.1	増加を 目指 します	女性 9.7 男性 18.4 (R元年度) 【達成】	女性 9.7 男性 18.4	—	—	—	※5年に1度の調査
2	女性の権利に関する法制度の認知度 ①男女共同参画社会基本法 ②男女雇用機会均等法 ③女子差別撤廃条約 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	%	① 47.6 ② 86.9 ③ 28.9	増加を 目指 します	① 51.6 ② 83.5 ③ 27.2 (R元年度)	① 51.6 ② 83.5 ③ 27.2	—	—	—	※5年に1度の調査

No.	事業
1	<p>事業名：男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 男女共同参画社会づくりに向けた機運を高めることを目的として、県民に男女共同参画への理解を深めてもらうためのフェスティバルを開催した（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止）。 また、センター事業や各地域での取組等さまざまなテーマを切り口とした内容の情報を広報することで、多くの人に男女共同参画の意識を持つことの重要性を認識していただき、男女共同参画社会づくりの推進を図るため、情報誌eパートナーちばを毎年2回発行した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 千葉県男女共同参画フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止とした。また、情報誌eパートナーちばは、ニーズに合わせた内容を掲載することにより、あらゆる人への参画を啓発することができた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 千葉県男女共同参画フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症によって様々な問題が生み出される状況下において、それに影響を受けない、もしくは最小限にとどめるような講座の開催方法を考える必要がある。また、あらゆる世代が参加しやすくなるような講演会、ワークショップの内容等を工夫し、県の男女共同参画意識の向上を図る必要がある。 情報誌eパートナーちばは、より幅広い世代に読んでもらえるように、掲載内容や紙面構成をさらに工夫していく必要がある。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： フェスティバルに、気軽に参加できる工夫がされたことが集客向上に結び付いたと考えられるが、参加者増加のための更なる努力・工夫に期待したい。利用者の満足度を測るため、参加者の男女別、年齢別の比較ができるアンケートをとってほしい。 情報誌についても、気軽に手にとってもらえるように内容の充実、工夫を続けてほしい。また、県民だよりの活用など、配布先・設置場所を増やし、地域差なく多くの県民に届くよう検討してほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【7 男女共同参画への意識づくり】

施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進（関連事業10）

No.	事業
2	<p>事業名：各種講座・研修会の開催（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 男女共同参画の意識啓発のためのシンポジウム、自己啓発（スキルアップ）講座、関係機関と連携した専門的講座及び女性リーダー養成講座を開催した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 関係機関と連携した専門的講座では、様々な大学（千葉大学、順天堂大学、保健医療大学、千葉商科大学、和洋女子大学）との連携講座や地域団体（千葉商工会議所、千葉県医師会等）との連携講座を開催した。大学との連携講座では、各回によって定員に違いはあるものの、ほぼ定員を超える方に参加いただいた。また、女性リーダー養成講座では、就労・就農・起業などジャンルを分けて実践的な講座が実施できた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 大学との連携講座では、今後もあらゆる人が参加できるように、講座内容の検討など、更なる工夫をする必要がある。また、地域団体との連携講座では参加者の年齢に偏りがみられるため、幅広く参加していただける講座を企画し、実施場所を一つに限定せず、より参加しやすい場所で開催する。さらに、新型コロナウイルス感染症によって様々な問題が生み出される状況下において、それに影響を受けない、もしくは最小限にとどめるような講座の開催方法を考える必要がある。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 各講座の実施に対する工夫は評価できるが、各講座募集人数に対する実参加者数が50%くらいで、集客に結びついていないことが残念である。参加者数増加のために、企業への働きかけなどの募集方法の改善が必要である。また、講座参加者のフォローアップやその後の活躍の紹介など、事業の成果を把握し、講座内容や広報の充実に向けてほしい。さらに、講座の実施を年度単発にするのではなく、継続性を持たせることで定着を図ってほしい。</p>
3	<p>事業名：ホームページ、メールマガジン等による情報発信（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 「ちばの男女共同参画情報マガジン（メールマガジン）」を毎月2回発行したとともに、市町村が開催するイベント等を千葉県ホームページに掲載した。また、令和2年度より男女共同参画センター公式ツイッターの運用を開始し、オンライン講座や相談事業の周知、センター相互の連携、災害時の情報発信を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 市町村が開催するイベント等もメールマガジンで配信し、多くのイベントやニュースを掲載することができた。また、メールマガジンを見て、イベントやセミナーに参加したという方もいた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： メールマガジン登録者数は年々増えてはいるが、開封率を上げるために内容を工夫する必要がある。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： ITを活用したホームページやメールマガジンによる情報発信は重要である。メールマガジン登録者の更なる増加が今後の課題であり、評価目標としてはどうか。誰もが簡単に、メールマガジン登録画面に行き着けるよう県のホームページをわかりやすくしてほしい。また、画像・動画・図・表等の活用による内容の工夫を期待する。</p>
4	<p>事業名：関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 男女共同参画について理解を深めるため、県職員・教職員に対する研修をはじめ、市町村などの依頼により、県職員を講師として派遣した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 県職員等の男女共同参画についての理解促進に寄与した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 引き続き、関係機関等が行う研修会等へ県職員を講師として派遣し、男女共同参画についての理解促進を図る。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 22年度と比較すると、参加者数は2分の1以下である。原因を分析し、開催回数・参加者数の増加を目指してほしい。 市町村からの依頼を待つ姿勢から、依頼のない市町村へアプローチしたり、出前講座として押し掛ける積極性を期待したい。また、新規採用時などの研修として行うことを検討してほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【7 男女共同参画への意識づくり】

施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進（関連事業10）

No.	事業
5	<p>事業名：あらゆる人々への意識啓発の展開（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 男女共同参画週間に合わせ、そごう千葉店等で男女共同参画啓発パネルの展示事業を行った。また、希望する市町村へ同パネルの貸出(展示)を行った。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： そごう千葉店等での男女共同参画啓発パネル展示では、より多くの県民の目にとまるよう工夫しながら実施した。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 市町村へのパネル貸出は、希望日（男女共同参画週間等）がかぶってしまい、貸出できなかった時期があったため、今後は事前に利用見込みの調査をし、より多くの市町村に貸出できるようにするほか、データによる貸出も実施する。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： パネルは、内容が毎年更新され、工夫されたものとなっている。 パネルの貸出について、関心が低い市町村への働きかけや貸出の広報の工夫などが必要である。 また、より多くの方への周知を図るために、パネル内容のホームページへの掲載を検討してほしい。</p>
6	<p>事業名：関係機関との連携による専門講座（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 大学・地域団体等との連携講座を実施した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 様々な大学（千葉大学、順天堂大学、保健医療大学、千葉商科大学、和洋女子大学）との連携講座や地域団体（千葉商工会議所、千葉県医師会等）との連携講座を開催した。大学との連携講座では、各回によって定員に違いはあるものの、ほぼ定員を超える方に参加いただいた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 大学との連携講座では、今後もあらゆる人が参加できるよう、講座内容の検討など、更なる工夫をする必要がある。また、地域団体との連携講座では参加者の年齢に偏りがみられるため、幅広く参加していただける講座を企画し、実施場所を一つに限定せず、より参加しやすい場所で開催する。さらに、新型コロナウイルス感染症によって様々な問題が生み出される状況下において、それに影響を受けない、もしくは最小限にとどめるような講座の開催方法を考える必要がある。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 連携先の関係機関に、本事業を周知することがより求められる。親子のコミュニケーション支援として、大変工夫された事業があったことは、評価できる。より参加者を増やすために、講演だけでなく、参加型の講座にすること、参加しやすい日時の設定、使いやすい託児の仕組み、単年度のみでなく継続して行うことなどを工夫してほしい。</p>
7	<p>事業名：男女共同参画センターにおける相談事業の実施（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 女性及び男性のための総合相談（一般相談・専門相談）及びDV被害女性の相談及びカウンセリングを実施した。 また、子どもを連れて面接にすることができるよう託児施設を用意したほか、相談員等の資質向上を図るため、外部の専門家から助言・指導を受けるスーパービジョンを開催した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により、面接相談・カウンセリング等の実施回数が減少している。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるような事業運営方法を考え、相談者が安心して相談を受ける事が出来る環境を整える必要がある。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 相談内容を把握・分析し、解決困難な事例等から、県の施策に反映してもらいたい。DV加害者からの相談件数が増加しているため、DV防止講座や更生プログラムの受講へと連携することを期待する。また、相談員のさらなるスキルアップを図ってほしい。</p>

第4次千葉県男女共同参画計画における重点的取組の取組結果等について

【7 男女共同参画への意識づくり】

施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進（関連事業10）

No.	事業
8	<p>事業名：男女共同参画苦情処理制度の活用（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 男女共同参画に関する県の施策に係る苦情申出はなし。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 県民からの申出あれば迅速に対応できるよう、制度の熟知に努めたい。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 近年県民からの申出がないが、DV対策班が男女共同参画課から健康福祉部児童家庭課に移管されたことに伴い、令和3年度になり、両課が事務局として対応する体制となった。今後も各種法改正等を踏まえ、制度の対象・対象外となる事例の精査をし、必要に応じて要綱等の改正を行っていく。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： ここ数年の苦情処理件数の実績から、より一層の広報の工夫をしてほしい。</p>
9	<p>事業名：千葉県男女共同参画推進連携会議の充実（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 産業・女性活躍推進特別合同部会、産業部会、地域・教育・女性活躍推進特別合同シンポジウム、地域・教育合同部会を開催した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 各部会2回ずつ開催し、多くの参加者を集めることができ、評価の高い結果を得られた。「男女共同参画に関する見方が変わった」という意見があり、意識の改革ができています。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： 参加者を更に増やすために、誰でも参加したくなるテーマで企画する必要がある。また、セミナー等の周知を広げていき、多くの県民の目に留まるようにする。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： 各部会への参加者が少ないため、加入団体の傘下の団体並びに、一般県民への広報の強化や開催日時設定の工夫などを行い、事業を育てていくことを期待する。また、各部会の自主性・独自性をいかに高めていくかが課題である。</p>
10	<p>事業名：千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実（男女共同参画課）</p> <p>① 平成28年度から令和2年度までの実施結果： 県民団体と県民が一同に会し、男女共同参画に係る共通のテーマについて意見交換をする機会を提供し、一層の交流促進を図るため、ネットワーク会議を開催した。</p> <p>② 実施結果(①)に対する自己評価： 更なる事業の活性化を図るため、H30年度より、シンポジウムとネットワーク会議を同日開催とした。シンポジウムには参加しても、ネットワーク会議には不参加というパターンも引き続き見られた。</p> <p>③ 今後の方向性及び検討課題： シンポジウムからネットワーク会議まで、通しで参加していただけるよう、内容を充実、工夫させることで、県民の参加意識を促すような環境づくりが必要である。社会情勢に応じた講演テーマや内容を設定することで、男女共同参画に関心のない方にも参加を促す。</p> <p>※ 委員意見（平成29年度実施外部評価の主なもの）： ワールドカフェ方式を取り入れる等、意見交換で交流方法が工夫され、参加者から好評であったことは評価できる。ネットワーク会議の参加にとどまらず、その後の交流と参加団体の自主的な事業展開を目指してほしい。</p>

第4次

千葉県男女共同参画計画に おける指標の達成状況

第4次千葉県男女共同参画計画における指標の達成状況

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり										
No	指標名	単位	計画策定時の現状値 H26年度	目標値 R2年度	実績値 (年度末) R2年度	達成状況 ※	実績値(年度末)			
							R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
1	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 (子育てアンケート)	%	76.1	80.0	83.1 【達成】	○	79.9	79.2	81.0	77.2
2	保育所等待機児童数	人	1,646	解消を 目指 します	428	△	833	1,020	1,392	1,787
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護実施市町村数		15	増加を 目指 します	20 【達成】	○	20	21	20	19
4	社員いきいき！元気な会社宣言会社	社	570	800以上	908 【達成】	○	899	822	760	652
5	家族経営協定締結数	戸	1,666	2,000	2075 【達成】	○	2,039	1,978	1,899	1,827
6	農林水産業における女性による起業経営体数	経営体	437	525	450	△	454	446	448	449
7	女性の農業士等認証数	人	100	180	123	△	121	117	114	111
8	県の審議会等における女性委員割合	%	29.7	40.0	30.5	△	30.3	30.4	30.5	30.5
9	農業協同組合の役員に占める女性の割合	%	6.3	15.0	8.5	△	8.4	7.6	6.8	6.6
10	農業委員に占める女性の割合	%	4.6	30.0	14.6	△	13.5	13.1	10.7	7.5
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり										
No	指標名	単位	計画策定時の現状値 H26年度	目標値 R2年度	実績値 (年度末) R2年度	達成状況 ※	実績値(年度末)			
							R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
1	DVが人権侵害であると認識する人の割合(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	%	女性 77.6 男性 75.8	増加を 目指 します	女性 77.8 男性 74.1 (R元年度)	×	女性 77.8 男性 74.1	—	—	—
2	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数		53	54	54 【達成】	○	54	53	53	53
3	職場等のセクシュアル・ハラスメントを人権侵害と感じる者の割合(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	%	女性 78.3 男性 81.6	増加を 目指 します	女性 80.0 男性 78.1 (R元年度) (注)	×	女性 80.0 男性 78.1	—	—	—
4	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数		32	54	36	△	36	35	35	34
5	総合型地域スポーツクラブ会員数	人	20,064	28,000	20,884	△	22,252	21,877	22,000	22,290
6	自殺死亡率(人口動態統計に基づく人口10万人当りの自殺者数)		女性 12.7 男性 27.1	減少を 目指 します	女性 11.8 男性 20.6 【達成】	○	女性 9.5 男性 22.6	女性 9.7 男性 24.0	女性 10.1 男性 22.3	女性 9.6 男性 23.9

※達成状況の表記：達成「○」、未達成(策定時より向上)「△」、未達成(左記以外)「×」

(注) 令和元年度の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、セクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメントについて調査を実施

第4次千葉県男女共同参画計画における指標の達成状況

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり										
No	指標名	単位	計画策定時の現状値	目標値	実績値(年度末)	達成状況※	実績値(年度末)			
			H26年度	R2年度	R2年度		R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
7	がん検診の受診率 ①胃がん ②肺がん ③大腸がん ④乳がん ⑤子宮頸がん (3年毎の公表)	%	① 女性 34.2% 男性 47.7% ② 女性 41.4% 男性 49.2% ③ 女性 36.7% 男性 43.6% ④ 女性 48.6% ⑤ 女性 43.7% (H25)	① 50%以上 ② 50%以上 ③ 50%以上 ④ 50%以上 ⑤ 50%以上	① 女性 46.3% 男性 54.1% ② 女性 48.7% 男性 53.9% ③ 女性 42.7% 男性 47.6% ④ 女性 51.9% ⑤ 女性 41.8% (R元)	×	① 女性 46.3% 男性 54.1% ② 女性 48.7% 男性 53.9% ③ 女性 42.7% 男性 47.6% ④ 女性 51.9% ⑤ 女性 41.8% (R元)	※3年毎の公表		① 女性 36.9% 男性 47.2% ② 女性 46.8% 男性 52.8% ③ 女性 42.7% 男性 46.3% ④ 女性 49.9% ⑤ 女性 44.2% (H28)
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり										
No	指標名	単位	計画策定時の現状値	目標値	実績値(年度末)	達成状況※	実績値(年度末)			
			H26年度	R2年度	R2年度		R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
1	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	%	女性 9.0 男性 18.1	増加を目標します	女性 9.7 男性 18.4 (R元年度) 【達成】	○	女性 9.7 男性 18.4	—	—	—
2	女性の権利に関する法制度の認知度 ①男女共同参画社会基本法 ②男女雇用機会均等法 ③女子差別撤廃条約 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	%	① 47.6 ② 86.9 ③ 28.9	増加を目標します	① 51.6 ② 83.5 ③ 27.2 (R元年度)	×	① 51.6 ② 83.5 ③ 27.2	※5年に1度の調査		
3	学校教育の場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	%	女性 50.9 男性 61.5	増加を目標します	女性 48.9 男性 56.0 (R元年度)	×	女性 48.9 男性 56.0	※5年に1度の調査		
4	県内消防団における女性消防団員数	人	517	増加を目標します	631 【達成】	○	591	578	588	563
推進体制										
1	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数		42	54	44	△	44	42	43	43
2	男女共同参画計画策定市町村数		37	54	44	△	41	41	41	40

※達成状況の表記：達成「○」、未達成(策定時より向上)「△」、未達成(左記以外)「×」

**第4次千葉県男女共同参画計画
関係事業
令和2年度予算額・決算額**

第4次千葉県男女共同参画計画関係事業 令和2年度予算額・決算額

(単位:千円)

		令和2年度			
		2月補正後予算額	内再掲	決算額	内再掲
I	あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり	396,584,921	58,936	344,096,655	58,336
1	ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進	15,577,074	0	13,251,103	0
	①子育て・介護への支援	15,269,849		12,964,474	
	②ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進	24,984		24,045	
	③誰もが健康で安心して働ける環境の整備	562		562	
	④家庭生活における男女共同参画の促進	87		60	
	⑤地域活動における男女共同参画の促進	281,592		261,962	
2	労働の場における男女共同参画の促進	381,006,948	58,162	330,845,173	57,957
	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	10,612	238	10,299	35
	②農林水産業における男女共同参画の促進	2,763		1,018	
	③自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援	380,030,979		330,028,035	
	④意欲と能力を生かす再就職に向けた支援	904,670		747,899	
	⑤多様な働き方に対する支援	57,924	57,924	57,922	57,922
3	政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	899	774	379	379
	①政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	899	774	379	379
	②女性の能力発揮への支援	0		0	
II	安全・安心に暮らせる社会づくり	5,779,592	0	5,161,531	0
4	あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	2,135,341	0	2,010,453	0
	①DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援	521,624		438,020	
	②性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	964,901		926,244	
	③メディアにおける女性や子どもの人権への配慮	648,816		646,189	
5	誰もが安心して暮らせる環境の整備	1,927,889	0	1,632,425	0
	①ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応	1,517,055		1,284,856	
	②高齢者・障害者の自立した生活に対する支援	381,693		326,539	
	③外国人が安心して暮らせる環境づくり	29,141		21,030	
6	生涯を通じた健康づくりの促進	1,716,362	0	1,518,653	0
	①生涯を通じた男女の健康支援の増進	303,032		271,295	
	②妊娠・出産等に関する健康支援	1,413,330		1,247,358	
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	841,660	1,592	795,306	780
7	男女共同参画への意識づくり	27,622	1,592	24,677	780
	①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進	26,384	1,592	23,451	780
	②男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供	1,238		1,226	
8	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	811,533	0	769,661	0
	①学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進	807,977		768,849	
	②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実	3,556		812	
9	防災分野における男女共同参画の促進	2,505	0	968	0
	①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進	0		0	
	②消防・防災活動における女性の活躍促進	2,505		968	
	計	403,206,173	60,528	350,053,492	59,116
A	小計(再掲を除いた合計)	403,145,645		349,994,376	
IV	推進体制	5,766	4,252	3,544	2,491
	推進体制	5,766	4,252	3,544	2,491
	計				
B	小計(再掲を除いた合計)	1,514		1,053	
	総計(A+B)	403,147,159		349,995,429	

【参考】

**第5次
千葉県男女共同参画計画の
概 要**

※令和3年3月策定

1 計画策定の趣旨

本県は、少子高齢化の進展に伴い、人口減少や生産年齢人口の減少が見込まれており、さらに、令和元年房総半島台風等、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染拡大による新たな課題にも直面しています。こうした中、持続可能な活力ある社会を実現するためには、男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合いながら一人ひとりが個性と能力を發揮して活躍できる社会の実現を目指して引き続き取り組んでいくことが重要です。

本計画では、これまでの取組状況や、社会経済情勢の変化、県民意識調査の結果を参考に、第4次計画の一部を見直すとともに、令和3年度からの5年間の計画を策定しました。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。
- (2) 千葉県総合計画や県の関連諸計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現」を目指して

豊かで活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮し、一人ひとりが活躍できる社会の実現、すなわち、男女がともに認め合い、支え合い、元気なちばの実現を目指しています。

県では、そうした社会の実現に向け、県民の皆様、団体や企業の方々、市町村などと力を合わせ、取り組んでいきます。

計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）
 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

基本目標

基本的な課題

施策の方向

目標

男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します

I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

1 労働の場における男女共同参画の促進

- ① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進 **重点的取組(1)**
- ② 雇用の分野における男女共同参画の促進
- ③ 誰もが健康で安心して働ける環境の整備
- ④ 農林水産業における男女共同参画の促進
- ⑤ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援
- ⑥ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

- ① 子育て・介護への支援 **重点的取組(2)**
- ② 家庭生活における男女共同参画の促進
- ③ 地域活動における男女共同参画の促進 **重点的取組(3)**

3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点的取組(4)**
- ② 女性の能力発揮への支援

II 安全・安心に暮らせる社会づくり

4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **重点的取組(5)**
- ② 性起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- ③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ① ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ② 高齢者・障害者の自立に向けた支援
- ③ 外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

6 生涯を通じた健康づくりの促進

- ① 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援

7 防災分野における男女共同参画の促進

- ① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進 **重点的取組(6)**
- ② 消防・防災活動における女性の活躍促

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

8 男女共同参画への意識づくり

- ① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点的取組(7)**
- ② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進
- ② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

重点的取組

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進など、働き方改革に取り組む県内企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けセミナー等を開催するほか、テレワークの導入支援を行うことなどにより、企業の働き方改革の取組を支援します。

(2) 子育て・介護への支援

安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援の充実を図るため、保育所等の整備を促進するとともに、認定こども園の普及に努めます。併せて、学校・家庭・地域が連携した家庭教育を推進するため、家庭教育支援チームを設置する市町村への支援や子育てする親の孤立化の防止、個々の家庭への相談体制の充実を図ります。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において広報・啓発活動を行います。また、学生による地域活動を支援します。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等委員の委嘱に際し事前協議を行うことなどにより、審議会等委員への女性の登用促進を図ります。

(5) DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆるの暴力の根絶と被害者への支援

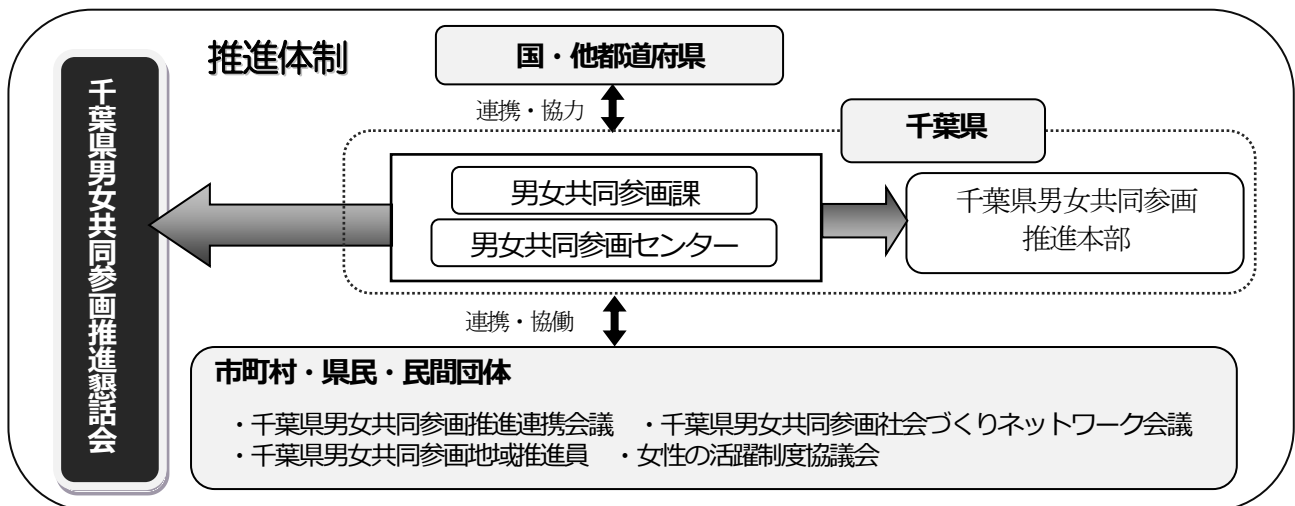
DV問題の解決に向けて、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりのために、様々な方法で継続的に広報を実施し、被害者等への相談窓口（女性向け・男性向け）の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

(6) 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

防災に関する計画に女性の視点を反映し、さらに、防災女性リーダー養成のための講座等を開催するなど、防災分野への女性の参画を促進します。また、市町村に対し、避難所における女性への配慮等が盛り込まれた避難所運営マニュアルの作成を働きかけ、地域における男女共同参画の視点を取り入れた取組を支援します。

(7) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

あらゆる人々に男女共同参画に関する理解が普及・浸透するように、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画課及び男女共同参画センターを核とした広報・啓発活動を一層推進します。また、女性の就労、起業を支援する各種講座を開催し、関係機関等と連携して行います。



**千葉県
男女共同参画センター
事業一覧**

第3部

千葉県男女共同参画センター事業一覧

事業名		事業内容	R2年度 実施状況	R3年度 実施計画
(1) 相談事業				
女性のための総合相談	一般相談	(電話) 火～日曜日 9:30～16:00 (面接) 電話相談のあと、希望に応じて受付	実施 相談件数 5,685件	実施
	専門相談(予約制)	(カウンセリング) 面接相談のあと、希望に応じて受付 (法律相談) 毎月第4木曜日 13:00～16:00 (こころの相談) 毎月第3火曜日 13:00～16:00	実施 相談件数 417件	実施
男性のための総合相談	一般相談	(電話) 火・水曜日 16:00～20:00	実施 相談件数 578件	実施
	専門相談(予約制)	(カウンセリング) 電話相談のあと、希望に応じて受付	実施 相談件数 68件	実施
DV被害者等自立支援サポート事業		DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供するとともに、法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	グループトーク2回(非公開) 非公開講座2回 公開講座1回を実施
(2) 広報・啓発事業				
情報誌の発行		男女共同参画を推進するため、千葉県男女共同参画センターの事業や男女共同参画に関する情報等を掲載した情報誌「eパートナーちば」を発行する。	10,000部×2回	10,000部×2回
男女共同参画センターフェスティバル		県民に男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運を高めることを目的に、講演会、ワークショップなどを実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	オンライン講演会及びパネル展示を実施
ホームページ等による広報・啓発		男女共同参画に関する情報、センター事業内容、講座情報及びイベント情報等をホームページに随時掲載し、県民に情報を提供する。	通年	通年
(3) 学習・研修事業				
女性リーダー養成講座		地域活動又は政策・方針決定過程の場などにおいて、自らの能力を十分に発揮し、男女共同参画の視点をもって活躍する女性人材を養成することを目的に連続講座を実施する。	実施 3回 延べ受講者 139名	女性リーダー養成講座(起業・就労・就農)の実施 オンラインで防災女性リーダー養成講座を実施
各種講座		男女共同参画シンポジウム、ネットワーク会議、大学との連携セミナー、地域団体との連携セミナーを実施する。	シンポジウム&ネットワーク会議 51名 大学との連携セミナー 現地開催 33名 オンライン再生数 315回 地域団体との連携セミナー 現地開催 45名 オンライン再生数 351回	シンポジウム、大学との連携・専門講座、地域団体等との連携・専門講座として実施

事業名	事業内容	R2年度 実施状況	R3年度 実施計画	
(4)市町村支援事業				
男女共同参画地域推進員の活動支援	千葉・葛南	DVについてー知ろう・語ろう・変えていこうー	実施 1回 参加者 22名	実施
	東葛飾	防災に関する勉強会	実施 1回 参加者 14名	
	北総	避難しますか？しませんか？	実施 1回 参加者 30名	
	海匝・山武	新聞「Kaisou Sanbu 男女共同参画だより」の発行 (6,500部印刷)	発行 1回	
		黒板アートの作成・講演	実施 1回 参加者 27名	
	東上総	どうして、防災に男女共同参画の視点が必要なの？	実施 1回 参加者 17名	
	南房総	中学校出前セミナー 「生徒とともに身近な男女共同参画を考える」	実施 1回 参加者 89名	
		男女共同参画と防災・復興 ～新型コロナウイルスリスク下における避難所運営 および人権問題も踏まえて～	実施 1回 参加者 30名	
男女共同参画センター等連絡会議の開催	県内の男女共同参画関連施設及び設置市町村の担当者が一堂に会し、事業内容・情報の交換や共有、連携について検討する。	書面開催により実施	実施	
(5)交流・活動支援事業				
男女共同参画関係団体・グループ間の交流促進支援	民間団体等との連携・協働により地域の男女共同参画を推進するため、団体間の自主的な交流や幅広いネットワークづくりを推進する。	通年	通年	
会議室の貸出	千葉県男女共同参画センターが管理する会議室を男女共同参画に関する会議、研修、交流等のために貸し出す。	通年	通年	
(6)情報収集・提供事業				
情報の収集・提供	男女共同参画に関する図書・ビデオ、行政資料等を収集・整理し、情報コーナーにおいて貸出又は閲覧に供する。	蔵書 約8,200冊	実施	

千葉県男女共同参画センター

あなたの“自分らしく生きたい”を応援します！

事業内容

- 講座・フェスティバルの開催
- 相談事業
- 情報誌の発行
- 情報コーナーの運営
- 会議室の貸出

開館時間

火～金曜日 9時～21時

土日・祝日 9時～17時

休館日 月曜日（祝日の場合は翌火曜日が休館）、年末年始

女性のための総合相談

04-7140-8605

火～日 9:30～16:00

男性のための総合相談

043-308-3421

火・水 16:00～20:00

- 電話相談のあと、希望に応じて専門相談が受けられます。（予約制）
- 料金無料・秘密厳守

所在地

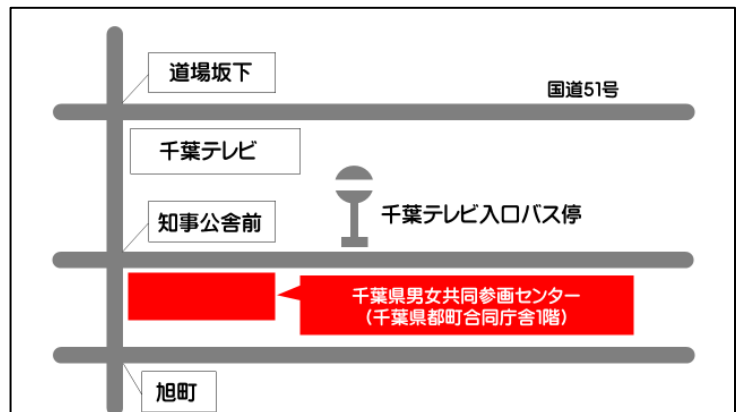
〒260-0001

千葉市中央区都町 2-1-12

（千葉県都町合同庁舎1階）

TEL 043-420-8411

FAX 043-420-8581



➤ アクセス

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

JR 千葉駅前 京成バス8番乗場 「千05 千城台車庫行」

「千06 御成台車庫行」「千07 市営霊園行（平日朝のみ）」

「千葉テレビ入口」下車徒歩1分

男女共同参画センターは、平成30年10月、
千葉市中央区都町に移転しました。

千葉県マスコット
キャラクター
チーパくん



男女共同参画社会をめざして



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

令和3年度 千葉県男女共同参画白書 令和4年1月

編集・発行 千葉県総合企画部男女共同参画課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2372
FAX 043-222-0904
Eメール kyodo1@mz.pref.chiba.lg.jp
URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/index.html>